



出身国情報に関する報告書

中国

2007 年 8 月 17 日

目次

序文

最新ニュース

2007 年 8 月 1 日から 17 日に発生した事件

2007 年 8 月 1 日から 17 日までに公表またはアクセスした中国に関する報告

Paragraphs

背景情報

地理	1.01
地図	1.04
言語	1.05
人口	1.06
命名法	1.07
チベット人の名前	1.08
経済	2.01
貧困	2.03
通貨	2.04
歴史	3.01
1949-1967: The Mao Zedong 時代	3.01
1978-1989: Deng Xiaoping 下の中国	3.03
1990-2000: 天安門広場後	3.04
2000 以降: 新世代の指導者	3.05
最近の発展	4.01
憲法	5.01
政治体制	6.01
指導部 (第 4 世代)	6.03
中国共産党 (CCP)	6.04
人権	
摘要	7.01
治安部隊	8.01
警察	8.02
民間警備会社	8.05
拷問	8.06
超法規的殺人	8.13
証人の保護	8.14
上告の手段	8.16
兵役 9.01	9.04
良心的兵役拒否	9.04
脱走	9.05
司法 10.01	10.01
組織	10.01
独立性	10.02

公正な裁判	10.05
弁護士に対する規制	10.08
刑事訴訟法 (1997)	10.11
国家安全保障法 (1993)	10.12
二重の危険	10.14
逮捕と拘留—法的権利	11.01
逮捕証	11.08
指名手配ポスター	11.10
逮捕への抵抗/警察幹部の殴打	11.13
軽犯罪の刑罰	11.15
刑務所状況	12.01
精神病院での拘留 (安康収容所)	12.06
Fujianの刑務所	12.10
Drapchi 刑務所 (Tibet)	12.11
Qushui 刑務所 (Tibet)	12.14
Tibet におけるその他の既知拘留施設	12.15
行政拘留/強制労働収容所	12.16
労働矯正 (RTL)	12.16
その他の形態の行政拘留	12.23
死刑	13.01
死刑執行猶予	13.07
執行数	13.08
司法の監視	13.10
死刑の免除者	13.13
政治的所属	14.01
政治的発言の自由	14.01
結社および集団の自由	14.04
社会騒動	14.08
反日抗議運動 (2005 年 4 月 10 日から 5 月 4 日)	14.13
反体制派集団と政治活動家	14.14
中国民主党 (CDP)	14.16
中国共産党英国支部	14.21
天安門広場事件の活動家	14.22
「9 つの論評」への対応	14.26
言論およびメディアの自由	15.01
ジャーナリスト	15.09
人権機関、組織および活動家	16.01
汚職 17.01	
党規律の違反	17.04
Guanxi (人脈)	17.06
宗教の自由	18.01
登録	18.07
仏教徒	18.15
道教徒	18.17
民間宗教	18.19
キリスト教徒	19.01
聖書の入手可能性	19.03
布教活動	19.06

カトリック教徒	19.07
バチカンとの関係	19.14
プロテスタント (「家の教会」を含む)	19.18
ロシア正教	19.23
イスラム教徒	20.01
ウィグル族 (Uygur, Uyghur)	20.03
Xinjiangにおける人権 (東トルキスタン)	20.06
Xinjiangにおける宗教の自由 (東トルキスタン)	20.09
ウィグル族テロリスト集団	20.16
その他のウィグル族反対派集団	20.18
回族 (Huihui)	20.20
精神集団の禁止	21.01
呼喊派(Huhan Pai) または地方教会	21.04
南中国教会	21.07
三班仆人教会	21.10
東洋の稲妻	21.12
エホバの証人	21.14
法輪功	21.15
起源と信奉者	21.26
指導原理	21.28
修鍊と運動	21.31
第 610 公室	21.33
民間修鍊の可能性	21.34
誹謗文書	21.38
在外修鍊者の重要な日	21.39
法輪功修鍊者の血縁者の扱い	21.40
外国人活動家の監視	21.43
臓器売買	21.46
その他の気功集団	21.51
Zhong Gong (中功)	21.52
Cibei Gong (Compassion Gong)	21.58
Gou Gong (国功)	21.60
Xiang Gong (香功)	21.63
Bodhi Gong (Wakefulness/Awakening Gong)	21.64
ETHNIC GROUPS	22.01
朝鮮族	22.05
モンゴル族	22.06
TIBET	23.01
チベット語	23.04
Tibet における人権	23.08
Tibet に拘束中の政治犯	23.17
チベット仏教	23.19
ダライ・ラマの写真所持	23.26
パンチェン・ラマ	23.28
聖職者の生活	23.29
追放された僧侶のその後	23.30
インド国内のチベット難民	23.31
インドにおけるチベット族の法的地位	23.33

ネパールのチベット難民.....	23.36
ネパールにおけるチベット難民の法的地位	23.40
中国本土地域に居住するその他のチベット族	23.42
女性同性愛者、男性同性愛者、両性愛者、性同一性障害者	24.01
女性同性愛者	24.02
社会における男性同性愛者の地位	24.03
政府の姿勢	24.06
障害者	25.01
女性	26.01
法的権利	26.01
政治的権利	26.03
社会的権利と経済的権利.....	26.05
社会における女性の地位	26.05
婚姻.....	26.09
契約結婚	26.13
離婚.....	26.14
女性に対する暴力.....	26.16
児童 27.01	
基礎情報	27.01
教育	27.03
育児	27.10
養子縁組の権利/規則	27.14
児童就労	27.15
児童兵.....	27.16
黒人児童 (hei haizi).....	27.17
女兒の嬰兒殺し	27.20
健康問題	27.22
家族計画 (「1人っ子政策」)	28.01
少数民族優遇措置.....	28.05
人口家族計画法 (2002)	28.06
新条例 (2007)	28.07
施行	28.08
監視	28.12
強制 (避妊手術/人工中絶の強制)	28.14
回避	28.19
Lynyini における人工中絶の強制	28.22
Fujian における家族計画条例	28.26
Guangdong における家族計画条例	28.29
Beijing および Shanghai における家族計画条例	28.31
独身女性の家族計画	28.36
人身売買	29.01
支援と協力	29.06
中国の季節労働者.....	29.08
スネークヘッド (密入国斡旋業者).....	29.13
2003 年 11 月の Fijian の事実調査任務	29.17
医療問題	30.01
治療および薬の有用性についての概観	30.01
HIV/エイズ.....	30.06

抗レトロウイルス薬による治療	30.08
HIV またはエイズ患者に対する差別.....	30.12
精神の健康	30.14
移動の自由.....	31.01
戸籍 (hukou)	31.01
国内移民者.....	32.01
外国からの難民	33.01
北朝鮮人の難民	33.03
市民権と国籍	34.01
退去/入国手続き	35.01
帰還者の扱い.....	35.06
福州抑留センター (福建省)	35.09
チベット人の扱い	35.11
ウイグル人の扱い	35.15
外国生まれの子供の扱い	35.17
公式文書	36.01
ID カード	36.01
不公正文書の使用.....	36.05
雇用の権利.....	37.01
争点となっている地域.....	38.01
台湾	38.01
特別行政区 (SARs)	39.01
香港 (SAR)	39.01
マカオ (SAR)	39.07

付属書

付属書 A1 – 主な出来事に関する年譜—チャイナポスト-1949

付属書 A2 – 主な出来事に関する年譜—チベットポスト-1910

付属書B – 政治団体

付属書C – 過去および現在の著名人

付属書D – 略語表

付属書E – 有名な反体制派

付属書F – 民主的党派

付属書G – 中国語の用語解説

付属書H – 英語の用語解説

付属書I – チベット語の用語解説

付属書J – チベット語名称の手引き

付属書K – 参考資料

序文

- i この出身国情報に関する報告書(COI Report) は、亡命/人権関連の決定プロセスに関与する職員の利用に向けて、内務省研究開発統計(RDS)が作成した。同報告書は、イギリスで請求される亡命/人権申請において最も頻繁に提起される問題について、その全般的背景情報を提供する。報告書の本文には 2007 年 7 月 31 日時点で利用可能な情報が掲載される。「最新ニュース」の項には、2007 年 8 月 1 日から 17 日までに審査された事件および報告書に関する簡略な情報を掲載する。
- ii この報告書は広い範囲の認定外部情報筋から作成された資料を総括したものであり、内務省のいかなる意見または政策も含むものではない。報告書に掲載されるすべての情報は本文全体にわたって当初の原資料を原点とし、亡命/人権関連の決定プロセスに取り組む職員に利用可能である。
- iii 同報告書は亡命および人権申請で提起される主な問題に焦点を当てた特定の前資料を簡潔に要約することを目的とする。詳細あるいは包括的調査にすることを意図したものではない。詳細な説明については、関連する原資料を直接検討するとよいだろう。
- iv COI 報告書の構成および形式は、特定問題に関する情報への迅速な電子アクセスを必要とし、目次ページを利用して必要な題材を直接閲覧する内務省のケースワーカーならびに不服審査の陳述者が使用する方法を反映している。掘り下げた一部の重要な問題は、たいてい専用の項目で網羅されているが、他の項でも簡単に言及される場合がある。従って報告書の構成にはいくつか反復する箇所がある。
- v COI 報告書に掲載される情報は、原資料から特定可能なものに限定される。特定の題材に関連するすべての局面を網羅するためにあらゆる努力が行われても、関連情報が入手できるとは限らない。これにより、同報告書の掲載情報が実際に記述される範囲以上のことを含意すると解釈してはならないことが重要である。例えば、特殊な法律が認可されたという記述がある場合、記述がない限り有効に実施されたと解釈されてはならない。
- vi 上述の通り、この報告書は信頼できる多くの情報筋から作成された資料の総括である。報告書を取りまとめるに当たっては、それぞれの原資料に提供された情報間の矛盾を解決する試みは行われなかった。例えば、個人、場所および政党等の名称とその表記法は、原資料によって見解が異なることがよくある。COI 報告書は表記法の一貫性を生むのではなく、原資料で用いられた表記法を忠実に反映することに主眼を置いている。これと同様に、数字も提供される原資料によって異なるため、本文通り単純に引用した。「原文のまま」という用語は本書では引用された本文の誤った表記法または誤字を指摘する目的でのみ使用した。つまり、その使用には、資料の内容に関する意見を含意する意図はない。
- vii 報告書は実質的に過去 2 年間に発行された原資料に基づいている。ただし、最近の資料では入手できない関連情報が掲載されているという理由から、それ

より古い原資料が掲載された可能性もある。資料はすべて、この報告書が発行された時点に関連すると思われる情報を掲載する。

- viii この COI 報告書および添付する原資料は公文書である。COI 報告書はすべて、内務省ホームページの RDS 欄上で公表され、報告書の原資料のほとんどはパブリックドメインで常時利用できる。報告書で特定される原資料が電子形態で閲覧可能な場合は、それに関連するウェブリンクがアクセス歴の日付と共に記載される。官庁または会員制サービス等のアクセス可能性の低い原資料については、要請に応じて内務省の発行する複製が利用可能である。
- ix COI 報告書は亡命受入国上位 20 カ国について定期的に公表される。COI 公報は、それより下位の亡命受入国について運用上の必要に従って公表する。内務省当局者も特定の照会に向けて情報要請サービスに常時アクセスすることができる。
- x 内務省はこの COI 報告書を作成するに当たって、利用可能な原資料の正確かつ偏りのない要約を提供することを目指した。この報告書に関する意見または原資料の追加に関する指摘は常時受け付けており、以下の通り内務省まで送付されたい。

出身国情報局

内務省

Apollo House

36 Wellesley Road

Croydon CR9 3RR

United Kingdom

Email: cois@homeoffice.gsi.gov.uk

Website: http://www.homeoffice.gov.uk/rds/country_Reports.html

国情情報に関する勧告会議

- xi 出身国情情報に関する勧告会議は独立した存在として、内務省の出身国情情報資料の内容について内務相に勧告を行う目的で、国籍・移民・亡命法 2002 に基づき設立された。同勧告会議は内務省の COI 報告書およびその他の出身国情情報資料について、あらゆるフィードバックを歓迎する。同会議に関する情報はホームページ www.apci.org.uk で閲覧可能である。
- xii 勧告会議の役割は内務省の資料や手順を支持することではない。勧告会議はその職務過程において、選定された個々の内務省 COI 報告書の内容を直接審査するが、このような審査が受託された事実もしくは何らかの意見が提示された事実が原資料の支持を含意するものと解釈されてはならない。同会議で検討された一部の資料は、（英国内での不服申し立てを認めない）猶予のない不服申し立て (NSA) リストの指定もしくは指定提案国に関係する。かかる場合は、会議の職務は NSA 対象の特定国、もしくは NSA プロセス自体のない国を指定する決定もしくは提案の支持を含意すると解釈してはならない。

国別情報に関する勧告会議の問い合わせ詳細

電子メール: apci@homeoffice.gsi.gov.uk

ウェブサイト: www.apci.org.uk

[目次に戻る](#)

[出典リストに進む](#)

最新ニュース

2007 年 8 月 1 日から 17 日までに中国で発生した事件

- 8 月 3 日 中国共産党規律検査委員会の公表によれば、およそ 1,800 人の政府高官は 6 月に汚職を認めた。
2007 年 8 月 3 日、中国政府高官、汚職を認める
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/asia-pacific/6929005.stm>
アクセス日付 2007 年 8 月 3 日
- 1 August Tibet の亡命精神的指導者、ダライ・ラマの帰還を求める集団要求が発生し、その後中国西部で多数のチベット人が逮捕された。
『中国宣告大会』で拘束されたチベット人、2007 年 8 月 3 日
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/asia-pacific/6929462.stm>
アクセス日付 2007 年 8 月 3 日

[目次に戻る](#)

[出典リストに進む](#)

2007 年 8 月 1 日から 17 日までに公表またはアクセスした中国に関する報告

アムネスティインターナショナル(AI)

中華人民共和国: オリンピックへの力 7 August 2007

<http://web.amnesty.org/library/Index/ENGASA170242007?open&of=ENG-CHN>

アクセス日付 2007 年 8 月 16 日

ヒューマンライツウォッチ (HRW)

[「嫌がらせと拘留はなくなる」: 2008 年 Beijing オリンピックを目前に暴力に支配される中国におけるメディアの自由、2007 年 8 月 7 日](#)

<http://hrw.org/Reports/2007/china0807/>

アクセス日付 16 August 2007

[目次に戻る](#)

[出典リストに進む](#)

背景情報

地理

- 1.01 欧州世界が 2007 年 7 月 19 日にアクセスした中国の国別プロフィールで報告したように、

「中華人民共和国[PRC] は東アジアの広大な面積[957 万 2000 平方キロメートル]を擁し、北をモンゴルおよびロシア、北西をタジキスタン、キルギスタンおよびカザフスタン、西をアフガニスタンおよびパキスタン、さらに南をインド、ネパール、ブータン、ミャンマー（旧ビルマ）、ラオスおよびベトナムと接する。同国は北東国境を朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）と接し、太平洋岸に長い海岸線を有する。伝統宗教と人生哲学は儒教、仏教および道教である。イスラム教徒およびキリスト教徒は少数派である。首都は Beijing (Peking) である。」 [1a] (位置、気候、言語、宗教、国旗、首都) [18a]

- 1.02 同じ情報筋が記載するように、「中国は中央集権国家である。中央政府の直接支配下に 22 省、Xizang (Tibet) を初めとする 5 自治区、および 4 都市(Beijing, Chongqing, Shanghai and Tianjin)がある。最高国家権力機関は全国人民代表議会（NPC）である。」 [1a] (政府)

- 1.03 エコノミストインテリジェンスユニットが中国の 2007 年国別プロフィールの中で報告したように、

「自治区は名前だけの自治区である。しかしこの用語は、漢民族以外の少数民族が革命前に、Guangxi(チュワン族集団)、Tibet、Xinjiang（トルコ語を母語とするイスラム教徒）、Inner Mongolia（モンゴル族）および Ningxia（回族、中国語を母語とするイスラム教徒）において優位であったことを認識させるものである。中国には 2 つの特別行政区もある。香港およびマカオである。これらは中国本土から独立した自治区であり、独立した政府、法体系および準憲法（基本法）を持つ。ただし外交問題および香港とマカオの防衛については中央政府が責任を負う。」 [4a] (憲法、制度および行政)

- 1.04 2007 年 7 月 19 日付けの中国に関する CIA World Factbook が記載したところによれば、「中国は台湾を第 23 の省とみなしている。」 [30a]

(第 38 項および 39 項:[台湾、香港およびマカオ](#)も参照のこと)

[目次に戻る](#)

[出典リストに進む](#)

地図



Map courtesy of CIA ワールドファクトブック

<https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/ch.html>

(附属書 K: 参考資料 – 地図も参照のこと)

言語

1.05 米国国務省が 2007 年 1 月付けで中国の背景情報において報告したように、

「中国には 7 つの中国地方語と多くの下位方言がある。中国標準語(または プートンファ)は最も主流の地方語で、人口の 70% が使っている。中国標準語はすべての学校で教えられ、政府の媒体である。漢民族のおよそ 3 分の 2 は中国標準語を母国語とする。中国南西部および南東部に集中するその他の人口は、他の 6 つの地方語の 1 つを話す。少数民族が広い範囲で使う中国語以外の言語には、モンゴル語、チベット族語、ウィグル語その他のトルコ語(ウィグル)および韓国語(北東部)などがある。」 [2g] (p2) [18h] (言語集団を示す地図)

人口

1.06 米国議会図書館が 2006 年 8 月付けで、中国の国別プロフィールに記載したように、「中国は 2005 年 1 月 5 日時点で(香港、マカオまたは台湾を除き) 13 億人と正式に確認された。2004 年には人口の 62% が農村に暮らし、38% が都市部で暮らしていた。現在は総人口の 94% が国土の約 46% で生活している。」 [11a]

(第 28 項: [家族計画](#) も参照のこと)

命名規則

1.07 COI サービスに提供された情報の中で外務連邦省 (FCO) が述べたように、

「中国人は名字から書き始め、次に名前を書くのが普通である。中国語の名字は（極めて珍しい『Ouyang』を除き）、Wang, Li, Zhang のように漢字 1 文字で表記される。名前は 1 つまたは多く見られる 2 音節で表される。最近の指導者の例を挙げると、Hu Jintao、Wen Jiabao、Li Changchun および Zeng Qinghong などがある。漢字で表記する場合は、名字と名前の間に間隔は入らない。名前が漢字 3 文字を超えることはほとんどない。 [31h]

チベット人の名前

1.08 FCO の記載によれば、

「チベット人の名前は漢字で表記される場合でも、通常は中国語と識別しやすい。チベット人は漢民族が使わない特殊な名前を使う。チベット人の名前は一般的に漢民族より長い。チベット人は 2 音節語を 2 つ組み合わせるのが普通であるが、名字は使わない。つまり、同じ家族の構成員は全く異なる名前を持つ。個人名の例には Kesang Dekyi, Dawar Tsering and Tanzen Lhundup などがある。行政上の目的（パスポートなど）では、名前の表記に漢字が使われるが、その際には名前を音声通りに置き換える変える目的で同類の発音を持つ漢字を用いる。漢字を用いる場合は、2 語の間に間隔を入れないのが普通であるが、この方法で表記される名前は 4 つの漢字で構成されるのが一般的である。チベット人名には、個人の宗教的立場を反映する組み合わせの呼び名もある。最もよく見られるのが Rinpoche である。これは敬称として僧侶の名前に加えられる。僧院に入る際は、僧侶および尼僧は改名する、もしくは一般名と僧院で使う名前の両方を持つというのが一般的である。」 [31h]

（付属資料 J: [チベット人の名前の手引き](#) も参照）

[目次に戻る](#)

[出典リストに進む](#)

経済

2.01 2006 年 2 月 2 日の米中経済安全保障調査委員会の報告書の中で、米国国務省の東アジア・太平洋問題担当の上級顧問 James Keith が述べたところによれば、「中国の経済成功を明確に示す統計データは周知である。経済はこの 26 年間で年平均 9.5% を上回るペースで成長している。最新の全国経済普查は直近成長率を上方修正し、2004 年は 10.1%、2005 年は 9.9%、さらに 2006 年はそれを上回るとした。これにより、中国はフランスおよびイギリスを抜いて GDP 2 兆 2,400 億米ドルの世界第 4 位の経済大国になった。」 [2i]

2.02 2007 年 1 月に国家統計局（NBS）が発表したところによると、中国経済は 2006 年には 10.7% 拡大し、これは 1995 年以来最高の成長率であるということである。 [9ag] (BBC, 2007 年 1 月 25 日付け)

貧困

- 2.03 2006年2月2日に行われた米中経済安全保障調査委員会への報告書の中で、米国国務省東アジア・太平洋問題担当の上級顧問 James Keith が述べたところによれば、

「中国は依然として人口 13 億人を抱え、一人当たりの人民所得が 1700 米ドルという貧困国である。急速な変化は深刻な不平等と構造的脆弱性の危険に一実際に創出したこともあった一さらしてきた。中国は富裕社会かもしれないが、その富裕さは均等に配分されていない。貧困ライン以下の生活を送る 2 億人については特にそうである。都市居住者の所得は、中国総人口 13 億人のうち 8 億人が暮らす農村の居住者所得の 4 倍である。中国の農村居住者は、都市居住者に比べて著しく貧しく、医療の質が劣っており、教育レベルが低い上、社会福祉サービスやインフラストラクチャが不十分であることを如実に意識している。こうした人々は特に土地の衰退、水質低下、水資源の汚染と不足、深刻な大気汚染および森林伐採に苦しめられている」。

[2i]

通貨

- 2.04 米国議会図書館が 2006 年 8 月付けで中国の国別プロフィールに記載したように、「中国通貨は人民幣（RMB、人民通貨）または元である。2006 年 8 月 1 日時点での銀行間為替相場は、1 米ドル 7.98RMB であった。RMB は 10 角または 100 分である。硬貨は 1 角、2 角、5 角の他 5 分および 1RMB の貨幣単位で発行される。紙幣は 1 角、2 角、5 角の他、1、2、5、10、50 および 100RMB の貨幣単位で発行されている。 [11a]

[目次に戻る](#)

[出典リストに進む](#)

歴史

(米国議会図書館の 2006 年 8 月付けの中国の国別プロフィールより抜粋 [11a])

1949-1976: THE MAO ZEDONG 時代

- 3.01 1949 年における共産党員の本土占拠はマルクスレーニン主義モデルに基づく新しい社会構築の場を設定した。中華人民共和国は、北朝鮮での戦争で同国が米国の脅威を認識し、新たな共産主義国の朝鮮民主主義人民共和国という隣国を支援する道を選択した時点（1949 年 10 月 1 日）で設立された。中国人民志願軍は 1950 年 10 月に朝鮮半島に侵出し、北朝鮮同盟軍と共に初めての軍事的成功を享受したが、その後 2 年間のこう着状態が続き、1953 年 7 月 27 日に調印された停戦条約で決着がついた。この期間に中国は Tibet の支配権を獲得した。中国は「社会主義への移行」の一環として、「国家の敵」に抗する政治的修正運動にも着手しており、農地改革の庇護の下に「階級闘争」を推進した。 [11a]
- 3.02 Liu Shaoqi (1898–1969) 国家主席と Zhou 首相が施行した統合と経済開発の時代は、Mao と側近が主導した破滅的な反知性的（百花斉放運動、1957 年）、

経済的（大躍進政策、1958-59 年）および政治的（プロレタリア文化大革命、1966-76 年）実験により激変した。この時期に、中国は 1959 年までにソビエト連邦と国交を断絶し、1962 年にインドと国境紛争を繰り広げ、1969 年にはソビエト軍と小競り合いを繰り返した。1969 年に Mao は急進派の人民解放軍司令官の Lin Biao(1908-71)を後継者候補に選定したが、指導者に反逆したクーデター発覚後に発生したモンゴルでの飛行機墜落事故で 1971 年に Lin が死亡した。Zhou および副首相の Deng Xiaoping (1904-97)等の比較的穏健な指導者は、文化革命の前半の失脚後政治権力を回復し、支配力を主張した。1976 年の Mao の死亡は共産党過激派の影響に終止符を打ち、中国は Deng Xiaoping とその支持者の指導下で、実質的な経済改革と開放路線を打ち出した。 [11a]

1978-1989: DENG XIAOPING 下の中国

- 3.03 1978 年には革命時代の活動が熱心に開始され、最終的に中国をアジア地域の新興軍事国はもとより、世界最大の経済国かつ貿易相手国にのし上げた。4 つの近代化（農業、工業、科学技術および国防）は、党、国家および社会の顕著な課題になった。中国人民の福利は実質的に増大し、世界市場向けの製造業に關与した沿岸地域および都市部で特に増大した。しかし、政治、いわゆる「第 5 の改革」はかなり遅れて起こったため次世代に引き継がれた。中国の初期の民主主義運動は中国の経済改革が始動した時期と重なる 1978-79 年に鎮圧された。Deng が中国の支配体制を統一するにつれて、政治改革の要求は 1980 年代半ばに再び表面化し、革命後の指導者は権限ある地位に就任した。例えば Zhao Ziyang (1919-2005) は首相に任命され、Hu Yaobang (1915-89) は CCP 総書記に指名された。Deng 自身は「陰の実力者」に甘んじ、最高位には就かなかった。民主主義運動は 1989 年の天安門虐殺で軍隊に力で抑圧された。[11a]

(第 14 項 [天安門広場の活動家](#) も参照)

1990-2000: 天安門広場後

- 3.04 天安門事件から数年後、Deng の後継者 Jiang Zemin (後に中国国家主席および中央軍事委員会主席、ならびに CCP 総書記を兼任する)に率いられた保守改革派は世界の批判に耐え、最終的にそれを克服した。Deng が引退すると、テクノクラットの新世代が中国を支配し、その近代化を監督するようになった。政治および政府の地位には全レベルで任期制限が設けられ、継承は秩序に従って行くとされ、すべてのレベルで競争選挙が開始された。数万人におよぶ中国人学生が留学した。その多くは帰国後近代中国の構築に参加した。その一部は新たな「中国らしさを備えた社会経済」で億万長者になった。」 [11a]

2000 以降: 新世代の指導者

- 3.05 21 世紀が始まると同時に、新世代の指導部が台頭し、次第に旧世代との世代交代が起こった。Jiang Zemin は地位ごとにその指導的役割を断念し、2004 年までには依然とした元老の地位に移行し、現在も様々な政治的地位に就任したその後継者に明らかな影響力を及ぼしている。毛沢東主義時代の「指揮権のある政治」は、テクノクラット Hu Jintao が —2004 年までに一次期指導者(中国国家主席、中央軍事委員会主席および CCP 総書記)として出現し、Jiang とその側近に不承不承受け入れられた。 [11a]

(第 6 項 [指導者](#) を参照)

最近の発展

- 4.01 2007 年 4 月 30 日付けの報告書の中でアムネスティインターナショナルが述べたところによると、「中国の直近の全国人民代表大会（NPC）は 2007 年 3 月 5 日から 16 日にかけて Beijing で行われ、そこで多くの原告および活動家が相次いで拘束された。正確な数字は不明だが、現地活動家の主張によれば、取締りは 2006 年以上に厳しく、総勢 2000 人を超える警察が包囲していたとのことである。」 [6h]

[目次に戻る](#)

[出典リストに進む](#)

憲法

- 5.01 欧州世界が 2007 年 7 月 19 日にアクセスした中国に関する国別プロフィールの中で報告したように、「1982 年 12 月 4 日に第 5 期全国人民代表大会で新憲法が採択された。」この憲法は 1993 年、1999 年および 2004 年に改正された。第 1 条によれば、「中華人民共和国は労働階級率いる人民民主主義独裁に基づく社会主義国家であり、労働者と農民の協調を土台とする。社会主義体制は中華人民共和国の基本体制である。社会主義体制の破壊行為はいかなる組織または個人によるものも禁じられる。」 [1a] (The Constitution)
- 5.02 同じ情報筋の報告によると、第 1 条から第 32 条は憲法の総則を明言し、第 33 条から第 56 条は人民の基本的権利および義務を規定している。 [1a] (憲法) [5a] (憲法本文)

政治体制

- 6.01 FCO が 2007 年 3 月 13 日付けの中国に関する国別プロフィールの中で述べたように、「中国は西洋の民主政治に類似する国家機能ごとの分権論を掲げ、近代民主主義国家が持ち得るすべての構造を有している。 [31a] (p3) 2006 年 9 月 6 日に公表された『悪の中の悪: 2005 年の最も抑圧的な社会』と題された報告書の中でフリーダムハウスが報告したところによると、「中国人民は民主主義に基づいて政府を変えることができないばかりか、政策に対する個人的意見を発表することもできない。CCP はすべての政治権力を掌握しており、ほぼすべての国家および地方政府、警察および軍事的地位はその党员によって占有されている。議会、すなわち全国人民代表大会（NPC）は最高幹部を選出するが、NPC そのものが CCP によって支配されている。」 [26a] (p2)
- 6.02 2007 年 7 月 19 日付けの CIA ワールドファクトブックが中国について述べたところによると、「中国政府は法輪功の精神的運動および中人民民主党を破壊集団と特定しているが、本質的な政治的敵対集団は存在しない。 [30a] 2006 年 7 月 22 日付けの *Asia Times* で報じられたところによると、「中国では、大衆は地方レベルの権力濫用から保護してくれる強い中央政府を常に求めている。」 [64h] (p4)

(第 14 項: [敵対集団と政治活動家](#)も参照のこと)

指導部 (第 4 世代)

6.03 FCO が 2007 年 3 月 13 日付けの中国に関する国別プロフィールのなかで述べたように、

「2003 年 3 月に Jiang が辞任した。Hu Jintao が国家主席に氏名され、Jiabao が首相に就任した。Li Peng に代わって Wu Bangguo が NPC 委員長に就任した。指導部の交代は 2004 年 9 月の Jiang 中央軍事委員会 (CMC) 主席辞任を以って完了した。Hu は CMC 委員長の地位に国家主席および党総書記の役割を加える強い意向を示した。Hu の初任期はその地位の統合化と経済改革の推進に費やされた。しかし Hu は前国家主席が自由な活動を許容した自由資本主義がもたらし得る不安定を認識してきた。「協調的社会」というスローガンの下に、Hu は広い範囲の医療保健、教育、環境その他の社会的不平等分野において様々な政策を推進した。しかしこれらの政策は経済成長と経済改革を [31a] (p2-3)

CHINESE COMMUNIST PARTY (CCP)

6.04 CCP は 7080 人の党員を擁する。(米国議会図書館) [11a] 共産主義青年団は 6,850 人の党員を擁する (欧州) [1a] (中国共産主義青年団) 党の憲法第 9 条は、「党員は自由に党を脱退することができる。党員が脱退を申し出る際は、関係する党支部は総会による討議を経て、同者の名前を党名簿から除外の上、記録に残す目的でその除外を次に高い階級にその旨を報告するものとする。 [5t] (第 1 章)

(第 14 項および 17 項: [「9 つの意見」および「党規律の違反」](#)も参照のこと)

[目次に戻る](#)

[出典リストに進む](#)

人権

摘要

- 7.01 2007 年 3 月 6 日付けで公表された米国国務省(USSD) 報告書で報告されたところによると、

「憲法は『国家は人権を尊重し保護する』と明言しているが、政府の人権状況は依然として劣悪であり、地域によっては悪化しているところもある。ジャーナリスト、作家、活動家および被告弁護団の監視、嫌がらせ、拘留、逮捕および投獄を伴う注目される事例が増えており、その多くは法に基づく権利の行使を要求していた。政府はインターネットの管理と検閲の嚴重化を含め、言論および報道の自由に対する取り締まりを強化した。国内外の非政府組織

(NGOs) は現在も監視と規制の増加と直面している。過去数年間と同様に、人民は政権を変える権利を与えられていなかった。その他の重大な人権侵害には、超法規的殺害、受刑者の拷問や強制自白の他、囚人労働を含む強制労働などの事例が挙げられる。党および国家が裁判所ならびに裁判官に対する嚴重な政治支配を実施し、また非公開裁判および行政拘留を持続したため、法改正は依然として停滞したままであった。刑執行は有罪判決の当日または 上訴の棄却直後に行われることが多かった。正当な法手続きの欠如と弁護士に対する規制が法規則の進歩を一層制限していた。特に政治的に慎重な監視が必要とみなされる個人および集団は、集会の自由に加え、2005 年に施行された宗教問題規制実施の強化を含む宗教活動の自由および移動の自由に対する厳しい規制に直面していた。政府は強制的な産児制限政策を継続実施しており、一部では強制中絶や避妊手術につながる事例も見られた。[2e]

- 7.02 2005 年 8 月 31 日に国連難民高等弁務官の報告したところによると、

「国連人権高等弁務官 Louise Arbour と中国外務次官 Shen Guofang は、経済的、社会的および文化的権利に関する勧告実施について中国を支援し、また市民的、政治的権利に関する国際規約の批准を履行する目的の協定に調印した。協定の調印または了解覚書は、9 月 2 日の金曜日に予定される同高等弁務官の訪中により中断している。協定によれば、高等弁務官事務所 (OHCHR) と中国政府間の協力プログラムには、中国が投獄に代わる刑罰措置を模索するのを助けると共に、同国の刑事訴訟法、弁護士法その他の関連法規定の改正に協力し、市民社会の能力開発を促進することが含まれる。弁務官はまた、人権教育を初等教育、中等教育、大学、公務員教育の各課程に組み込むのを支援すると共に、政府当局者が国レベルの人権機関設立を学ぶ手伝いもすることになっている。[32g]

- 7.03 2007 年 5 月に公表された 2007 年報告書の中でアムネスティインターナショナル (AI) が報告したところによると、

「弁護士およびジャーナリストが嫌がらせ、拘留および投獄を受ける事例は増加している。公的制裁を受けた教会外で忠誠を求めた数千人の市民が嫌がらせを受け、その多くは拘留および投獄に処された。数千人におよぶ市民が死刑判決または死刑執行を受けた。農村部の移民は基本的権利を剥奪されていた。

Xinjiang Uighur 自治区のウイグル族に対する厳しい抑圧は現在も続いており、また Tibet 地区および他のチベット族地域では、依然として表現および宗教の自由が嚴重に規制されていた。」 [6g] (p1)

- 7.04 2007 年 1 月に公表された World Report 2007 の中でヒューマンライツウォッチ (HRW) が述べたところによれば、

「中国の人権状況は 2006 年には著しく悪化した。政府当局は新聞報道、インターネット、学会、弁護士および非政府組織 (NGO) に対する一抗議者と警察間の暴力的対決で表面化した一社会不安の高まりを訴えた。中国政府は引き続き膨大な警察治安組織を利用して、批判者、抗議者および市民社会活動家に対する多層構造の規制体制を実施している。かかる規制体制は、批判者の口を封じる上で実際の逮捕一不必要な国際的注目を引き出す一の必要を軽減している。この体制には行政の圧力や職業上の圧力、国内外の移動規制、秘密盗聴や傍受、電話およびインターネットの監視、警察の訪問や呼び出し、私服捜査員による張り込み監視、非公式の自宅軟禁、遠隔地の警察運営収容所および警察署内の拘置所での隔離拘禁などがある。多くは「社会秩序の妨害」、「国家秘密漏洩」または「抗議運動の扇動」等の曖昧に定義された犯罪で有罪にされる。2006 年には、およそ 100 名の活動家、弁護士、作家、学者、HIV/エイズ運動員および人権擁護者が新たな破壊分子を示唆する扱いを受けていた。」 [7i]

- 7.05 2006 年 10 月 12 日に公表された 2006 年人権年次報告書の中で外務連邦省が述べたところによると、

「イギリスは依然として、死刑、拷問の広範な利用、不十分な司法慣行と行政拘留、特に労働による再教育の普及、人権擁護者および活動家 (NGOs、政治活動家、ジャーナリストおよび弁護士) に対する嫌がらせ、宗教活動家や法輪功の支持者に対する嫌がらせ、チベット族や新疆における現状、さらに言論および結社の基本的自由に対する嚴重な規制措置を含め、中国の基本的な人権について重大な懸念を抱いている。」 [31i] (p 42)

- 7.06 2005 年 4 月 1 日に、中国政府は 2004 年における中国の人権向上と題した白書を公表した。それによれば、「完全な人権の実現は世界各国に共通する追求課題である。豊かで協調的な社会主義社会の一斉建設も中国の重要な目標である。中国は国際社会と共に、中国における人権の持続的向上と世界人権の健全な発展に向けてたゆまぬ努力を常日頃と変わらず行う意向である。」 [5q] (Section VII)

[目次に戻る](#)

[出典リストに進む](#)

治安部隊

- 8.01 USSD REPORT2006 で報告されたように

「治安組織は国家安全保障省と公安省、人民武装警察部隊、人民解放軍 (PLA) および国の司法当局、検察当局および刑事当局から構成される。地方レベルでは汚職が蔓延していた。報告によると、警官は被害者を強制逮捕し、

正当な理由なしに個人を拘留し、恣意的に個人から罰金を徴収した他、被害者や犯人を精神的および物理的に虐待した。」 [2e] (Section 1d)

警察

8.02 2004年1月26日付けの報告書の中でカナダ移民難局が報告したところによると、中国の警察部隊は以下のように分類することができる。

- 公安局 (PSB) – 公安省 (MPS) が責任を負う中国の主要警察部隊(86%),
- 刑務所警備隊 – 刑務所および強制労働収容所を警護し、司法省が責任を負う。
- 司法警察 – 裁判所の治安を維持し、被疑者を裁判所内外に連行する。死刑執行も行う。どの省の直轄でもない。
- 武装警察部隊 – 国境巡回を行い、要人、外国大使および重要な官舎を警護する。MPS および中央軍事委員会 (CMC) が責任を負う。
- 巡回警察 – 犯罪の発見と主要行事の防護を主な業務とする地域警察で、MPS が責任を負う。 [3a]

8.03 2006年4月27日にカナダ IRB が報告したところによると、PSB が全国レベルのコンピュータデータベースを設置したかどうかについては、明確な回答はない。 [3d]

8.04 2007年7月27日にアクセスした科学者連盟のウェブサイトに記載されたように、

「中国人民武装警察部隊は 1983 年 4 月に設立され、国防義務を負う PLA 部隊、武装警察部隊、前線防衛警備隊、および消防警備隊から構成され、徴兵制度を施行する。警察業務を行うのは、社会治安に備えた武装防衛軍である。武装警察部隊は PLA の規則および条例を遵守し、PLA 部隊と平等な扱いを享受する。武装警察部隊本部は公安省の直轄下にある。公安省は各省、自治区および市町村にも部隊本部を設置しており、その下に派遣隊、分隊および小隊がある。CCP の中央軍事委員会は、国内で激変が起こる場合は人民武装警察部隊が最初に動員される意向を公表した。言い換えれば、武装警察部隊は国内の安全と社会の安定を担う PRC の主力軍である。」 [52a]

(第 14 項: [敵対集団と政治活動家](#)を参照)

民間警備会社

8.05 中国における犯罪、刑罰および警察組織を執筆した Michael Dutton (2005) の報告によると、

「中国の民間警備会社はそれが公安省地方支部の完全子会社であるという点で西側と異なるが、事業を直接所有かつ運営するのは警備会社の各部局である。公安部隊はこの業界の独占権を所有するだけでなく、職員配置に対する完

全な支配権も持っている。警察部隊は各社の幹部職をすべて、各省の公安局または公安省の元幹部職員に割当てた。これらの警備会社は現在、都市部の警察業務の 3 分の 2 を網羅すると推定され、幹部職員が得る利益の多くは銀行、レストランその他の当該施設の警護からもたらされる。」 [50b] (p215-216)

拷問

8.06 2006 年 11 月 20 日付けの記事の中で BBC が報じたところによれば、ある中国警察幹部が持続的な拷問の行使により、毎年 30 件以上の不当判決が言い渡されていることを認めたということである。 [9ad] 2005 年 12 月 2 日の予備報告書の中で特別報告者(Manfred Nowak)が拷問について述べたところによると、「こうした虐待の直近規模について詳細な判断を下すことはできないが、特別報告者は拷問の慣行は一都市部では特に一減少傾向にあるものの中国では依然として普及しているとのことである。」 [32a]

8.07 2006 年 3 月 10 日に、拷問その他の残忍、非人道的または品位を傷つける処遇もしくは処罰に関する特別報告者の報告書が公表された。この報告書の中で報告者 Manfred Nowak が述べたところによると、

「特別報告者が想起するところでは、同報告者の前任者は過去数年間にわたり、中国における拷問およびその他の形態の虐待について、意見を求めて政府に提出された重大な申し立てを多数受理した。特別報告者はかかる情報は必ずしも拷問および虐待を実証するものではなく、むしろ特別報告者の注意を引いた情報の現状を反映するものと警告する。にもかかわらず、受理された申し立ての長期性、件数および一貫性は情報として有益になり得る。特別報告者およびその前任者は 2000 年以降、中国政府に対し申し立てられた 314 件の訴訟を報告してきた。これらの訴訟は 1,160 人を優に超える個人を代表するものである。特別報告者は合計 90 件に及ぶ訴訟について、中国政府から 52 件の回答を受理した。」 [32b] (p12-13)

8.08 この報告書によれば、申し立てられた拷問被害者の 3 分の 2 は法輪功修練者であり、申し立てられた加害者の半数は警察その他の公安幹部職員であった。 [32b] (p13)

(第 21 項: [法輪功](#)も参照のこと)

8.09 特別報告者がその訪中の状況について論評した際に述べたところによると、

「特別報告者は同じ政府当局、特に国家安全保障省および保安省は訪問中の様々な時点で同報告者の事実確認を妨害または規制しようとしたと指摘せざるを得ないと感じる。特別報告者とその査察チームは Beijing のホテルおよびその近隣のいずれにおいても、頻繁に諜報部員の監視下に置かれた。さらに、訪問期間中、被害者と目される多くの人物およびその家族は保安職員から脅迫を受け、警察の監視下に置かれた上、特別報告者に面会しないよう命令されるか、面会を物理的に阻止されたとのことである。」 [32b] (p6)

8.10 同報告書が述べたところによれば、

「副検察官は特別報告者に対し、2005 年の最初の 9 カ月間で拷問の訴えを申し立てられた捜査当局者は国全体でわずか 33 人であったと伝えた。2005 年 3 月 9 日に提示された（2004 年度を対象とする）SPP の NPC への報告書 2005 によれば、『違法拘留、自白の強制、暴力を行使した証拠獲得、被拘留者の虐待、選挙妨害ならびに生命または財産喪失を招いた重大な職務怠慢』を伴う事例における被疑犯罪行動について 1595 人の公務員が取り調べを受けたということである。同報告書が続けて記載するところによると、これは前年総件数に比して 13.3%増であり、SPP は最も重大な事例のうち 82 件を個別に調査したとのことである。ただし、有罪判決の件数に関する情報は提供されていない。他国の統計資料と比較すると、2005 年の数字ならびにそれ以前の統計資料は、中国程の規模の国においては明らかに氷山の一角に過ぎない。」

[32b] (p38)

8.11 最高人民法院（SPP）は 2006 年 7 月 26 日に、警官を職権濫用で起訴する可否の決定基準を説明する条例を公布した。公式の人民日報は 2006 年 7 月 27 日のこの発表について、「新条例は、殴打、縛り付け、凍結、絶食、厳しい気候環境への放置、容疑者の激しい体罰および直接または間接的な拷問利用の指令を含む、8 つの拷問犯罪基準を詳しく説明している」と報じた。 [12u]

8.12 2007 年 5 月に公表された 2007 年報告書の中で、アムネスティインターナショナル（AI）が中国について報告したところによると、

「拷問および虐待は依然として広い範囲で行われていた。一般的な手法には、蹴り、殴打、電気ショック、腕吊り、苦痛を伴う体勢での束縛、タバコ火傷および睡眠と食事の剥奪などがあった。11 月にある警察幹部が認めたところでは、毎年最低 30 件は拷問の行使による不当な有罪判決が言い渡されており、実際の数字はそれを上回る可能性が高いということである。 [6g] (p3)

超法規的殺人

8.13 USSD REPORT2006 が記載したように、「拘留中の死亡に関する警察幹部の統計は入手できなかったが、その年には政治的動機による殺人やその他の恣意的殺人および非合法的殺人が発生した。 [2e] (Section 1a) 2006 年 4 月 12 日付けのチャイナ・デーリーで報じられたように、

「1996 年に公布された警察の銃器使用に関する中国の規制によれば、警察官は、暴動、刑務所破り、融解、武器を伴う逮捕時の抵抗および一般市民の生命を脅かすその他の状況等の、異なる 15 の状況で銃器を使用することが許可されている。警察官は、警告する十分な時間がない場合または警告がより重大な生命喪失を引き起こし得る場合でも、発砲前に犯罪者に警告を発することを義務付けられる。この規制は、銃器、爆発物または毒薬を伴う暴力犯罪に関わらない限り、警察の妊婦または児童への発砲を許可しないとことも規定する。さらに、大群衆が集まる地域や爆発物あるいは放射線物質の貯蔵区域付近では警官は銃器を使用することはできない。 [14k]

証人の保護

8.14 刑事訴訟法第 49 条および刑法第 306 条から 308 条は証人の保護を規定する。 [5h] [5i] しかし、2004 年 1 月 26 日にカナダ IRB が述べた通り、上記の規定は

実際にはめったに施行されない。[3a] 2005 年 10 月 21 日付けの *Asia Times* によれば、「秘密結社さながらの集団は強力で一部の幹部や警官と密接な癒着があるが、その勢力範囲が管轄する省や多くの場合都市を超えることはない。」[64g] 2006 年 7 月 15 日の *Independent* によれば、「法律の専門家は中国には百万近い暴力団が存在すると思われるが、その多くは警察幹部の汚職とは関係なく、地元の暴力集団で、いずれも昔の秘密結社の様にマフィア型の首領に率えられるものではない。 [17f]

- 8.15 2006 年 5 月 5 日にカナダ IRB が報告した様に、「*Economist* の 2005 年のある記事によれば、中国の政府当局が『村落レベルの殺人行為』を取り締まる能力は『明らかに制限されている』(13 Oct. 2005)。しかし、調査局に助言を求められた一部の情報筋の報告によれば、「組織犯罪に取り組む様々な努力が中国政府によって行われている。」[3k] 2006 年 10 月 16 日付けの *人民日報* で報じられたように、Beijing の警察は首都を拠点とする 34 人組の犯罪集団を粉砕した。その首謀者は 20 年の禁固刑を言い渡された。3 人の警官も不特定の処罰を受けた。 [12aa]

申し立て手段

- 8.16 2004 年 3 月 26 日にカナダ IRB が報告したところによると、

「中国人民が捜査当局による個人的報復を防ぐ手段を居住省外部から調達した可能性を示す特定情報は、調査局から相談を受けた情報筋の中には確認できなかった。しかし、香港を拠点とする *International Anti-Corruption Newsletter* の 中国最高人民検察院の汚職防止局局长 Wang Jianming が述べたところによれば、汚職防止部局は現時点で、中国全体の 4 つの各級検察院に設置されているということであった。最高人民検察院に関しては、汚職防止総本部が設置されている。汚職防止事務所は省人民検察院、自治区・直轄市人民検察院および郷人民検察院の下に設置されている。現在、汚職防止活動に参加する各級の検察院の幹部職員および検察官は中国全体でおよそ 40,000 人いるということである(2003)。」 [3x]

- 8.17 2007 年 7 月 27 日の BBC で報じられたように、2003 年に中央政府機関に申し立てられた請願および上訴は 900 万件を超え、その多くは本人によるものであった。そこで述べられたところによると、「国家請願陳情局の局長 Zhou Zhanshan でも、不服申し立ての 80% は妥当だと認めた。しかし過剰負担の司法体制では、親身な審問を受ける請願者はほとんどいない。同情を得た場合でも請願事務所には決定を施行する法的権限がない。 [9m]
- 8.18 2004 年 11 月 11 日の *Asia Times* が報告したところによると、「中国における請願成功率は極めて低い。Guangzhou を拠点とする *Southern Weekend* の新たな調査によれば、昨年[2003]、中国の請願事務所は 1000 万件の請願書を受理したが、解決されたのは 1000 件当たりわずか 2 件であったということである。 [64b]
- 8.19 2005 年 6 月 11 日付けの *人民日報* に報じられたように、

「中国のある公安幹部職員は金曜日、中国の公安機関幹部に対し、請願者と個人的に面会の上、その申し立てに具体的に対処してほしいと依頼した。6月9日までに、公安機関は国全体で 71,000 件の請願者を受理しており、そのうち 15,000 人が請願を取り下げる意向を示した。請願には先延ばしされた訴訟の解決、過去の不正行為に対する賠償請求から警官の粗暴行為の是正要求まで様々である。」 [12ag]

- 8.20 I 2005 年 12 月に HRW は「いつ失踪するかわからない」:中国の請願者に対する拘束と虐待防止と題された報告書を発表した。それが述べるところによれば、[2005 年]5 月 1 日の条例は請願制度が公正、平等かつ有効なものとしなかった。条例の脆弱性が専門家の助言を得れば対処可能な専門的不作為なのか、新条例に曖昧な要素を念入りに書き入れたのかは不明である。 [7b] (要旨)

- 8.21 この報告書がさらに述べたところによると、

[請願者はヒューマンライツウォッチに対し、省および地方当局は[警察犬]を Beijing に送り込み、各省の請願者が請願を取り下げるように脅迫するか、請願者を拘束の上連行するのだと訴えた。多くの事例では逮捕は Beijing 警察の協力を得て行われる。こうした逮捕は暴力を行使して行われることが多い。居住省に帰還後、多くの請願者は裁判なしに任意拘留され、拷問の危険性や、強制労働という長期刑に直面する。ヒューマンライツウォッチに訴えた請願者の多くが話したところでは、請願者を拘束した警察犬は警察の制服を着用していたが、恐らく Beijing 警察と法廷で争うのを避ける目的、あるいは警察の虐待行為に対する請願者の告訴を回避する目的で身分は明かさなかったということである。中国の警察各局の多くは一般市民を雇って警察業務に協力させている。ただしこの問題に詳しい活動家によれば、警察犬の大半は私服警官であろうということである。 [7b] (V Beijing における請願者の虐待、[警察犬])

- 8.22 CECC 報告書 2006 で報告されたように、

「中国憲法も人民に対し、信訪（「役所に手紙を書き来訪すること」）というやり方で不平を是正するために政府高官に誓願を直接提出することを認めている。公式のニュースメディアが報じるところによれば、2005 年に中国人民が郷級および 1 階級上の信訪局に提示した請願書は 1270 万件に達したが、中国司法当局が処理したのは合計 800 万件であった。地方検察職員は請願の高い発生率に対し厳しく懲罰される。地方検察職員の権限を調査する政治的あるいは法的手段がないため、この懲罰構造も大量の請願発生を食い止め、請願者が上階級当局に接近するのを防ぐ上で、地方当局に利益を与えている。[28a] (VII. c)

[目次に戻る](#)

[出典リストに進む](#)

兵役

- 9.01 2007 年 7 月 19 日にアクセスした Europa World に記載されるように、

「すべての国軍は人民解放軍（PLA）において分類される。2006 年 11 月に西側の情報筋が評した通り、常備軍は総数 225 万 5000 人で、うち約 100 万人が徴収兵、うち 13 万 6 千人が女性兵であるとされた。陸軍は兵力 160 万人、海軍は兵力 25 万 5000 人（海軍航空隊 2 万 6000 人を含む）、空軍は兵力 40 万人（防空要員 21 万人を含む）であった。予備軍は兵力 80 万人で、人民武力警察部隊はおよそ 150 万人を構成する。兵役は志願兵役制で、兵役期間は最低 2 年間である。 [1a] (国防)

9.02 政府白書の 2004 年中国国防（第 V 章）で報告されたように、「PRC の兵役法（第 5 章）は毎年 12 月 31 日時点で 18 歳に達する男子国民は現役服務に就く資格を得る。その年に入隊しない者は 22 歳まで資格が継続する。女性国民も必要に応じて入隊が許される。12 月 31 日以前に 18 歳に達する男子国民は、その年の 9 月 30 日までに兵役を志願しなければならない。 [5v]

9.03 2005 年 11 月 17 日に BBC が報じたように、新疆生産建設兵団または緑色兵團は 40 日間の軍事訓練を毎年受託する。緑色兵團は新疆で活動し、250 万人の漢族移住者から構成される。 [9t]

(第 27 項: 児童 – [児童兵](#)も参照のこと)

良心的兵役拒否に関する規定

9.04 NGO 戦争抵抗者インターナショナルが中国に関する報告書（1998）の中で報告したように、「良心的兵役拒否権は法の認めるところではなく、代理兵役に関する規定はない。」 [37a] (p1) しかし、政府白書 2004 年中国国防（第 V 章）の中に記載されるように、入隊資格を有する国民がその家族の唯一の扶養者または全日制の学生である場合は、その入隊を延期することが許される。」 [5v] 中華人民共和国の軍事法第 2 条によれば、「兵役免除は重篤な身体的欠陥または重症な身体障害により兵役に適さない個人に対し許可される。法律で政治的権利を剥奪された個人は兵役に服することができない。」懲役忌避の懲罰は兵役法では規定されていない。 [5m]

脱走

9.05 兵役法は脱走の問題には特に触れていない。それは 1982 年 1 月 1 日より有効な、義務に反して罪を犯す軍人に対する中華人民共和国の暫定条例第 2 条に言及する。 [5m] これが記載するところによれば、

「兵役法に違反して国軍から脱走するいかなる者も、状況が重大である場合は、3 年以下の禁固刑または刑事拘留に処されるものとする。戦時に前節の罪を犯す者はいかなる者も、3 年以上 7 年以下の禁固刑に処されるものとする。 [5s]

9.06 同条例の第 2 条がさらに述べるところによれば、「状況が明確に軽微であり、害が重大でない場合は、上記の行為は犯罪とみなされず、軍事規律に従って処理されるものとする。 [5s]

- 9.07 暫定条例(1982)および刑法(1997)はいずれも、脱走により国家の安全を脅かす、もしくは戦場から脱走する兵士は死刑に処すると規定している。ただし、いずれも平時における犯罪と戦時における犯罪を明確に区別している。[5s] [5i]
- 9.08 刑法第 451 条が述べるところによれば、「この法律で使われる『戦時』という言葉は、国家が戦争状態を宣言し、国軍が軍事行動の任務を受諾するもしくは敵が奇襲攻撃を開始する時点を意味する。国軍が戒厳令を施行する、もしくは武力行為に応戦する時は戦時とみなされるものとする。」 [5i]

[目次に戻る](#)

[出典リストに進む](#)

司法

組織

- 10.01 2007 年 7 月 19 日にアクセスした Europa World で報告されたように、最高人民法院(SPC)は国家の最高司法機関である。SPC の下には地方の各級地方人民法院(高級、中級および基礎)および軍事法院、海事法院および鉄道輸送法院を含む特別人民法院がある。法体系の通則は憲法第 123 条から第 135 条にかけて規定される。 [1a] (司法制度) [5a] (憲法本文)

独立

- 10.02 2006 年 6 月 21 日の人民日報で報じられたように、「裁判所の判決に違法干渉、もしくは妨害行為を行い、職員や部局の既得利益の保護を要求する目的で党幹部が職権濫用したことが明るみに出た。SPC はこれを受け、CCP 中央規律検査委員会および監察部と協力して公判への介入を試みる党幹部が党委員会または必要に応じて 1 階級上の裁判所に通告されることが可能な報告制度を設置するよう司法官に指示する合同声明を発表した。 [12t] しかし、裁判官は依然として報道機関に話すことを禁じられている。 [63b] (国境なき記者団 2007)
- 10.03 CECC 報告書 2006 で報告されたように、「外部政府および共産党の支配力は中国の司法独立を引き続き制限している。党幹部は、中国の最高司法権である最高人民法院を含む全裁判所の法院院長の選定を管理する。 [28a] (VII. c)
- 10.04 2005 年に公表された政府白書、2004 年中国の人権向上(第三章 人権に対する裁判上の保証)で報告されたように、
- 「2004 年には中国各地の検察院は法に従う不服申し立て訴訟 20,306 件を処理および終了し、全階級の裁判所は請願および不服申し立ての来訪 422 万件を処理し、法に従って不当判決が証明された 16,967 件の訴訟判決を修正した。これは裁判所の年間有効決定総数の 0.34% に相当した。統計資料によれば、2004 年 6 月時点で中国には開業弁護士が 114,500 人、法律事務所は 11,691 あることを示した。 [5q] (第 III 項)

公正な裁判

10.05 USSD REPORT2006 は、有罪判決率を 99%以上とし、「刑事裁判制度は、特に注目される訴訟や有罪見込みある訴訟においては、有罪推定に対する偏りが強い。国レベルで見ると、不服申し立てが評決の逆転という結果をもたらしたのは死刑判決を含む訴訟総件数のわずか 0.36%であった。[2e] (1e 項)

10.06 USSD REPORT2006 で報告されたように、

「裁判は意思決定を補佐する目的で裁判所に採用された一般市民の『人民補佐官』を伴う裁判官の面前で行われた。その年に公表された統計資料によれば、48,211 人の人民補佐官が出廷した。法律によれば、人民補佐官は判決に類する権限を与えられたが、実際は判決に従い、独立した陪審員様の役割を行使することはなかった。被告が原告と対決することを認める法機構は不十分であった。ある専門家によれば、証人を伴う裁判は 5 回に 1 回しかない。刑事裁判では多くの場合、検察官が証人の供述を読み上げ、被告とその弁護士はいずれも質問を行う機会を与えられない。刑事訴訟の証人の約 95%は、一部では報復の苦痛または恐怖から出廷して証言することはなかった。刑事訴訟法は公判前の証人の供述は有罪判決の単なる基礎材料としてのみ機能すると述べているが、検察官はかかる供述に大きく依存して訴訟を裏付けた。被告側弁護士は訴訟に関係する政府側の証拠を入手する申請を行うことはできるが、証人に証言を強制する権限も証拠開示を義務付ける権限もなかった。実際には、公判前の情報入手手段は最低限しかなく、被告側は裁判の準備をする十分な機会が与えられないことが多かった。助言制度や無罪推定はなく、裁判官と検察官は被告に質問する尋問形式を利用するのが普通であった。法律では黙秘権、二重の危険および証拠の種類を統制する規則は提供されないが、今後導入される可能性はある。」 [2e] (1e 項)

10.07 ヒューマンライツウォッチ (HRW) は 2005 年 3 月 10 日に、国連人権委員会を招集し、中国を非難する決定を採択し、さらにその司法制度を改正する決定を採択した。この報告書が述べるところでは、「中国の誤った裁判制度は、弁護士の被拘留者および証拠への接近を制限し、強制自白や司法決定への政治的介入の行使という方法で被告の権利を侵害する。地方警察長官や労働矯正は国際法に違反し、労働管理委員会を通じて、長期間の行政処罰を課すこともある」 [40a]

弁護士に対する規制

10.08 CECC 報告書 2006 で報告されたように、「中国政府は 2005 年以降、政府の職権濫用に異義を唱える民間弁護士および人権擁護者の活動を規制している。中華全国律師協会は多数集団関連の訴訟を扱う弁護士能力を規制するという指意 (中全国律会于律理群体性案件指意) を発表した。地方当局は弁護士擁護活動に対しさらなる規制を課した。」 [28a] (VII. c)

10.09 USSD REPORT2006 の報告によると、

「警察幹部は広範囲の戦術を展開し、違法拘留、資格剥奪、脅迫、裁判前の審理拒否および身体的虐待を含む弱い立場の依頼者を代表する弁護士の職務を妨害した。法律の条文によれば、依頼者が偽証罪を犯す場合は被告側弁護士が責任を負う可能性があり、検察官と裁判官は偽証を構成するものを決定する

広い自由裁量を与えられる。中華全国律師協会によれば、1997 年以来、500 人を超える被告側弁護士が拘留されたということである。そのうち 80% は釈放されたが、告訴は弁護士が弁護訴訟を扱う意欲に対する萎縮効果をもたらした。Beijing の弁護団は 1990 年代に年平均 2.64 件の刑事訴訟を扱ったが、2000 年までにこの数字は 0.78% まで低下した。国全体で見ると、2004 年に弁護団が扱った訴訟は平均 0.72 件であった。」 [2e] (1d 項)

- 10.10 *Epoch Times* (法輪功に好意的な刊行物) は 2005 年 10 月 19 日に、「著名な人権派弁護士」Mo Shaoping の経験を描出する記事を発表した。この記事は中国の刑事弁護士になるための 8 つの障害を明確に示した。それは被告との面会、証拠の調査および入手、証人喚問、免責の取得、黙秘、予定通りの訴訟終了、さらに特定の非司法組織との権力分立に関する問題である。 [40a]

刑事訴訟法(1997)

- 10.11 2005 年 2 月 28 日に公表された米国国務省 (USSD) Report 2004 で報告されたように、

「刑事訴訟法は多くの点で国際基準に達していない。例えば、拷問等の違法手段により収集された証拠利用を防ぐ防護策が不十分であり、公判前後の拘留延長を阻止するものにはならない。上訴手続には十分な審査手段が規定されていないため、被告の権利侵害に対する十分な救済策がなかった。さらに、法の下での黙秘権、二重の危険の保護がなく、導入し得る証拠の種類を定める法律もない。被告が原告と対決することを認める法機構が不十分であった。ある専門家によれば、証人を伴う裁判は 5 件に 1 件しかないということだった。従って、ほぼすべての刑事『裁判』は、被告および被告側弁護士のいずれにも質問の機会が与えられない証人供述を検察官が読み上げるというものであった。被告側弁護士には証人に証言を強制する権限がない。事例証拠が指摘したところによれば、刑事訴訟法は特に政治的に微妙な訴訟では依然として不平等で、完全性には程遠いということである。 [2j] (1a 項) [5h] (刑事訴訟法の本文)

国家安全保障法(1993)

- 10.12 PRC の国家安全保障法第 4 条によれば、以下の行為は国家安全保障を脅かすものとみなされ、法に従って起訴されるものとする。

- 1 「政府の破滅、国家の分断または社会主義体制の打倒を策謀すること
- 2 スパイ組織への参加もしくはスパイ組織またはその代理が与えた任務の受諾、
- 3 国家秘密の窃盗、非公開収集、売買または違法な提供
- 4 反逆者に転向させる意図で政府職員を扇動、誘惑もしくは買収すること、または
- 5 その他の国家安全保障を脅かす破壊行為を行うこと [5g] (p2)

- 10.13 刑事訴訟法第 102 条から第 113 条は国家安全保障を脅かす犯罪を網羅する。処罰は 3 年ないし 10 年の禁固ならびに刑事拘留から、公然の監視または政治的権利の剥奪まで様々である。犯罪が特に重大である場合は、その人物は死刑を言い渡されることもある（第 113 条を参照）。 [5i] (p18-20) 2006 年 8 月 9 日には、ある幹部職員が台湾のためのスパイ行為で有罪判決を受けた後、死刑に処された。 [10a] (CNN、2006 年 8 月 9 日)

二次の危険

- 10.14 刑法第 8 条から 12 条は、PRC 国外で罪を犯す個人が中国に帰還後すぐに再審理を受けられる状況を網羅する。

第 8 条

「この法律は、当該犯罪について 3 年以下の禁固刑という最低限の刑罰を規定することを考慮し、PRC 領域外で PRC またはその国民に対する罪を犯す外国人に適用されることがある。ただし、犯罪が行われた場所の法律に従って犯罪が処罰し得るものでない場合は、例外を認めることができる。」 [5i] (p3)

第 9 条

「この法律は PRC が締約国または加盟国である国際条約に規定される犯罪適用されることがあり、PRC は条約義務の範囲で掛かる犯罪に対し刑事司法権を行使する。」 [5i] (p3)

第 10 条

「PRC 領域外で罪を犯す者およびこの法律に従って刑事責任を負う者はすべて、外国で裁判を受けた場合でも、この法律に従って処罰されることがある。ただし、既に刑事罰を受けた者は、処罰の免除または軽減を受けることが許される。」 [5i] (p3)

第 11 条

「外交特権および免責を享受する外国人の刑事責任問題は、外交ルートを通じて解決されるものとする。」 [5i] (p3)

第 12 条

「PRC の創設後からこの法律の施行前に行われた犯罪行為が当時の法の下に犯罪とみなされなかった場合は、当時の法律が適用されるものとする。その行為が当時の法の下に犯罪とみなされた場合、およびこの法律の通則第 IV 章第 8 節の諸規定に従って起訴される場合は、刑事責任は当時の法律に従って調査されるものとする。ただしこの法律がその行為を犯罪とみなさない、もしくはそれより軽い処罰を科す場合は、この法律が適用されるものとする。

この法律の施行前に当時の法律に従って下された有効な判決は引き続き有効であるものとする。 [5i] (p3)

- 10.15 2001 年 3 月 9 日付けの報告書の中でカナダ移民難民局 (IRB) が報告したように、「中国の刑事法を専門にするワシントン大学の法学教授は、中国政府が

中国外で行った犯罪行為および既に服された処罰について個人を再審理した訴訟（2001年3月8日）を全く知らなかった。調査局から助言を求められた情報筋の中には追加および/または補完的情報は発見できなかった。 [3v]

10.16 2005年7月15日付けの書簡の中で FCO が述べたところによれば、

「外国で行われた犯罪行為で、その国で既に処罰されたものについて、個人が中国で処罰され得る状況は規定されていない。犯罪が中国で多くの注目を集めていた場合や被害者が中国と密接なつながりを持つ場合、原犯に対する何らかの政治的見解がある場合、あるいは犯罪が特殊で政府当局が事例を要求する場合は、中国政府がこの措置を講じる可能性が高い。Beijing の英国大使館はこうした事例を確認していない。中国の刑法が定める外国で行われた犯罪に対する重罰からの『免責』が示唆するところによれば、当局は通常の刑事犯罪に対しては追加措置を講じないということである。」 [31g]

[目次に戻る](#)

[出典リストに進む](#)

逮捕と拘留– 法的権利

11.01 刑法第 42 条によれば、「刑事拘留の期限は 1 カ月以上 6 カ月以内である。」 [5i] (p8) 刑事訴訟法第 58 条によれば、「裁判を待つ間の、保釈金を払う最大釈放期間は人民検察院ごとに異なり、公安機関は 12 カ月を超えてはならず、居住地域の最大監視機関は 6 カ月を超えてはならない。」 [5h] (第 VI 章)

11.02 2005 年 4 月に公表された政府白書、2004 年中国の人権向上（第 III 章、人権に対する裁判上の保証）で報告されたように、

「司法機関は拘留延長を防止および抑制する精力的な措置を採択した。2004 年においては、中国検察機関は拘留延長を一切行わず、他の法執行機関に対し 7,132 人の拘留延長を中止するよう強く要求した。中国の各法院は 2,432 人を拘留延長している 873 件の訴訟を新旧共に明確にし、専門的な法律問題による手に余る一部を除き、すべての訴訟を解決した。 [5q]

11.03 USSD REPORT2006 が記載したところによれば、

「法律によれば、日常的な刑事事件では、警察は保釈または正式な逮捕前に、37 日間まで一方的に個人を拘留することができる。被疑者の逮捕後、警察および検察官は公安機関がその事件をさらに調査する期間、1 人の個人を 7 ヶ月間まで拘留することが法の下に許される。公安機関がある事件を検察官に照会して告訴の正否を決定する期間、1 カ月半延長して拘留することが許される。起訴される場合は、警察当局は起訴から裁判までさらに 1 カ月半の間被疑者を拘留することができる。しかし実際は、警察は法で定められた期限を超えて拘留した。一部の事例では、調査を行う保安機関または検察官が繰り返し交流延長を要求し、公判前の拘留が 1 年またはそれ以上になることもあった。同様の経緯で拘留された他の囚人がどれだけいたかは不明であった。」 [2e] (1d 項)

11.04 同じ情報筋が述べたところによれば、

「政府は隔離拘留を行使した。法律は拘留後 24 時間以内に家族に通知することを義務付けているが、逮捕者は多くの場合、特に政治的に微妙な事例では通知なしにかなりの長期間拘留された。幹部職員はそれが事件の『捜査を妨害する』可能性がある場合は通知行為が義務付けられなかった。一部では、警察が差し迫った家族がいない者をより厳しく扱う事例も見られた。」 [2e] (1d 項)

11.05 USSD Report 2006 の記録によれば、

「行政拘留は多くの場合、政治活動家を脅迫し、大衆デモを阻止する目的で行使された。政府はその行政罰制度を改正していたが、改正はそれを廃止するよりもむしろ体系化する方向を目指している。[2006]年 3 月には、新たな治安管理処罰法が発効した。同法は拘留決定の行政審査を規定し、少数派、高齢者、妊婦および乳母の行政拘留を禁じ、治安拘留の最大期間を 20 日間に制限するしかしながら、法律はさらに厳しい刑罰を制定した他、違法デモ、宗教という名目の社会秩序の妨害、プライバシーの侵害および民族または国家間の憎悪もしくは差別を煽る出版物等の行政罰の対象となる 165 件の新たな犯罪も創出している。警察は現在も家族や弁護士への連絡を認めずに個人を拘束しており、一部の裁判は引き続き非公開に行われていた。拘留された被疑者、被告、その法的代理人および親密な親戚は保釈金を申請する権利を与えられたが、実際に裁判までの期間に保釈金を払って釈放された被疑者はごくわずかであった。」 [2e] (1d 項)

(第 12 項: [行政拘留](#) も参照のこと)

11.06 AI が 2004 年の 1 月から 12 月までの事件を網羅する 2005 報告書の中で中国について報告したように、「政治犯罪と刑事犯罪の両方で起訴された人民は、法手続の間、ずっと拘留された。被拘留者の弁護士および家族への連絡は、引き続き厳重に規制された。政治裁判は公正裁判の国際基準に達しているとはいい難かった。『国家秘密』または『テロリズム』に関連する有罪判決を受けた者は、法的権利を制限され、裁判官室で審理された。」 [6i] (p3) 2006 年 5 月 12 日に AI が述べたように、2006 年 3 月 1 日から発効した新しい治安行政罰法(POAPL)は、自由を剥奪された人民により大きな法的保護を規定する意図で立案されている。しかし、AI は「POAPL は公正な裁判の基準を満たさないことを依然として懸念を抱いている」。

[6o] (p1)

11.07 同報告書がさらに記載したところでは、

「アムネスティインターナショナルは、中国の法制が曖昧に定義され、表現の自由、集会および結社の自由を初めとする基本的人権の平和的行使の代わりに、個人の拘留を許可する方法で記述されていることに、持続的懸念を抱いている。POPAL で詳述される多くの治安妨害罪は明確に定義されないため、表現、集会および結社の自由に対する権利を侵して個人を拘留する完全な自由裁量を警察に与える可能性がある。かかる『犯罪』には、『噂の流布』(第 25 条)、『争議の誘発』(第 26 条)および『非合法的集会、行進または示威運動の扇動または策謀』(第 55 条)などが含まれる。かかる規定はこれまで、基本的人権の平和的行使を理由に、請願者および人権擁護者を初めとする多くの個人を恣意的に拘留する意図で正規に利用されてきた。」 [6o] (p3)

逮捕証

11.08 刑事訴訟法第 123 条が述べるところによれば、

「逮捕されるべき刑事被疑者が逃亡者の場合は、公安機関は指名手配状を公布し、逮捕および起訴に向けて被疑者を追及する有効な措置を講じることが許される。いかなる級の公安機関も管轄地域内であれば指名手配状を直接公布することができる。そうでない場合は、各機関はしかるべき権限を有する 1 級上の機関に、管轄外地域に当該令状を公布するよう要請しなければならない。

[5h] (第 8 項)

11.09 2004 年 6 月 1 日にカナダ IRB が報じたように、

「中国では警察当局が家族全員に（あまり普及していないと思われるが極めて親しい友人の場合もある）に呼び出し状または召喚状を出し、それを呼び出し状に指定された本人に渡すよう指示することはよくあることである。呼び出し状の受取り者は受領を認める署名を記すことになっている。これは実際には適切な手続ではないが、特に呼び出し状の宛名主が簡単に所在を確認できない場合は必ず起こることである。警官の中には適切な手続を熟知していない者もいるため、これが全面的に受け入れられる慣行と考えているのだろう（これに対して、単に怠慢から所在を追及することができず、脅迫して人を動かすという一般的な方法に依存している者もある）。(2004 年 4 月 23 日). 「[3r] (中国の人権—HRIC が提供した情報に基づく)」

指名手配ポスター

11.10 2005 年 11 月 16 日付けの人民日報で報じられたように、Henan の警察は警察が指名手配する人物の詳細を特徴とする米国式のゲーム用カードの発行を開始した。 [14c]

11.11 COI サービスが提起した一連の質問に対応して、重大組織犯罪機関 (SOCA) の海外連絡事務所長は Beijing の英国大使館を拠点として、2006 年 4 月 10 日に以下を助言した。

- 1) 公安省(MPS)は指名手配ポスターを使っているか。
 - A) 「はい、省警察部隊に倣って使っている(公安局- PSB)
- 2) その場合、利用はどの程度普及しているか。
 - A) 極めて広い範囲で利用している。公式ウェブサイト、新聞、公共の場（空港、鉄道の駅/バス停、公共建造物等）に「掲示」する。MPS おおびその他の PSB 内部でも回覧される。ただし、人口規模が理由で、全指名手配者を掲載することはできないが、1 つの方法では重要な「指名手配者」から選ぶ傾向がある。
- 3) 個人的意見ではこれらの資料を作成するのは簡単か。
 - A) 公正な立場で言えば、中国のあらゆる公式資料に関して、どれも簡単に作成できると思う。
- 4) 個人的意見では、汚職警官から「本物の」資料が入手可能だと思うか。

(A) 思う。

5) 書式は省によって異なるか、それとも標準書式か。

A) ほとんどの省は、被疑者の写真[入手可能な場合]、個人の詳細および犯罪の簡単な説明、連絡先/場所を掲載する指名手配ポスターの国の標準版に従っている。[31k]

11.12 2004 年 3 月 26 日のカナダ IIRB で報告されたように、

「ある省の [PSB] が他の省での逮捕を望む場合は、他省または地区で逮捕を行う前に、[PSB] は必要な『Ju Liu Zheng』（『拘留証』）または『Dibu Zheng』（『逮捕証』）を作成しなければならない。申し入れを受けた省の担当 [PSB] 警官は、逮捕を行う省の [PSB] 警官と同行し、支援することになっている（「警察手続」の第 314 項）（2004 年 3 月 19 日）[3x] (刑事裁判専門の教授および Asian Association of Police Studies 提供の情報に基づく)

逮捕への抵抗/ 警察幹部の殴打

11.13 刑法第 277 条は、警察幹部の殴打に対する刑罰を網羅する。それによると、「国家職員がその職務を果たすのを妨害する暴力または脅威を行使する者はだれでも、3 年以下の禁固刑、刑事拘留または管理、もしくは罰金刑に処せられるものとする。」[5i] (p58)

11.14 2005 年 10 月 8 日付けの人民日報が報じたように、中国では警官の暗殺は次第に普及している。MPS の統計資料が示唆したところによると、2005 年の半期で職務遂行中の警官 23 人が殺害され、1,803 人が負傷したということである。[12p]

軽犯罪の刑罰

11.15 2005 年 10 月に公表された修復的司法 2005 年版に掲載の、中国刑事裁判制度の修復的司法監視と題された論説の中で Xinzhou Zhang が記録したように、

「中国の刑事裁判は、世界的に懲罰的かつ応報主義だと見られている。刑事罰を免れる犯罪者が極少数であることは事実だが、中国の刑罰免除がすべて刑事犯罪であるとは限らない。不正行為は 2 つの主要カテゴリーに分類される。法の侵害(wei fa)と犯罪(fan zui)である。刑法は最も重大な犯罪者を扱う法律である。重大な犯罪者でない者は治安管理处罰条例 (SAPR) または労働矯正 (RTL) の対象から外される。SARP に基づく刑罰は警告、200RMB 以下の罰金および 15 日間の拘留である。RTL の強制労働は通常 3 年間で、特殊な状況下では最大 4 年間である。SARP および RTL に基づく刑罰は、裁判なしに警察が決定する行政命令である。RTL は 1 つの行政処分とみなされるが、一部の刑事罰よりも厳しいため、論議の余地がある。」 [78a] (p20)

(第 12 項: [行政拘留](#) も参照のこと)

[目次に戻る](#)

[出典リストに進む](#)

刑務所の状況

12.01 労改基金（NGO）が夏期報告書 2004(Vol. 12, No. 2)の中で述べたように、

「中国国務院は 2001 年に、3 つのカテゴリーに分かれる 120 棟の大型の近代刑務所の建設を認可した。3,000 人の囚人を収容可能な軽警備施設、5,000 人の囚人を収容可能な中警備施設、ならびに 1 万人の囚人を収容可能な重警備施設である。上記の刑務所は 2005 年までに完成すると設定したが、2004 年半ば時点で、120 棟のうちわずか 30 棟の建設しか完成していなかった。多くの建設現場には、資金が流用されたため、建設機械が工事現場に山積みされた状態だった。」 [35b]

12.02 同じ情報筋が続けて記載したところによれば、「中国の公安当局および司法当局の直近データによると、112 万人が現在中国の刑務所で服役しており、総囚人数は刑務所の収容能力を 18% 超えている。囚人の多くは当局者に賄賂を与えて刑期の軽減を交渉できるということである。また、司法関係の人材不足と資金不足が原因で、大量の刑事訴訟が未処理のまま山積している。」 [35b]

12.03 2006 年 3 月 10 日に公表された特別報告者の報告が、拷問その他の残忍かつ非人道的または品位を傷つける処遇もしくは刑罰に述べたところによれば、

「特別報告者は合計 10 の拘留施設を訪問した。特別報告者は各施設の具体的な状況は差があるものの、食事、医薬品および衛生状態等の基本的な状況については概ね満足できるものであると感じた。しかし特別報告者は被拘留者と話した際に、著しい恐怖を肌で感じた。同氏は各施設の被拘留者に課せられる厳しい規律レベルに衝撃を受けた。同氏は独房に何度か出入りし、被拘留者全員が足を交差してマットに腰掛けるか、強制された姿勢で CL[刑法]あるいは刑務所規則を閲読するのを見た。被拘留者が提供した情報によれば、このような強制的矯正は公判前の拘留センターでは特に、ほぼ毎日続けられるということであった。長期間の禁固刑に服する場合も、政治犯罪の受刑者は労働権利がなく、余暇の時間はほとんどないのが普通である。こうした受刑者は宗教（チベット仏教、新疆のイスラム教）を信奉することが禁じられる。」 [32b] (p19)

12.04 USSD Report 2006 が述べたように、

「政治犯および一般囚に併用する刑罰施設の状況は、一般的に厳しく品位に劣る。囚人および被拘留者は衛生状態の悪い過密条件に放置されることが多い。囚人の収容能力は一部の区域では大きな問題になっている。食事は多くの場合不十分かつ粗末であるため、被拘留者の多くは親戚から供給される補助食や医薬品に依存していた。一部の著名な反体制派はこうした品物を受け取ることを許可されなかった。政治犯は互いに隔離され、一般囚と収容されたが、監視員に扇動されて政治犯を殴打するものもあった。新しく入所した囚人や犯罪行為を否認した囚人は特に殴打の対象になることが多かった。」 [2e] (1c 項)

12.05 同じ情報筋に記載されたように、「罪の自白は、外食品の購入、電話の使用および家族の面会といった刑務所内での特定の特権を受ける前提条件であった。刑務官は政治犯を含め、罪を否認した者に対してはこうした特権を頻繁に拒否した。」報告書がさらに明記したところによれば、「法律は施設が不十分

な場合は、青少年と成人を分離拘留することを義務付ける。実際には、児童は成人囚と収容されることもあり、労働を義務付けられる。」また、一部の拘留施設では「性的および物理的虐待や恐喝行為も報告された。」 [2e] (1c 項)

精神病院での拘留(安康方式)

- 12.06 ヒューマンライツウォッチ (HRW) が 2005 年 11 月 1 日に公表した「政治犯が警察傘下の精神病院の残虐行為にさらされる、証人として悪名高き Ankang 収容所から証言」と題した報告書の中で述べたところによると、

「「Wang Wanxing [1992 年から拘留] は、1980 年代初期から警察傘下の精神病院に拘束された 3000 人またはそれ以上と推定される被拘留者から解放され、中国を離脱し、その体験を語る立場にあることで初めて知られた悪名高い中国 Ankang 方式の入院患者である。しかし、Wang によれば、Beijing 安康職員はドイツに旅立つ前に「この病院での体験を話すようなことがあれば、連れ戻しに行く」と言ったということである。Wang はヒューマンライツウォッチに Beijing 安康収容所における同氏の通常の監禁条件に加え、同氏と他の入院患者がそこでどんな扱いを受けたかについて話した。Wang によれば、この区画では患者同士の暴力行為が恐ろしかったそうである。同氏は入院患者の突然の予期せぬ攻撃を防ぐために、夜通し起きていなければならないことが多かったと話した。」 [7d] (p1)

- 12.07 この報告書は続けて、「1992 年 6 月の初めての拘留以来、中国当局は Wang が「妄想症」または「政治偏執狂」であると一貫して主張し続けた、と記す。後者の症状は国際的に認定される精神病リストには見当たらなかった。」 [7d] (p2)

- 12.08 また同報告書が述べたところによれば、

「医師および看護職員を含め Beijing Ankang の職員はすべて公安局の常勤職員で、入院患者は全員政治犯罪で拘留された人物である一方、重篤な精神病の影響下にあったと言われている。現在中国には、触法精神障害者向けに約 25 の安康施設があるが、政府の最終計画は 100 万人またはそれ以上の各都市に安康施設を建設することである。中国にはこの規模の都市が 70 以上ある。ごくわずかな外国人視察者は、この徹底した警備の精神病院に入ることが許された。例を挙げると、1987 年には WHO 派遣団が Tianjin の安康を訪問した。しかし、かかる施設の大多数は中国人を含め、あらゆる種類の外部者に対し、厳重な立ち入り禁止区域になっている。公安局は安康収容所に強制入院させられる者の唯一の裁判官および陪審員の役割を果たしている。入院患者は上訴権はもとより、定期的な身体検査を受ける権利もない。中国当局によれば、安康収容所に拘束される平均期間は 5 年間である。入院患者の多くは 20 年以上拘留されている。Wang Wanxing によれば Beijing 安康での同僚の一部は 30 年ないし 40 年間拘留されているということであった」。

[7d] (p3-4)

- 12.09 2006 年 3 月 17 日に HRW が報告したように、2006 年 1 月 3 日および 4 日に精神病の専門家が Wang を診察した結果、同氏の監禁に医学的根拠は全くなかったと結論した。 [7e]

FUJIAN の刑務所

- 12.10 労改基金がニューズレター *Dialogue* の秋号 2003 年版の中で述べたように、

「2003 年 9 月 15 日に、労改基金の事務局長 John Kamm は、司法省および Fujian 省刑務所運営局の代表者の案内で、Fujian 省の Xiamen 刑務所の全館視察の機会を与えられた。これは外国人による初めての刑務所の完全視察であった。Kamm は政府が SARS 危機の正式な終止符宣言を行って以来めったに人が訪れない唯一の監禁独房を含め、全区画を見学した。この訪問は、外国人が Xiamen 刑務所への立ち入りを初めて許可されたことを記念するものでもあった。Xiamen 刑務所は 1998 年に設立され、省内で最良とみなされるという意味の『開けた近代的』省級刑務所である。この施設は Xiamen 市 Dongan 地区に 16 エーカーの敷地を占有する。3 棟の独房棟に 2,000 人の入院患者が収容され、約 200 人の刑務員に監視されている。各独房には 16 人ずつ収容される。区画ごとに 10 の独房があり、各独房ブロックは 6 区画で構成される。Xiamen 刑務所は有期刑を受けた受刑者のみを収容する。刑務所の診療所では医療は無料提供される。2 万冊を収納する図書館と受刑者が記事を購読できる刑務所新聞がある。独房ごとにテレビが設置されており、毎晩 1 時間だけスイッチが入られる。」 [36a] (p1-2)

DRAPCHI 刑務所 (TIBET)

- 12.11 2003 年 9 月/10 月から AI が報告書 (第 121 号) に記録したように、

「Drapchi はチベット最大の最も悪名高い刑務所で、Lhasa 市の北東郊外に位置する。入房者の一部は拷問、極度の虐待または医療拒否により死亡した。この刑務所は軍事演習の最も疲弊する内容を監視する人民武装警察部隊の駐屯地本部である。これらは虐待と粗末な食事で既に衰弱した受刑者にとっては生命に関わる。女性政治犯は『旧式』および『新式』施設に分類され、最も長い服役囚は主として後者に収容される。Drapchi という名前は近傍の Drapchi 修道院に由来する。Drapchi の受刑者の多くは、政治信念を平和的に表現した罪で投獄された尼僧か僧侶である。」 [6f]

- 12.12 2002 年 8 月 16 日に Tibetan Information Network (TIN) が報じたように、

「第 9 拘留区域[刑罰棟]にはおよそ 30 人の囚人が常時収容されている。奉公されるところでは、新しい入所者もいるが、刑事犯を含め大多数は第 9 拘留区域の嚴重体制を刑罰として経験している。粗末な壁で四方を囲まれた中庭はブロックの各独房と連結している。極めて嚴重な規制体制下では、囚人はその空間への立ち入りは禁止され、独房外でのいかなる活動または運動も許されない。」 [42b]

- 12.13 拷問その他の残忍、非人道的または品位を傷つける処遇もしくは刑罰に関する特別報告、Manfred Nowak は 2005 年 11 月 27 日に Drapchi 刑務所を訪問した。2006 年 3 月 10 日の報告書の中で同氏が中国について記載したところによれば、

「Drapchi 刑務所と呼ばれることもあるこの刑務所は、男女合わせておよそ 900 人の受刑者が収容されており、うち 7 ないし 8% は女囚である。独房は 10 室で、10 番目の独房は壁にクッションが張られ、自殺癖のある被拘留者用に

特別設計されている。屋根には直接日光が入る窓があり、監視カメラも据え付けられている。特別報告者は拘留中に死亡した 15 人の被拘留者の名前リストも提供された。1 人は自殺で、他の 14 人は病死であった。TAR 刑務所でインタビューに応じた被拘留者は、拘留中に拷問または虐待を受けたことを訴えなかったが、特別報告者は他の施設に拘留中の元 TAR 刑務所の囚人から報告を受け、同氏は拘束された上砂を詰めたプラスチック棒で殴打されたことを報告した。その他にも、電気ショック棒で殴打された報告を受け取った。」 [32b] (p46)

QUSHUI 刑務所 (TIBET)

12.14 同じ情報筋から報告されたところによると、

「「Qushui [Chushul] 刑務所は 2005 年 4 月に開設された新設刑務所である。現在 300 人を超える男性囚人を収容する。再編成の一環として、多数の元 TAR[Drapchi]刑務所の被拘留者が移送されるのがこの刑務所である。特別報告者に伝えられたところによれば、Qushui 刑務所は重罪（15 年以上の禁固）が対象で、Drapchi には従犯者が収容されるのに対し、主犯格を収容する。特別報告者はこの刑務所に拘留されるチベット族の僧侶が祈祷を禁じられ、場合によっては 1 日 20 分しか独房外に出ることが許されないという報告に特に懸念を感じた。囚人は労働も運動も許されず、読むものも与えられないという報告にも懸念が示された。囚人は食事、独房で経験した夏期と冬期の極端な温度環境、また運動不足による日常的な体力減退感について不平を述べた。Drapchi から移送された囚人が話したところによれば、基本条件は Drapchi より改善されたということであった。特に Drapchi 刑務所は長期囚人にとっては適度な労働および余暇設備が不足している」。 [32b] (p46)

TIBET 地域におけるその他の既知拘留施設

12.15 チベット地域の人権状況に関する年次報告書 2006 の中で、チベット人権・民主センター (TCHRD) は Tibet 地域の 19 の刑務所および拘留施設を列挙した。TCHRD は Tibet 高原全体を「Tibet 地域」の一部とみなしたため、Tibet 自治区 (TAR) 外の刑務所/強制労働収容所も記載している。これらの施設を以下に掲載する。

- Tibet 自治区刑務所 (Drapchi 刑務所)
- 「TAR」 PSB 拘留施設(Sangyip 刑務所)
- Lhasa 市 PSB 拘留施設(Gutsa 刑務所)
- 「TAR 労働矯正施設」 (Trisam 刑務所)
- Powo Tramo (以前は「第 2TAR 刑務所として知られた)
- Lhasa 刑務所(以前は Outridu として知られた)
- チベット軍事拘留施設 (陸軍刑務所)
- Zethang 「労働改造施設」

- Maowan 刑務所 (Sichuan 省に立地)
- Chamdo 拘留施設または刑務所
- Shigatse Nyari 拘留施設
- Chushul 刑務所 (Qushui 刑務所)
- 県拘留施設(PDC): 県ごとに 7 施設、自治地区ごとに 1 施設および首都 Lhasa に 1 施設[45a] (附属書 4: Tibet の既知の刑務所および拘留施設)

(第 23 項:[Tibet に収容中の政治犯](#)も参照のこと)

行政拘留/ 強制労働収容所

労働矯正(RTL)

- 12.16 2006 年 3 月 10 日に公表された、拷問その他の残忍、非人道的または品位を傷つける扱いもしくは刑罰に関する特別報告者の報告書が述べたところによると、

「労働矯正(RTL) は行政拘留の 1 種である。RTL 制度を正当化する法律はなく、その規制枠組みは、むしろ 2000 年中華人民共和国法に反する行政規則の寄せ集めで成り立っている。共和国法では、人民代表大会および場合によってはその常務委員会だけが中国人民の自由剥奪に関する重要法案を通過させることができる。1982 年規則第 10 条によれば、6 つのカテゴリーの軽犯は刑事罰に値しないとみなされる。これらは、反革命主義者または共産党や社会主義の反対分子、集団による殺人罪、強盗、婦女暴行、あるいは放火等に関連する軽犯罪者、フリーガン行為、売春、窃盗または詐欺行為等の軽犯罪者、集団闘争、社会秩序の妨害または暴動の扇動等を犯す者、欠勤、労働規律の妨害、不断の不平発言の常習者に加え、製造指示、学校および研究所の指示および人民の日常生活に混乱を来す者、他者に対し犯罪を教唆する者である。RTL の期間は 1 年以上 3 年以内で、1 年間は延長することができる。RTL に関する決定は民事、公安および労働局の幹部職員で構成される行政委員会が行うことになっている。しかし実際は、保安局幹部がその意思決定プロセス独占している。」 [32b] (p11)

- 12.17 2005 年 9 月 5 日付けおよび China Scope のウェブページから入手された記事の中でニューヨークタイムズ紙が報じたように、

「労働矯正強制収容所は 1957 年に開設した。この制度は警察が社会秩序を侵害する違反者を投獄する迅速かつ容易な方法になった。批判者の言によれば、この制度は、個人を刑事犯罪で起訴もしくはその者を単に労働矯正に処する正否を恣意的に選択できる大いなる自由裁量を警官に与えるものである。この制度においては、300 を超える刑務所内の状況および待遇は様々に異なるようである。入所者はいずれも特定の工場労働または肉体労働の実施を要求される。投獄された知識階級の一部はかなり寛容な条件を説明したが、過酷な扱いを報告した者もあった。法輪功は国外で積極的な運動を展開し、中国政府が否定し

た虐待行為の申し立てを公表している。具体的な申し立て一法輪功が生々しいポスターやビラで実証する一連の拷問を全面的に反証することは不可能である。」 [85a]

12.18 この報告書が述べたところによれば

「特別報告者は、入所者の 40%は薬物犯罪者であるのに対し、政治犯は労働矯正収容者総数の 5 ないし 10%を占めると言う。薬物使用者は所内収容中に常用習慣を断ち切ることを要求される。これらのプログラムの作成費用に加え、収容所制度に従事する 30 万人に対する今後の待遇問題は、改善努力を遅らせる問題になっている。もう 1 つの障害はこの制度に対する大衆の抗議や怒りが拡大しないことである。」 [85a]

12.19 USSD Report 2006 の報告によると、

「法律は裁判によらない陪審団、つまり労働矯正委員会が個人に対し、裁判なしに 3 年間の労働矯正収容所または他の行政拘留プログラムを言い渡すことを許可している。労働矯正委員会は処分を 1 年間延長する権限を与えられる。被告は行政訴訟法の下に労働矯正に抗議し、処分の軽減または保留を上告することができる。しかし上訴が成功した例はほとんどない。」 [2e] (1d 項)

12.20 同じ情報筋に記載されたように、「労働矯正収容所等の行政拘留施設の状況は刑務所とほぼ同じであった。」 [2e] (1d 項)

12.21 行政処分関連法の第 8 条が述べるところによると、

「行政処分の種類には以下が含まれる。それは、

- 1 規律に関する警告、
- 2 罰金、
- 3 違法な利益の没収または違法な不動産や有価商品の没収、
- 4 生産活動または事業の停止命令、
- 5 許可証の一時停止または取り消し、もしくはライセンスの一時停止または取消、
- 6 行政拘留、および
- 7 法律および行政規則で規定されるその他の処分、である。」 [5p] (p2)

12.22 第 9 条によれば、「異なる種類の行政処分の作成は法の下に許可される。個人の自由の規制を伴う行政処分は、法律によってのみ作成されるものとする。」 [5p] (p2)

その他の形態の行政拘留

12.23 対話財団がそのニューズレター *Dialogue* の秋号 2004 年版の中で報告したように、中国では以下の形態の行政拘留も行使されている。

- 拘留と教育 – 売春婦とその客を処分することを意図するもので、拘留期間は 6 カ月ないし 2 年間。

- 強制薬物リハビリテーション- 薬物常習者に行使される
- 法律教育- 薬物リハビリテーションを失敗した被拘留者の他、既に RTL を経験した「深刻な中毒症」を患う法輪功信奉者に利用される
- 拘留と本国送還- 2003 年の夏に廃止されるまで、許可証を持たない移民労働者に行使された [36c]

12.24 Ian Johnson がその著書 *Wild Grass* (2004)の中に記録したように、法輪功信奉者は隣組委員会が運営する仮設刑務所に収容されることもある。これらは委員会の事務所内の 1 室であるため、正規の拘留施設ほど警備が厳しくない。[50f] (p196, 218-219)

[目次に戻る](#)

[出典リストに進む](#)

死刑

13.01 刑法第 48 条が述べているところでは、

「死刑は最も非道な罪を犯す犯罪分子にのみ適用される。死刑に処されるべき犯罪分子の訴訟では、差し迫った執行が不可欠でない場合は、死刑判決と同時に 2 年間の執行猶予が通告される。最高人民法院が下した判決を除き、すべての死刑判決は法に従い、その承認を求めて最高人民法院に提示されなければならない。執行猶予を伴う死刑判決は高级人民法院を介して決定または承認されることもある。」 [5i] (p8)

13.02 CECC 報告書 2006 で報告されたように、

「中国の刑法には 68 の死刑犯罪が記載され、うち半分以上は脱税、賄賂および横領等の非暴力犯罪である。伝えられるところによれば、中国政府は『執行の減少と慎重な執行』方針を採択したが、政府は執行数に関する公式統計は公表しないため、この数字は国家秘密とみなされる。一部の中国筋の推定によれば、中国における年間死刑執行数は数千件に上るとされる。」 [28d] (V. b)

13.03 Roger Hood が *China Review* 誌の夏号 2005 年版に執筆するところによれば、

「1997 年刑法は死刑の適用に関する条項を『最も卑劣な犯罪分子に対する行使のみ』から『最も重大な犯罪分子に対する行使のみ』に修正したが、『最も重大な』の定義は示されなかった。1997 年刑法は 68 の異なる死刑犯罪を以下のように掲載する。国家の安全を脅かす 7 つの犯罪、公安を脅かす 14 の犯罪、社会主義者市場経済を揺るがす 16 の犯罪、個人または人民の民主的権利を侵害する 5 つの犯罪、財産を侵害する 2 つの犯罪、社会行政の秩序を妨害する 8 つの犯罪、国防利益を脅かす 2 つの犯罪、汚職および賄賂による 2 つの犯罪、ならびに兵役義務に違反する 12 の犯罪である。しかし、1979 年刑法の個別立法は死刑を正当化する他の多くの犯罪を追加したため、新刑法は窃盗および意図的傷害に対する死刑適用に規制を課す方法で、死刑犯罪数を実際にいくらか減少させた。」 [77a]

- 13.04 報告書は引き続き、「中級人民法院のある統計資料によれば、1991年には、死刑執行の41.4%が窃盗犯罪に宣告されており、1992年においては、窃盗に対する死刑宣告率は22.73%で、1998年時点では10.71%であった。1998年以降は、窃盗罪に対して死刑を宣告された者はいなかった。高級人民法院の別の裁判統計が示唆するところによれば、新刑法の翌年には、窃盗で死刑判決を受けたのはわずか1人であった。」 [77a]
- 13.05 中国において何件の犯罪が死刑を執行するかは明らかに不明である。CECC報告書2006はその数字をおよそ68件と見ている。[28d] (v. b) しかし、2005年3月14日付けの報告書の中でチャイナ・デーリー紙が報じたところでは、「密輸および汚職等の多くの非暴力犯罪を含め、70を超える犯罪は中華人民共和国法の下で死刑を執行する。 [14d]
- 13.06 薬物注射の利用が増えているが、死刑執行の最も一般的な手法は、依然として後頭部の銃殺である。 [90b] (The Times, 27 October 2005) 2006年7月21日のAsia Times が報じたように費用効果度が高く目立たない執行法として移動死刑執行車の導入を進めている。Zhejiang 省はその採用を検討中であるのに対し、Yunnan 省はかかる車両を18台所有している。 [64i]

死刑の執行猶予

- 13.07 Rodger Hood が China Review 誌の夏号 2005 年版に投稿して記録したように、

「死刑執行猶予は中国特有のものであり、その適用は理想とはかけ離れている。当初、死刑執行猶予は差し迫った執行が不可欠とみなされない場合に適用されると想定された。しかし、特定の犯罪に関しては、裁判所は恩赦の法的根拠がある場合にのみそれを適用できる。『嚴打』キャンペーン 期間中、訴訟は『基本的に事実が明確で基本的に証拠が十分である』原則に基づいて判決が下されたため、訴訟において事実または証拠に疑念がある場合は、誤判を避ける目的で死刑執行猶予が行使される例が多かった。しかし、この手続は無罪の推定の原則に反するものである。」 [77a]

執行数

- 13.08 AI が中国に関する 2007 年報告書の中で報告したように、「死刑は依然として 68 の犯罪を処罰する目的で、経済犯罪や非暴力犯罪を含む広い範囲において行使された。AI が官庁報告書に基づいて推定したところでは、2006 年には少なくとも 1010 人に死刑が執行され、2,790 人が死刑を宣告された。ただし、実際の数字はこれを上回ると考えられていた。」 [6g] (p2)
- 13.09 AI が 2007 年 4 月に引用した数 [6h] 2007 年 6 月 8 日付けの記事で BBC が報じたところでは、「死刑を抑制する法律が強化されたため、中国ではここ数カ月で死刑判決が減少している。チャイナ・デーリー紙の報じたところでは、今年になって Beijing 市内の裁判所で示された死刑執行数は昨年同時期から 10%減少したということである。」 [9e]

司法の監視

- 13.10 USSD REPORT2006 が述べたところによれば、「死刑裁判においては、正当な法的手続きの欠如が特に目立った。執行者は有罪判決の当日に執行することが多かった。」 [2e] (1e 項)
- 13.11 AI が中国に関する 2007 年報告書の中で報告したように、「全国人民代表大会は、2007 年より最高人民法院による死刑裁判の最終審理を差し戻す法律を承認した。論評者は、これは誤判だけでなく死刑行使の軽減につながるだろうと考えた。」 [6g] (p2) しかし AI が 2007 年 4 月 30 日付けの報告書の中で述べたところによれば、
- 「一部の論評者は審理手続における制限に注目したが、これは裁判の事実を決定することよりも、審理手続が正しく行われたことを保証することに照準が向けられるようになったということである。Beijing を拠点とするある情報筋がアムネスティインターナショナルに報告したところによると、審理手続は、個々の公判で起こり得る誤判に有効に対処するよりも、一貫した、均一なやり方で死刑が適用されることに主眼を置いているようだということである」 [6h]
- 13.12 2006 年 9 月 26 日にチャイナ・デーリー紙が報じたところによれば、「最高人民法院および最高人民検察院は中国の法院に対し、死刑判決者の上告を公開法廷で公聴するよう命令した。この命令は[2006 年 10 月 2 日]月曜日時点より発効する。同じ要件は、被告またはその弁護士が当初の手がかりの結果に影響し得る新たな証拠を提供する場合は、2 年間の執行猶予を伴う死刑判決者の上告にも適用される[原文のまま]。」 [14f]

死刑免除者

- 13.13 刑法第 49 条が述べるところによれば、「死刑は犯罪が行われた時点で 18 歳に達しない者または判決の時点で妊娠中の女性には適用されない。」 [5i] (p9)
- 13.14 AI が 2004 年 4 月 6 日に報告したように、「伝えられたところでは、裁判所は年齢を決定する十分な配慮を行わないため、犯行時に 18 歳未満の者が今後も死刑に処される可能性はある。」 [6k] (p6)
- 13.15 AI が 2004 年 1 月から 12 月までの事件を網羅する、中国の 2005 年報告書の中で報告したところによれば、
- 「伝えられるところによれば、麻薬犯罪で死刑執行が予定される女囚 Ma Weihua は、中華人民許和国法は妊婦の処刑を禁止しているため、同氏を『合法的に』処刑できるよう、火曜日に警察の拘留施設内で中絶手術を強要されたとのことである。この女囚は 1.6kg のヘロイン所持により 1 月から拘留されていた。同氏の裁判は 7 月に始まり、同氏の弁護士が強制中絶の詳細を提供後、執行猶予になった。最終的に、同氏は 11 月に終身刑の判決を受けた。」 [6i] (p2)

[目次に戻る](#)

[出典リストに進む](#)

政治的所属

政治的発言の自由

14.01 CCP (中国共産党) は政治権力の独占を堅持しており、新しい政党の創出を認めていない。党は党または国家から独立する大衆組織も認めていない。 [2e] (USSD REPORT2006) (第 3 項)

14.02

USSD Report 2006 の報告によると、「政府高官は、政府当局は政治的または宗教的見解について個人を拘留したそれは法律に違反したからだと主張した上で、いかなる政治犯の拘束も否定し続けた。現時点で、刑務所や労働矯正収容所、もしくは行政拘留の形で数万人の政治犯が監禁されていた。政府は国際人道主義者組織に政治犯への接触機会を認めなかった。西側の NGO の推定によれば、無効にされた『反革命活動』の罪でおよそ 500 人が依然として拘留されている他、政府当局が反革命活動に類する犯罪を網羅すると明言した国家安全保障法に基づく判決に、数千人が服しているということである。」 [2e] (1e 項)

(第 10 項:[国家安全保障法](#)も参照のこと)

14.03 BBC の Beijing 記者 Rupert Wingfield-Hayes が 2005 年 6 月 19 日付けの Association for Asian Research (AFAR) に投稿して報告したように、

「政府に対する批判または抗議活動を敢えて行う中国人は、勇気を持って日常的な[嫌がらせや恣意的拘留]に立ち向かっている。私が知るある著名な反体制派の女性は、警察部隊に 10 年間監視されている。女性がどこへ行く場合も何をする場合も、その背後には常に警察が付きまとう。しかしこれは反体制派に限ったことではない。監視体制はさらに深いところまで浸透している。中国政府は国民一人一人について一とう案と呼ばれる個人記録を保有している。国民はそれ一何が記載されているかわからない一を見ることはできないが、それが運命を支配するのである。自分に対する汚点一悪い成績表、上司との不一致、精神科医の訪問一はすべて残りの人生について回る。それが変わるまでは、おしゃれなコーヒー店も Beijing の摩天楼も、支配を維持する強制力および恐怖に依存する警察にとっては一枚のベニヤ板であることに変わりはない。」 [51a]

[目次に戻る](#)

[出典リストに進む](#)

結社と集会の自由

14.04 USSD REPORT2006 が述べたところによれば、「法律は平和的結社および集会の自由を定めている。ただし、政府はこの権利を厳しく制限した。法が規定するところによれば、かかる活動は『党指導部』に抗議するものや『国家利益』を侵害するものであってはならない。政治体制または国家指導者への抗議活動は禁忌とされた。政府当局は許可証を拒否した上で、否定的な政治見解の表現を伴う大衆デモを迅速に抑圧した。 [2e] (2b 項)

14.05 同じ情報筋が続けて述べたところによれば

「警察はデモ隊に対し、過度の武力を行使することがある。政治または社会的題材を伴う大衆デモは多くの場合、迅速かつ暴力的に解散された。広い範囲の市場改革や急速な成長は、10年以上にわたって大規模な公共秩序の混乱を拡大する社会不安の増大という結果を招いた。過去数年間と同様に、その年の大衆デモは、ほとんどが土地抗争、住宅問題、産業、環境および労働問題、政府の腐敗、課税その他の経済および社会不安に関するものであった。政府当局は6月4日の天安門虐殺4周年祭、1月のZhao Ziyangの追悼日さらに3月のNPCおよびCPCC総会に潜在的反対派勢力を拘留した。事件が起こりそうな行事の時期の前後になると、反対派は公共の大衆デモを阻止する目的で拘留された。200人以上を動員するコンサート、スポーツイベント、演習大会その他の会議はすべて、公安当局の承認を必要とした。実際には、これよりはるかに小規模の集会も危険を冒して当局の妨害を受けた」。

- 14.06 集会、行進および大衆デモに関する法の第27条（1989年10月31日採択）が述べるところによれば、

「人民警察部隊は以下の状況を伴う場合は、実施中の集会、行進または大衆デモを中止するものとする、それは

- 1 この法規定に従う申請または申請許可取得の不作为、
- 2 管轄当局が許可した目的、形態、ポスター掲示、スローガン、開始および終了時刻、場所および経路を遵守する行為の不作为、もしくは
- 3 治安を脅かす、もしくは公共秩序を大きく損なう活動、状況の過程における緊急事態、である。」

- 14.07 集会、行進および大衆デモの実施に関する中華人民共和国の条例第30条（1992年6月公布）が述べるところによれば、「中国人民が開催する集会、行進または大衆デモに外国人が参加を希望する際は、集会、行進または大衆デモの責任者は申請書の中でこれを明記しなければならない。管轄公安機関の明示的承認がない場合は、外国人は参加を認められないものとする。」

社会騒動

- 14.08 ヒューマンライツウォッチ(HRW)が2007年1月に公表されたWorld Report2007の中で述べたところによれば、「中国共産党(CCP)指導部は多くの社会抗議運動が地方幹部職員による職権濫用に助長されたことを認識しているにもかかわらず、司法への組織的政治介入は、地方の権力者が原告および弱小集団が起こした裁判を拒否することを可能にしている。司法救済の欠如は社会不安をさらに悪化させる。」

- 14.09 2006年6月3日のAsia Timesの報告によると、

「中国メディアが報じるところによれば、大型ダム建設の結果、これまでに全国で1600万人が住居を移動され、大規模水力発電プロジェクトの建設により住居を移動された数百万人のうち、大多数は現在も貧困生活を送っている。三峡ダムの建設のために既に百万人以上が住居を移動された。こうした人々はすべて、新しい住居や生活手段といった補償を約束されたが、多くの移転世帯

は当初からその補償が腐敗した地方幹部に流用されたため、自分達は移転先で生計を立てることができないと不服を申し立てている。」 [64c]

- 14.10 2006 年 1 月 21 日に *Guardian* 紙が指摘したところによれば、土地の流用をめぐる農村の不安は暴動という形で顕著に現れた。

「中国首相 Wen Jiabao は、開発に向けた農地没収の横行は、激しい抗議運動の波が農村で高まる中で、社会の安定を脅かしつつあると警告した。ここ 1 年以内に、1 日平均 230 件の大衆デモが毎日発生したことを示す統計データが政府に公表された翌日、国営メディアは中国地方政府の土地没収癖の阻止に奮闘する首相の手厳しい警告を公表した。前例のない速さで都市化が進むにつれて、ここ 1 年以内に、670 万ヘクタールの農地が道路や工場、住宅地に転換された。これは食糧自給の問題を創出すると共に、数百万人という農民から住居を奪った。資産の移転は開発業者に大規模な利益をもたらす。Renmin 大学の Ye Jianping 教授によれば、Guangdong 省では 6 平方メートルの農地は 15 万元（1 万ポンド）相当の価値がある。しかし、これが開発用地として再分配される場合は、最低 300 万元の価値になる可能性がある。『都市化の進行は速すぎる』と Ye 教授は言った。『多くの農地が都市に転じつつあるが、人口の移動は持続しなかった。その結果、土地や仕事を奪われた農民は 3,000 万人に達する。』土地は国または村落全体が所有するため、農民は期限付きの利用権と最低限の法的保護しか与えられない。土地が没収される際は、たいていの場合十分な補償なしに行われる。独立した司法制度がないため、たいていの場合は法的救済策を追求するのは不可能であり、従って農民は抗議する以外にほとんど選択肢がないのである。土地をめぐる争議は、一多くの場合関連する一不安の主な原因としての汚染および汚職問題と共に表面化した。」 [41j]

- 14.11 HRW が 2007 年 3 月 14 日付けの報告書の中で述べたところによれば、

「Hunan 省および Guangdong 省で発生した抗議運動は、それぞれ[2007 年]3 月 11 日と 12 日に暴力で鎮圧された。国際ニュース報道に放映された証人によると、いずれの事例においても、特別派遣機動隊が群集を攻撃したということである。Beijing 市内では、警察がここ数年行っている『一斉検挙』作戦により、数百人の請願者が 2 週間以上にわたって検挙された。全国の権利活動家の多くが自宅軟禁または、自由を十分に損なう厳重な監視下に置かれている。ヒューマンライツウォッチが話したところでは、表現および集会の自由に対するこうした最近の攻撃は、最近の社会不安の爆発の中で現れているとのことである。汚職、違法な土地没収、強制立ち退き、経済開発と近代化の名を借りた地域社会全体の強制的移転、汚染の放置、さらに福祉国家の崩落は差し迫った社会問題になりつつある。中国政府の統計データによれば、1 日平均 200 件—10 年前の 4 倍—の抗議運動が毎日発生している。」 [7i]

- 14.12 エコノミストインテリジェンスユニット（EIU）が中国に関する国別プロフィール 2007 で報告したように、

「農村の抗議運動は（やはり）ここ数年でますます普及しつつある。2005 年には一部の運動、とりわけ政府による土地没収および不十分な補償金に触発された Shanwei や Dingzhou（それぞれ Guangdong 省および Hebei 省）の運動は暴力化した。村民が法的権利を意識するようになるにつれて、こうした問

題に対する不平は次第に拡大した。政府は浮上した不平の一部に取り組むと同時に、『首謀者』とみなされる者を逮捕する方法でかかる抗議運動に対応する向きがある。政府は運動拡大に発展する恐れがある地元の抗議運動に対しては、特に厳しい締め付けで処罰している」。

[4a] (政治: 中国の危険分子)

反日抗議運動(2005 年 4 月 10 日から 5 月 4 日)

- 14.13 2005 年 4 月、国粋主義者は日本兵が大 2 次世界大戦時に犯した残虐非道さを軽視したとみなさざるを得ない改訂版の歴史教科書が日本で出版されたことに対し、中国の大都市各地で抗議運動を行った。運動参加者は日本企業より日本大使館を標的とし、伝えられるところによれば、一部のビジネスマンが襲撃されたとのことである。[9j] (BBC、4 月 10 日) [9h] (BBC、2005 年 4 月 11 日) 警察当局は 2005 年 5 月 4 日に次の抗議運動を縮小したが、これによって当局が政治的理由で運営されていた疑惑が浮上した。[41d] (Guardian 紙、2005 年 5 月 5 日) USSD REPORT2006 で報告されたように、「ここ数年とは異なり、大事件になる反日運動は起こらなかった。」 [2e] (2b 項)

[目次に戻る](#)

[出典リストに進む](#)

反対派集団と政治活動家

- 14.14 2007 年 7 月 19 日付けの CIA ワールドファクトブックが中国について述べたように、「政府は法輪功の精神的運動を区別しているが、それに代わる政治抗議集団はなく、中国共産党は破壊集団とみなしている。」 [30a] USSD REPORT2006 で報じられたように、「CCP は政治権力の独占を維持し、新政党の創出を禁じた。」のである。[2e] (第 3 項)

- 14.15 ワシントンポスト紙 2003 年 7 月 4 日付けの記事の中で報じ、さらに労改基金 (NGO) がウェブサイト上で再報告したように、

「中国の人権侵害に関する最良の情報筋は、多くの場合、正式に認可された出版物を通じて、あるいは中国と外国政府間の様々な国家権利に関する対話の中で、外国人に直接話をしてくれる中国の政府高官自身である。労改が網羅しない多くの名前は違法な政治集団や宗教集団とつながりがある。かかる集団の純粹の数字は驚くほど多い。地方政府当局の鼻先で何年も活動する違法な政党または宗教団体名を新聞で半ダースほど目にするのは珍しいことではない。反対派集団の多くは小規模で地元を拠点とするが、時として政府刊行物には掲載されない全国規模ネットワークに発展したものもある。」 [59b]

中国民主党(CDP)

- 14.16 CDP が現在も中国で活動しているかという問題について、USSD REPORT2006 は「1998 年に設立された反対政党であり、その結果、非合法と宣言されたと述べており、その正否は明らかにしていない。」 [2e] (第 3 項) 同じ報告書がさらに述べたところによれば、

「CDP の指導者、活動家および党員の多くは逮捕、拘留または監禁された。CDP 創設者の 1 人である Qin Yongmin は、2002 年の政治改革および 1989 年の天安門虐殺の再評価を求める公開書簡に関与した他の党員と同様に、年度末に投獄されたまま釈放されていない。9 月 14 日、政府当局は民主化活動に参加した罪で 7 年の禁固刑を終えた CDP 指導者 Zhu Yufu を釈放した。政府当局は同じ日に、国家権力の破壊を扇動した疑いで CDP 指導者の Chen Shuqing を拘留した。」伝えられるところによれば、「Zhang Lin、Zhao Changqing、Sang Jiancheng、He Depu、Yang Tianshui、Wang Rongqing および Jiang Lijun を含む 30 人を超える CDP 現党員または元党員が拘禁または労働矯正収容所に拘束されているということである。」 [2e] (第 3 項)

14.17 2006 年 9 月 6 日に公表された『悪の中の悪: 最も抑圧的な社会 2005』と題する報告書の中でフリーダムハウスが述べたように、「反対政党の中国民主党は存在するが、政府はその活動および活動家を弾圧しており、同党はありとあらゆる実用的な目的のために理論の上で存在するに過ぎない。[26a] (p2) この報告書がさらに述べたところでは、「中国共産党は政府の標的となって弾圧され、実際の政治権力はないに等しい。」 [26a] (p3)

14.18 2003 年 5 月 23 日付けの人民日報紙で報じられたように、Liaoyang 市の中級人民法院は、国家権力打倒を策謀し、中国民主党の Liaoyang 支部結成を計画した罪で 2 人の元鉄鋼労働者に対し 7 年および 4 年の禁固刑を言い渡した。この報告によれば、「法院は、同 2 名[Yao Fuxin と Xiao Yunliang]は刑法第 105 条および 106 条に基づく破壊行為罪を犯したことは証拠により証明されたと裁決した。」 [12e]

14.19 労改基金が 2006 年 3 月 7 日に報じたように、「中国外務省は、1999 年 1 月に Hunan 大学で中国民主党 (CDP) の結党に協力した 72 歳の元医学部教授 Tong Shidong が 2006 年 3 月 9 日に Hunan 省 Chishan 刑務所から釈放される旨の司法省が提供した情報に言及した上で、同氏は現在服役中の CDP 党員の中で最も古い党員だと労改基金に助言した。」 [36d]

14.20 2007 年 7 月 30 日にアクセスした中国民主党のウェブページ上に記載されたように、CDP はニューヨークの中国大使館前で 100 回以上にわたる抗議運動を行った。同党は中国に帰還し、民主主義体制を確立することを最終目的として、米国市民である中国系アメリカ人の注目を集め、米国で大衆運動を構築することを目指している。党旗は青と赤の地に赤、青および黄色の丸を描いたものである。丸は赤が一番上で、黄色が中央、青が一番下にある。党旗は 8 個の黄色い星に囲まれている。地は上半分が青で下半分が赤である。 [20a]

中国民主党の英国支部

14.21 中国民主党の英国支部と自称される組織はロンドン (UK) で活動を展開しており、中国の民主主義に向けて運動する他、党員および「同胞」に無料の法律助言を提供している。 [16a]

(別添 E: [周知の反体制派](#)も参照のこと)

天安門広場活動家

- 14.22 AI は 1990 年 9 月に天安門広場の抗議運動とその後について詳細な報告書を公表した。この報告書は無差別的殺人とそれに先立つ徹底弾圧の両方を強調した。[6a] HRW が 2007 年 6 月 1 日付けの報告書の中で述べたところによれば、

「6 月 4 日およびそれ以降に、中国政府軍が天安門広場および他の中国各市周辺で、2,000 人におよぶ非武装市民の虐殺を先導した日から 18 年経った今も、中国政府は殺人について説明し、犠牲者に正義を与える様子が全くない。それどころか、同政府は生存者、その家族さらには天安門広場事件の政府の粉飾に敢えて挑む者に嫌がらせを続けている。6 月 3 日と 4 日の虐殺記念日が近づくと、生存者と犠牲者の家族は公安幹部職員から執拗な監視を受ける一方で、周知の反体制派は同じ時期に頻繁に自宅軟禁下に置かれる。天安門広場においては、通常は嚴重な警備体制が敷かれ、死んだ家族を悼む親戚集団の自発的な抗議運動や活動を防止する取り締まりは縮小される。」 [7k]

- 14.23 天安門広場虐殺 18 周年に控え、米国国務省は報道機関への声明を発表した。それによれば、

「国際社会も中国一般市民も、中国軍と戦車が Beijing に侵入した際に一体何人の死傷者が出たかまだ知らない。中国政府は依然として天安門での抗議運動とそれに続く大量虐殺について基本的な事実を隠し続けている。中国内および他のどの国でも、1989 年に数千人におよぶ中国人民が逮捕され、裁判なしに有罪判決を受けたこと、推定で 100 ないし 200 人天安門関連活動を理由に今も刑務所で辛い生活を送っていることは多くの人が知るところである。犠牲者や被拘留者あるいは失踪者に関する中国政府の可能な限り詳細な説明は、依然として先延ばしになっている。犠牲者の家族および中国一般市民は説明を受ける資格がある。2008 年のオリンピック大会が近づくにつれて、国際社会は中国をさらに厳しい詮索の的にするだろう。天安門事件の再調査を進め、天安門事件の収監者を全員解放し、さらに天安門の犠牲者の家族への嫌がらせをやめることを、中国政府に進言する。」 [2c] (USSD、2007 年 6 月 1 日)

- 14.24 AI が 2007 年 6 月 1 日に報告したところによれば、

「政府当局はその事件に『反革命暴動』の烙印を押すやり方を捨て、それを『政治事件』に分類する方向に移行する一方で、犠牲者やその家族に正義を求める長年の要求に応えることを拒絶してきた。政府当局は依然として、人権侵害の責任を訴求すると共に犠牲者やその家族に補償金を払うことを意図した 1989 年 6 月 4 日の事件に対する独自の調査を全く行っていない。2006 年 5 月に報じられたところによれば、地方当局は 1989 年 6 月 7 日に Sichuan 省 Chengdu で警察に撲殺された 15 歳の少年 Zhou Guocong の母親に 7 万元（約 8,700 米ドル）を支払ったということである。少年は民主化抗議運動に参加したために拘留中であつた。しかし、重要なのはその支払いが『補償』ではなく『苦痛の援助』と説明されたことである。他の家族も個々に『補償』された可能性があるが、それを話さないように要請された。中国政府は中国の雑誌、新聞、教科書およびインターネットサイトから削除されているこの問題に対する公開討論を抑制し続けている。特にここ 1 年間は、メディア規制および検閲に関する政府の方針が 1 年中強化され、1989 年 6 月 4 日もしくは中国近代史における政治的に微妙な期間についての分析または討議のすべてを抑制した。」 [6j]

14.25 同じ情報筋がさらに記載したところによれば、

「組織[AI]は引き続き、1989年6月4日の事件に関係した公開討議の拡大を推進した罪、もしくはその問題に対する政府の方針を批判した罪でごく最近に投獄された者の迅速かつ無条件の解放を求めている。アムネスティインターナショナルは中国政権に対しても、1989年の弾圧犠牲者を追悼し、救済を求めてきた平和的人権擁護者に対する警察の嫌がらせ、監視および恣意的拘留をやめるよう要求している。」 [6j]

「9つの論評」への対応

14.26 「9つの論評」は大紀元（法輪功に共鳴する出版メディア）が公表した9シリーズの連載社説であり、中国共産党の「本質」を暴露することを主張し、共産党を独裁的で、あるかないかの取り柄のおかげで腐敗したと描写している。[60] 大紀元の主張によれば、「9つの論評」は2000万人のCCP党員の脱党を後押しした。[40e] (大紀元時報新聞、2007年3月23日) しかし、この脱党者の何人が国外居住者で、何人が中国在住のCCP党員かは明らかではない。」 [3y] (カナダIRB、2005年6月3日)

(第6項:[中国共産党](#)も参照のこと)

[目次に戻る](#)

[出典リストに進む](#)

言論とメディアの自由

15.01 USSD REPORT2006 が述べたところによれば、

「実際のところ、中国政府はその権利を概ね尊重しなかったが、法は言論と報道の自由を定めている。中国政府はCCPの『主導的役割』を憲法で義務付けられたもので、これらの権利を優越し、束縛するものと表現した。政府は自由な発言の権利を行使する多くの個人を脅迫し、逮捕し、投獄し続けている。インターネットの論説者およびジャーナリストは特にその標的となった。中国政府は印刷メディア、報道メディアおよび電子メディアの厳重な取り締まりを継続的に行い、それを利用して政府の見解やCCPのイデオロギーを宣伝した。かかる取り締まりはその年を通じて厳しくなり、インターネット上や放送メディアおよび出版物を介して政府の方針と異なる見解を表現するのはますます困難になった。報道発信源は中央宣伝部から報道対象にすべきでない話題を掲載した指導書を定期的に受け取った。メディア企業はすべて、CCPの命令に従い世論を先導する明示的指示下に置かれた。こうした措置はジャーナリストやインターネット寄稿者がニュースを報道する自由を大きく規制し、高度な自主検閲につながった。」 [2e] (2a 項)

15.02 同じ情報筋が続けて述べたところによれば、

「講演者が共産党に異義を唱える見解を公表、もしくは外国の聴衆にかかる見解を流布しなかった間は、許容される話題の範囲は次第に拡大された。政治的・個人的かつ小集団内であれば処罰なしに討議することが可能で、ささやかな政府批判は日常会話の一般的な話題であった。しかし、メディアが扱う公開講演や学会での討議、会合または公開フォーラムでの講演は引き続き束縛を受けた。論議を呼ぶ話題について政府の立場に反対する見解を放映した媒体は、政府の各部局での懲戒処分から警察の尋問および拘留まで様々な処罰の危険を冒した。報道の自由と学問の自由に対する上記の規制措置および正式の規制措置は言論の自由の水を差した。」 [2e] (2a 項)

15.03 NGO 国境なき記者団が世界の報道自由度指数 2006 で報告したように、中国は指数に含まれる 168 カ国中 163 位であった（最も自由な国が 1 位で最も自由でない国が 168 位）。[63a] 2006 年 9 月に、政府の報道機関新華通信は、外国のニュースは内容を検閲する権限を持つ所有機関を介してのみ報道されると公表した。 [62a] (ジャーナリスト保護委員会、2006 年)

15.04 2005 年 9 月 26 日に *Guardian* 紙が報じたように、

「政府は 3 万を数えると噂されるサイバー警察を利用しており、インターネット・フィルタリングに惜しみなく投資してきた。ジャーナリストおよび人権組織の言によれば、「煙なき戦争」はこれまでの暴力やあからさまな嫌がらせ、新聞社の閉鎖から、より内偵的な統制維持のやり方への戦術転換を意味するということである。禁じられた題材について執筆を試みるジャーナリストは直接攻撃されることはほとんどなくなり、汚職や性的嫌がらせ、不倫等の罪で汚名を着せられるようになっている。記者の主張によれば、党や党指導部のイメージを守るために表面上は何の問題もないように装い、その陰でメモ、住所録および携帯電話の押収が秘密裏に発生する、ということである。」 [41i]

15.05 国境なき記者団が 2005 年 9 月 26 日に述べたように、オンライン編集者は以下の報道を公表することを禁じられている。それは、

- 中国憲法の基本原則を侵害し、
- 国家安全保障を脅かし、国家秘密を漏洩し、政府の転覆を目指し、国家統一を脅かし、
- 国家の名声と恩恵を破壊し、
- 国内に憎悪の感情を引き起こし、民族統一を脅かし、
- 宗教に基づき国家警察を妨害し、教派および迷信の宣伝を推進し
- 噂を流布し、公共秩序を脅かすと共に社会不安を創出し、
- 猥褻で暴力的な情報を流布し、テロリストまたは賭博に関する情報を広め、
- 人民の名誉を中傷するもしくは人民の名声を傷つけ、人民の法的権利を侵害し、法および行政規則に結びつく非合法的情報を掲載するもの、である。

全く新しい禁止令

- 社会の無秩序を創出する非合法的集結、ストライキ等の推進は禁止される。
- 非合法的な社会団体または社会組織に基づく活動の組織化は禁止される。 [63c]

15.06 2007 年 3 月 8 日に BBC が述べたように、

「国営報道機関新華通信が入手した政府令によれば、中国において今年中はインターネットカフェの開設を許可しない意向である。新華通信の言によれば、新たな規制措置は高まりつつあるインターネット依存症問題の撲滅運動の一環であった。国営インターネットネットワーク情報センターが[2006 年]12 月に発表したところによれば、中国におけるインターネット利用者数は昨年比にして 30%増加し、1 億 3200 万人に達した。その数字は中国が今後 2 年間で米国のオンライン人口を上回ってもおかしくない所まで来ている。[2007 年]1 月に、Hu Jintao 国家主席は中国のインターネット規制部局に『健全なオンライン文化』を推進し、政府の安定を保護するよう命令した。中国政府は教育やビジネス向けのインターネット利用を奨励しているが、破壊行為的または有害とみなす項目の検閲行為は批判を浴びた。」 [9ae]

15.07 国境なき記者団は 2005 年 10 月に、新華通信:世界最大の報道機関と題した国営報道機関新華通信に関する報告書を公表した。それによれば、

「新華通信の目標は CCP の報道独占を維持することである。政府の定義によれば、同社は『中国の目であり、耳であり、声である』。同社は事実上、国内最大の報道収集および配布機関である。慎重を期す問題については特に、いかなる報道も全権を握る新華通信の同意なしにメディアに届けられることは許されない。公式の数字によれば、同社は 8,400 人を雇用し（これに対しフランス通信は従業員 2,000 人を雇用）、内 1,900 人はジャーナリストと編集担当である。社長の Tian Congming は首相の地位を持つ。」 [63f] (p1)

15.08 同報告書がさらに述べたところでは、

「共産党の公務上、同社は 2 種類の報道を作成する。一般大衆向けの報道と政権指導者向けの報道である。同社の最優先事項は、CCP 中央委員会の下部組織で現在は広告部と呼ばれる宣伝部が作成する報道を扱うことである。新華通信は事実上、宣伝部に運営されている。同社は CCP のこの機関から編集方針を受け、それを盲従的に固持する。」 [63f] (p5-7)

ジャーナリスト

15.09 ジャーナリスト保護委員 (CPJ) が報道機関への攻撃 2006 と題した報告書の中で報告したように、

「Hu Jintao 国家主席の第 4 期政権は、独立心旺盛な編集者を左遷し、オンライン評論家を投獄し、さらに最新ニュースの報道範囲を規制する方法で、中国で最も優秀なジャーナリストを有効に沈黙させた。中国政府は、国営報道機関新華通信を国内唯一の外国報道配布機関に指定する新たな規則に加え、ニューヨークタイムズの調査担当 Zhao Yan およびシンガポールを拠点とするストレーツタイムズ特派員 Ching Cheong の禁固刑判決を初めとする、外国報道機関とその職員に対する措置で世界の批判を浴びた。」 [62a] (p1)

15.10 国境なき記者団はその 2007 年次報告書の中で、中国に収監中のジャーナリストを 31 人とした。同じ情報筋の報告によれば、

「2007 年 10 月の次期共産党大会に向けた準備が始まったため、公安省は 12 人のジャーナリストを逮捕し、20 人を超えるジャーナリストを監視下においた。宣伝部は Hu Jintao が宣言した『和諧社会』という新たなイデオロギーに反するとみなす記事を排除し続けている。メディア編集者は定期的に禁止された題材リストを配布される。これらは農民の大衆デモ、失業者あるいはチベット族等であると思われる。いかなるものも編集室内に恐怖の風潮を植えつける検閲官の目をごまかすことはできない。ジャーナリストに対する身体攻撃の増加はもはや治安部隊職員のみが行うのではない。事業家に雇われた暴力団員やその下っ端も関与している。国境なき記者団はおよそ 40 件に及ぶかかる事件を報告した。しかし公的機関によれば、ジャーナリズムは採鉱、警察に次ぐ第 3 の危険な職業になったという。最も危険なのは、スクープを追う犯罪報道への情熱が危険につながるタブロイド紙の記者である。2006 年には 2 人のジャーナリスト Wu Xianghu と Xiao Guopeng が警察に殺害された。詮索志向の報道機関の口封じを目的とする場合もあるが、名誉毀損裁判も以前よりもはるかに多くなっている。」 [63b]

[目次に戻る](#)

[出典リストに進む](#)

人権機関、組織および活動家

16.01 AI が中国について 2007 年報告書の中で報告したように、

「弁護士および人権活動家に対する政府の弾圧は強化された。人権擁護者の多くは、警察または明らかに警察の了解を得た地元ギャング団の嫌がらせはもとより、告訴なしの長期間の恣意的拘留の対象とされた。多くの者が密着した日常的監視または自宅軟禁下で生活しており、その家族も次第に標的にされた。新しい条例は弁護士が犠牲者集団を代表し、集団請願に参加する能力を制限した。」 [6g] (p1)

16.02 2006 年 6 月 13 日に *Guardian* が報じたところによれば、「論議の的になっている三峡ダムのもっとも声高な反対者の 1 人 Fu Xincan は、警察の警告を無視して外国人ジャーナリストに話しかけたとして、襲撃を受けた。Fu は襲撃者に背後から殴打され、首が麻痺した。 [41b] 2006 年 7 月 26 日の NGO 中国 ヒューマンライツ (HRIC) の報告によると、Fu の襲撃に関する警官の取り調べの結果、同氏の怪我は自作自演だと結論された。 [39a] 2006 年 9 月 19 日の Radio Free Asia (RFA) の報告によると、著名な公民権専門の弁護士 Guo Feixiong (Yang Maodong としても知られる) は『違法な事業経営』の疑いで拘留された。 [73f]

[目次に戻る](#)

[出典リストに進む](#)

汚職

17.01 NGO トランスパレンシーインターナショナル (TI) の腐敗認識指数 2006 によれば、中国人民の腐敗度の認識という点では、中国は 163 カ国中 70 位—10

点満点中 3.3 点（10 点は腐敗認識が 0）であった。TI によると、10 点満点中 3 点以下は「汚職の横行」を表すということである。 [33a]

17.02 エコノミストインテリジェンスユニット（EIU）が中国に関する 2007 年国別プロファイルの中で報告したように、「中国政府は（も）汚職[政治や実業における非合法利益を保証する慣行]を一掃しようと努力してきた。2006 年 9 月の上海党書記 Chen Liangyu の逮捕と関連付けられる反腐敗運動は、第 17 回 CCO 大会を前にした汚職防止運動の進歩を示唆するように思われた。ただし、全国規模の運動の場合は、あまりに多い汚職者に網を張ることで政治的に不安定になることが予想されるため、期待できない状態である。」 [4a] (政治勢力)

17.03 2006 年 10 月 24 日付けの人民日報で報じられたように、2004 年以降、67,505 人に上る政府高官が処罰を受けた。 [12ad] 同じ情報筋が 2006 年 8 月 14 日に報じたように、公式の数字によれば、1 万人の政府高官が汚職または職権濫用罪で有罪判決になった。2001 年の 52.6% に比して、82.83% は執行猶予になった。」 [12ae] 人民日報が 2007 年 2 月 7 日に報じたところによれば、2006 年には合計 273 人の検察官が汚職に関して懲戒免職処分を受けたと報じた。」 [12m]

党規律の違反

17.04 党規約第 37 条から 45 条は党規律を扱う。第 39 条の述べるところによれば、「党規律の強化に向けて、警告、重大な警告、党職からの免職、党内での謹慎の 5 つの措置を設ける。」 [5t] (第 VII 章) USSD REPORT2006 が述べたように、「CCP は CCP 規律違反に対する shuang gui として知られる規律形態を駆使したが、無所属党員に対する行使の報告があった。Shuang gui は、自宅軟禁とほぼ同じで、司法的関与または監視なしに許可が与えられる場合がある。」 [2e] (1e 項)

17.05 EIU が 2007 年国別プロファイルの中で中国について報告したところによれば、

「政府高官に対する種々の経済活動からの撤退命令は繰返し行われており、2005 年には CCP は運動を展開し、それに基づいて CCP 全党員がイデオロギーおよび道德教育を受けた。誠実基準を満たさない党員の多くが CCP から除名され、免職された。しかし、懲戒処分の実施のみ—党規律機関によれば 2004-05 度中、5 万人に上る CCP 党員に懲罰が与えられた—事例もある。」 [4a] (政治勢力)

GUANXI(社会的人脈)

17.06 2005 年 10 月 1 日に BBC が報じたように、「今日の中国をだれが運営しているか知りたいならば、『関係』という言葉の意味を理解しなければならない。逐語的に翻訳すれば、『関係』は人脈を意味する。ただし、これまでの同窓関係の範囲を超える。欧米では、面識があれば就職や、子供の有名校への入学を斡旋してもらえる。中国の場合は、関係がある人物が自由と投獄、正義と差別、富と貧困の与奪権を握る。」 [9s]

目次に戻る

出典リストに進む

宗教の自由

- 18.01 2006 年 9 月 15 日に公表された米国国務省 (USSD) の宗教的自由国際報告書 2006 が報告したように、

「憲法は宗教的信念の自由および不信仰の自由を定めているが、中国政府は宗教的实践を政府認定組織および登録された礼拝場所に制限し、政府および中国共産党 (CCP) の管理が及ばない権威の源泉となり得る集団の台頭を防ぐ目的で宗教を統制することを目指している。にもかかわらず、多くの信仰教徒は急速に増加している。この報告書が扱う期間を通して、中国政府の宗教の自由および良心の自由への尊重は極めて低く、特に政府に登録されない宗教集団の自由や精神修養運動の自由に関しては特に低かった。登録されない宗教団体は、程度の差はあるものの、政府による介入や嫌がらせを継続的に受けていた。登録されない宗教集団教徒の一部は、脅迫、嫌がらせおよび拘留等の様々な規制措置の対象にされた。登録されない宗教集団は政府機関および 5 大宗教派—仏教、イスラム教、道教、カトリック教およびプロテスタントに関係する政府認定の『愛国的』宗教団体に登録することを強制された。宗教的实践および礼拝は正式に認可されており、信者の数が増えるにつれて、登録されない礼拝所の数は国全体で増え続けている。宗教の自由度は国内でかなり差があった。政府は信者の増加に対処する目的で一部の地域に礼拝所を新設した。」 [2a] (p1)

- 18.02 同報告書のこの項は「1999 年以来、国務長官は宗教の自由に対する特に重大な侵害を理由に、中国を国際宗教自由法 (IRFA) の下に『特に懸念される国』に指定してきた。」という記述で終わっている。 [2a] (第 IV 項、米国政府の方針)

(第 21 項:[宗教集団の禁止](#)も参照のこと)

- 18.03 USSD 国際宗教自由 Report2006 に報告されたように、人民から非合法的に宗教の自由を剥奪する人民政府高官は、最高 2 年まで投獄されることもある。」 [2a] (第 II 項、宗教の自由、宗教の自由に対する規制の現状) 同じ情報筋から報告されたところによると、「この法律の下に処罰された事例は周知でない。」 [2a] (第 II 項、宗教の自由、宗教の自由に対する規制の現状)

- 18.04 USSD 国際宗教自由 Report2006 が記載したところでは、

「中国には 5 つの主要宗教派がある。仏教、道教、イスラム教、カトリック教およびプロテスタントである。これらは主要宗教派であるが、2005 年の宗教問題条例では『公式』宗教は特定されなかった。一部の地域ではロシア正教も活動しており、国外居住者地域には他の宗教も存在した。中国の人民の多くはいずれの宗派にも正式に従事していなかった。全人口のおよそ 8% が仏教徒で、1.5% がイスラム教徒、0.4% が公認のカトリック教会に所属し、0.4 ないし 0.6% が非公認のローマカトリック教会に所属していると推定された。公認のプロテスタント徒は 1.2 ないし 1.5% と推定され、政府の管理下から独立した

プロテスタントの家の教会で宗教活動を行うのは 2.5%程度と思われる。」
[2a] (第 1 項、宗教人口統計)

18.05 2007 年 2 月 7 日に人民日報が報じたところによれば、

「宗教的信念に関する中国の第 1 回主要調査によれば、中国の宗教信奉者は公式推計値の 3 倍を超えるという。Shanghai にある華東師範大学の Tong Shijun 教授と Liu Zhongyu 教授が実施した約 4,500 人を対象とする世論調査の結果、16 歳以上の中国人の 31.4%、数にしておよそ 3 億人が宗教を信仰していることがわかった。水曜日のチャイナ・デーリーが報じたところによれば、これはここ数年大きく変更されていない 1 億人という公式数字をはるかに上回る。その報告によれば、仏教、道教、カトリック教、プロテスタントおよびイスラム教が 5 大宗教で、中国の宗教信仰者の約 67.4%を擁するというのである。報告には、顕著な特徴は、中国人の伝統的宗教の再生であると記述された。約 2 億人が仏教徒、道教または竜王や福の神といった伝説上の人物の信奉者で、全信仰者の 66.1%を占めた。キリスト教の信奉者も急速に増加している。公式の数字の推計によれば、その数字は 1990 年代後半の 1,000 万人から 2005 年には 1,600 万人に上昇したが、調査の結果、全信者の 12%、数にして 4,000 万人はキリスト教徒であることがわかった。」 [12ah]

18.06 Ian Johnson が著書の *Wild Grass* (2004)の中で報告したように、「中国における宗教が何たるかを定義することは扱いにくい仕事である。自派と他派を明確に区別することが多い西欧の宗教と異なり、中国の信仰体系は先祖崇拝、宗教一般に共通する魂の信仰、道教の土着宗教、また仏教のような世界宗教を重ね合わせることに喜びを感じる。」 [50f] (p200) 2007 年 2 月 1 日に *Economist* が報じたところによれば、「急増する家の教会コミュニティは、祖先の崇拝を認めないため、家系構造に縛られていると感じる女性に魅力を与える。」 [61a] 2006 年 5 月 1 日に *TIME Asia* が報じたところによると、「個人的な救世主を求めることは構わないが、国家統制機関の領域外での信仰心の表明はそうはいかない。」 [65c]

[目次に戻る](#)

[出典リストに進む](#)

登録

18.07 USSD 国際宗教自由 Report2006 が述べたところによれば、

「国は登録する権利を留保し、それによって特殊な宗教集団および精神的運動が活動を営むことを可能にする。5 つの主要宗教に関しては、それぞれの活動を監視および管理する政府関連の協会が存在し、宗教団体はそれに加盟しなければならない。SARA は宗教活動の合法性を監視し、判断する責任を担う。SARA と CCO 統一前線工作部 (UFWD) は宗教活動について、宗教活動における外国人の役割を初めとする、政府条例の実施に関する『指導と管理』方針を提供する。SARA および UFWD の職員は宗教信奉者であることは滅多になく、多くの場合党員である。共産党員は党理論により無神論者であることを命令されるため、その家族は宗教祝祭の国民参加を禁じられる。公安部隊は法または規則を侵害する宗教行為の監視を担当する指定部局を管理する。かかる警

察部隊は登録されない施設を監視し、宗教活動が治安を妨害しないことを確認すると共に、非合法のカルト集団を摘発する。」 [2a] (第Ⅱ項、宗教の自由、法/政策枠組の状況)

18.08 同じ情報筋が次に述べたところによれば、

「自発的に登録する集団、強制されて登録する集団がある一方で、政府当局が登録を拒否する集団もある。一部の宗教団体は宗教の国家統一に対する反対主義から登録を取り下げた。要求に応じて教会指導者や教徒の名前および住所を口外した場合の悲惨な結果を恐れて登録しない集団もある。未登録の集団もその行為が神学上の妥協を義務付け、教義上の自由を縮小する、もしくはそれによって政府当局が説教の内容を支配できるようになる可能性を恐れて、登録を拒否することが多い。ある集団が主張したところによれば、政府当局は説明なしに登録を拒否した上、登録を申請するために高官を訪ねた教徒を交流したということである。政府側はこれに対し、この拒否は主として集団の適切な施設不足や他の法的要件を満たさないことによるものだと主張した。」 [2a] (第Ⅱ項、宗教の自由、法/政策枠組の状況)

18.09 「Wen Jiabao 首相の承認を得て 11 月 30 日に公布された宗教事務規定は、2005 年 3 月 1 日に正式に発効する。この規定は中国の宗教問題に関する一連の包括的行政規則であり、宗教集団および宗教信奉者の法的権利は保護されると明示的に定める。同規定は、国および公共利益を伴う宗教問題についても指示を与える。諸規則は中国人民の宗教の自由の保護において進歩した重要な一歩とみなされる。」 [14a]

18.10 2004 年 12 月 19 日に BBC が報じたところによると、諸条例の言い回しは基本的に政策の柔軟性はないことを明確するものである。この報告書の述べたところによれば、「学者の中には、宗教集団を扱う上で職権を濫用する政府高官は新たな規則に基づく求刑と対峙する可能性があるという事実を歓迎した者もいる。」 [9r]

18.11 Forum 18 の 2005 年 1 月 18 日付けの報告書によれば、「新たな規則は宗教巡礼および聖職者の指定に関する要件を規定する上、でイスラム教、チベット仏教およびカトリックコミュニティを選別までした。条項の 1 つはその規定において、政府高官（共産党幹部の言及はなかった）は職権濫用について法的説明責任を負うものと定めたが、この説明責任が今後遂行される保証はない。」 [66a]

18.12 同じ情報筋が続いて述べたところによれば、「運動に対する初期の政府弾圧において法輪功の修行者が公に見せた周知の市民的不服従や、中国に対する自治権または独立という重大な政治問題を伴うウィグル系イスラム教徒およびチベット仏教徒による定期的な抗議運動を除くと、宗教または宗教の自由の名目で実施された重大な大衆デモはここ最近の記憶では周知ではない。」 [66a]

18.13 これについて同じ情報筋がさらに述べたところによれば、国家規制への抗議は本質的に回避的な性格のもので、修練者は当局との直接対決を避けようとするのが一般的である。 [66a] 同報告書によれば、最もよくある抗議の種類は以下の通りであった。

- 信仰または実行可能性状の理由による登録の拒否
- 秘密の会合
- 外国人指導者を伴うこともある、独自の宗教的修行施設の設立
- 政府規制の禁止を無視した 18 歳未満の児童の教育
- ローマ教皇の同意を内密に求めること（カトリック教）。
- 宗教/精神上の（複数）指導者に対する誹謗文書の署名拒否
- 中国以外の国で出版された宗教資料の利用
- インターネットのチャットルームを介した連絡 [66a]

18.14 2006 年 3 月 8 日に Forum 18 が報告したように、

「2005 年 3 月の宗教事務条例から 1 年が経った今、その効果は判断するのは難しく、多くの宗教コミュニティに対する弾圧措置は引き続き行われている。中国の宗教政策の負担は増大している。『宗教』の定義一特に『合法的宗教』の定義は多くの政府高官の間で論議的になっており、包括的な宗教法（同条例に反する）が待たれるところである。政府は宗教の支配に主眼を置く法律を好むように見えるが、宗教指導者の多くは宗教徒の権利を保護に主眼を置く法律を望むと思われる。根本的な—そして政府の政策の負担を増大する論議は、中国における宗教信仰および慣行が急速に増大し、宗教の支配というイデオロギーの土台を次第に非現実的なものにしているという事実である。政府が直面している重要な問題は、宗教的実践のためのよりよい環境を創出することを目指すのか、それとも純粋な改革に抵抗すべきかということである。改革に対する抵抗は一悲しくも無益に最新政策の方向になる可能性が極めて高い。」

[66d] (p1)

仏教徒

18.15 USSD 国際宗教自由 Report2006 が報告したように、

「中国政府の推定によれば、国内には 1 億人を超える仏教徒がおり、最大数の信奉者を擁して仏教を組織宗教にしている。しかし、仏教徒は信徒としての資格を持たず、多くの場合公共儀式に参加しないため、信徒の数を性格に水泳することは困難であった。政府の報告したところによれば、国内には 1 万 6,000 の仏教寺院と僧院があり、20 万人を超える尼僧および僧侶がいるとのことである。最大数の漢民族信徒を含め、信徒の多くは大乗仏教に従事した。チベット族および外国人モンゴル教徒は大乗仏教を取り入れたチベット仏教に従事した。南西部に位置する Yunnan 省の一部の少数民族は、隣国の東南アジアで主流の伝統宗教、小乗仏教に従事した。」 [2a] (第 I 項. 宗教人口統計)

18.16 中国は 2006 年 4 月に第 1 回国際仏教フォーラムを主催した。1000 人を超える仏教僧が出席した。 [13o] (新華通信、2006 年 4 月 12 日)

(第 23 項: [チベット仏教](#) も参照のこと)

道教徒

18.17 USSD 国際宗教自由 Report2006 が報告したように。「宗教関連の高官は道教徒数の公式推計を提供しなかったが、研究者はその数字を 70 万人とした。

道教協会によれば、現在 2 万 5,000 人を超える道教僧および尼僧がおり、1,500 を超える道教寺院があるとのことであった。」[2a] (第 I 項、宗教人口統計)

- 18.18 この報告書がさらに述べたところによれば、「仏教徒および道教徒に対する政府の容認度はキリスト教よりも大きく、これらの宗教は多くの場合、他に比べて規制される回数が少なかった。しかし、この非西洋的宗教はここ数年で急速に拡大したため、政府の懸念が高まり、特に宗教的信念の数から教義を混合する集団に対する新たな規制措置の兆候が見られた。」[2a] (第 II 項、宗教の自由、宗教の自由に対する規制の現状)

民間宗教

- 18.19 USSD 国際宗教自由 Report2006 が報告したように「伝統的な民間宗教（地域に根ざした神、英雄および祖先）が復活し、現在数億の人民が従事しており、道教、仏教または民族少数派の文化的慣行の自由な系列宗派として様々な程度で容認されている。」ただし、同じ情報筋が述べたところによれば、「政府は民間宗教を『封建時代の迷信』として名指しし、信奉者は嫌がらせや弾圧の対象になることもあった。」[2a] (第 I 項、宗教人口統計および 第 II 項、宗教の自由、宗教の自由に対する規制の現状)

[目次に戻る](#)

[出典リストに進む](#)

キリスト教徒

- 19.01 2004 年 11 月 9 日に BBC が報じたように、「中国国内のキリスト教徒の数について信頼できる数字を入手することは、周知のごとく困難である。推定値はプロテスタントの場合 4000 万人から 7000 万人の間で異なり、そのうち政府公認の教会に登録されているのはわずか 1000 万人である。この状況はカトリック教の場合もほぼ同じである。中国国内に 1500 万人ないし 2000 万人と推定される教徒のうち、ローマの権限よりも Beijing に対する権限を重んじる国家公認教会に所属するのは半分未満である。」[9p]
- 19.02 この報告書が続けて述べたところによれば、「カトリックおよびプロテスタントはいずれも、共産党当局による弾圧に長い間不服を申し立てており、人権集団の主張によれば、問題は悪化している。」同じ情報筋によれば、中国では 300 人前後のキリスト教徒が日常的に拘留され、(ジュビリーキャンペーンの情報に基づく)、その数は今後上昇すると見られている。」この報告がさらに述べたところによれば、「中国のキリスト教徒一徹しく規制された国家公認教会での信仰を拒否する者は、かかる脅威とみなされている。」報告書はさらに、「国に支配される精神的運動を嫌がる信者は、罰金、投獄、拷問、場合によっては死さえも覚悟の上で、非公式の建物または教徒の自宅に集結一従って『家の教会』と表現一する。」と述べた。 [9p]

聖書の入手可能性

- 19.03 USSD 国際宗教自由 Report2006 で報告されたように、

「国内のキリスト教徒の増加は、それに相当する聖書の需要増加という結果をもたらした。聖書は多くの書店の他、政府に登録されたほぼすべての教会で購入可能である。家の教会信徒の多くは自分用の聖書をこうした場所で何事もなく購入している。聖書はほぼ誰でも購入できる値段である。聖書の供給は、国内のほぼどこでも十分であるが、未登録の教会の信者は聖書の供給および配布は一部の場所、特に農村地域では不十分だと不平を訴えた。個人が出版社に直接聖書を注文することは不可能で、家の教会のキリスト教徒の報告によれば、聖書を大量購入すると、購入者に好意的でない関心の目が向けられる恐れがあるとのことであった。税関職員は聖書その他の宗教資料の国内への『密輸』を監視し続けていた。政府当局は家の教会の家宅捜査で聖書を押収することがある。」 [2a] (第II項、宗教の自由、宗教の自由に対する規制の現状)

19.04 USSD が述べたように、「聖書は他の文学書と同じ様に、国家公認の出版社を通じてしか出版できない。宗教信奉者は違法出版の罪で逮捕および投獄された。」 [2a] (第II項、宗教の自由、宗教の自由に対する規制の現状)

19.05 カナダ移民難民局 (IRB) が 2003 年 11 月 28 日に報告したように、IRB から連絡を受けたプロテスタントの家の教会指導者の言によれば、政府公認の聖書は外国で出版される他の版とほとんど差がなく、「聖書の本文は健全で手を加えた形跡はない。」 [3w] 2003 年 2 月 28 日に IRB が報告したところによると、「愛国的教会が十字架やキリストの十字架像、またキリストの肖像画を飾るのは当たり前のことである。中国人民がこれらを所有し、自宅に飾ることも同様に合法的である。」 [3t]

布教活動

19.06 宗教信奉者は常に治安妨害罪で起訴される布教活動の危険性を負っていた。中国の法律年鑑によれば、2004 年には 8,119 人が「治安妨害または迷信を利用した詐欺罪」で起訴されたということである。この数字には広い範囲の犯罪が含まれるため、これを見る場合は、毎年プロテスタントに転向する政府情報筋によれば 60 万人と推定される中国人を視野に入れるべきである。」 [2a] (USSD 国際宗教自由 Report2006) (第I項、宗教人口統計および宗教の自由の悪用) しかし、2006 年 2 月 13 日付けのある報告書によれば、「中国の宗教事務条例は一部では外国の伝導者の歴史的経験を理由に、中国人には許可する一方で、外国人の福音伝道を禁じている。」この報告書がまた述べたところによれば、中国人民は公認の聖書を配布すること、礼拝に他者を招待すること、それに出席することが許されている。」 [34a]

カトリック教徒

19.07 USSD 国際宗教自由 Report2006 で報告されたように、

「中国カトリック教によれば、正確な数字を計測するのは難しいが、国内にはおよそ 800 ないし 1000 万人のキリスト教徒が暮らしている。この数字には公認のカトリック愛国会に登録された 450 万人と、登録されないバチカン系のカトリック教会で信仰する同数またはそれ以上の教徒が含まれる。公式の数字によれば、政府公認のカトリック愛国会は 67 人の司教と 5,700 人の僧侶および尼僧を擁し、6,000 を超える教会および集会所を所有する。『地下』で信仰

を営む司教はおよそ 40 人いると考えられており、その一部は投獄または自宅軟禁された可能性が高い。」 [2a] (第 I 項、宗教人口統計)

- 19.08 2005 年 9 月 27 日に AsiaNews が報じたように、「 Hebei は徒（政府に登録されない）地下カトリック教徒が大多数を占めるカトリック教徒数最大の地域である。」 [58b] 2006 年 5 月 15 日のタイムズが述べたように、カトリック教会も、信者の多くがローマ教会派である Fijian 省で特に強大である。」 [90c]

- 19.09 USSD 国際宗教自由 Report2006 で報告されたように、

「ローマ法王庁の正式な抗議運動を助成したことが調査報告された期間には、カトリック司教および一般の指導者の多くが殴打またはそれ以外の虐待を受けた。伝えられるところでは、地方当局は一部の場所で登録外の司教および信者に対し、公認教会への加盟と罰金、失業、一時拘留さらに子供の退学処分等の処罰の選択を強制したということである。身を隠すことを余儀なくされたカトリック教の上級聖職者もいた。最近になって、政府の監視および定期的な短期拘留を初めとする、登録外の司教および司祭への引き続く嫌がらせが報告された。嫌がらせや拘留を受けた聖職者の多くは 70 歳を過ぎていた。」 [2a] (第 II 項、宗教の自由、宗教の自由に対する虐待の状況)

- 19.10 米国国際宗教の自由委員会(USCIRF) が 2007 年 5 月に公表された年次報告 2007 の中で報告したところによると、

「登録外のローマカトリック信者団と正規の中国カトリック愛国会 (CPA) 間の関係は、過去の政府の弾圧とバチカンの叙階と認可を密かに求める CPA 司教および司祭の増大により、緊張しきっている。中国当局は登録外のカトリックの聖職者および信者に対し、バチカンの認可を受けた叙階を放棄して CPA に加盟しなければ、罰金、失業または拘留に処されると制圧を加え続けている。中国政府は 2006 年 9 月にも、バチカンの認可で叙階されたが、政府の許可証がない Shaanxi の司教を認めることを拒否した。この司教は拘留された上、今回の叙任は違法だとする文書に強制的に署名させられた。2005 年末には、バチカンと Beijing は CPA での司教の認可および選定について、和解に向けた努力の兆候を示した。Shanghai および Xian ではバチカンと Beijing は協議を通じて 2 人の高齢司教を交代する候補者について合意に達した。こうした事例にもかかわらず、中国政府と CPA は 2006 年の 4 月、5 月そして 11 月に Anhui、Kunming、および Xuzhou 管区において、バチカンに相談することなく 3 人の司教を叙階した。さらに叙階式中に、RAB[宗教事務局]の治安職員は叙階式の進行に強制参加させる目的で、他の管区の司教と司祭を拘留した。2006 年 9 月には Fujian 省の高官がある教会を取り壊した。1970 年以来、投獄、拘留、自宅軟禁または厳重な監視下に置かれた高齢の Su Zhimin 司教を初めとする 40 人のローマカトリック司教と司祭が逮捕の上投獄または拘留された状態にある。過去にも、Fijian 省 Hebei および Zhejiang の牧師が疑わしい容疑で嫌がらせ、拘留および逮捕の憂き目に遭っている。」 [70a] (p125-126)

- 19.11 香港で司教を務める Joseph Zen Ze-kun 枢機卿は 2006 年 9 月 30 日に、「中国ではいわゆる地下教会だけでなく、公認教会に対しても弾圧がある」と話した。」 [22a]

- 19.12 2006 年 8 月 25 日に龔品梅樞機基金（NGO）が報告したところによれば、政府当局は登録外のカトリック教会の信者であるとして 10 年前に投獄されたある司教を釈放した。[68a] 2006 年 8 月 11 日に AsiaNews が報じたところによると、抗議者が司教を拷問したとみなす警察官と対峙した後、警察は Hebei で 90 人のカトリック教徒を拘留した。[58c]
- 19.13 2004 年 6 月 8 日にカナダ IRB が報告したように、「2004 年 6 月 4 日の研究室主任との電話インタビューにおいて、龔品梅樞機基金の代表は、中国のカトリック地下教会には標準的な洗礼証明もなければ、洗礼証明が当然の事として交付されることもないと述べた。また、洗礼時に洗礼証明が要求される場合は、司祭はおそらく中国語で書かれている非公式の書類を交付することがあるとのことであった。」[30]

バチカンとの関係

- 19.14 USSD 国際宗教自由 Report2006 で述べられたように、

「中国政府は政府公認の中国カトリック愛国会とその聖職者が一部の問題でローマ法王の権限を承認することを許可しておらず、これは依然として政府および同愛国会との断絶関係を続ける登録外教会の頑なさの最大の原因になっている。カトリック司教に公認教会への加盟を強制する愛国会の制圧は現在も続いており、登録外の司祭や司教は頻繁に拘留された。政府とバチカンの歩み寄りに向けた努力にもかかわらず、政府はローマ法王庁との外交関係をまだ確立していないため、本土にはバチカンの代表者は 1 人もいない。バチカンの台湾に対する外交的承認と司教の選定をめぐる違いは、依然として関係改善の主な障害になっている。2005 年のローマ法王ヨハネパウロ 2 世の死後、中国政府と宗教分野の高官は和解を求める声明を行い、ローマ法王ベネディクト 16 世を歓迎した。バチカンは 2005 年 10 月のローマでの宗教会議に、政府非公認 1 人を含む 4 人の中国人司教を招待したが、愛国等はその招待を拒絶した。」 [2a] (第 2II 項、宗教の自由、宗教の自由に対する規制の状況)

- 19.15 2006 年 5 月 20 日にタイムズ紙が報じたように、

「ここ 3 週間の間に、カトリック愛国教会はバチカンに相談することなく 3 人の司教を叙階した。バチカンはこれに対し、信頼の裏切りとみなす行為に対する怒りと失望の態度を示した。これは聖職者に対する世俗権力の強力な示威行為であった。だが、この事件は少なくともある明確な事実をもたらした。共産党は 50 年前に締結された協定を破る覚悟がないことを自ら実証したのである。それはあまりにも危険が大きすぎる。それは単なる中国人カトリック教徒または中国人キリスト教徒の問題ではない。両方を合わせてもその数は相対的に微々たるものである。中国は、政治に及ぼす結果を恐れて、バチカンとの和解がその一部を形成し得る宗教の自由の大幅な拡大を容認するのを良しとしない。結局のところ、チベット仏教の形態においては、宗教は国家的同一性を助長し、チベット仏教およびイスラム教の分離主義においては、Xinjiang とよく似た感情を助長する。Beijing にとって、国家統一と社会安定は物質資源だけでなく精神の支配も必要とする。」 [90a]

19.16 2005 年 4 月 18 日に *TIME Asia* 紙が報じたところによると、公認教会および非公認教会はいずれも故ローマ法王ヨハネパウロ 2 世の追悼（2005 年 4 月 2 日逝去）で結束した。」同じ情報筋によると、「これは 1951 年に Beijing がバチカンとの関係に貢献して以来最初のことであり、国家公認教会の信仰者は法王の逝去を追悼することが許された。」同じ情報筋によれば、Hebei の Shijiazhuang 教区の Benedictus 神父は「抗議運動をしたり爆竹を鳴らしたりしない限り、基本的に手を出されることはないだろう」と言ったと伝えられる。」 [65g]

19.17 2007 年 6 月 30 日に BBC が報じたことによれば、

「ローマ法王ベネディクトはその忠誠はローマと Beijing で分かち合われるとして、中国の数百万人の教徒に対し、和解の教書を送った。同法王は無神論という国の政治イデオロギーと半世紀にわたるカトリック教徒の散発的な迫害に直面している。この混乱状況に秩序をもたらし、1951 年に絶縁された Beijing との正常な外交関係に復帰する努力において、同法王はその教書の中で中国人民の最近の社会経済的業績をことさら賞賛している。法王は友好と平和の精神において、行政当局に真摯な対話を提供している。しかし、法王の教書が Beijing でどう受け止められるかはまだわからない。バチカンに関しては、法王は中国にはカトリック教会は 1 つしかないと言う。」 [9f]

プロテスタント信者 (『家の教会』を含む)

19.18 国際宗教自由 Report2006 で報告されたように、

「中国政府の主張によれば、国内には 1600 万人を超えるプロテスタント徒がおり、うち 5 万 5000 人以上が登録教会や他の礼拝所、18 の神学校に登録している。中国プロテスタント三自愛国運動（国家公認プロテスタント宗教組織）の上層部の推定によれば、2000 万人以上の中国人が公認の教会で信仰しているという。ある地方の神学校はプロテスタント信者の数を公認教会と登録外教会の両方を含めて、500 万ないし 600 万人としている。外国の情報筋の推定したところによれば、登録外の教会で信仰を行うプロテスタント信者は 800 万人ないし 1000 万人だということである。2004 年の Beijing における民間調査では、当局に登録された 3 万よりはるかに多い 10 万人のプロテスタント信者が計測された。国内外の専門家が同意したところによれば、プロテスタント信者の数は急増している。2004 年 8 月の国営メディアの報告によれば、プロテスタント信者の数は年間で最低 60 万人増加している。正確な推計に達するのは難しいが、国外のキリスト教集団の考えでは、登録外教会に出席する中国人の数は急速に拡大しているということである。」 [2a] (第 I 項、宗教人口統計)

19.19 同じ情報筋が報告したところによると、

「地方政府高官は、『家の教会』が諸条例に違反するか否かを決定する大きな自由裁量権を持っている。『家の教会』という言葉は、登録外教会と家庭集会または小規模な民間礼拝を行うキリスト教徒集団のビジネスの両方を表すために用いられる。SARA の幹部はその年に、登録外教会は違法であるが、友人や家族間で行われる前記の祈祷集会および聖書研究集団は合法的であり、登録する必要はないと念を押した。国内の一部の地域では、100 人の信者を抱え

る登録外の家の教会は、地方当局の周知の下に公開集会を行っている。同当局はその集会を、祈祷、合唱および聖書研究を目的とする非公式集会と特徴付けている。別の地域では、少数の家族や友人から構成される『家の教会』集会が許可されない地域もある。家の教会は、その構成員が増大した場合や宗教活動の実施という特定の目的のために定期的な施設利用を手配する場合、または他の登録外集団あるいは国外の同教信者との連携を構築する際に、様々な困難に遭遇することがよくある。都市部の家の教会は一般的に 20 人ないし 30 人以下の信者で構成される非登録の集会に限られる。これに対し、小都市および農村の登録外のプロテスタント信者集会は 100 人を数える場合がある。」 [2a] (第 II 項、宗教の自由、宗教の自由に対する規制の状況)

19.20 同報告書がさらに述べたところによれば、「政府公認の場所以外または家庭内で礼拝を行うプロテスタント派キリスト教徒は、特に大集団の集会を目指す場合または登録外の場所で平和的宗教集会を催す場合は、以前と変わらず拘留や虐待に直面していた。」 [2a] (第 II 項、宗教の自由、宗教の自由に対する規制の状況)

19.21 2007 年 5 月に USCIRF 年次報告 2007 で報告されたように、

「中国の登録されないプロテスタント信者に対する状況は、昨年を通じて悲惨であった。昨年は少なくとも 110 人のプロテスタント指導者が 10 日間以上拘留され、うち 17 人以上が 1 年またはそれ以上の禁固刑を受けた。また、国務省の推定によれば、昨年 1 年間で家の教会信者『数千人』が短期間拘留されたということである。逮捕および拘留のほとんどが Henan 省、Zhejiang 省および Xinjiang 省で発生した。視察者の報告によれば、標的のプロテスタント指導者に対する刑事犯罪の適用は、政府の許可なしに実施される宗教活動を中止する意図で中国当局が行使する最近の戦術だということである。である。昨年 1 年間を通じて、Zhejiang 省、Jilin 省、Fujian 省、Anhui および Inner Mongolia 省で発生したプロテスタント教会の取り壊しに加え、Guangdong 市および Shandong 市で発生した教会の強制閉鎖が報告された。2006 年 7 月には、政府高官が Zhejiang 省で建設中の教会を取り壊し、数百人の信者を逮捕した。うち何人かは取調べ中に殴打され、釈放を保証するための罰金を強制的に支払わされたという。2007 年 1 月には、この教会の 8 人のプロテスタント指導者が 1 年ないし 3 年半の禁固刑を言い渡された。宗教の自由状況は、登録外のプロテスタント信者団については地域によって様々に異なり、国の一部の地域では 12 人から数百人規模の登録外の『家の教会』は、地方当局の周知の下に公開集会を行っている。他の省では、地方政府高官が『家の教会』の存在を許可するか否かを決定する自由裁量権を少なからず握っている。」 [70a] (p126-127)

19.22 2004 年 8 月 17 日にカナダ IRB が報告したように、

「中国政府は政府の監視に服することに抵抗を示し、公的機関の取締りを超えて蔓延する宗教集団を最も恐れているようである。中国人民が外国で実践的キリスト教徒になり、帰国後すぐに公認教会に進んで出席する場合、何らかの問題に遭遇する可能性は極めて高い。しかし、非公認の信者集団の活動員になる場合、特に福音伝道を通じて集団の成長に寄与するならば、告訴という真の危険に自らをさらすことになる。」 [3u] (NGO ヒューマンライツが中国で提供した情報に基づく.)

ロシア正教会

19.23 Catholic Asian News (UCAN) が正教会ウェブページ上で 2004 年 6 月 24 日付けの報告書の中で報告したように、

「ロシア正教会の司祭が明らかにしたところによると、ロシア正教会は中国自治正教会の公認を求めて Beijing の宗教事務局幹部と交渉した。昨年[2003 年]12 月に Alexander Du Lifu 主席司祭[モスクワ総主教庁のスポークスマン]の言によれば、Beijing で逝去して以来、中国には正教会の司祭は 1 人もいない。同氏が続けて述べたところによれば、これにもかかわらずおよそ 1 万 3,000 人の正教会信者がおり、そのほとんどはロシア出身者で、中国の礼拝所で定期的に祈祷礼拝を行っているロシア出身者である。」 [69a]

[目次に戻る](#)

[出典リストに進む](#)

イスラム教徒

20.01 USSD 国際宗教自由 Report2006 が報告したように、

「政府の数字によれば、現在中国全体には 2000 万人のイスラム教徒がおり、4 万を超えるイスラム礼拝所（Xinjiang の半分以上）と 4 万 5000 を超える導師がいる。中国は主に 10 のイスラム民族集団から構成され、最大集団は回族で 1000 万人と推定される。回族は主として Xinjiang に居住するウイグルイスラム教徒を数で勝る。公式の 2005 年報告書によれば、2003 年末時点で Xinjiang Uighur Autonomous Region には 2 万 3788 のモスクおよび 2 万 6000 人の聖職者が存在するが、同報告書の述べるところによれば、金曜日の祈祷および祝日礼拝が認可されているのは、モスクの半分以下である。中国には 1000 万人のカザフ族イスラム教徒に加え、数千人のトンシン族、キルギス族、サラル族、タジク族、ウズベク族、バオアン族さらにタタール族の教徒がいる。」 [2a] (第 I 項、宗教人口統計)

20.02 同報告書がさらに述べたところによれば、

「イスラム教徒の集団は多くの地域にあるが、これらのコミュニティに対する政府の敏感度にはかなり差がある。民族不安、特に Xinjiang のウイグル族間で発生した地域では、イスラム教徒の宗教活動、教育および礼拝所を制限する規制措置は引き続き強制的に実施されている。Xinjiang の政府高官は継続的にもモスクの建物や導師の修行を規制し、子供へのイスラム教育を禁止した。国全体の党員および政府高官に課せられたに宗教の実践に対する規制措置に加え、Xinjiang 在住のイスラム教徒の教師や大学教授、大学生はモスク礼拝に出席することも公の場で宗教に従事することも禁止された。女子大生および女性教授ヘッドスカーフまたはスカートの着用を制約された。Xinjiang の一部のタジク族は 30 歳を超えるまでモスクに参列することができない。ただし、他の地域、特に回族集団が多く居住する地域では、かなりの数のモスク建設および改築が行われており、明らかな信仰の自由も存在する。Xinjiang の政府高官が外国の視察者に話したところによれば、Xinjiang では 18 歳未満の児童はモスクでの宗教礼拝に出席することが許されていないということだった。しかし、

Beijing その他の地域では児童がモスクでの祈祷礼拝に出席する様子が視察された。イスラム原理主義者の指導者は特に厳しい扱いを受けた。政府当局は2000年から、宗教関連職員向けに月1回の政治研究口座の実施を開始した。伝えられるところによれば、この口座はこの報告書が扱う期間を通じて実施されたということである。」 [2a] (第II項、宗教の自由、宗教の自由に対する規制の状況)

ウィグル族(UYGUR, UYGHUR)

- 20.03 自由アジア放送(RFA)が2007年2月8日付けの報告書の中で述べたところによれば、「ウィグル族は、中国北西部および中央アジアに居住する識別可能な特徴を持つ、トルコ語系イスラム少数民族である。ウィグル族は1930年代および40年代に命短い東トルキスタン共和国を宣言したが、1949年以後Beijingの支配下に置かれている。[73j] 2007年7月19日にアクセスした中国に関する国別プロファイルの中で欧州世界が述べたように、現在中国には839万人のウィグル族が存在し、全人口の0.68%を占める。同じ情報筋が述べたところによると、Xinjiang Autonomous Regionの総人口は1,845万人である(2000年の国勢調査に基づく)。」 [1a] (地域と人口) [18f] (Xinjianの地図)
- 20.04 世界少数民族百科(2005)が記述したように、ウィグル族の多くはアラビア文字(旧ソビエト連邦のキリル文字)で表記される独自のウィグル語を話すスンニー派イスラム教徒である。有効なウィグル少数民族はカザフスタン(21万人)、キルギスタン(3万7,000人)、ウズベキスタン(3万7,000人)に見られ、さらに人数はこれより少ないが、タジキスタン、モンゴル、アフガニスタンおよびパキスタンにも見られる。 [76] (p1281-1283)
- 20.05 2000年9月15日のワシントンポスト紙で報じられたように、「1950年代初期以来、農場および工場を運営する準軍事的組織の新疆生産建設会社は、漢族[中国人]が90%を占める240万人の人民をXinjiangに移住させ、数百万エーカーに及ぶ砂漠を開拓し農地に転換した。1948年には、Xinjiangの人口1,600万人のうち40%は漢族が占めている。」 [59a] 2005年11月17日にBBCが報じたように、漢族の定住者は「土着のウィグル族、カザフ族およびモンゴル族を圧倒してきた。」 [9t]

Xinjiangの人権(東トルキスタン)

- 20.06 2005年4月に、HRWは破壊的打撃:Xinjiangのウィグル族の宗教弾圧と題した報告書を発表した。この報告書が述べたところによれば、「Xinjiangは治安妨害『罪』の処刑行使に国家を先導しており、1997年以降、200人を超える人民が死刑に処されてきた。」 [7a] (p8) 同報告書がまた述べたところによれば、「ヒューマンライツウォッチが入手した珍しい記録的資料、司法省の学術論部の概要が示唆するところによれば、「2001年の時点で、有罪判決を受けたウィグル族の9.2%—11人に1人が『治安妨害罪』の罪で刑期に服していた。」これは恐らく、数にして1,000人を超えるウィグル族受刑者に相当すると思われる。」 [7a] (p71)
- 20.07 2007年3月6日に公表された米国国務省(USSD) Report2006が報告したように、

「Xinjiang の政府当局は過激主義、分離主義およびテロリズムという『3つの悪』で起訴された者に対し、自宅軟禁および他の形態の拘留を行使した。同当局は独立支援に向けた平和的活動と『非合法的』宗教活動および暴力的テロ行為を慎重に区別することを怠ったため、家宅捜査、拘留、逮捕または刑罰が政治目標を平和的に追求する人々、信仰を求める人々、さもなくば暴力に従事する人々がすべて標的になってしまった。」 [2e] (1d 項)

- 20.08 同じ情報筋で報じられたように、「ウィグル族は長期禁固刑に処され、多くは分離主義の罪で処刑された。政府当局の話によれば、2003 年に政府が実施した過去の『徹底攻撃』運動の期間中、当局は Xinjiang で 3,000 件を超える事例を起訴し、30 万人を超える人々が参加した大衆宣告大会を行ったということである。」 [2e] (第 5 項)

Xinjiang (東トルキスタン) における宗教の自由

- 20.09 HRW が 2005 年 4 月の報告書の中で述べたところによれば、

「ウィグル族は長い歴史において、田園地方の憩いの土地に暮らす人々の民話と伝統を吹き込まれた、穏健な伝統的スンニー派イスラム教を実践してきた。であった。この地域には大都市が出現したが、ウィグル族の多くは今も農村コミュニティに暮らしている。シルクロード（それにより 200 年前にインドから中国に仏教が伝来された）で結びついた様々な民族間の商業および文化の仲介役としてのウィグル族の歴史は、寛容で開かれた様式のイスラム教の信仰に加え、文学、科学そして音楽の豊かな知的伝統を顕著に生み出した。19 世紀に Kashgar を訪ねた旅行者が記したところによれば、女性は離婚の申し入れや自営業の経営等の多くの自由を享受していた。スーフィズムは特殊な聖人で構成されるカルト集団を中心に展開し長から弟子に受け継がれる、神秘主義に深く根ざした伝統的イスラム教で、やはり Xinjiang に長い歴史的存在がある。日常生活においてイスラム教は個人および社会的価値を代表し、願望と悲嘆について語る言葉を規定する。聖職者は伝統的に農村生活の媒介者かつ仲介者であり、宗教的役割はもとより、多くの社会的役割も実行する。」 [7a] (p12)

- 20.10 2006 年 8 月 15 日に Forum18 が報告したように、

「スーフィズムは主として Xinjiang (Hotan および Kashgar) 南部で見られる。敬虔なイスラム教の墓地で行う儀式であるため、スーフィズム Sufi zikr の祝典（儀式的歌と踊り）は禁止されている。スーフィ族の著者の作品は禁止されており、中国人の学者は自身の研究においてスーフィズムはイスラム教の歪曲だと評価している。Forum18 の研究結果によれば、Xinjiang 南部に住むイスラム教徒にはワハビ主義に共感を持つ者もいるが、タジキスタンやウズベキスタンと異なり、中国政府の厳しい政策により活動を脅かされてきた。その結果、ウズベキスタンと異なり、Xinjiang では、ワハビ族に対する掲示告訴の事例は全く記録されていない。」 [66e] (p2)

- 20.11 USSD Report 2006 はサラール族の運動を「イスラム教の現地スーフィ族の分枝」と説明する。[2e] (2c 項) USSD 国際宗教自由報告で報告されたように、

「伝えられるところによれば、政府は 2005 年 8 月に、サラール族イスラムの運動を禁止し、150 人を超える信奉者を拘留した。さらに治安当局は、2005 年 10 月に行われる Xinjiang 支配 15 周年の式典の妨害を企むとみなされた集団に対し『徹底攻撃』を行う権限を与えられた。これには信奉者が過激主義に追従することを懸念した、サラール主義と呼ばれるイスラム教の運動の規制も含まれた。妨害運動は全く報告されなかったが、伝えられるところによれば、式典の準備期間に 20 人が嫌がらせおよび拘留の対象になった。政府は Xinjiang の情報を規制したため、多数の規制措置の報告を確認するのは困難であった。」
[2a] (第 II 項、宗教の自由、宗教の自由に対する規制の状況)

20.12 2007 年 5 月に公表された USCIRF 年次報告 2007 で報告されたように、

「Xinjiang では、宗教および信教の自由に関する状況は極めて悲惨である。XUAR における中国政府の正式方針は、「テロリズム、分離主義および宗教的過激主義を撲滅することである。」政府はウィグル族イスラム少数派の平和的宗教活動を縮小する弁明としてテロ対策を行使している。去年は、様々な「非合法的」宗教活動を理由にウィグル族イスラム教徒の聖職者や学生が次々と拘留され、『違法な宗教施設』が閉鎖された他、警察は大量の『違法な宗教出版物』の押収作業を続けている。次第に増え続ける報告によれば、2005 年 8 月に政府の運動禁止令に従って、スーフィ族イスラム教の分枝であるサラール主義の実践者 179 人が逮捕された。こうした逮捕や他の虐待を公表する、あるいはその抗議を当該警察に表明しようとする宗教指導者および活動家の一部は、『分離主義』および『治安妨害』罪で刑期を延長され、死刑になった者もいた。Xinjiang の導師は全員、資格を継続するために、毎年政治訓練セミナーを受けることを義務付けられ、しかも現地治安部隊は導師が政治的要件を満たすことを保証するために、導師に関する調査書類を握っている。伝えられるところによれば、ウィグル族モスクの聖職者は、説教の内容について助言を受けるために、毎月 RAB[宗教事務局]と公安局 I 幹部職員と面会することが義務付けられている。かかる会合への報告の不作为は、聖職者の追放または拘留という結果をもたらす可能性がある。Xinjiang 政府高官 は現在もモスクの新設や児童へのイスラム教育を厳重に取り締まり続けている。」 [70a] (p122)

20.13 Forum18 が 2004 年 9 月 20 日に公表された Xinjiang に関する宗教の自由調査の中で述べたところによれば、

「一見したところでは、Xinjiang の信者は政府当局の告発を受けていないように見える。様々な信仰活動に備えた礼拝所は、実際のところ地域の至る所で利用できるようになっている。また、こうした礼拝所は多くの場合国費で建設される。広い礼拝場所の司祭は些少だが国から給与を受け取っている。イスラム教徒にはイスラム教徒の女医が配置され、他の女性イスラム教徒だけを診療する専用の病院が提供されている。イスラム教徒のレストランもある。だが、信者を支援するに当たって、国は宗教コミュニティをその支配下に置こうとする。」 [66b] (p2)

20.14 2004 年 9 月 28 日に同組織が報告したように

「Forum 18 News Service は Xinjiang 地域で、禁止活動を説明する教訓的な表示を目にした。こうした表示は一般には隠されるのが普通であり、中国各地

のモスクに適用されていると思われる。禁止事項には、「非公式な」宗教教育、18歳未満の児童のモスク参列、イスラム教の家族生活および産児制限への反映、テロリズムおよび分離主義に関わる宣伝、宗教専攻の教授の高給与取得、『聖戦』（ジハード）の宣言および『迷信的思想』の助長などである。これらの表示は非イスラム教徒の礼拝所では強制的でないようで、Forum18はXinjiangの2つの正教会ではかかる表示を全く目にしなかった。」 [66c] (p1)

20.15 USSD 国際宗教自由報告が報告したように、

「NGOのヒューマンライツウォッチによれば、Xinjiang当局は、ウィグル族イスラム教徒の宗教弾圧の弁解としてテロ対策の行使を続けていた。Xinjiang政府は独立支援の平和的活動に関わる信者と『非合法的』宗教活動および暴力的テロ行為に関わる信者を正規の方法で慎重に区別することを怠っているため、特定の家宅搜索、拘留、逮捕または刑罰が、礼拝を求める者、政治目標を平和的に追求する者、さもなくば暴力に従事する者を対象としたものかを決定するのは難しいことが多い。その結果、Xinjiang当局は多くの場合、テロリズム、分離主義およびイスラム過激主義の『3つの悪』を犯す宗教信者を有罪にしてしまう。」 [2a] (第II項、宗教の自由、宗教の自由に対する規制の状況)

ウィグル族テロリスト集団

20.16 2003年12月15日にBBCが報じたように、「中国は[1990年代に実行された]爆弾事件および暗殺をについて4つのイスラム教徒分離主義集団と11人の個人をけん責し、その追跡に向けて国際支援を求める国内最初の『テロリスト』指名手配リストを公布した。」その集団は東トルキスタンイスラム運動(ETIM)、東トルキスタン解放組織(ELTO)、世界ウィグル青年会議(WUYC)および東トルキスタン情報センター(ETIC)である。この報告書がさらに述べたところによれば、「中国当局は1990年から報告された200件以上の攻撃を理由にETIMを告訴し、10を超える集団を禁止してきた。Beijingはアフガニスタンと隣接するチベット族およびOsama bin LadenのアルカイダネットワークとのつながりについてETMを糾弾するが、それを裏付ける証拠は何もない。」 [9g]

20.17 米国議会図書館が2006年8月付けの中国に関する国別プロファイルの中で述べたところによると、

「2003年に、Beijing政府は『東トルキスタンテロリストリスト』を公表し、その中で世界ウィグル青年議会および東トルキスタン除法センター等の組織をテロリスト団体として名指した。上記の集団は公然と『東トルキスタン』の独立を擁護しており、公の場で暴力行為に関連したことはないが、分離主義者は暴力、爆弾攻撃、暗殺および市街戦に訴えたことがあり、Beijing政府は警察および軍事措置でこれに対応している。2004年の夏、中国およびパキスタンの精鋭部隊はXinjiangにおいて、中国、米国および国際連合(UN)がテロリストとみなした東トルキスタンイスラム運動を標的とする合同テロ対策演習を行った。伝えられるところによれば、上記その他のウィグル分離主義者集団は、チベット族およびアルカイダとの戦闘に向けてアフガニスタンで訓練を受けたということである。東トルキスタンイスラム運動は1990年に設立され、

中央アジア全土で活動を営むウズベキスタン・イスラム運動と関係がある。」
[11a]

その他のウィグル族反対派集団

20.18 HRW が 2005 年 4 月の報告書の中で述べたところによれば、

HRW が 2005 年 4 月の報告書の中で述べたところによれば、

「Xinjiang の国境は 1980 年代に穴だらけになり、それが原因で多くのウィグル族の若者が中国政府の政策下では取得できない宗教教育を受ける目的でパキスタンに密入国した。若者達は帰国すると、外国での様々な冒険とコーランの論理を武器に地元の聖職者の様をはるかに超える多大な威信を享受した。それを機に小規模で限定地域に集中した地下宗教組織が姿を見せ始めた。中国人支配に対する緊張と抵抗の長い歴史はこれまでも存在したが、この時期にはイスラム色を強くなった。世界各地で発生する多数の聖戦主義者運動に関連する革新的イスラムイデオロギー、すなわちサラール主義が Xinjiang に著しく定着したことを示す証拠はない。中国の規則に反対する反乱唱道者らは、イスラム教の言葉や Beijing に対する不満の言葉を駆使して、その行動を正当化してきた。しかし、これらは主流派の考えではない。最近の報告が示唆するところによれば、汎中央アジアのカリフ位の設立を支持し、その本拠を London に置く運動 Hizb ut-Tahrir (自由党)は、最近になって Southern Xinjiang に侵入したが、これまでのところ暴力行為を擁護したことはない。Hizb ut-Tahrir はウズベキスタンその他の中アジア諸国における厳しい弾圧の対象である。中国では依然として非合法的集団である。」 [7a] (p12)

20.19 この報告書がさらに述べたところによれば、「独立後の小組織は過去に暴力に訴えたことがあるが、1998 年以降は重大な軍事活動の記録は残っていない。これは政治目標を推進する目的で暴力を受け入れる個人または集団の不在可能性を示唆するものではない。しかし、中国政府高官が認めるところによれば、最近になって分離主義者の活動は実際に減少しており、国家の存続を脅かす存在ではない。」 [7a] (p8)

回族 (HUIHUI)

20.20 2007 年 7 月 19 日にアクセスした中国に関する国別プロファイルの中で欧州世界が述べたように、中国には総人口の 0.79% に相当する 980 万人の回族が存在する。同じ情報筋が述べたように、Ningxia Hui Autonomous 地区の総人口は 548 万人 (2000 年の国勢調査に基づく) である。[1a] (面積と人口)

20.21 世界の少数民族百科(2005)で報告されたように、「中国全域のほぼすべての都市で見られるが、主として Ningxia Hui Autonomous Region や Gansu、Qinghai、Xinjiang、Henan、Hebei および Shangdong の各省に居住する。Yunnan 省には 50 万人が居住し、ラオス、タイおよびビルマ(Wa States および Kengtung 地域) には回族の集落が点在する。独自の言語はなく、中国語または現地語を話す。」 [76] (p566)

20.22 USSD 国際宗教自由 Report2006 で報告されたように、「一般的に言えば、民族的には漢族で、中国全域の漢族コミュニティで生活する中国の回族イスラ

ム教徒は、中国西部に集中するウィグル族等のトルコ系イスラム教徒に比べて宗教の自由に恵まれた。」[2a] (第2項、宗教の自由、宗教の自由に対する規制の状況)

20.23 2006年9月6日のAsia Timesの報告によると、

「以前は、回族は世界で最も非正統派のイスラム教徒に属した。多くは酒や煙草を嗜み、髭を生やす者はごくわずかであった。回族の女性はほとんどベールを着用しなかった。しかし中東との接触が増えたことで変化が生じた。ここ数年の間に数千人に上る回族の学生がアラブ諸国の大学から帰国し、イスラム教のより厳粛な理念を持ち帰った。Ningxia のモスクは今では1日に5回礼拝者を受け入れるようになり、回族の女性はヘッドスカーフやスカルキャップを着用する習慣を明らかに身につけた。今日の回族コミュニティにはイスラム世界の幅広い問題に関する強い帰属意識がある。多くの非イスラム系中国人にとっては、コミュニティに関する回族のこうした帰属意識は不透明である。」[64]

20.24 2004年11月1日にBBCが報じたように、「[漢族と回族間の]民族紛争後、中国 Henan 省の一部で戒厳令が発令され、少なくとも7人が死亡した。報告の続きによれば、「住民は家に火がついて、市民は農具を使って鎮火しようとしていたと話したと伝えられる。」[9o] 2004年11月4日にTIME Asia が報じたところによれば、2004年10月31日に治安を回復するのに、4日と1万人の武装警察の配備が必要だった。この報告書によれば、過去数年で最悪の民族紛争と説明された事態の期間に、148人が死亡したということである。」[65e]

20.25 2004年12月28日のタイムズ紙の中で雑誌が報告したように、「中国政府は長い間、仕事の優先権その他の少数民族優遇計画等の賄賂を用いて潜在的に反抗的な少数民族を懐柔しようと努めてきた。しかし、失業率の上昇に伴い、特に農村中心の中央域および西部地域の省では、漢族多数派の怒りが噴出している。回族の男性は回族その他のイスラム少数民族は「まともな仕事」がほとんどなく、地元の『さびれた通り』で客に焼きたてのカバブ[原文のまま]とパサついたナンを給仕するレストランの経営に限られると不平を漏らすことが少なくない。だが、すべての信仰実践が党に抑圧された共産党支配の最初の10年間に比べて回族が宗教の自由を享受していることは間違いない。」[79a]

20.26 報告が続けて述べたところによると、

聖職者の Lu Da Zhe An は、Nanren から遠く離れた回族の村、Shui Yun の新設されたアラビア様式のモスクで「信者は[今では]日に5回集団で礼拝に参列するようになり、新しい隠れ場所ができたようにさえ思える」と話した。Shui Yun の地元の精肉店主の Mai Guang は、皮肉にもこうした宗教の自由の拡大も漢族と回族間の差を浮き彫りにするものだと言う。同氏も多くの回族と同じ様に、最近顎鬚を生やすようになり、アラブ風の白い祈祷帽を着用する習慣が身についたということである。Mai によれば、こうした信心深さの高まりとモスク内外で群れを成す回族の傾向は、多くの漢族中国人にますます排他的に見えるようになった。」ということである。 [79a]

[目次に戻る](#)

[出典リストに進む](#)

精神集団の禁止

21.01 USSD 国際宗教自由 Report2006 で報告されたように、

「政府は『呼喊派』（1962 年にアメリカで設立）、東洋の稲妻、弟子の会 (Mentu Hui)、全范围教会、靈教、新約教会、the Guan Yin (Guanyin Famin または the Way of the Goddess of Mercy と呼ばれる)、三班仆人(別名 San Ba Pu Ren)、門徒协会、the Lord God Sect、the Established King Church、統一教会、愛の家族、南中国教会、法輪功および the Zhong Gong movements (Zhong Gong は神秘主義を一部取り入れた気功修行規律である)を初めとする『カルト』と判断されるすべての集団を禁止した。」[2a] (第 II 項、宗教の自由、法的/政策枠組みの状況)

21.02 同報告書が続けて述べたところによれば、

「1997 年に刑法の改正版が発効後、非公認のカルトおよび宗教集団への加入に関する犯罪は治安妨害罪に分類された。1999 年には法輪功の精神的運動を初めとするカルトへの禁止令が公布された。刑法第 300 条の下に、『カルト』の指導者および勧誘者は 7 年以上の禁固刑を宣告され得るのに対し、『治安を妨害』または出版物を配布する『カルト集団』の構成員は 3 年ないし 7 年の禁固刑を宣告される。2006 年 3 月 1 日に発効した新しい公安行政処罰法の下では、法輪功の信奉者は、治安を妨害するもしくは公衆衛生を害する迷信崇拜カルトまたは気功活動の行使を理由に 5 年ないし 15 年の行政拘留および 125 米ドル (1,000RMB) 以下の罰金を受ける可能性がある。公安当局幹部の話によれば、同法は法輪功に対して行使されるものである。」[2a] (第 II 項、宗教の自由、法的/政策枠組みの状況)

21.03 刑法第 300 条および 301 条は『邪悪なカルト』の普及追求罪を規定した。それによれば、

「第 300 条: 迷信的教義あるいは秘密団体または超自然的宗教組織を形成もしくは利用する、もしくは迷信を利用して国家法および行政規則の施行を損なうすべての者は、3 年以上 7 年以下の有期禁固刑に処されるものとする。

迷信的教義あるいは秘密団体または超自然的宗教組織を形成もしくは利用して、もしくは迷信を利用して他者を欺き、その結果その者に死を引き起こすすべての者は、前節の規定に従って処罰されるものとする。

迷信的教義あるいは秘密団体または超自然的宗教組織を形成もしくは利用し、もしくは迷信を利用して女性を陵辱する、または金銭あるいは財産を詐取するすべての者は、この法律の第 236 条および 266 条の規定にそれぞれ従って有罪判決を受けるものとする。

第 301 条:放蕩活動に従事する目的で集結する場合は、首謀者およびかかる活動に繰り返し参加する者は 5 年以下の有期禁固刑、刑事拘留もしくは公的監視に処されるものとする。

未成年者が放蕩活動に従事する者に加わることを教唆するすべての者は、前節の規定に従って最重刑を与えられるものとする。」 [5i]

呼喊派(HUHAN PAI) または地方教会

21.04 2002 年 1 月 9 日に Belief.net が報告したように、「呼喊派は反政府集団として 1980 年代初めから中国政府の標的にされ、1995 年に活動を禁止された。ヒューマンライツウォッチ・Watch-Asia の 1994 年報告書によれば、呼喊派はキリスト再来への強い福音主義信仰が共産主義ユートピアの未来理念を脅かしたという理由からカルトとして標的視された。」 [71b]

21.05 『地方教会』情報サイトが 2003 年 10 月 4 日付けの報告書の中で報告したように、

「Witness Lee の『地方教会』は、その教えは聖書的キリスト教に根ざしているが、多くの評者がこの集団にカルトの烙印を押すに至った独自の要素を備えた精神的運動である。現在の運動は中国系アメリカ人の伝道者 Witness Lee の教えを受けて 1960 年代に米国カリフォルニア州で始まり、それ以来、北米の多地域および欧州やアジアの一部で広められた。この運動に加盟する教会はたいいていの場合、『[都市名]の教会』という形式に準じる各教会の名前で特定できる。会員が概して主張するところによれば、内輪では『主の回復』という表現が記述的名称として使われることが多いが、この運動には正規の名称はないとのことである。『神の教会』という言葉は一般的には部外者に用いられ、教会は市によって組織され、個々の教会は所在する都市名を取り入れなければならないという運動の信念を意味する。稀に使われる別称には『主の回復』（フィリピン）や『呼喊派』（中国）が含まれる。」 [72a]

21.06 同じ情報筋が続けて述べたところでは、「『地方協会』の推定規模は、世界全体で 50 万人から 60 万人を前後する会員数である。ただし、運動は盛んに見えるが、政府の弾圧で地下に迫りやられた中国大陆内の信奉者と集団教育の一部の信奉者集団の数字を計測するのは難しいため、正確な人数を出すのは難しい。」 [72a]

南中国教会

21.07 USSD 国際主教自由 Report2006 が報告したように、「伝えられるところによれば、この報告書が扱う期間中、政府がカルトとみなした登録外の南中国教会の Gong Shengliang は、他の何人かの指導者と共に刑務所内で虐待を受けた。」 [2a] (第 II 項、宗教の自由、宗教の自由の濫用の状況) 2007 年 5 月に公表された USCIRF 年次報告 2007 が報告したところによると「南中国教会の指導者らは提示された証人が脅迫および拷問を受けた証拠に関係なく、重罪を負って収監されている。家族の申し立てによれば、拘禁中に教会の牧師が拷問されたということである。」 [70a] (p125)

21.08 2002 年 1 月 17 日に世界キリスト教連帯 (CSW) が報告したように、Gong と姪の Li Ying は 2001 年 12 月 18 日に行われた秘密裁判の結果死刑を宣告された。「Gong は『法執行を損なうカルト信仰の行使』により、意図的な肉体的危害および婦女暴行を引き起こしたとして死刑を宣告された。Li Ying も『法

執行を損なうカルト信仰の行使』により、意図的な肉体的危害および婦女暴行を引き起こしたとして執行意猶予 2 年の死刑判決を受けた。」 [74a]

- 21.09 同じ情報筋が報告したところによると、「婦女暴行罪は、1999 年と 19995 年にそれぞれ死刑を宣告された Supreme Spirit Sect 指導者 Liu Jia Guo および Established King Sect 指導者 Wu Yung Ming を含め、死刑判決を受けた他の被疑カルト指導者に行使された形式に準じる。」 [74a] 2003 年 6 月 11 日に報告されたように、Gong の死刑は 2003 年 10 月に終身刑に減軽された。 [6d]

三班仆人教会

- 21.10 2006 年 11 月 29 日に CSW が報告したように、三班仆人教会の指導者 3 人は、対立宗派の信者を殺害した年の前半に有罪判決を受けた後処刑された。3 人は裁判で殺人を自白させるために拷問を受けたと申し立てていた。 [74c] 2006 年 2 月 27 日に AP 通信が報じたところによると、「中国の非公認キリスト教会間の対立と暴力は過去にも報じられたとのことである。 [17e]
- 21.11 CSW が 2006 年 11 月 29 日の報告の中で述べたところによると、「その事件は、確実な自白のために被告に対し激しい拷問と性的虐待が行使された証拠が裁判で浮上したため、特に関心を集めた。」ということである。 [74c]

東洋の稲妻 (DONGFANG SHANDIAN)

- 21.12 TIME Asia 紙が 2001 年 10 月 29 日に報じたように、
- 「急速に拡大する東洋の稲妻という名の宗派は、潜在的信者を拉致する方法でその非正統的教義に転向する多くの改宗者を獲得したことにより警戒される、中国全域に拠点を持つキリスト教コミュニティである。その宗派一自らを『信者団』と呼ぶ—は潜伏活動を営む。スポークスマンによれば、同宗派の他法輪功等のいわゆる『邪悪なカルト』に対する 2 年がかりの取り締まり運動により、2,000 人の信奉者が投獄された。しかし、キリスト教信者を標的としたことで、一女性のキリストが中国のために聖書を塗り変えたという信念はキリスト教義の核心に背くにもかかわらず、この宗派はさらに繁栄しつつある。その魅力は世界の終焉を中国人の背景に関連付け、信者に救世主への早道を提供することで、キリスト教信仰を改良したという集団の主張のようである。公認のキリスト教会はこれに対し、最後の審判を重視せず、むしろ行動規範を強調する。この集団は、中国は『中から崩壊』しているという宗派の主張に加え、キリスト教の原理をよく知らず、収入の増大や汚職の抑制を怠った政府に怒りを抱く農民に魅力を与えている。」 [65b]
- 21.13 2006 年 3 月 10 日に CSW が報告したように、東洋の稲妻は中国の主流派のキリスト教集団から「暴力的な威圧犯罪集団」以外の何者でもないとみなされている。 [74b]

エホバの証人

- 21.14 Forum18 が 2006 年 3 月 8 日付け報告書の中で報告したところによれば、「エホバの証人は中国に少数存在するが、いかなる合法的存在も認められていない。」 [66d] (p2)

[目次に戻る](#)

[出典リストに進む](#)

法輪功

- 21.15 USSD 国際宗教自由 Report2006 によれば、

「法輪功修練者は逮捕、拘留および投獄に直面し続けており、信頼できる報告書によれば、拷問および虐待による死亡があったということである。信仰を断念した者が拘留から釈放されたのに対し、信仰の断念を拒否する実践者は刑務所や労働矯正収容所、超司法的『法律教育』センターで過酷な扱いを受けることがある。国内および国内ではほとんど大衆活動に従事しない集団において、虐待の報告を確認するのは困難であった。国外の法輪功修練者の主張によれば、これは 1999 年の法輪功弾圧と共に開始された政府の厳しい取り締まり運動の結果であった。法輪功修練者の虐待容疑のほぼすべてに関与する保安機関である政府の『第 610 公室』による、拷問および強制自白等の超法規的活動が連続して発覚した。」 [2a] (p1)

- 21.16 同じ情報筋が述べたように、

「法輪功（法の輪、別名を法輪大法）の推定人数はかなりの差があった。政府の主張によれば、1999 年に始まった法輪功に対する政府の厳しい弾圧前は、国内には 210 万人の信奉者がいただろうとされる。一部の推計によれば、弾圧前の国内における法輪功信奉者の実人数はこれより多かった。弾圧の結果、この数字は低下したが、信頼できる推計によれば、国内には依然として数万人の修練者がいるということであった。」 [2a] (第 I 項、宗教人口統計)

- 21.17 同じ情報筋がさらに述べたところによれば、

「米国の法輪功修練者によれば、「1999 年以降、10 万人を超える修練者が法輪功の学習に従事し、法輪功の教えを遵守することを認め、さらにその組織や創立者の批判を拒否したとして拘留されている。法輪功系列でないある NGO は、この報告書が扱った期間中に拘留、告訴、または再教育を宣告された法輪功会員の 500 件近くに上る訴訟を資料にまとめた。信頼できる推計が示唆したところによれば、実際の数字はこれより多いということであった。一部の外国人視察者は、正式に記録された国内の労働矯正収容所の受刑者 25 万人のうち、少なくとも半数は法輪功信奉者だと推定した。法輪功の国外情報筋はこれを上回る数字を設定した。また数百人に上る法輪功信奉者は、労働矯正処罰の終了と同時に、行政拘留の 1 つである法律教育センターに収監された。政府高官はかかる『法律教育』の存在を否定した。法輪功によれば、これまでに数百人の修練者が精神病院に拘束され、その意志に反して薬剤の服用または電気ショック療法を強要されたとのことである。」 [2a] (第 II 項、宗教の自由、宗教の自由の濫用の状況)

(第 8 項および 12 項:[拷問](#)と[行政拘留](#)も参照のこと)

21.18 AI がその 2005 報告で報告したように、

「法輪功の精神的運動は依然として弾圧の主要標的であり、伝えられるところでは、弾圧には多くの恣意的拘留があったということである。被拘留者の多くは一定期間の告訴または裁判なしの『労働による再教育』に割当てられ、その期間中は信仰の断念を拒否する場合は特に、拷問や虐待の高い危険性にさらされた。刑務所や精神病院で拘束される者もあった。国外の法輪功情報筋によれば、1999 年に組織が禁止されて以来、法輪功関連で拘留された 1000 人以上が既に死亡したということであり、そのほとんどが拷問または虐待の結果であった。」 [6i] (p3)

21.19 AI が中国に関する 2007 年報告書のなかで報告したように、「法輪功の精神的運動会員は信仰を理由に拘留され、行政拘留に割当てられ、拷問または虐待の高い危険性にさらされ続けていた。」 [6g] (p2)

21.20 2007 年 5 月に公表された USCIRF 年次報告 2007 で報告されたように

「これまでに数万人に上る法輪功修練者が『邪悪なカルト』への加盟を理由に、裁判なしに強制労働収容所に送還、もしくは精神病院に送致された。法輪功修練者の主張するところによれば、これまでにおよそ 6000 人の修練者が刑務所に送還され、3000 人以上が警察の留置場で死亡した。一部の人権研究者の推定によれば、正式に記録された労働矯正収容所の受刑者 25 万人のうち、少なくとも半数は法輪功信奉者だということである。拷問に関する UN 特別報告者が報告したところによれば、申し立てられた拷問犠牲者の 3 分の 2 を法輪功修練者が占めたとされる。司法の透明性の欠如を考慮すれば、拘留中の法輪功修練者の数および扱いは確認するのが難しい。2005 年夏の委員会の訪中期間中、中国政府幹部は法輪功に対する弾圧を、『社会和諧』を推進するのに不可欠と弁護した。警察は法輪功の現修練者および元修練者を拘留しては労働矯正収容所に収容し続けた。伝えられるところによれば、警察には法輪功逮捕者のノルマがあるため、学習を行っていない場合も元修練者を標的にするというのである。この 1 年の間に、1999 年および 2000 年の当初の弾圧による刑期を終了後釈放された法輪功修練者の再逮捕に関する報告書が次々と公表された。また伝えられるところによれば、中国政府は法輪功を誹謗する供述に署名し、同集団信奉者の雇用を拒否する在中外国企業を抑圧してきたということである。」 [70a] (p124-125)

21.21 UNHCR が 2005 年 1 月 1 日付けの法輪功に関する方針説明書の中での報告したところによると、

「上記に指摘した通り、法輪功会員がすべて中国当局（特に多数が関与することを考えると）の標的であることを示唆する証拠で UNHCR に知らされたものはない。従って、法輪功会員だけが難民の地位を生むわけではないが、政府当局の注意を会員に向ける特定の表立った活動（布教活動またはデモ運動の組織等）における顕著な役割はそうなる可能性がある。通常の修練がそうであるように、各自の請求は個人の功績の審査を必要とする。この審査は難民申請者の個々の履歴および個人的経験、運動における役割と活動、さらにこれらの活

動が政府当局の注意を引いた（または引く可能性がある）ために、『弾圧』に等しい扱いを引き起こす可能性に照らして行われるべきである。」 [32c]

21.22 2007 年 7 月 30 日にアクセスした法輪功のウェブページ Clear Harmony: 欧州法輪功で報告されたように、「法輪功修練者の大集団が現地の洗脳クラスに強制送還され、そこで肉体的および精神的拷問の両方を受けた。」 [82a]

21.23 いずれも 2007 年 7 月 30 日にアクセスした同じ情報筋ならびに、法輪功情報センターと呼ばれる法輪功の別のウェブサイトによれば、修練者は長時間にわたる殴打や電気アイロンによる火傷、さらに長時間に及ぶ睡眠剥奪を受けた。他の方法の虐待には人糞を強制的に食べさせる、あるいは（傷の消毒に用いる消毒用アルコール）イソプロピル・アルコールを強制的に飲ませるなどがあった。これ以外にも、修練者らは不快な『圧迫された姿勢』で立つまたはしゃがむことを強要された他、皮膚に刺激物を塗布されたり、警備員または警備員の命令に従って行動する他の囚人から性的虐待を受けたりした。」 [82b] [83a]

21.24 USSD 国際宗教自由 Report2006 で報告されたように「法輪功の文献文または精神的運動への参加奨励は刑罰または再教育を含む行政処分で処罰された。」 [2a] (第 II 項、宗教の自由、宗教の自由に関する規制の状況)

21.25 Ian Johnson がその著書 *Wild Grass* (2004) の中で報告したように、法輪功修練者は近隣の委員会が運営する仮説刑務所に拘束されることもある。これらは委員会の事務室の 1 室である可能性が高いため、通常の拘留施設ほど安全ではない。 [50f] (p196, 218-219)

起源と信奉者

21.26 Maria Hsia Chang がその著書 *The End of Days: Falun Gong* (2004), に記録したように、法輪功/法輪大法は 1992 年に Li Hongzhi により設立された。Li は 1990 年代初めに、規範を統制する諸規則と社会集団の形成における緩和をうまく取り入れて、古代中国の気功(気と功)術またはエネルギー形成術からこれまでと異なる独自の型を編み出した。同氏はこれを他の宗教要素と融合して準宗教的運動を編み出した。それは緩やかな階層構造（専門的には会員はなく熱心なボランティア）を包括し、信奉者間の高尚な道徳基準と健康を強調した。禁止令の前 (1999 年 7 月) に信奉者は公営公園や広場に集結して、Li Hongzhi の教えの核心である 5 つの修練/運動(以下参照)を学習した。」 [50c] (p3-8, 60-94)

21.27 同じ情報筋がさらに述べたところによれば、「伝えられるところによれば、この教義の主要な信奉者は中高年者および中流階級で構成された。ただしこの階級には学生や高齢者、さらに農民も含まれた。信奉者の職業は様々で、教師、医師、兵士、CCP 幹部、国外に配置された外交官さらには政府高官の人もいた。」 [50c] (p5)

指導原理

21.28 世界を取り巻く法輪大法誌（2004 年第 5 号）、善の報告によれば、

「法輪功—法輪大法とも呼ばれる—は古来の高度な形式の気功である。法輪功は瞑想の要素を取り入れた軽度の運動で構成される。その人気は別として、

法輪功を他と区別する上でよく言われるのは、3つの原理、真、善、忍に従った徳性の鍛錬という修錬の強調である。この3原理はその分野の修錬者が時間をかけて優しさと内なる均衡の状態を達成する努力を行いながら、日常生活の中でその原理のそばで生きたいと希求する法輪功の理念の土台を形成する。」
[80] (p40)

21.29 同じ情報筋が続けて述べたところによれば、

「法輪功の原理は Li Hongzhi が執筆した2つの重要な著書、法輪功(法輪気功)および転法輪(法輪周天)で把握できる。法輪功(当書)は気功を考察し、修錬の原理を照会し、さらに修錬の実例と説明を提供する体系的な手引き書である。転法輪は9編の講義の形でまとめられ、最も包括的かつ重要な気功書物である。いずれの書物もインターネット上で無料購読することができる。」
[80] (p40-41)

21.30 USSD 国際宗教自由報告で記述されたように、「Li の教えの精神的内容と関係なく、法輪功はそれを宗教とみなさいため、僧侶または礼拝所はない。」
[2a] (第1項、宗教人口統計) 会員の募集や会員費の徴収はない。[80] (p41) (善、2004年第5号)

修錬/動作

21.31 2005年8月16日に英国法輪功協会から COI サービスに送られた小冊子、強身健体、平和的心態:法輪—自己への道、真の自分で述べたように、「法輪大法、別名法輪功は、容易に学習できる一連の修錬、瞑想を通じて心身の健康を向上させ、個人の『心性』(Xingsing)を発達させる中国の伝統的な自己形成修錬である。」 [81a]

21.32 この小冊子に掲載される5大修錬を以下に示す。

運動(動作)修錬

- 1 仏展千手法
- 2 法輪椿法
- 3 貫通両極法
- 4 法輪周天法

盤坐修錬/瞑想修錬/静功修錬

- 5 神通加持法 [81a]

6-10 公室

21.33 2005年7月21日の下院を前にした宣誓証言において、民主党の主席次官補を務める Gretchen Birkle は、「法輪功訴訟は、多くの場合司法省の公室、通称第610公室により通常の法的手続きを超えるところで扱われる。ここ1年以内で、第610公室は多くの虐待申し立てに関与した。」と述べた。[2d] (p2)

民間修錬の可能性

21.34 2007年3月6日に公表された米国国務省 (USSD) Report2006 で報告されたように、「法輪功修錬者は地方の治安職員の厳重な監視下に置かれ、政府が大

衆抗議運動の発生可能性を確信する時期は、その個人的動向が厳しく規制された。」 [2e] (2b 項)

21.35 国家当局による法輪功修練者の状況対応およびその対処が拡大する(2001 – 2005)中で、カナダ移民難民局(IRB)が報告したところによると、法輪大法情報センター(FIC)の Gail Rachlin は IRB に対し、2003 年以来、弾圧の恐怖から多くの修練者が断念したと話した。しかし、Rachlin によれば「その後、多くの者が法輪功との関わりを復活し、修練に新しく加盟した者も多いということである。」 [3c]

21.36 カナダ IRB が同じ対応状況の中で報告したところによると、「自宅での非公式の法輪功修練は可能であるが、HRW によれば政府高官または警察がそれに気づく場合は『危険な』状態になり得る。」 Maria Hsia Chang writing がその著書 The End of Days の中で、カナダ IRB は「信奉者の多くは依然として逮捕や殴打の危険を覚悟しながら修練を行っているが、公園ではなく自宅で行っている」と引用した。IRB は Gali Rachlin を引用し、「非公開で修練するのは可能だが、その信仰および日常の修練を血縁者や隣人に隠すことは難しい。」と述べている。」 [3c]

21.37 UNHCR が 2005 年 1 月 1 日付けの法輪功に関する方針説明書の中で報告したところによると、

「法輪功修練者の状況は 1999 年以来悪化している。2001 年 1 月の天安門広場における法輪功会員の自己犠牲に続いてその弾圧は強化され、運動は多くの信奉者を失った。これは 2 つの結果を生み出したようである。1 つはそれ以来、中国では法輪功修練者の周知の大衆デモがなくなったことである。第 2 に、会員は本質的に難民の地位申請を適正に実証しない上、会員は自宅では『捜査』されないものの、外で公然と修練を行う場合は、低層の会員でも長期間の拘留の危険を冒すことになり得るというのがやはり正しい表現である。考えられる処罰は、4 年以内のいわゆる『労働矯正』収容所での裁判なしの拘留と、多くの場合かかる拘留を伴う警察の(超司法的)殴打であろう。このため、会員/修練者が中国に帰国して公共活動に従事する可能性は低くなっている。」 [32c]

誹謗文書

21.38 COI サービスが提出した一連の質問に応じ、法輪功団体(UK)は 2006 年 8 月 25 日に以下の情報を提供した。

1) 中国の刑務所および強制労働収容所内では、誹謗文書の利用はどの程度普及しているか。

「実際に普及している。しかし、行政拘留その他の 15 日または 30 日連続以内の拘留形態の場合は、誹謗文書はそれ程広い範囲では利用されない。釈放者は誹謗供述を行うことを見込む洗脳クラスに送還される可能性があり[原文のまま]、それを怠る者は、最後に強制労働収容所に行き着く可能性が高い」 [81b]

2) 修練者が法輪功の誹謗文書に署名[した]場合、その直後に釈放されるか、それとも『他の『未矯正』修練者の再教育に協力することを要求されるのか。

「これは場合によって異なり、最近の慣例は以前の方法と異なる。現在は労働矯正収容所が囚人を数カ月間拘束し、釈放前に『改造』が確かなものであることを監督するのが一般的である。これは、釈放後に労働矯正収容所での供述を撤回する者が多いためである。『改造され』、労働矯正収容所と密接に協力した者が釈放されず、他の収容者の『改造』を容易にする目的で、長期間にわたって拘留されることもよく知られている。」 [81b]

3) 修鍊者は釈放後この文書の複製を与えられるか。

「欧州の事件で、釈放者の仲間の修鍊者に向けた誹謗文書を、その者を侮辱し、釈放者への信頼を損なう方法として掲示したことは知られているが、釈放者が釈放時に文書の複製を与えられるという事例は全く知らない。この特殊な供述は、修鍊者が6本の鉄パイプで拷問を受けた後、強制労働収容所で引き出されたため、極めて感情的な問題で、それを公表することは今の段階では不可能である。」 [81b]

「誹謗または放棄供述には特定の書式や特定のまとまった用語はない。初期の弾圧期には、供述は a.) 法輪功を修鍊しない、b.) 他の法輪功修鍊者と連絡しない、c.) Beijing で法輪功を求める呼びかけをしないという誓約で構成されている。最近は明らかに『改造』を[原文のまま]より確かなものにする意図で、多くの場合は、供述には法輪功を非難する主旨の言葉が要求された。」 [81b]

4) 拘留された修鍊者が法輪功の誹謗文書に署名せずに釈放される可能性はどのくらいあるか。

「実際のところ、放棄供述に署名せずに強制労働収容所または刑務所から釈放される可能性はだれにもないと思う。ただし、質問1の答で述べたように、拘留期間が15日または30日以内の異なる拘留形態の修鍊者にはかかる供述はそれ程頻繁に利用されない。」 [81b]

在外修鍊者の重要な日

21.39 法輪功団体(UK)はこの他に、外国居住修鍊者に追悼される日付についても情報を提供した。

4月25日

「これは中国 Beijing の Zhongnanhai 共産党本部周辺で1万人の修鍊者が行う抗議記念日である。追悼活動は通常、中国大使館/領事館その他の公共広場前での抗議大会および/または行進で構成される。公共広場での拷問を初めとする弾圧関連の展示や臓器売買も行事の一部である。修鍊者は残虐行為に関するビラを配布し、請願書の署名を募ることも許されている。」 [81b]

5月13日(法輪大法の日)

「これは1992年に法輪功が中国に公式に導入された日であり、法輪功の創設者[Li Hongzhi]の誕生日でもある。[原文のまま]記念行事は通常、公共広場での法輪功修鍊の実演に加え、舞踊、唱歌、習字および法輪功を初めとする気功術を構成する中国の芸術形態の伝統文化の披露を目玉とする式典である。関連する場所および年によっては、弾圧に対する意識向上[原文のまま]に向けた活動も行われる。」 [81b]

7月20日

「中国で共産党体制による法輪功弾圧が始まった記念日（4月25日の事項も参照のこと）。これは弾圧に対する意識向上を意図して追悼が行われるため、追悼形式はたいいていの場合、4月25日のものと同じである。」 [81b]

法輪功修練者の血縁者に対する扱い

21.40 2004年2月25日の米国市民・移民局の報告によると、

「国外のオブザーバーによると、中国当局は修練者を他の修練者から分離する目的で、法輪功修練者の家族および血縁者に圧力をかけることがあり、従わない家族には嫌がらせを行うこともあった。同時に、同当局は2001年に正式に国家政策になった精神的運動の抑圧を目指しているため、上記情報筋は中国政府高官がこの戦術に訴える程度については独立した情報がほとんどない。」 [84e]

21.41 同じ情報筋が続けたところによると、：

「家族に対する嫌がらせの唯一具体的な報告は、主として法輪功の運動そのものに由来する。伝えられたと心によれば、法輪功のウェブサイトは、政府当局が服従を望む信奉者に圧力をかける目的で逮捕、もしくは信奉者の法輪功活動を理由に処罰された家族の報告を提供している。しかし、これらの報告がどこまで正確かについては、それが組織的な国の慣行なのか、熱心な地方政府高官の仕業なのかは明らかではない。」 [84e]

21.42 この報告書は以下のように結論した。それによれば、

「法輪功の運動を研究しているが、家族に対する嫌がらせの独立した証拠に欠けるカナダ在住のある大学教授が述べたところによれば、運動側が公表したこれらの報告は信頼できるようである。にもかかわらず、同教授は信奉者の家族に対する嫌がらせは相対的に把握しにくいと指摘する。「個人的印象では、血縁者への嫌がらせは拷問性や身体的脅威が低く、どちらかと言えば差別や生活手段への脅威の色合いが強い。」教授はRICへの電子メールでこのように話した(Professor 2004年2月20日)。」 [84e]

国外の活動家の監視

21.43 2005年6月4日の *Epoc Times*（法輪功に好意的な出版物）の報告によれば、Jiang Renzheng は、2005年3月7日にドイツから国外追放された法輪功修練者であり、中国に帰国後すぐに、その信仰の放棄を拒否したために、3年間の強制労働収容所を宣告された。 [40d]

21.44 この報告書が述べたところによると、

「Jiang の中国送還から10日後の3月17日に、警官がJiang の父親宅に現れた。警官はJiang を発見しなかったため、その父親に『何を持っているかわかるか』と尋ねた。警官は中国で広く利用される拷問器具である電気ショック棒を父親に見せた。父親は恐怖を感じ、息子が帰宅すると法輪功の修練をやめ

るよう頼んだ。Jiang はこれを拒否した。警官の訪問はその後も続き、それからまもなく Jiang と 54 歳の父親は何度か厳しい尋問を受けた。最初の尋問は午後 4 時から翌午前 4 時まで 12 時間続いた。警官は Jiang に様々な圧力をかけ、とりわけ、法輪功修練者として参加した活動を記載するよう要求した。ドイツ当局が提供した情報から、警官本人の告白によると、実際のところは、Jiangu の活動について警官は明らかに十分な知識を得ていたということである。警官は法輪功の修練をやめるよう要求したという。」 [40d]

- 21.45 2005 年 12 月 26 日にアジア研究協会(AFAR) が報告したところによれば、外国政府は中国政府高官から、法輪功修練者の訪中期間のデモ運動を阻止するよう圧力をかけられているということである。 [51b]

臓器売買

- 21.46 2006 年 3 月 26 日、*Epoc Times* (法輪功に好意的な出版物) は 6,000 人を超える法輪功修練者が中国北東部の捕虜収容所に拘留されたことを主張する報告書を公表した。Shenyang 市 Sujiatun 地区に置かれたこの施設は、『遺体処理火葬施設』を備えた『強制収容所』と言われていた。」この報告書の主張したところによれば、受刑者は遺体を火葬する前に販売用に臓器を摘出された。この報告書によれば、生きて収容所を出た受刑者は 1 人もいないということである。 [40b]

- 21.47 人民日報紙はこれらの主張に見解を示す特別措置を講じ、外務省スポークスマンによれば、同紙はそれを「ばかげた嘘」であり、「カルトは公の場で冤罪を言いふらすのを楽しんだ」と言ったと伝えられる。」 [12y]

- 21.48 米国国務省はこの主張を踏まえ、2006 年 4 月 14 日に行われた記者会見中にあるジャーナリストから出された質問に対する答えとして、以下のような声明を行った。

「合衆国はこの主張を認識した上で、この罪を深刻に受け止めた。国務省および Beijing 大使館、ならびに Shenyang 米領事はこれまで事実を判断しようと積極的に働きかけてきた。在 Beijing 米国大使館および在 Shenyang 米国領事館の幹部職員および職員は、2 つの事例について上記の報告書で言及された地域および特定の現場を訪れた。この訪問で幹部職員は施設および敷地全体を視察することを許可されたが、現場が通常の国営病院以外の役割に使用された証拠は見つからなかった。この具体的な申し立てとは別に、合衆国は法輪功修練者に対する中国政府の弾圧を引き続き憂慮している。」 [2f]

- 21.49 カナダの元閣僚 David Kilgour の共著による 2006 年 7 月 7 日付けの報告書 (2007 年 1 月 31 日付けで新しい情報に更新) が主張したところによれば、法輪功修練者は、その臓器を移植用に獲得する意図で組織的に殺害されている。」 [55] 有力な人権活動家 Harry Wu は、これらの申し立ての確実性に疑問を投げかけた。2006 年 6 月 8 日に同氏が述べたところによれば、「『Sujiatun Auschwitz』が存在するという主張はまだ実証されたわけではなく、どう見ても政治宣伝でしかない。」とのことであった。 [46a] 同氏は報告書の中で、David Kilgour および共著者の Damid Matas のインタビューを受けた一部の承認の信頼性についても疑問を投じた。」 [46b] (中国情報センター、2006 年 7 月 18 日)

- 21.50 USSD Report 2006 で述べられたように、「2005 年 7 月、保健省次官 Huang Jiefu は国内で移植に利用される臓器の多くは、間違いなく処刑者のものであると伝えた。」 [2e] (1c 項) 2007 年 4 月 30 日付けの報告書の中で編む根ステイ インターナショナルが述べたところによれば、

「アムネスティインターナショナルは、2006 年 7 月 1 日からこの慣行を禁止する新たな条例が導入された後も、中国で移植用に売買される臓器の現行報告書に困惑している。伝えられるところによれば、ある政府高官は 2006 年 10 月 1 日の国慶節に先立つ処刑数の増加により、臓器はだぶついていると言ったという。2007 年 4 月 6 日に、新華通信 は、昨年認可された産業全般の条例施行を明らかに意図した臓器移植に関する新条例の本文を公表した。2007 年 5 月 1 日の発効につき、同条例には臓器の取引および 18 歳未満者に由来する生体臓器移植の禁止が掲載される。同条例によれば、寄付はあくまでも『自発的』『非代償性』であるべきで、『いかなる組織または個人も人を騙すまたは誘惑して臓器を寄付させてはならない。』しかし、この条例は死刑囚の臓器摘出に具体的な言及をしていない。これはこの慣行が今後も続くことを示唆するものである。」 [6h]

[目次に戻る](#)

[出典リストに進む](#)

その他の気功集団

- 21.51 2000 年 4 月 24 日の Belief.net の報告によると、法輪功の他に、1999 年末にかけて 5 つの気功（気と功）集団に対し規制措置が講じられたということである。これらは Zhong Gong、Cibei Gong、Guo Gong、Xiang Gong および Bodhi Gong であった。[71a] USSD 交際宗教自由報告 が報告したところによれば、「当局は Xiang Gong、Guo Gong および Zhong Gong qigong 等の政府が『カルト』とみなした他の集団に対しても妨害を続けている。」 [2a] (第 II 項、宗教の自由、宗教の自由に対する規制の状況)

Zhong Gong (中功)

- 21.52 2000 年 4 月 26 日に *Guardian* 紙が報じたように、Zhong Gong (共功) は (1999 年 7 月に禁止された) 法輪功とほぼ同時期に中国政府の標的にされた 5 つの気功（エネルギー形成）集団 の 1 つである。[41a] 中国支持ネットワーク (NGO) の 2002 年 8 月 29 日の報告によると、「弾圧下に入りつつある精神集団 Zhong Gong は、それより有名な法輪功と同様に、気功修練である。両者は直接的には関係ない。法輪功は瞑想で知られるが Zhong gong は深呼吸の修練で有名である。」 [25a]
- 21.53 2000 年 4 月 26 日の *Guardian* 紙および 2001 年 9 月 19 日のロシア報道機関 Prima の報道によると、この運動は Zhang Hongbao によって設立され、1999 年 9 月の禁止令に先立ち、国内 3,800 万人の会員を擁すると宣言した。 [41a] [88a]
- 21.54 2000 年 4 月 24 日に Belief.net が述べたように、「Zhong gong 会員も法輪功信奉者と同様に、その創立者を『主』と呼び、自身を『弟子』を呼ぶ。Zhong

gong を利用して体内にエネルギーの道筋を開き、健康と活力を助長する。また、Zhang の教えは道徳的生活も促進する。」同じ情報筋が次に述べたところによれば、「ここ数カ月以内に、[Zhang の]校に加え、Zhong gong 集団に所属する 3000 を超える企業と指導・治療センターが閉鎖され、数百万人に上る信奉者は散り散りになった、と修練者たちは言った。」 [71a]

21.55 2001年2月19日付け Worldwide Religious News (WWRN) の報告によれば、「同センターの話では、1999 年を境に、およそ 600 人の Zhong gong 有力会員が交流され、3,000 に上る本部および支部が閉鎖された。」 [41a] Guardian 紙は 2000 年 4 月 26 日付けの報告の中で拘留者について同じ数字を示した。それによれば、こうした閉鎖の結果、40 万人に上る人々が仕事を失ったとも報じられた。

21.56 2002 年 8 月 29 日付けの中国支持ネットワーク (NGO) の報告によると、同運動の『中心人物』である Zhang Qi は、中国政府職員により 2002 年 6 月 26 日にベトナムで拉致された。同氏は著名な反体制活動家と行動を共にしていたが、伝えられるところによれば、CDP (中国民主党) 党員の Wang Binzhang および労働組合幹部の Yue Wu も拉致されたとのことである。 [25a]

21.57 Zhang Hongbao は 2006 年 7 月 31 日に自動車事故で死亡した。 [46c] (中国情報センター、2006 年 8 月 31 日)

Cibei Gong (Compassion Gong)

21.58 2000 年 3 月 23 日に公表された、中華人民共和国: 法輪功その他のいわゆる異教組織に対する弾圧と題した報告書の中で、AI が報告したところによると、Cibei Gong は 1997 年 Xiao により創立された。Hubei 省、Hunan 省および Xiao Yun 省に 5 箇所以上の修練施設を擁し、およそ 900 人の会員の信望を集めている。Xiao は 1999 年 9 月 8 日に逮捕され婦女暴行罪で正式に起訴された。 [6b] (p6)

21.59 1999 年 11 月 5 日に *Chicago Sun-Times* が報じたところによると、この運動は Hubei 省 Wuhan 市で人気を得ていた。 [17b] 1999 年 11 月 4 日付けの ISP-Inter Press Service/Global Information Network の報告によると、Cibei Gong は Guo Gong(以下を参照)と共に中国政府の手で『壊滅』された。 [17a]

Guo Gong (国功)

21.60 Ai の報告 (2000 年 3 月) によると、Guo Gongno 指導者は Liu Jineng (創設者) Liu Jun、Deng Guoquan、Yuan Xingguo および Xiao Xingzhao で、いずれも 1999 年 11 月に Sichuan 省で逮捕され—その後、無期労働矯正の処分を受けたとのことである。— [6b] (p6)

21.61 1999 年 10 月 30 日の BBC Summary of World Broadcasts で再度報じられた、中国の地方新聞 Sicuan Ribao の報道記事によれば、

「1994 年 3 月、Liu Jineng は Liu Jun および Deng Guoquan と共に『Mianyang 市中国自然特異力講座』を創設した。その教えは弟子に個人的に教え込まれた。これまでに 27 の講座を運営し、3,000 人に訓練を施してきた。全国の数千人

を対象に数千の通信講座を提供し、全国 22 省（自治区）に 60 校の指導本部を設置した。各市同本部の傘下には支部がいくつか設置された。」 [17c]

- 21.62 同じ情報筋が続けたところによれば、「『Guo Gong』を普及させ、資金を蓄える目的で、Liu Jineng、Liu Jun および Deng Guoquan は大々的な方法でしかも政府の認可なしに気功関連の定期刊行誌や書籍、カセットテープさらにビデオテープ等の出版物を配布して、数百万元の収益を得た。これらの出版物の中で、1995 年 10 月に Liu Jineng が編集長を務めた月刊誌『Light of Guo Gong』が出版された。それ以後 1999 年 6 月まで、40 回の刊行を重ね、合計 15 万部が出版された。購読者はそれぞれ年間 20 元を支払った。」 [17c]

Xiang Gong (香功)

- 21.63 AI (March 2000)の報告によれば、Xiang Gong は 1988 年に Tian Ruisheng によって創設され、その会員は政府当局から嚴重に監視された。[6b] (p6) 2003 年 7 月 8 日の *South China Morning Post* が報じたところによれば、Tian は 1995 年 9 月に肝臓ガンのため自宅で死亡した。この報道によれば、同集団は法輪功の禁止令を受けて、本部を台湾に移転したということである。 [17d]

Bodhi Gong (Wakefulness/Awakening Gong)

- 21.64 この集団に関しては、名称および Beidaihe というリゾート地に設置された訓練施設の 1 つが 1999 年末頃に閉鎖されたという事実以外の情報は入手できなかった。これは 2000 年 4 月 24 日に Belief.net によって報じられた。 [71a]

[目次に戻る](#)

[出典リストに進む](#)

民族集団

- 22.01 米国議会図書館が 2006 年 8 月付けの中国に関する国別プロファイルの中で述べたように、

「多数派の漢族中国人に加え、中国は 55 の国籍集団または民族集団を認めている。その数はおよそ 1 億 500 万人におよび、主として北西部、北部、北東部、南部および南西部に集中するが、一部は中央内部に存在する。2000 年の国勢調査に基づく、人口の 91.5%が漢族中国人 (11 億人)である。その他の少数民族集団はチワン族 (1610 万人)、満州族(1060 万人)、回族 (980 万人) ミャオ族(890 万人)、ウィグル族(830 万人)、チュジア族 (800 万人)、イー族 (770 万人)、モンゴル族 (580 万人)、チベット族 (540 万人)、ブイ族 (290 万人)、トング族(290 万人)、ヤオ族 (260 万人)、朝鮮族(190 万人)、ベー族 (180 万人)、ハニ族(140 万人)、カザフ族(120 万人)、リー族 (120 万人)およびダイ族 (110 万人)である。分類は多くの場合自己同一性を基準にするが、それは一部の場合および場所においては、ある集団を別の集団と比べて特定する政治的または経済的理由に代わって有利なことがある。中国のすべての国籍は法に従って平等である。当局情報筋の主張によれば、国はその法的権利および利益を保護し、平等、統一さらに民族間の相互扶助を推進する。」 [11a]

- 22.02 2005 年 1 月に公表された中国内の朝鮮人の状況に関する論文の中で WRITENET が (UNHCR に代わって) が報告したところによると、

「中華人民共和国 (PRC) の領土のおよそ半分は、民族的中国人以外の人民 (つまり非漢族民) の居住域である。そのすべてが国に正式に承認されているわけではなく、54 の公認民族集団は全人口の 8.4% を占める。これほど多くの非漢族の存在は、民族移動が原因で起こったのではなく、むしろ中国支配下での領土拡大によるものである。歴史的に見ると、中国が漢族に支配された時点で、その領土は既に (そして今でも) 漢族の居住地であった。これには Tibet、Xinjiang、大モンゴルおよび北東地域 (満州) は含まれなかった。中国が非漢族に占拠され、統制された時点で、非漢族の支配下にある領土は、実質的な非漢族の居住地をその一部に含むことが多かった。非漢族の支配の事例としては、現在 PRC を構成するほぼ全域を組み込んだモンゴル帝国および満州帝国 (それぞれ 13 世紀と 1644-1911) が挙げられる。これに対して、明朝 (1368-1644) および共和国時代 (1912-1949) の期間は、中国政府が管理した領土は、比較的限定された。このように、漢族域だけでなく、現在は『少数民族』とみなされる多くの国に占拠された土地を管理する漢族多数派政府、PRC は中国史においては例外である。」 [32d] (p1)

- 22.03 2007 年 3 月 6 日に公表された米国国務省 (USSD) Report 2006 の報告によると、

「少数民族集団の多くは、従来の居住地域に居住する。国家政策は公認少数民族の構成員に出生計画、大学入学、融資および雇用へのアクセスにおける優遇措置を提供する。2005 年 5 月には、少数民族の教育における優遇を促進する意図で立案された新条例が発効した。だが、実際のところは多数派の漢族文化が少数民族を差別することが少なからずある。国境地域の少数民族の多くは教育レベルが低く、漢族優先の職業差別は、国営企業においても依然として深刻な問題になっている。人種差別は Xinjiang、Inner Mongolia および Tibet 等の一部の地域に深い遺恨を植えつけた原因であった。政府はその『社会和諧』構築の強調の一環として、少数民族に対する人種差別と異なる民族集団間の緊張をそれほど重く見なかった。」 [2e] (Section 5)

- 22.04 ヒューマンライツウォッチが 2007 年 4 月 25 日付けの報告書の中で述べたところによれば、

「国境地域内における格差の拡大に取り組む試みがなされたにもかかわらず、中国の急速な経済変化は少数民族全体の生活を向上してくれなかった。それどころか、所得と失業率の比較により、民族集団が国家および漢族の平均を下回ることが示唆されたにもかかわらず、教育および衛生等の基本的社会サービスにおける明確な不平等は依然としてなくなる。不均等な発展の代償は農村地域で生活する人民に高いものになり、手続からの政治的排除は様々な解決策が必ずしも地方の少数民族に最大の利益にならないことを意味する。西部の省および自治区を対象とする西部開発戦略 (WDS) はこれらの地域を『近代化する』だけでなく、内部域および富裕な省と自治区間の開発格差を縮小することを意図する。しかし、このような不公平な状況で起こり得る不満を考慮すればこそ、WDS は『共通の繁栄』を通じて広い範囲で国家統一を強化する政治ツールとみなされている。政府開発目標は 3 つの暗黙だが包括的な目的—国境

沿岸地域に恩恵を与える国境地域の資源採取、漢族中国人の自治区への移動による地方少数民族集団の同化、そして軍用インフラストラクチャ開発の目的転換である。上記の政策と政府の取組み不作為は、少数民族の人権侵害に寄与する不平等および差別という結果をもたらしている。」 [39b]

(第 28 項: [少数民族の優遇](#) も参照のこと)

朝鮮族

- 22.05 2007 年 7 月 19 日にアクセスした中国に関する国別プロファイルの中で欧州世界が述べたように、現在中国には 190 万人の朝鮮族が居住しており、総人口 (2000 年国勢調査に基づく) の 0.16% を占める。 [1a] (面積と人口) 2003 年 2 月 12 日にカナダ移民難民局 (IRB) が報告したところによると、「中国 Jilin 省、Heilongjiang 省および Liaoning 省にはおよそ 192 万人のチョウセン (朝鮮) 族が居住するが、大多数は Jilin 省 Yanbian Chaoxian 自治区に居住する。」 [3s] (中国民間写真団体—CFPA が提供した情報に基づく)

(第 33 項: 海外難民—[北朝鮮難民](#) も参照のこと)

モンゴル族

- 2007 年 7 月 19 日にアクセスした中国に関する国別プロファイルの中で欧州世界が述べたように、中国には 580 万人のモンゴル族が居住し、人口の 0.47% を占める。同じ情報筋が述べたように、Inner Mongolian (Ni Mongol) 自治区の総人口は 2330 万人 (2000 年国勢調査に基づく) である。」 [1a] (面積と人口)
- 22.07 世界少数民族百科 (2005) が述べたように、「モンゴル族の多くは民族国家ロシアおよび中国の少数民族対象であるが、モンゴル族の 3 分の 1 はロシアと中国に挟まれた独自の独立国家[モンゴル]に居住する。」この情報筋は、全 3 カ国のモンゴル族の総人口を 780 万人と推定する。」 [76] (p842-843) 世界の言語 (2005) の報告によると、標準的モンゴル族、別名ハルハ族は中国語とモンゴル語の両方を話す。モンゴル族はロシアでは、ブリヤート語およびカルムイク語を初め様々な方言を使っている。」 [19] (p 203)
- 22.08 2005 年 1 月 28 日のアムネスティインターナショナル (AI) の報告によれば、
- 「政治活動家 Hada は、『分離主義』および『スパイ行為』罪で 15 年刑に服す中国北部の刑務所で、日常的に拷問を受けた。アムネスティインターナショナルは同氏を表現および結社の自由権行使を唯一の理由に投獄された、良心の囚人とみなし、同氏がさらなる拷問の危険に瀕することを懸念する。伝えられるところによれば、Hada は人権、モンゴル文化および中国少数民族の自治区拡大の推進を目指す南モンゴル民主同盟と称する組織への関与を理由に 1995 年に拘留された。」 [6e]
- 22.09 伝えられるところによれば、中国政府は 2005 年 9 月 26 日に、分離主義感情の蔓延を理由に、Inner Mongolian 自治区を拠点とする 2 つのウェブサイトを開鎖した。 [62b] (国境なき記者団、2005 年 10 月 3 日)

[目次に戻る](#)

出典リストに進む

チベット族

23.01 2007年7月19日にアクセスした中国に関する国別ファイルの中で欧州世界が述べたように、現在中国には540万人のチベット族が居住し、人口の0.44%を占める。同じ情報筋が述べたように、Tibetan 自治区 (TAR) の総人口は、(2000年国勢調査に基づく) 260万人である。[1a] (面積と人口) [18b] (地図)

23.02 また欧州世界の記録によれば、

「中国西部の半独立地域である Tibet (Xizang)は1950年に中国共産党軍に占領された。1959年3月に、中国支配に抵抗するチベット族の武装蜂起が発生したが不成功に終わった。チベット仏教僧の最高位者で、地域の精神指導者ダライ・ラマは、10万人の支持者と共にインド北部の Dharamsala に逃亡し、そこで亡命政府を設立した。中国政府はラマ僧(仏教層)の旧支配を終決させ、多くの寺院を破壊した。Tibet は1965年9月に中国の『自治区』になったが、チベット族の大多数はその後もダリアラマをその「神王」とみなし、中国の存在を嫌い続けた。しかし、ダライ・ラマは完全な独立を求める要求を放棄し言い、1988年に Tibet は外交問題以外のあらゆる点で自治性を有する中国領になったと提言した。」 [1a] (現代史)

23.03 世界少数民族百科(2005)が述べたように、Tibeto は古来より4つの地区に分割されており、その2つは現在 TAR の一部である。Western Tibet (To Ngari) および Central Tibet (U-tsang)である。 [76] (p1198)

チベット語

23.04 世界少数民族百科(2005)が述べたように、国内少数民族のチベット族は Tibet と国境を接する4つの省、つまり Qinghai 省、Gansu 省、Sichuan 省 Yunnan 省の自治県で見ることができる。国際少数民族のチベット族はネパール、インド (Himachal Pradesh、Jammu、Kashmir および Sikkim)、ブータンおよびパキスタンの一部に居住する。」 Bhotias または Bhutias (Bhot に由来する Tibet のインド語名) として知られる少数派チベット族は、ネパールとインドの Tibet/Himaraya 国境に沿って居住する少数民族である。上記2カ国の国民であるが、Bhotias はチベット語を母語として話し、チベット文化を共有し、チベット宗教 (仏教およびボン教) を実践する。 [76] (p1197-1199)

23.05 また同じ情報筋が述べたところによると、「理想的にも、生徒は小学校から母国語と中国語で教わっている。実際のところ、少数民族の言語での教育は少数民族人口が有意な地域に限られ、またその言語が正式な書記体系を持つ場合、つまりにのみ行われる。例えば韓国語、ウイグル語、チベット語、モンゴル語、イー語およびダイ後などである。」 [76] (p289) 同じ情報筋によると、「親がその子供に低年齢から中国語を学習させる経済的利点に注目するようになると、二カ国語教育に対する関心は最近薄れつつある。」 [76] (p289)

23.06 世界の言語(2005)に記録されたように、およそ 100 万人のネパール国民は第二外国語としてチベット語を話し、Jonkha と呼ばれるチベット方言はブータンの主要言語である。[19] (p199)

23.07 Tibet 人権・民主主義センター (TCHRD) が Tibet における人権に関する年次報告書 2006 の中で述べたところによると、「主にチベット族が居住する村および遠隔地域では、小学校教育は主としてチベット語で行われる。しかし、中学校および高等学校になると、教授媒体は突然中国語に切り替わるため、チベット族は 1 つの言語としてしか教わらない。」 [45a] (p60) 2007 年 2 月 4 日のチベット情報ネットワーク(TIN)の報告によると、「宗教的モチベーションは親がその子供を『ダライ・ラマ学校』に通わせる部分的理由に過ぎない。それよりはるかに大きな重圧は親が直面する経済的問題や行政上の問題であり、この状況は現代 Tibet の兆候を示すものである。」 [42e]

(第 1 項:[チベット族の名前](#)も参照のこと)

TIBET の人権

23.08 2007 年 3 月 6 日に公表された米国国務省 (USSD)Report2006 の報告によると、

「中国の Tibet 地域における政府の人権状況は依然として悲惨であり、宗教の自由に対する抑圧レベルは高いままであった。政府はダライ・ラマを強く批判し、チベット仏教徒の宗教活動を分離主義者志向と関連付ける姿勢を続けてきた。Tibet 地域独特の宗教、文化および言語遺産の保護ならびに発展、そしてチベット人の基本的人権の保護は引き続き重要な問題であった。政府当局は拷問、恣意的逮捕および拘留、自宅軟禁、反体制派の監視、自由運動に対する恣意的規制等の重大な職権濫用を働き続けた。Tibet 地域の積極的開発には、政府とダライ・ラマ法王特使間の第 5 回対話が挙げられた。」 [2e] (Tibet)

23.09 ヒューマンライツウォッチは 2006 年 11 月 7 日付け報告書の中で、入手可能な記録によれば、「[2006 年]9 月に Tibet 地区の資本を運営する中国共産党 Lhasa 市委員会に行われた人事は、チベット族の割合が過去 40 年で最低であった。Lhasa 市委員会は過去 25 年間で初めて、中国人政治家に指導されることになる。」 [7h]

23.10 TCHRD Report 2006 が述べたところによれば、

「2006 年を通じて、チベット族の公民権および政治的権利に加え、経済社会および文化的権利に関わる様々な職権濫用が Tibet 地域で実証された。Tibet における恣意的逮捕、拘留および投獄は、依然として極めてひどい状況にある。」 [45a] (p5)

23.11 2006 年 8 月 14 日の *The Times* の報告によれば、

「Tibet の新しい中国幹部[Zhang Qingli, TAR CCP 党書記]は、亡命者ダライ・ラマへの忠誠心を破壊し、政府高官内部の宗教的信仰を消滅する恐るべき運動に乗り出した。すべての階級のチベット人公務員は、最低級の政府職員から上級幹部に至るまで、いかなる宗教式典への出席または寺院や僧院への立ち入りも禁止された。以前、党員だけが無神論者になることを義務付けられたこ

とはあったが、その多くは密かにその仏教信仰を持ち続けた。反中国抗議運動の先駆けとなった僧院における愛国的教育運動が拡大された。Lhasa 市を初め周囲の農村各市のチベット人高官は、ダライ・ラマの批判文書を作成することを義務付けられた。下部部局の公務員が 5000 字の誹謗文書を要求されたのに対し、上級公務員は 1 万字の誹謗論文を作成しなければならなかった。退職高官も免除対象にはならない。」 [90d]

- 23.12 2004 年 9 月 23 日のオーストラリアチベット評議会の報告によると、「中国当局は僧侶 2 人および民間人 1 人に対し、3 年の刑期を宣告した、Radio Free Asia (RFA) の報告によれば、同者らは明らかに Tibet 独立を支持するポスターの掲示に関与した。」 [44b] 2006 年 2 月のオーストラリアチベット評議会の報告によると、Tibet の異なる地域で発生した野性動物の毛皮焼却を伴ういくつかの事件に続いて、チベット族 8 人が Sichuan 省 (Amdo の Tibet 地域) で拘留された。これらの事件は仏教の重要な教義の 1 つ、先月インドで数千人のチベット族が集結した際のこれにまつわるダライ・ラマの声明を受けた、すべての生き物への慈愛はもとより、野生動物保護に関する懸念が動機付けになったと考えられた。報告が述べたところによると、「Beijing は Tibet における引き続きダライ・ラマの影響を懸念しており、在 London 中国大使館は土曜日、毛皮焼却の発意に応じて次のように述べた、「かかる行為の場合は、野生動物保護を支持してでのことではなく、社会秩序の妨害であるため、ダライ・ラマの呼びかけは Tibet における野生動物保護以外の意図がある。原文のまま」 (英国 Channel Four News、2006 年 2 月 18 日)。」 [44c]
- 23.13 2006 年 2 月 14 日、Gamden 僧院の 17 人の僧侶がダライ・ラマへの忠誠を示して、1996 年にその信仰を禁じた Shugden の像を破壊した。その結果激しい争いが起こり、治安の回復に向けて軍が配備された。 [17i] (The Times、2006 年 4 月 21 日) 2006 年 9 月 7 日の Radio Free Asia (RFA) の報告によると、2006 年に入ってからこれまでに 8 人の僧侶が拘留された。 [73e] 2006 年 6 月には Tibet 独立を推進するパンフレットを配布したとして、5 人のチベット族が拘留された。 [73c] (RFA、2006 年 6 月 16 日) 2006 年 8 月 3 日に The Times が Dolma Gyba の事件について報告したところによると、警察は家宅捜査を行い、そこで自由、民主主義、Tibet の現状等の微妙な話題を扱った未公表の原稿を発見し、その後 1 人のチベット人作家が 10 年の禁固刑を非公開で宣告された。この厳罰は同氏が Tibet における中国軍基地の立地について執筆した事実に関係があったようである。 [90e] 2006 年 8 月 18 日の Radio Free Asia (RFA) の報告によると、警察は Sichuan 省 Karze (Ganzi) で、Tibet 独立を求めるビラ配布運動に関連して 16 歳の少女を拘留した。 [73d] 2007 年 3 月 7 日の RFA の報告によると、ある著名な地元実業家が自宅で禁止されたダライ・ラマの教えの CD を発見され、その後、3 年の禁固刑に処された。 [73h] 2007 年 3 月 21 日に同じ情報筋が報じたところによると、「Lhasa に住む数百人のチベット人が中国の規則に対する抗議を著しく公に示し、同市内で禁じられた香道に参加した際、少なくとも 1 人が警察に拘留された。」 [73a]
- 23.14 WRITENET (UNHCR の機関紙) が 2005 年 2 月に公表された中国におけるチベット族の状況に関する論文の中で報告したところによれば、
「中国の対 Tibet 政策は以下の点においてまとめることができる。
- 中国は分離主義運動に向けてゼロトレランスを行使した。

- 中国は繁栄こそチベット族を自発的に PRC に留める術と信じて、人民の生活水準向上を初めとする経済急成長をもたらすべく懸命に努力した。
- 中国は宗教および文化の自由度を含め、自治の制限を維持しただけでなく、中国支配の増大にも積極的に努め、チベット文化が中国国家に脅威をもたらすいかなる兆候も嚴重に取り締まった。
- 上記の政策は実際のところ中国における他の少数民族に対するものとよく似ているが、分離主義および中国国家への脅威は Tibet および Xinjiang ほど大きな問題ではない。 [32e] (p10)

23.15 またこの報告書が述べたところによると、「Tibet 地域で危険にさらされる集団は行動的な政治反対派、特に Tibet 独立を求める反対派集団である。刑期を延ばす活動は国の治安を脅かす行為または分離主義の推進に分類されるが、上記は扇動と爆破から独立擁護のビラ配布、さらにダライ・ラマの写真所持またはダライ・ラマの著書購読まで実に様々である。反体制派は大多数が聖職者階級に所属する。」 [32e] (p28)

23.16 ダライ・ラマが 2004 年 10 月 18 日の *TIME Asia* のインタビューに答えて述べたところによると、

「一部の経済的向上と発展にもかかわらず、文化遺産、宗教の自由および環境への脅威は極めて深刻である。次に農村地域でも、教育施設や健康は極めてひどい状況にある。それは中国における大きな貧富格差さながらである。従って全体像を見ると、ほとんど希望がないように見える。20 世紀初めにダライ・ラマ 13 世が中国を訪問した時には、大満州コミュニティが存在した一皇帝までが満州族であった。ほぼ間違いなく 50 年前に自分が訪問した時には、満州コミュニティはもう存在しなかった。完全に吸収されていた。その危険性は [Tibet にも] 大いに息づいている。Tibet の状況がほぼ絶望的であるのはこのためだ。それが意義ある自治の獲得に向けて賢明な努力を続ける理由である。」 [65d]

TIBET に拘束中の政治犯

23.17 USSD Report 2006 は Tibet に拘留中の政治犯の数を 105 と推定し、うち 69% が僧侶または尼僧と思われるとした。[2e] (Tibet) TCHRD がその 2006 Report の中で述べたところによれば「2006 年に TCHRD は政治活動の申し立てにより逮捕された著名なチベット人 26 人についてまとめた。現在 Tibet には 116 人の著名な政治犯がいる。」 [45a] (p8) 2004 年 2 月 6 日の Tibetan Information Network (TIN) の報告によると、「チベット人の政治犯は 1996 年までにおよそ 800 人の最大数に達し、その後 1997 年から 2001 年にかけてその数は急速に減少した。」 [42c] (p1) Tibet 最後の著名な女性政治犯 Nyima Choedron は 2006 年 2 月 26 日に早期釈放された。[36b] (Dui Hua, 2006 年 6 月 28 日)

23.18 2004 年 6 月 8 日の TIN の報告によると、「政府当局によれば、現在合計およそ 2500 人の囚人が拘留されていた。その大多数 (86%) は窃盗罪で有罪判決を受けている。3%、数にして 75 人の収監者は『治安妨害』または『反革命唱導』罪を含む様々な罪状を有する。多くは TAR 刑務所に収監されている。」 [42d]

(第 12 項:[Drapchi 刑務所](#)も参照のこと)

チベット仏教

23.19 中国政府白書、民族区域自治の報告によると、「現在、チベット仏教の活動場所は 1,700 箇所を超え、その地域には約 4 万 6,000 人の住民僧侶および尼僧の他、3,000 人を超えるイスラム教徒を抱える 4 つのモスク、700 人を超える信者を擁するカトリック教会がある。通常は、人民の宗教ニーズが十分に満たされ、また信教の自由が完全に尊重された様々な宗教活動が行われる。[50] (第 IV 項の p3)

23.20 USSD 国際宗教自由 Report2006 の報告によると、

「中国政府は全体として、チベット仏教およびそれとダライ・ラマとのつながりに依然警戒感を示しており、宗教的慣習および Tibet 地域の礼拝所に対する厳重管理を維持した。当局は多くの伝統的宗教慣習や信仰の公言を許可したものの、政府が政治批判の伝達手段とみなしたすべての活動を迅速かつ強制的に鎮圧した。これには政府高官がダライ・ラマ信奉またはチベット族の独立をみなした宗教活動も含まれた。」 [2a] (Tibet) (第 II 項、宗教の自由、法的/政策枠組みの状況)

23.21 同じ情報筋が引き続き述べたところによれば、:

「政府は主要な僧院の日常活動を監視し続けた。僧院の運営資金に寄付しなかった政府は、DMC および地元の宗教事務局を介して僧院の経営管理を維持した。また、多くの DMC の指導力を『愛国的かつ献身的な』僧侶および尼僧に制限した上で、政府は委員会の全構成員を承認しなければならないと規定した。僧院の中には、政府高官が委員会の構成員を務めるものもあった。」 [2a] (Tibet) (第 II 項、宗教の自由、宗教の自由に対する規制の状況)

23.22 また同報告書によれば、

「政府高官が述べたところによると、1996 年に始まり、多くの場合は外部の作業チームが実施する数週間に及ぶ集中講座で構成された愛国的教育運動は、2000 年に終了した。だが、高官が公然と話したように、僧侶および尼僧はその所属施設において、通常は年 4 回だが場合によってはそれ以上の頻度で、定期的に政治教育を受けている。政治教育の主たる実施責任が政府高官から僧院の指導者に移行した後は、各僧院における教育の形式、内容および頻度は大幅に変わったようである。しかしかかる教育の実施は依然として必要条件であり、僧院運営の日常的一環になっていた。」 [2a] (Tibet) (第 II 項、宗教の自由、宗教の自由に対する規制の状況)

23.23 TCHRD Report 2006 が述べたところによれば、:

「2006 年は各国政府、政府間、および非政府機関から厳しい非難が集中し、Tibet における宗教の自由について、中国政府当局による抑圧の加速化を実証した年であった。欧州議会は集中的な愛国的再教育運動の強化について深い懸念を表明し、憲法上の信仰の自由と中国の宗教コミュニティへの干渉間の矛盾を非難した。」 [45a] (p39)

23.24 2007 年 5 月に公表された USCIRF 年次報告 2007 の報告によると、

「中国政府は Tibet における宗教活動および礼拝所に対する厳重な管理体制を維持している。僧侶および尼僧の宗教活動が監視される一方で、僧院は政府公認の管理委員会の手で運営され、さらに転生ラマ僧の選定および訓練は政府の承認を受けること、僧侶および尼僧は政府高官が運営する『愛国的教育』講座を受けることが義務付けられている。中国政府の認識によれば、現在 100 人を超えるチベット仏教僧および尼僧が刑務所に収監されている。Tibet の人権集団の主張によれば、これらの囚人は拷問その他の虐待行為を受けている。報告書が指摘するところによれば、Tibet の仏教僧に対する政府の『愛国的教育』推進運動は、2005 年 4 月を境に強化された。2005 年 7 月には、18 人の僧侶が『愛国的教育』講座の参加を拒否したとして Lhasa の Sera 僧院から追放された。さらに、40 人に上る尼僧が同じ理由で 10 月に Gyarak 修道院から追放された。11 月には、Lhasa の Drepung 僧院から追放された僧侶 5 人が、ダライ・ラマへの忠誠放棄を拒絶した後、他の僧侶数人と共に逮捕され拘留された。」 [70a] (p123)

23.25 2006 年 8 月 14 日の *The Times* 紙の報告によると、チベット族の公務員は式典への参加および寺院への立ち入りを禁じられている。 [90d]

ダライ・ラマの写真所持

23.26 USSD 国際宗教自由 Report2006 が述べたところによると

「政府高官の主張によれば、ダライ・ラマの写真の所持または掲示は違法であり、多くの TAR 居住者は写真を掲示しない道を選択した。しかし、政府当局は、政治犯罪で個人を拘留する際に、かかる写真の所持を分離主義感情の証拠と見なしていたようである。主要な僧院では、ダライ・ラマの写真は目に見える場所に掲示されなくなり、TAR で買うこともできなくなった。僧院を訪問した者は TAR 以外の Tibet 地域では、ダライ・ラマの写真が公然と掲示されているのを目にした。政府は引き続きダライ・ラマに Panchen Lama と認められた少年、Gendun Choekyi Nyima の写真を禁止した。「政府の」Panchen Lama、Gyaltzen Norbu の写真は、ほとんどの場所でも掲示されなかったが、これは恐らく多くのチベット族が同者を Panchen Lama と認めるのを拒否したからであろう。」 [2a] (Tibet) (第 II 項、宗教の自由、宗教の自由に対する規制の状況)

23.27 2007 年 5 月に公表された USCIRF 年次報告 2007 の報告によると、

「委員会の Lhasa 視察期間に政府高官が話したところによれば、ダライ・ラマの写真を所持することは違法ではないが、それを配布または掲示することは分離主義者への刺激と解釈される恐れがあるため、違法である。伝えられるところによれば、Shigatse 県当局は 2006 年 1 月に、Magar Dhargyeling 僧院の聖歌隊長 Phuntsok Tsering を、ダライ・ラマの写真所持の罪で逮捕した。しかし、昨年には、外交当局のオブザーバーは Tibetan 自治区 (TAR) 外部のチベット系僧院でダライ・ラマの写真掲示が増えたと報告した。」 [70a] (p123-124)

パンチェン・ラマ

- 23.28 USSD 国際宗教自由 Report2006 が述べたように、多くのチベット族はダライ・ラマの選択者 Gendun Choekyi Nyima を真のパンチェン・ラマと認めている。[2a] (Tibet) (第 II 項、宗教の自由、宗教の自由に対する規制の状況) 2007 年 5 月に公表された USCIRF 年次報告が述べたように、

「中国政府は、ダライ・ラマが 6 歳の時にパンチェン・ラマ 11 世に指名した 18 歳の少年に対する再三の接触要請を依然拒否し続けている。政府高官らが述べたところによると、この少年は『自身の安全のために拘束』される一方で、他の少年 Gyaltzen Norbu が『真の』パンチェン・ラマだと主張した。中国政府は最近になって、共産党政府への忠誠の重要性を強調し、正式な Tibet の歴史に対する政府の公式見解を支持する公式式典において、何度も Norbu に主役を務めさせた。その少年は 2006 年 4 月に Zhejiang 省で行われた仏教国際会議で見事な主役を務めた。ダライ・ラマとチベット族の宗教指導者は会議への出席を許可されなかった。」 [70a] (p124)

修道院生活

- 23.29 Canberra のオーストラリア国立大学 (ANU) アジア社会歴史センターの Dr. John Powers は、COI サービスが提出した一連の質問に応じ、2005 年 11 月 25 日に以下の情報を提供した。

- 1) 現在の Tibet 地域にある主な宗派は何か。またその信念はどの程度異なるのか。

「簡単に言えば、主要宗派は 4 つある。1 つはタントラ(チベット仏教の全宗派の規範になった瞑想学習を説明する、7 世紀から 12 世紀にかけてインドで作成されたチベット仏教の瞑想学習仏教経典)の翻訳を支持することから名づけられたニンマ派(古訳派)で、Tibet における仏教の『最初の浸透』(前伝仏教)の期間(7 世紀から 9 世紀)に作成された。ニンマ派は瞑想を強調し、その主な修行は『大究竟』(ゾクチェン)である。

サキャ(灰色の大地)派はニンマのいくつかの要素を放棄した宗派として設立された。それは 3 つの『新派』(サルマ、他はゲルクとカギュである)の 1 つで、インドの mahasiddha (『偉大なる達人』)Virupa に遡る。その最高位はクン族の血統に由来し、指導者は『サキャ派の王位保持者』(Sakya Tridzin)である。この宗派は学習と瞑想を重視し、主な修行法は『道程と効果』(lam rim)流儀とされる。

カギュ派はインドの mahasiddha Tilopa にその起源を遡り、型破りな行為で有名なカリスマ性を持つ因習に捕われない多くのヨガ行者の血筋を引く。主な修行は『ナーローパの 6 つヨガ行』と『大印契』(mahamuda, phyag rgya chen po)である。

ゲルク派はダライ・ラマを長とする最大かつ最も斬新な宗派である。それは 14 世紀に Tsong Khapa によって創立され、学習と瞑想を重んじ、チベット仏教の中で最も堅実な宗派である。ダライ・ラマ 5 世は 17 世紀にモンゴル軍の援護を得て Tibet 高原ほぼ全域の支配者になり、ゲルク派はその後、禁欲的な

戒律という純粹さに加え、学習と修行を重視する姿勢が評価され、次第に主流派の地位を手に入れるようになった。主な修行は『道程次第』(lam rim)である。

4 派はすべて多くの共通する点を共有する。聖職者はすべて職服を着衣し、同じ外形的特徴を持つ。インド仏教に由来する同じ戒律 (vynaya) に従う。インド仏教の祖師 Nagarjuna の哲学派が崇高な流儀であり、すべての修鍊はその最も重要な要素がタントラと呼ばれるインド經典に由来する同様の瞑想修鍊であることに同意する。に類似するすべての修鍊[原文のまま]は同意する。is 瞑想修鍊は經典の共通の規範に由来するため、僧侶が行うすべての式典はその背後にある理論と共に、多くの共通する前提と作用を共有する。式典用の異なる形式の帽子その他の衣服は別として、通りで見ても 1 人 1 人を見分けることはできない。また、その信仰と修鍊の特徴の多くはとてもよく似ている。多くの異なる系統があり、宗派ごとに独自の歴史と主要人物があるが、その類似性は広い範囲で理解されている。」 [50d] (強調は筆者による)

2) 何年かの教義の学習後でなければ実施できない決まった式典があるのか。

「ある。特にタントラ教の儀式は、多くの場合数 10 年に及ぶ学習歴に加え資格を有する師の認定を必要とする。特にゲルクに関しては、ゲーシェ (神学博士に相当する) の学位取得に必要な学習期間は、20 年ないし 30 年であろう。ゲーシェは式典を教えかつ実践する十分な資格を備えているとみなされるが、それ以上のタントの学習には多くのタント教儀式を遂行することが不可欠であると思われる。従って最も重要な儀式の実施に必要な学習要件が重要である。中国政府は学習許容時間を厳しく制限しており、それゆえにチベット僧は現状ではゲーシェ学位またはタント儀式の実施に必要な追加学習のいずれかの要件を満たすことに十分な時間を充てることが全くできないため、これは現在の風土において重要である。PRC の決定によれば、チベット僧は今後、観光客を引き寄せる色彩鮮やかな式典をとり行うことが許されるだろうが、伝統的に不可欠とみなされる底深く幅広い知識の習得は避けたいと考えている。

最近の Tibet 視察旅行中にゲルク派の僧院を訪ねた際、僧侶達は口を揃えて政府が学習時間を制限したことで、多くの時間は僧侶と尼僧全員に義務付けられる『愛国的再教育』の教化講座に取られてしまうと話した。伝統的な教育および修行の土台である包括的な学習に充てる時間はほとんどないようである。話によれば、政府は資金も制限したため、全員に行き渡る十分な本がないという。高僧の多くは拘禁または追放されているため、講師もごくわずかしいない上、(少なくとも表向きの) PRC への忠誠を全員が証明しなければならない。ゲルク派の僧院(Sera Je and Drepung)で僧侶が議論する様子を見たが、それをインドの様子と比べると、そこには極めて大きな差があった。Tibet のチベット僧はインドの僧侶に比べて何年も遅れており、僧侶達もそれを自覚していた。講師の話によれば、生徒は毎日のように愛国的再教育講座に時間を費やしており、仏教の学習時間が厳しく制限される上、僧院内の警備職員は学習時間を増やそうとしないかと目を光らせている。 [50d]

3) 僧侶は自己検閲レベルをどの程度実践しているか。

「自己検閲は重要な手段だが、それよりも同僚間の検閲の方が重要であろう。PRC は僧侶に対し、特殊な僧院の居住者が中国政府の怒りを買う行動を取る

場合は、僧院全体が攻撃を受けると話しているが、何が怒りを買うかについては曖昧な言い方ではぐらかす。旅行者に対しても同じ態度（外国人はすべて政府公認のガイドが監視する団体に参加することを義務付けられる）をとっている。2001年に訪問したある僧院(Tashilhunpo)である僧侶が話したところによれば、僧院には22人の中国人保安職員が常駐し、73人の僧侶を監視している。訪問した他の僧院は、隣に軍事基地があり、宗教活動はすべて厳重に監視されていた。僧院の多くには中国人の保安職員が居住しており、その職務は僧侶の厳重な見張りである。僧侶も尼僧も反中国主義運動の最前線にいたことがあるため、PRCはひどく疑い深くなっている。僧侶は定期的にPR、共産党およびその政策への忠誠宣言書、ならびにダライ・ラマの誹謗に署名することを義務付けられている。アムネスティインターナショナルやヒューマンライツウォッチ等の人権集団による最近の調査が結論したところによれば、現状のTibetには宗教の自由は全くないということだが、2001年の訪問中に自分も同じ結論に達した。」 [50d]

追放された僧侶のその後

23.30 Canberra のオーストラリア国立大学 (ANU) アジア社会歴史センターDr John Powers はこれについても以下のように述べた。

4) 愛国的教育への参加を拒否する僧侶に対する処罰は追放だけか。

「処罰には投獄や拷問を初めとする様々な種類がある。私が話した亡命中および領内のチベット僧はいずれも、その多くが中国の刑務所にしばらく拘留され、ほとんどの者が何らかの形で拷問を受けた。人権団体の共通する推定によれば、チベット族囚の90%近くが何らかの形で拷問を受けており、Tibetの聖職者（僧侶と尼僧）との会話では、その数字は100%に近づくとと思われる。他にも合法的な仕事に就けないようにするブラックリスト掲載等の処罰が考えられる。」 [50d]

5) 僧侶が追放された場合、または特定の僧院に勤続することが不可能だと考える場合、Tibet内の他の僧院に入ることはできるか。

「できない。追放された僧侶はブラックリストに掲載される。この僧侶が別の僧院に出向き加入を希望しても、運営者（現在は全員が党への忠誠を証明した政治任用者である）はその加入を拒否する可能性が高い。また、チベット仏教には4つの宗派があり、それはさらに小さい系列や学校に細分化されている。僧侶の多くは家族が加盟する僧院に加入する。従ってどのような状況でも、別の僧院に移ることは簡単ではなく、また一旦ブラックリストに掲載された場合は、亡命者として逃れる以外に現実的な選択肢はない。国外逃亡者のほとんどが僧侶や尼僧（現在、およそ3000ないし4000人のチベット族が毎年亡命者として国外逃亡に成功しているが、途中で死亡または中国の警備隊もしくはネパールの国境警備隊に捕獲された人数は明らかではない）。特定の僧院に居住を認められる僧侶の数はごく僅かで（かつては1万ないし2万人の僧侶を収容した僧院は、現在PRC当局によりわずか200人前後の僧侶しか加入を許可されていない）、特に主要な僧院は厳重に監視されているため、ブラックリストに掲載された僧侶は実際のところ、他にどこにも行くことはできないと思われる。」 [50d]

6) 僧侶が追放された場合、故郷に戻ることはできるか。

「恐らくできると思うが、やはり選択肢は限られている。多くの場合、支援手段はなく、学習または修行の機会もほとんど与えられない[原文のまま]。僧侶は古くから家族の 3 男または 4 男であることが多く、早い年齢で僧院に送られる。これは家族に大きな利点をもたらし、余った子供の面倒を見てくれる上、土地が多数の人間に分割されるのを防ぐことにもなる。従って、僧侶が追放されて故郷に戻る場合は、(家族にとって)余分な負担であり、恐らく現地当局および公安職員から厳しい監視を受けることになるため、仕事の選択肢はほとんどなく、地元の僧院に加入する機会もほとんどないと思われる。」 [50d]

インド国内のチベット難民

23.31 UNHCR Report、世界の難民状況 2000: 50 年間にわたる人道的措置 (2000) が述べたところによると、亡命政府の故郷、北インドには約 10 万人のチベット難民が存在する。同じ情報筋が続けたところによると、「分離独立を望む集落は当初から経済的、社会的さらに宗教的自治を難民に与えるべく他と区別され、地理的に適当な地域に設立された。独立体制を目指す亡命政府は Himachal Pradesh の Dharamsala に設立された。道情報筋がさらに述べたところによると、「難民は 1946 年の外国人法の下に外国人とみなされるが、ほぼすべての国民が有する基本的権利を与えられている。ただし選挙に反対または投票することは許されていない。」 [32f] (p63)

23.32 2003 年 5 月 30 日の米国市民・移民局の報告によると、

「インドの各チベット難民集落は、中央チベット行政府に指名された集落長を代表とする。中央チベット行政府は、チベット亡命政府として有効に機能する Dharamsala の難民機関によるネットワークである。各集落長の次の権力者は難民により選出されたキャンペリーダーである(Liaison Officer 2003 年 3 月 19 日)。集落に対する最終権限はインド政府にあり、犯罪問題に責任を負うが、実際のところは行政府職員が地元コミュニティとの良好な関係を維持するために尽力し、集落の日常問題を運営する自由裁量を与えられている(Liaison Officer 2003 年 3 月 19 日)。」 [84c]

インドにおけるチベット族の法的地位

23.33 Julia Meredith Hess が国際人口移動 第 44 巻 (1) (2006) (IOM 刊行物)

「インドに居住するおよそ 10 万人に上るチベット族の大多数は、インド市民権を採用するよりも、国を持たない状態を続ける選択をした。自国の地での弾圧から逃れるチベット族その他の人々は、1946 年に遡るインドの外国人法に従って合法的に扱われる。従ってインド政府は他のすべての外国人と同じ様に、亡命難民を自由に追放することができる。ただし、チベット族の『難民の地位』[インドは 1951 年条約の締約国ではない]は、多くの場合、インドにおけるチベット族の難民としての事実上の存在性に理解を示す形で言及される。チベット族は外国人法に基づき、毎年を更新を必要とする『登録証明書』を取得することが義務付けられている。」 [24a] (p 81-82)

- 23.34 インド政府は 1994 年時点で、チベット族への登録証明を否定する非公式政策を採択した。登録カードを持たないチベット族は逮捕の上中国に送還される可能性があるとするが、実際のところ、インドは非登録チベット族が期間を延長してインドに在留することを許可している。インドで生まれたチベット族の大多数は、その行為は Tibet に戻る可能性を打ち消すことになるという考えの下に、インド市民権を申請しない道を選択する。 [24a] (p 83-84) (IOM2006 年)
- 23.35 2003 年 5 月 30 日の米国市民・移民局の報告によると、「インド居住権を有するチベット難民は、南北アメリカのダライ・ラマを代表する New York のチベット局連絡担当員に従って、毎年それを更新しなければならない。represents (Liaison Officer 2003 年 3 月 19 日)。許可書の更新は全面的にインド政府の自由裁量に委ねられるが、通常、チベット人はその更新に苦勞することはない (Liaison Officer 2003 年 3 月 19 日)。」 [84c]

ネパールのチベット族難民

- 23.36 2004 年 1 月 20 日にネパールのニュースポータル KuraKani が述べたように、「ネパールは推定 2 万人を超えるチベット族の故郷である。その多くはダライ・ラマが Tibet から亡命した 1950 年から 1960 年頃にたどり着いた者である。10 年以上にわたり、ネパール政府は中国を脱出するチベット族の国内居住を禁じてきた。現在ネパールに居住するチベット族は、インドその他の受入れ国への移動途中に同国を通過することだけを許されている。」 [47a]
- 23.37 この報告は、チベット亡命政府が提供した情報に基づき、ネパール国内の 11 のチベット族集落を列挙している。これは以下の通りである。
- 1 Delekling チベット族集落(Salleri, Solukhumbu Region)
 - 2 Dorpatan/Norzinling チベット族集落(Dorpatan, Baglung District)
 - 3 Jampaling チベット族集落(Pokhara)
 - 4 Namgyaling チベット族集落(Chairok, Mustang Region)
 - 5 Paljorling Tibetan Handcraft Centre (Pokhara)
 - 6 Samdupling Tibetan Handcraft Centre (Jawalakhel, Kathmandu)
 - 7 Swayambu Handcraft Centre (Kathmandu)
 - 8 Tashiling チベット族集落(Pokhara)
 - 9 Tashi Palkhel チベット族集落(Pokhara)
 - 10 チベット族集落(Dunche)
 - 11 チベット族集落(Walung, Taplizong) [47a]
- 23.38 2003 年 8 月 27 日のオーストラリアチベット評議会の報告によると、「2003 年 8 月、ネパール政府は UNHCR と協力し、チベット族が北インド経路の安全な通過地点として引き続きネパールを利用できるよう保証する支援を行う意向を示した。に Mary Beth Markey (ICT 米国事務局長)は、「これはチベット族の移動および脆弱なチベット難民にとって重要な成果である。ネパールを利用する安全な乗り継ぎはチベット難民の自由にとって逃亡の要である。 [44a]
- 23.39 2003 年 6 月 27 日の BBC の報道によれば、「逮捕されたチベット族はインドへの渡航に協力する UN 難民機関、UN 難民高等弁務官事務所の審査を待つ間、Kathmandu の一次収容所で拘束されるのが普通である。」 [9b]

ネパールにおけるチベット族の法的地位

23.40 ネパール憲法の第 9 条が述べるところによれば、

「(4) この憲法の始期[1990 年]以後、外国人のネパール市民権取得は、特に以下の条件の履行を義務付ける法律に規定されることを認める。それは、

- a ネパール国民の言語を話しかつ書くことができること、
- b ネパールにおいて何らかの職業に従事すること、
- c 他の国の市民権粗放棄したこと、および
- d 15 年間以上ネパールに居住したこと、である。」 [92a]

23.41 Kathmandu の英国大使館が 2005 年 5 月 25 日に助言したところによれば、「チベット難民は実際にはネパールでのいかなる法的地位も定義されない。難民証明書を発行された者もあるが、これは任意の手続であるため、これらの証明書は難民にいかなる法的地位を与えるものでもない。」同大使館はまた、チベット難民を対象とするネパール国市民権の特別な申請規定はないと指摘した。」 [31f]

(第 35 項:帰還者の扱い—[チベット族の扱い](#)も参照のこと)

中国本土地域に居住するその他のチベット族

23.42 Sichuan 省に位置する The Karze/Kardze (Ganzi in Tibetan) チベット自治県 (TAP)は、TAR (チベット自治区)外で最も過激な地域である。チベット人活動家は Qinghai 省および Gansu 省でも拘留されたことがある。[2a] (Tibet) [73d] (RFA、2006 年 8 月 18 日) [73e] (RFA、2006 年 9 月 7 日)

[目次に戻る](#)

[出典リストに進む](#)

女性同性愛者、男性同性愛者、両性愛者および性同一障害者

24.01 2004 年 12 月 3 日の *Asian Sex Gazette* の報告によると、

「中国は初めて国内の男性同性愛者の公式推計を公表し、アジア諸国における女性同性愛者、男性同性愛者および両性愛者に対する扱いの改善に向けた第一歩であるというのが多くの見方である。政府公認の報道機関、新華社の報じたところによれば、公式の数字は国内の男性同性愛者は現時点で 500 万ないし 1000 万人であると示唆しており、これは男性人口の 2 ないし 4%に相当する。また、同社の報告によれば、この区分の 1.35%は HIV に感染しており、男性同性愛者を静注麻薬使用者に次ぐ第 2 の危険集団にしている。」 [96b]

法制

24.02 スパルタカス:世界ゲイガイド(2005/2006)の中で報告されたように、「同性愛は中国では公認されていない。にもかかわらず、同意年齢は 14 歳（異性愛と同一）と設定されている。十八(18)歳未満の未成年者への猥褻物の流布は、実刑判決で処罰される。[49a]しかし、人民日報紙が 2003 年 8 月 20 日に絵羽

報じたところによれば、同姓者の婚姻は許可されていない。[12i] 同性愛は中国では違法ではなく、肛門性交は 1997 年に区別された。[84a] (米国市民権と移民業務、2001 年 3 月 1 日)

社会における男性同性愛者の立場

- 24.03 2004 年 1 月 13 日に BBC が報じたように、「中国が開放路線を進めるにつれて、国内都市部の男性同性愛者は徐々にその立場を告白する傾向にある。「中国は 2 年前に同性愛を精神障害のリストから正式に除外し、現在は小都市でも男性同性愛者の酒場や集会が見られるようになった。男性同性愛者は今では、インターネットを通じて、これまでは考えられなかった男性同性愛者の権利向上に関する海外の情報筋の情報にアクセスすることができる。[9i] スパルタカス:世界ゲイガイド(2005/2006)の中で報告されたように、同性愛者の風景は Beijing や Shanghai で堂々と見られるようになり、同性愛に対する許容範囲は増加傾向にある。」 [49a]
- 24.04 2005 年 12 月 17 日に *The Times* が報じたとことによると、「同性愛は共産主義者の中国ピューリタン社会では眉をひそめられるが、帝国時代には知られてもいなかった。古来中国において、同性愛を示す共通の名前は『断袖』で、古代中国の皇帝が熱愛する愛人が眠っていた自分の袖を、男性を起こさないように切ったという出来事に言及するものである。 [90f]
- 24.05 中国で最初の男性同性愛者を対象とした全国無料相談電話は 2006 年 5 月 8 日に開始された。これは Shanghai と Guangzhou で 13 人のボランティアによって運営されている。 [14f] (チャイナ・デーリー、2006 年 5 月 11 日)

政府の態度

- 24.06 2005 年 5 月 19 日の Kaiser Network の報告によると、「中国政府は先月、男性同性愛者、女性情勢愛者、両性愛者および性同一性障害者を対象に、HIV の蔓延を防止する方法に関する情報を盛り込む人気の高いウェブサイトの閉鎖に踏み切った。その中国語のサイト、gaychinese.net は 1 日 5 万から 6 万 5000 件のヒットを一ほとんど中国本土から一受信しており、[Los Angeles を拠点とする]サイト代表者 Damien Lu によれば、アダルトコンテンツや政治コンテンツは一切掲載していない。」 [95a] 2006 年 8 月 15 日には、男性同性愛者を対象とする政府後援フォーラムが開始された。 [14m] (チャイナ・デーリー、2006 年 8 月 15 日)

[目次に戻る](#)

[出典リストに進む](#)

障害者

- 25.01 2007 年 3 月 6 日に公表された米国国務省 (USSD) 報告

「法律は障害者の権利を保護し、一切の差別を禁止する。しかし、障害者の現状は法の定めに大きく遅れをとっており、支援用に設計されたプログラムへのアクセスは障害者に提供されていなかった。政府の報道機関によれば、地方政府は全面的に法律施行に向けた特別措置を草案したという。報告によれば、医師は障害児の両親に対し、治療が不十分であった場合は子供を大型の国営医療機関に移すよう頻繁に説得した。障害者の子供を自宅で育てる選択をした両親は、一般的に子供に必要な十分な医療、デイケアおよび教育を見つける困難に直面していた。政府統計が示したところによれば、障害者の 4 分の 1 近くは極貧生活を送っていた。障害者の失業は依然として深刻な問題であった。」

[2e] (第 5 項)

- 25.02 同じ情報筋が述べたところによれば、「障害者のために活動し、その権利を保護するためにおよそ 10 万の組織が存在するが、そのほとんどが都市部に集中している。政府は NGO と協力して障害者を社会に統合する様々なプログラムに資金援助した。しかし、誤診や不十分な医療、周囲の非難の目、投げやりな態度は依然として共通する問題であった。」 [2e] (第 5 項) 中国障害者連連合 (CDPF) は Deng Pufang (前中国指導者 Deng Xiaoping の息子) が理事長を務める。Deng は CDPF での功績が認められ 2003 年に、国連人権賞を受賞した。 [12s] (人民日報、2006 年 6 月 10 日)

[目次に戻る](#)

[出典リストに進む](#)

女性

法的権利

- 26.01 憲法第 48 条は、「中華人民共和国の女性は、生活のすべての側面、家庭生活を含む、政治、経済、文化および社会生活において、男性と平等の権利を享受する。」と述べる。 [1a] (憲法) 女性の権利も、1992 年 10 月 1 日時点で有効な女性の権利および利益保護法により保護される。 [5f] しかし、2007 年 3 月 6 日に公表された米国国務省 (USSD) Report 2006 で述べられた通り、「女性は法の施行対する頻繁に深刻な障害に遭遇した。一部のオブザーバーの述べたところによれば、女性の権利保護を担当する機関は、女性に対する性差別や暴力、性的嫌がらせよりも、産休中の出産関連の給付金および不当解雇に主眼を置く傾向があった。女性の権利保護団体の指摘によれば、農村地域では女性は離婚手続において夫から土地および財産権を剥奪される事例が多かった。」 [2e] (第 5 項)

- 26.02 2007 年 7 月 30 日にアクセスした、メコン川流域の人身売買に対する国連機関合同プロジェクト (UNIAP) が中国の国ページで報告したところによると、

「国务院児童・女性国家作業委員会 (NWCCW) は 1990 年 2 月に設立された。それは、女性および児童に関する法律、条例および政策関連措置を施行する関連政府部局を調整および推進する責任を負う。法的援助を提供する責任は司法省および全中国女性連盟 (ACWF) に割当てられた。NWCCW の常務委員会会議の主眼は、児童および女性の人身売買の防止および撲滅に関する作業報

告書を、上記の担当省/委員会から収集し、法的措置に向けた解決策を考案することである。」 [27a] (防止と保護、多機関協力によるメカニズムの確立)

(第 29 項: [人身売買](#) も参照のこと)

政治的権利

26.03 USSD Report 2006 が述べたところによると、

「政府は女性または少数派集団の政治手続への参加に関しては、特に規制を設けなかった。しかし、女性は CCP または政府構造に重大な影響を与える地位はほとんど与えられなかった。ほんの一部の当選した委員の政府は女性が村級委員会の選挙で投票権を行使すること、および選挙に立候補することを奨励した。しかし、当選委員に女性が占める割合は極めて少なかった。」 [2e] (第 3 項)

26.04 USSD REPORT2006 は女性の権力ある地位の分類を以下のように示している。

- 政治局 – 24 人中女性局員 1 人
- 女性局長を擁する省– 28 省中 1 省
- CCP 党员– 女性は 1360 万人 million women (19.2 %)
- NPC 代表– 女性は 20.2%
- NPC 常務委員会の委員 – 女性委員は 14.2%
- CCP 中央委員会の委員 – 198 人中女性委員は 27 人[2e] (第 3 項)

社会的権利と経済的権利

社会における女性の地位 Position of women in society

26.05 クリスチャン・サイエンス・モニターが 2004 年 12 月 17 日付けの報告書の中で示したところによると、「Mao Zedong の政権下で「天の半分は女性が支えている」と言われ、男性との平等を約束されたのは有名な話である。踏板は廃止され、離婚が合法化され、さらに内妻が禁止された。「中国の家族変化は急速かつ徹底的に課された。」とハーバード大学の Martin Whyte は言う。「多くの社会で、こうした変化は複数の世代を取り込む。実際には Mao 政権の中国では、女性は 2、3 年の間抑圧された」 [75a]

26.06 同じ情報筋が続けて述べたところによると、「肉体労働よりも頭脳労働が優先する都市部では女系は経済的利益である」と中国社会科学院 (CASS) の学者 Dong Zhiying は言う。しかし、「家族力学は依然として複雑を極める。中国では女性崇拝の都市文化が拡大しつつある。ビジネス文化は権力を誇示するために着飾った女性を周りにはべらせる男っぽい男性を強調する。」 [75a]

26.07 2006 年 10 月 15 日に *Guardian* 紙が報じたところによると、

「1949年の農村地域における文盲率は99%であった。Maoが逝去した1976年は45%で、現在は13%である。Maoの第1の活動の1つは、離婚において女性に男性と同等の権利を与えることであり、他の野蛮主義と裏腹に、女性の平等は執拗に擁護した。中国は依然として男女差別主義社会であるが、アジアの他の国と比べるとはるかに進歩的である。例えばインドの女性文盲率はまだ55%である。変化は既に中国社会の真髄に達している。最近のある調査で明らかにされたところによれば、16歳から19歳の中国人少女は、企業の社長、採鉱経営者または上級管理職を職業選択の最高位に挙げるということである。これに対し、16歳から19歳の日本人少女は、主婦、フライトアテンダントまたは保母関連の仕事を希望している。」 [41g]

- 26.08 2002年2月1日に公表され、政府のウェブページ China org.を通じてアクセスした報告書の中でチャイナ・デーリーが述べたところによると、「中国主要都市における女性の地位は向上したが、農村地域での地位は深刻なジェンダー不平等により 女性は依然として不利な状況にあると考えている。」 [14g]

婚姻

- 26.09 USSD REPORT2006の報告によると「法は、出産を遅れさせるために、婚姻最低年齢を女性は20歳、男性は22歳に定めている。」 [2e] (1f 項) 世界少数民族百科(2005)の報告によると、少数民族の法定婚姻年齢は、女性は18歳で男性は20歳である。 [76] (p286)
- 26.10 2006年10月30日に TIME Asia が報じたところによると、「扶養手当の概念は中国社会に導入されたばかりで、子供について規定できないことを懸念して、妻を夫から分離しない体制を維持している。」 [65i]
- 26.11 2003年8月19日に人民日報が報じたところによると、
- 「婚姻を計画する中国の夫婦は未婚の地位を証明する雇用者の書状なしに、また新条例に従って国務院から最初の健康診断が月曜日に発行されなくても、すぐに婚姻を行うことが許される。新条例によれば、成人男性および女性は身分証明書と住民票を提示し、未婚者であり、血縁関係にないという宣言に署名する方法で、合法的に相互に婚姻を行うことができる。過去数十年にわたって、政府婚姻登記処は人民に対し、その者が婚姻に適格であることを保証する雇用者の書状を提示することを義務付けた。新条例[2003年10月1日より有効]によれば、人民は婚姻に先立ち健康診断を受けることが許されるが、強制されることはない。」 [12g]
- 26.12 2003年8月20日に人民日報が報じたところによれば、HIV/エイズの感染者夫婦は、これらの条例に基づき婚姻が許可されるが、同姓婚姻は許可されない。 [12i] 2007年7月30日にアクセスした在中米国大使館のウェブサイトが述べたように、「外交官、保安職員の他、その職務が国家にとって極めて重要な者等、特定部類の中国人民は、法の下に自由に外国人と婚姻することはできない。自由はない。中国人学生は、諸要件がすべて満たされている場合は、概ね婚姻を許可されるが、婚姻と同時に退学処分を受ける可能性が予想される。」

同じ情報筋が述べたところによると、追加書類は通常、中国国籍者以外との婚姻に義務付けられる。[99a]

契約結婚

- 26.13 2007年7月30日にアクセスしたメコン川流域の人身売買に関する国連機関合同プロジェクト（UNIAP）が中国の国別ページで報告したところによると、「一部の農村地域では、婚姻または養子縁組目的の女性または児童の人身売買という現象が存在する。[27a] (概観)

(第29項: [人身売買](#)も参照のこと。)

離婚

- 26.14 2003年4月28日、NPCの常務委員会は婚姻法を改正する投票を行った。重婚を2年の禁固刑対象の刑事犯罪にする他、離婚に関する以下の宣言を行った。それによれば、「離婚訴訟では、財産の分割は両当事者の契約の下に決定してはならない。不作為の場合は、人民法院は子孫および女性を優遇する決定を下すものとする。」人民日報紙は上記の改正を同じ日に報じた。[12d] 2003年8月19日に同じ情報筋が報じたところによると、「改正規則によれば、夫婦は両者が離婚に同意し、その財産、負債および扶養児童について友好的に解決する場合は、それと同時に離婚証明書を受け取るものとする。[12g]
- 26.15 2007年1月26日にBBCが報じたところによると、「中国では離婚は珍しいことであった。2003年までは、離婚には職場単位からの離婚許可書が必要で、これが与えられることは稀であった。しかし、経済改革は急激な社会変化をもたらした。チャイナ・デーリーによると、2006年の離婚人口は160万人であった。新しい計測ではそれは1,000人当たり1.3件の離婚に相当する。」[9q]

女性に対する暴力

- 26.16 USSD REPORT2006の報告によると、

「女性への暴力は依然として重大な問題であった。家庭内暴力を有罪にする国家法はなかったが、婚姻法は家庭内暴力の訴訟における調停および行政処分を規定している。2005年8月、批判者は家庭内暴力を定義付ける規定がなかったことに不満を述べたが、NPCは特に家庭内暴力を禁じる女性の権利保護法を改正した。30を超える省、市または地方管轄区は家庭内暴力に取り組む意図でこの法案に同意した。家庭内暴力に対する意識向上に応じて、被害者のための保護施設が増設された。NGOの参加を受け入れたものもあったが、ほとんどの施設は国営施設であった。」 [2e] (Section 5)

- 26.17 2003年12月に公表された国営全中国女性連合会(ACWF)の報告によると、調査対象者の38.4%が配偶者との不和を解決するために暴力に訴えることを認めた一方で、ほぼ半数は夫が妻を殴ることは妥当だと考えていた。チャイナ・デーリー氏は2004年2月4日にこの調査結果を報道した。[14h]
- 26.18 2003年11月26日にチャイナ・デーリーが報じたところによると、「現在、女性連盟は中国において、様々なレベルで6181の電話相談サービスおよび

8958 の特別組織を展開し、女性の権利保護に向けた相談ならびに法的援助を提供する。中国法曹界は家庭内暴力の撲滅に向けた全国ネットワークを設立し、家庭内暴力防止に向けた地方条例を公布した。[14e] *Independent* が 2006 年 3 月 8 日付けの報告で述べたように、「現在中国の都市および省の 90%が、規定された法律相談センターおよび女性被害者向け電話アドバイスを設立した。」 [67a]

[目次に戻る](#)

[出典リストに進む](#)

児童

基礎情報

27.01 USSD Rport 2006 の報告によれば、法は 9 年間の義務教育に対する権利を定め、児童の虐待または放棄もしくは選択的人工中絶の行使を禁止する。しかし、新生女児の遺棄および育児放棄、ならびに多数の女胎児の人工中絶は依然として問題であった。 [2e] (Section 5)

27.02 スパルタクス:世界ゲイガイド(2005/2006)の報告によると、中国における異性愛および同性愛の同意年齢はいずれも 14 歳である。 [49a]

(第 24 項:[女性同性愛者、男性同性愛者、両性愛者および性同一性障害者](#)も参照のこと)

教育

27.03 2007 年 7 月 19 日にアクセスした欧州世界が述べたように、「1979 年を境に、教育は近代化の主要優先事項の 1 つに組み込まれた。1990 年代後半から 2000 年代初期にかけて、9 年間の義務教育を導入する目的で、教育制度全体の改革が進められていた。公式統計によれば、2002 年時点までに人口の 90%に義務教育が浸透した。私立校の設立は 1980 年代初めから認められた。同じ情報筋が述べたところによると、「教育費はあらゆるレベルで請求される。」 [1a] (教育) 2006 年 3 月 20 日に *Times Asia* が報じたところによると、「現在、大都市に住む中国人家庭の約 60%が子供の教育に収入の 3 分の 1 を費やしている。」 [64d]

27.04 2006 年 2 月 28 日、公式報道機関の新華通信が報じたところによれば、794 人の学校長が不当な授業料の請求を理由に解雇されていた。2003 年以降、合計 5 万 6,000 の団体が全国に派遣され、レベルの異なる中国人学校 87 万 6,000 校の不当な授業料請求を摘発した。1 万 9,000 件に上る訴訟が扱われ、13 億 2,000 万元(約 1 億 5,900 万米ドル)が確認の上、払い戻された。 [13c]

27.05 エコノミストインテリジェンスユニット (EIU) が中国に関する 2007 年国別プロファイルの中で証明したように、「教育は資金調達の困難に喘いでいる。2004 年 3 月に教育省主席 Zhou Ji は、GDP に占める割合として見た教育費は 1998 年の 2.5%から 2007 年には 4%に上昇するだろうと話した。しかし、国

は民間部門に、教育の提供拡大支援を要求しなかった。無利子融資は学生から貧困世帯まで利用可能である。」 [4a] 教育)

27.06 2006 年 9 月 25 日の HRW の報告によると、「Beijing 市当局はここ 2 週間にわたって、50 校を超える季節労働者児童の学校を閉鎖した。学校閉鎖—9 月末までに季節労働者対象の非登録校を全校閉鎖する計画の一環—は、国際法に基づく Beijing 市の義務に反して、教育アクセスのない数万人の児童を退学の脅威にさらしている。」 [7m]

27.07 2004 年 4 月に公表された政府白書、雇用状況と雇用政策（第 3 項）が報告したところによると、「2003 年には、小学校における就学年齢児童の出席率は 98.6%で、中学の総登録率は 92.7%であった。」 [5n] (第Ⅲ項の p1)

27.08 EIU の報告によると、「中国の大学および高等教育機関は、2000 年の 1041 校から 2005 年には 1792 校まで増加した。学生登録総数は 2000 年の 560 万人から 2005 年には 1560 万人に達した。最も人気が高いのはエンジニアリングと経営であった。登録数の急増に伴って、学生対教師の比率も大幅に上昇した。」 [4a] 教育)

27.09 2007 年 7 月 19 日にアクセスした欧州世界が述べた通り、「海外で学ぶ中国人学生数は 21 世紀初めから増加しており、2005/2006 だけでおよそ 5 万人の中国人学生がイギリスの高等教育機関で学んでいると報告された。」 [1a] (Education) 2006 年 1 月 6 日に公式報道機関、新華通信が報じたところによると、1949 年以降、90 万人の中国人学生が海外に留学している。教育省によれば、そのうち 20 万人が学業を修了後、中国に帰国したということである。 [13n]

育児

27.10 USSD Report 2006 の報告によると、「孤児の大多数が女児で、孤児院に引き取られる男児は、たいてい障害児または病弱児であった。医療従事者が障害児の両親に孤児院に入れるよう助言した事例もある。」 [2e] (第 5 項) 2004 年 4 月 22 日に公式報道機関、新華通信が報じたところによれば、「中国には現在 600 前後の孤児院があり、5 万 4000 人を超える孤児または様々な理由で両親に遺棄された幼児の面倒を看ている。」 [17g] *Daily Mirror* が 2005 年 8 月 9 日付けの中国における養子に関する特別報告の中で報告されたところによると、「中国には現在 1000 の国営孤児院に 100 万人の孤児が収容されている。」 [17]

27.11 2007 年 2 月 27 日に公式報道機関、新華通信が報じたところによると、「国営孤児院の院長を含む合計 10 人は、拉致された乳児を中国人孤児の養子を目指す外国人に売った罪で起訴され、その後 1 年ないし 15 年の実刑判決を受けた。新華通信によれば、その集団は 2002 年から 2005 年にかけて活動し、2005 年だけで 78 人の乳児を人身売買した。最も厳しい刑罰は「密輸業者」3 人に言い渡された。孤児院の院長は現在逃亡中だが、1 年の禁固刑を受けた。」 [13m]

27.12 NGO の SOS チルドレンズビレッジが 2005 年 6 月 16 日付け報告書の中で報告したところによれば、

「SOS チルドレンズビレッジ協会は、今から 20 年前に世界で最も人口が多い国で設立された。今日は、現在 31 の施設で実施されている成功した活動について話させてもらいたい。政府代表および SOS チルドレンズビレッジ代表者で構成する式典および会合から、この大切な記念日に心からの栄誉を授ける。現在活動中の 31 の SOS チルドレンズビレッジ施設（ビレッジ、幼稚園、青少年施設、学校、職業訓練センター）は、中国北東部 Qiqihar から Tibet 自治省の Lhasa を横切り、Xinjiang の Uiguric 自治区北西部 Urumqi まで、中国全土の広い範囲に散らばっている。」 [87a]

- 27.13 都市への季節移動は、多数の児童が地方に置き去りされ、高齢の血縁者に育てられるという結果をもたらした。政府の情報筋によれば、こうした『置き去られた』子供の数は 2200 万人に及ぶ可能性がある。[14i] (チャイナ・デリー、2006 年 7 月 6 日)

養子縁組の権利/規則

- 27.14 2006 年 2 月付けの米国国務省の国際養子縁組ガイドの報告によると、「中国法は 13 歳以下の児童の養子縁組を認めているが、14 歳以上の養子縁組は許可されていない。中国法は婚姻夫婦（男女 1 人ずつ）および独身の異性愛者による養子縁組を認めている。中国法は同性愛者の独身者または夫婦が中国人児童の養子縁組を行うことを禁じている。」 [2b] 2005 年 2 月 28 日に公表された米国国務省 Report 2004 の報告によると、「1997 年の養子縁組法の改正により、夫婦の養子縁組は簡単になった。しかし、引き取られた児童は、多くの場所で産児制限条例の下に計測された。その結果、例えば遺棄された新生女児を養子にした夫婦は、もう 1 人子供を持つことを禁止される場合がある。」 [2j] (第 5 項)

児童就労

- 27.15 USSD Report 2006 の報告によると、

「16 歳未満の児童就労は法律で禁止されるが、政府は児童就労に取り組む包括的政策を採択してこなかった。労働法は行政審査、罰金および未成年を違法雇用する者の事業ライセンスの取消を規定する。また同法の定めるところによれば、両親または保護者は児童に最低限の生活を提供しなければならない。16 歳から 18 歳の労働者は『青年労働者』と呼ばれ、採掘を初めとする特定形態の肉体労働への従事を禁じられた。」 [2e] (6d 項)

児童兵

- 27.16 子供兵士徴用の廃止を目指す連合が中国に関する 2004 年の報告書のなかで報告したところによると、「最低志願年齢はなかった。伝えられるところによれば、Beijingdeha 徴兵年齢は 18 歳から 17 歳に下げられた。18 歳未満の兵士が政府武装軍および民兵に服しているか否かは明らかでない。」同じ情報筋の報告したところによると、「軍事制度と教育制度間には密接は結びつきがある。兵役法は中学校および高等学校の学生に 1 カ月間の軍事訓練を義務付ける（第

43 条から 46 条)。2002 年には、大学および短期大学の新入生のおよそ 60% が軍事訓練を受けていた。」 [91a]

(第 9 項:[軍事訓練](#)も参照のこと)

黒人児童(HEI HAIZI)

27.17 Elina Hemminki, Zhuochun Wu, Guiying Cao および Kirsi Viisainen が 2005 年 8 月に定期刊行物、*性と生殖に関する健康*で発表した、中国における非合法的出産および人工中絶に関する報告書に寄稿し報告したところによると、「中国の家族計画条例には『違法な子供』(つまり『違法な妊娠』で出生した子供)の概念が掲載されていないため、法は婚外子に対する差別を禁止している。しかし、違法な妊娠で出生した子供は、その両親が処罰として課された罰金を支払うまでは平等に登録または扱われることが許されない。特に、都市部では地方当局への登録は医療、教育および雇用のために不可欠である。」 [15a] (違法な妊娠)

27.18 2007 年 6 月 26 日のカナダ IRB の報告によると

「一般的に、中国の家族計画条例は都市部に住む両親を子供 1 人、農村地域では第 1 子が女兒の場合子供 2 人に制限する。産児割り当てを超える夫婦は『高額な』罰金を含む処罰に直面する可能性がある。その結果、中国では出生の多くは登録されない。『黒人』児童または Hei Haizi に関しては、中国の非登録児童は数百万人に上ると考えられている。非登録児童の大多数は農村地域の女兒であるとされる。中国の季節労働者人口も多くの非登録の出生を説明する要素と考えられている。出生時の非登録の結果として、『黒人』児童は家族の hukou (戸籍登録)記録に記載されない。性と生殖に関する健康の 2005 年 8 月 11 日の記事が同じ様に述べるところによれば、中国家族計画条例外の産児は、両親が罰金を支払うまでは、当局により登録されること、もしくは『平等に扱われる』ことを許可されない。登録証明書がない場合は、特に都市部では『黒人』児童は医療、教育または雇用機関へのアクセスを認められない。また、その他の国家給付金および国のサービスを受けることができない上、土地分配に不適格とされる。しかし、フランス難民救済委員会 (France's Commission des Recours des Réfugiés) の 2003 Report によれば、腐敗した家族計画担当職員と教師や医師への直接払いは『黒人』児童が社会に統合されることを可能にする。ジョージア工科大学の国際問題教授がその書簡の中で同様に述べるところによれば、『[中国における][非]登録児童は一般的に、奨学金を初めとする国家給付金またはコミュニティ給付金を受け取る機会が圧倒的に少ない。しかし、賦課方式での支払いに関しては、利用可能性が増えた可能性がある。』」 [32]

27.19 カナダ IRB がさらに述べたところによれば、

「Massachusetts 州ハンプシャーカレッジのアジア研究・政治学教授 Kay Ann Johnson がその著書『Wanting a Daughter, Needing a Son』の中で述べるところによれば、非登録児童が hukou『とそれによる結果』を取得できる可能性は現地の慣行次第である。同著者によれば、正規の hukou と同等のものとしてすべての場所で公認される可能性はあるが、『中国の多くの場所では、hukou を買い取ることは『比較的簡単』である。同氏がさらに指摘するところ

によれば、*hukou* のない児童は追加料金を払わなければ入学が認められず、また医療も受けられない場合がある。ドイツの中国専門家が第 10 回欧州諸国出身国情報セミナーの中国に関する報告書に引用したところによれば、『黒』人であるという汚名は市民権を保有する者との婚姻により軽減される可能性がある。また中国の専門家が指摘するところによれば、『黒人児童』は恵まれない集団であるが、「他の集団より高い暴力の危険性に直面しなければならない理由」、農民および季節労働者として社会的に排除された集団と同類の問題に直面する理由はない。しかし、2006 年 3 月に情報筋が報告したところによると、過去 4 年間にわたって、[Hunan 省]Gaoping 市の家族計画局職員は、『非合法的に』養子縁組された 12 人の非登録児童をその家族から『暴力に訴えて排除』していた。同筋によれば、その家族計画局職員は子供を取り戻した対価として罰金の支払いを要求した。Johnson はその著書 *Wanting a daughter, Needing a Son* の中で、「『隠された』[非登録]児童が直面する差別は、法の全面的保護および基本的な社会的権原が十分に与えられない女子で溢れる階級を創出し、新たな社会問題になる程十分に深刻で蔓延している。」 [3z]

女児の嬰兒殺し

- 27.20 USSD Report 2006 の報告によると「女児の幼児殺害、選択的人工中絶、新生女児の遺棄および育児法規は、伝統的な男子志向と産児制限政策により依然として問題であった。多くの、特に農村地域の家族は、この慣行が今尚違法であっても、超音波を使って女胎児を識別し、妊娠時に始末する事例が多く見られた。」 [2e] (Section 5) 2005 年 6 月 21 日に *Asian Sex Gazette* が報じたところによると、「中国では毎年 700 万件前後の人工中絶が発生しており、国際家族計画連盟の指摘によれば、70%以上が女胎児である。新生女児は多くの場合、超音波検査で性別が明らかになる妊娠後期に中絶される。中国政府は超音波の医療外使用を厳重に取り締まるべく努力している。」 [96a]
- 27.21 2006 年 6 月 2 日の Kaiser Network の報告によると、「中国北部の Hebei 省当局は、2004 年に女胎児の識別と人工中絶に関与した 201 の医療機関を閉鎖した。 [95b] 2006 年 8 月 2 日に公式報道機関、新華通信が発表したところによると、慣行を刑事罰の対象から外す最近の決定とは関係なく、当局は引き続き女胎児の妊娠中絶に協力する医療保健従事者の処罰を行う意向を示している。」 [13i]

衛生問題

- 27.22 UNICEF が中国に関する国別プロファイルの中で報告したところによると、
- 「政府の総合的推定が指摘するところによれば、幼児および 5 歳未満の死亡率は低下したとのことである。産婦死亡率は 1900 年の生児出生 10 万件当たり 89 件から 10 万件当たり 53 件前後まで低下した。その低下は目覚ましいものだが、低下率は過去 10 年間で落ちこんでいる。これは国内でもかなりの差一省間でも 3 倍違うこともある一がある。中国における児童の栄養状態は著しく向上している。栄養失調は主として農村地域に見られ、都市部の児童には栄養失調はほとんど見られず、むしろ肥満が新たな懸念材料になりつつある。」 [29a]

目次に戻る

出典リストに進む

家族計画(「1人っ子政策」)

- 28.01 憲法(1982年12月4日採択)第25条は、「国は人口増加率が経済的および社会的発展計画に適合し得るよう、家族計画を推進する。」と述べる。第49条は、「夫および妻はいずれも家族計画を実践する義務を有する。」とのべつ。 [5a]
- 28.02 中国に関する議会行政委員会(CECC Report 2006)が2006年次報告書の中で報告したところによると、「政府は、『社会的補料』と称される厳しく強制的な罰金制度を通じて原則的に産児制限への遵守を強制する。」省級政府は『地方の状況に基づき』これらの罰金を発する基準、金額、およびその徴収法を決定する。 [28a] (V. h)
- 28.03 2006年3月30日にアクセスした政府の公式ホームページ China.org は、実際にその政策がどう適用されるかについて以下のように説明する。それによれば、都市部では夫および妻の双方が家族の1人っ子である場合は、2人の子供を持つことができる。ほぼすべての農村地域では、家族に女子が1人しかいない場合は、その夫婦は第2子を持つことができる。一部の遠隔地域および貧困山岳地域では、農業者は2人の子供を持つことが許される。 [5u]
- 28.04 2007年3月6日に公表された米国国務省(USSD)Report2006の報告によると、「1人っ子制限は特定の条件(例えば両親が1人っ子である)を満たす夫婦が第2子を持つことを許可された都市部でより厳しく適用された。」国の人口の約60%を占めるほぼすべての農村地域(人口20万人未満の町を含む)では、その政策は緩和され、第1子が女子または障害者であった場合は第2子を持つことを概ね許可した。中央政府は個人に人工中絶または不妊処置を強制する身体的抑圧の行使を正式に禁止しているが、出生率目標を満たすための身体的抑圧に関する報告は後を絶たなかった。 [2e] (Section 2f) 2006年3月21付け *Asia Times* の報告によれば、「現在人口の約30%が子供を2人持つことを許されている。」 [64e]

少数民族の優遇措置

- 28.05 公認少数民族は「1人っ子政策」を一部免除される。世界少数民族百科(2005)によれば、「都市部の公認少数民族は第2子(両方とも女子の場合またはいずれか1人が障害児の場合は第3子)は許可されない。これに対し、農村地域の民族は概ね第3子まで許可される。」 [76] (p289) USSD Report 2006 はこれほど具体的でなく、「ウィグル族およびチベット族の様な少数民族は複数の子供を持つことが許される」とだけ述べている。」 [2e] (2f 項) 2006年3月30日にアクセスした政府の公式ホームページの記載によれば、「少数民族地域では、優遇政策により一部の家族に子供を3人まで持つことを許可し、Xinjiang Uygur 自治区の農牧地域では、家族は子供を4人まで持つことが許される。Tibet の農牧地域では、子供に関する規制は一切ない。」 [5u]

(第26項: [婚姻](#) も参照のこと)

人口と家族計画法(2002)

- 28.06 人口と家族計画法第 2 条の条文によれば、「中国は人口最多国であるため、家族計画は基本的国家政策である。国は人口規模を抑制し、全般的な人口の質を向上する包括的措置を採択する。国は人口・家族計画プログラムを実施する上で、広報と教育、科学技術の進歩、多目的サービスさらに報奨制度および社会保障制度の確立と向上に依存する。」 [5j]

新条例(2007)

- 28.07 2007 年 1 月、中国人口・家族計画委員会は新条例を公布した。同条例は家族計画政策および人口の質の推進という「優生学」目標を再確認する一方で、より包括的アプローチを用いてこれらを社会発展に結び付けることを目指した。この政策が過去に寛容に施行された農村地域は季節労働者人口がそうであった様に、さらなる積極的な努力目標として、明示的に選出された。 [5r]

施行

- 28.08 Elina Hemminki, Zhuochun Wu, Guiying Cao および Kirsi Viisainen が 2005 年 8 月に定期刊行物、*性と生殖に関する健康*で発表した、中国における非合法的出産および人工中絶に関する報告書に寄稿し報告したところによると、「人口政策の施行は、いずれも機能上縦割り構造を持つ共産党および中国家族計画 (FP) 委員会により追求された。」 [15a] (非合法的妊娠)

- 28.09 性と生殖に関する権利センターが、2005 年に公表された世界の女性: 性と生殖に関する生活に関わる法と政策、東アジアと東南アジアと題された報告書の中で報告したところによると、

「地方条例は一般的に、子供のない婚姻夫婦が各自で準備を進め、第 1 子を持つことを許可している。夫婦は妊娠 3 カ月以内に住民票、婚姻証明書、婚前健康診断証明書および職場単位または村民コミュニティの書状を、地方級人民政府または家族計画局に持参し、「出生許可証」を申請しなければならない。一部の状況では、婚姻夫婦は地方家族計画局に第 2 子の出生許可証を求める請願を行うことが許される。政府の承認がない、または地方条例に違反した第 2 子の妊娠は、家族計画専門部職員の指示に従って終了しなければならない。一部の省では、地元の村民コミュニティまたは住民コミュニティは妊娠を終了させる『措置を講じ』、期限を設定することを許可されている。人工中絶手術を拒否する夫婦は警告処分を受け、中絶が実施されない場合は、その夫婦は CNY2000 (242 米ドル) 以下の罰金刑を受ける。政府の許可なしに子供を持つ人民は、社会補償料 (社会抚养费) を支払い、あらゆる出産医療費を自己負担することを義務付けられる上、産休対象の出産保険金給付および助成金を却下される。」 [38a] (p41)

- 28.10 同じ情報筋の報告によると、「中国は国、省、県、市および町級の家族計画局に提供する 5 層ネットワークを活用する。同ネットワークは 2500 を超える市級専門部局、14 万人の部局職員、ならびに村のボランティアおよび臨時職員を除く 400 万人の家族計画専門家を擁する全都市部および農村地域の 95% を網羅する。」 [38a] (p42)

- 28.11 USSD Report 2006 の報告によると、「非公認の子供を出産もしくはそれを行う他者に手を貸すことにより産児制限政策に違反した者は、免職または左遷、昇進機会の喪失、（加盟が特定職業の非公式要件であった）団体からの除名その他の行政処分等の懲戒処分に直面した。同じ情報筋の報告によると、「上記の処分は人工中絶または不妊処置を受ける以外に実際の選択権がほとんどない女性に委ねられる場合もあった。」 [2e] (2f 項) CECC Report 2006 の報告によると、「政府は単独の『計画外』出産の場合に、一括報奨および団体処分を利用して、村、工場または職場単位全体に給付金の却下または処分実施を行った。この結果、『計画外』妊婦は四面楚歌状態になり、人工中絶を迫られる。こうしたいじめ行為は中国人女性が人口計画政策を遵守する以外にほとんど選択肢はないと実感する一種の恐怖感を創出した。」 [28a] (v. h)

監視

- 28.12 Elina Hemminki、Zhuochun Wu、Guiying Cao および Kirsi Viisainen が 2005 年 8 月に定期刊行物、*性と生殖に関する健康* で発表した、中国における非法的出産および人工中絶に関する報告書に寄稿し報告したところによると、

「農村地域では、避妊剤の使用および婚姻女性の妊娠状態を常時監視することを保証する広範囲の体制が村および地区級で創出された。婚姻女性が妊娠の早期発見を可能にする妊娠検査のために 2、3 カ月毎に FP 局の訪問を要求されること珍しいことではない。都市部では、家族計画局および職員が中心的役割を果たす。解雇の恐怖は女性に違法妊娠を避ける動機付けとなっており、そのため妊娠状態の監視よりも避妊剤使用の監視の方が普及している。」 [15a] (違法妊娠)

- 28.13 2007 年 1 月に CNN が報じたところによると、

「家族計画担当の最高幹部が火曜日に示した謝辞とは関係なく、中国は 1 人っ子政策を緩和しない意向である。謝辞の一部には、世界の人口最多国における極端に多い新生男児と不十分な新生女児の問題が悪化したことを非難する目的が含まれていた。2005 年においては、女児 100 に対して 118 人の男児が出生した。一部の地域では、その数字は女児 100 人に対し男児 130 人に上昇した。工業国の平均は女児 100 人に対し 104 ないし 107 人である。中国人工家族計画委員会書記、Zhang Weiqing は、政府は教育キャンペーン、選択的人工中絶の処罰、女児を持つ家族に対する退職金等の報奨金を取り入れ、今後 10 年ないし 15 年以内にジェンダー不均衡を解決することを公約すると述べた。「1980 年代に生まれたベビーブーム世代が子供を持つ年齢になるにつれて、産児制限の低下は人口増加の危険を冒す行為になるだろう。」 Zhang はこのように述べた。 [10b]

強制措置(避妊/人工中絶の強制)

- 28.14 産児目標の達成に勤しむ政府職員による物理的強制の報告はその後も続いた。(CECC Report 2006 および USSD Report 2006) [28a] (v. h) [2e] (2f 項) CECC Report 2006 の報告によると、

「国家人口計画政策の実施を担当する地方政府高官の何人かは、人工中絶および避妊手術の物理的強制により中国法を侵害している。物理的強制は人口・家族計画法の第4条に違反するが、地方政府高官は人口計画法および条例の遵守を遂行する目的で、物理的強制または物理的強制の脅威を行使し続けている。西側メディアが報告したところによれば、2005年12月にHebei省の職員が法輪功修練者に人工中絶を強制し、2006年にはChongqing 自治市およびFujian省職員が複数の女性に避妊手術を強制した。同西側メディアが報告したところによると、2006年6月には、過去に1人目の子供を出産していたという理由で、双生児の強制墮胎を要求したAnhui省職員から逃亡する途中で1人の女性が死亡した。中央政府職員の方針は、人口目標の達成度に応じた地方職員の昇進や特別賞与というやり方で地方職員の強制的実践を奨励している。妊婦に物理的強制を行使する政府職員がその違法行為について処罰されたことを示す証拠はほとんど入手できなかった。」 [28a] (V. h)

28.15 USSD Report 2006 の報告によると「7つの省— Anhui 省、Hebei 省、Heilongjiang 省、Hubei 省、Hunan 省、Jilin 省および Ningxia 省 —は、妊娠が省の家族計画条例に違反する場合は『妊娠の終了』を義務付けている。さらに10の省 — Fujian 省、Guizhou 省、Guangdong 省、Gansu 省、Jiangxi 省、Qinghai 省、Sichuan 省、Shanxi 省、Shaanxi 省および Yunnan 省 —は、計画外妊娠に対処する『救済措置』を義務付けている。」 [2e] (2f 項)

28.16 2007年4月22日のRadio Free Asia (RFA) の報告によると、南西部省のGuangxi 自治区および東部 Shandong 省は、多数の妊婦に人工中絶手術を強制しており、一部は妊娠9カ月であった。また同報告が述べたところによれば、「地方職員は中国の過酷な家族計画規則の下で、担当地区の出生率が規定目標を下回ることを義務付けられており、さもなくば罰金または左遷に直面する。中国の多くの地域では、出生率を低下させるために家族計画担当職員が暴力を行使していると報告された。厳しい人口計画指針に違反したことによる殴打および家屋取り壊しについて、2人以上の子供を授かった複数の夫婦が申し立てをしていた。」 [73b]

28.17 USSD Report 2006 の報告によると、「既に子供が2人いる家族の場合は、片親が強制避妊手術を受けることを迫られることが多かった。産児制限法および政策に従った夫婦には、毎月の年金や医療および教育給付金の優遇を初めとするいくつかの報奨が用意された。例えば、産児制限法に従った夫婦に対しては、新しい年金給付が全国で利用可能であった。」 [2e] (2f 項)

28.18 2004年12月14日の米国下院の証言において、Arthur E. Dewey 次官補 (人口、難民、移民局)が述べたところによると、

「法は強制に相当する政府の様々な産児制限措置を規定している。『計画外』出産をする党員および公務員は、免職または左遷を初めとする行政処分を受ける可能性が高い。非公認の子供を出産する夫婦は、多くの場合、地方平均世帯所得の2分の1からそのレベルの10倍の範囲で社会的補償料を課されることになる。強制的避妊は引き続き発生しており、特に夫婦が許容人数を超える子供を授かる場合に行われる。女性は予定日まで『超過した』子供を体内に置くことは許されるが、その後夫婦のいずれかは避妊手術を強く迫られる。他の理由を装って病院に行くことを依頼される、もしくは同意なしに避妊手術を受け

させられることもある。また、医師がある男女について身体障害の先天性欠陥を伝播する危険性を発見する場合は、その男女は受胎調節の実行または避妊手術に同意する場合に限り、婚姻を許可される。」 [2h] (p6-7)

回避

- 28.19 2006 年 2 月 14 日にチャイナ・デーリー紙が報じたところによると、中国の女性は双生児または三つ子を授かる可能性を高める目的で次第に IVF を使用するようになってきており、それによって政府の産児制限を回避する傾向にある。この報告によれば、「多胎出産に対する処罰はない。」 [14b] 2005 年 8 月 25 日のカナダ IRB の報告によると、2004 年 12 月 18 日付けのエコノミストは、中国国民、特に都市部の居住者は子供が外国の市民権を取得し、従って数に含まれない可能性を考慮し、第 2 子の国外出産を選択するようになっている。」 [3i]

(第 35 項: [帰国者の扱い](#) も参照のこと)

- 28.20 BBC の報道によると、香港の最高裁判所は 2007 年 1 月 31 日、中国在住の両親に対し、香港で生まれた子供に香港の居住権を与える判決を下した。それ以来、中国人女性の多くが中国の 1 人っ子政策による処罰を逃れる目的で、香港で出産するようになった。報告が述べたところによれば、「昨年だけでおよそ 2 万人の中国人女性が香港の病院に押し寄せ、政府はこれを受けてこの流れを止めるために一連の措置を講じた。妊娠間近と見られる本土の妊婦は、入国管理事務所で訪問ビザと共に入院予約確認書を提示しなければならない。確認書がない場合は、入院を許可されないことになっている。」 [9ah]
- 28.21 2007 年 1 月、中国人口・家族計画委員会書記、Zhang Weiqing は、政府が 1 人っ子政策を維持する決定要因の 1 つは、都市部に住む多くの季節労働者が制限を免れ、子供を 2 人またはそれ以上持っていることだと述べた。 [10b] (CNN、2007 年 1 月 23 日)

LINYINにおける人工中絶の強制

- 28.22 2005 年 4 月 13 日の NGO 労改基金の報告によると

「町級当局は今年[2005 年]3 月から Shandong 省 Canhshan 市 Chewang 町に住む数百人の女性に対し、強制的に人工中絶手術を受けさせてきた。女性の多くは当局に反抗したとして殴打および違法拘留を受け、この虐待は 1 人の女性が死亡させる結果まで招いた。昨年[2004 年]6 月前後に、CCP 委員会の幹部および Chewang 町政府は町の至るところを訪れ、子供が 1 人しかいない夫婦に 2 人目を持たないよう説得した。2 人目の出産については、すべての夫婦が『出生保証料』として 4,500 ないし 6,000 元を支払うよう要求された。2005 年 3 月までに、町級当局は 2,000 万元を徴収した。今年[2005 年]の 3 月末に新しい町当局 が職務を任じられた際に、当局が真っ先に行ったのは『出生保証料』を旧当局に払った妊婦に人工中絶を強制することであった。数百人に及ぶ女性が捕獲され、力づくで人工中絶手術を受けさせられた。妊娠 8 カ月の女性

も容赦されなかった。統計データによれば、妊娠 8 カ月の女性 160 人が強制的に人工中絶手術を受けさせられた。」 [35a]

28.23 2005 年 9 月 12 日 *TIME Asia* が報じたところによると、

「条例が緩和されたにもかかわらず、地方政府、特に農村地域の政府高官の昇進は依然として低出生率の維持に左右されることがおおい。『人口に関する一連の数字がひどい場合は職員の昇進を阻む可能性がある。』1 人っ子政策関連の虐待を証明する手伝いをしてくれた Beijing の法律顧問の Tu Bisheng はこう話した。状況に詳しい弁護士によれば、昨年の省級会議の場で、Lonyi 職員らは超過出産率が Shandong で最も高いとして懲戒処分を受けた。この処分が引き金となり、過去数年で最も厳しい集団避妊・中絶手術キャンペーンの 1 つとなりそうな状況が発生した。Linyi の 9 都市および 3 地区の家族計画担当職員は、[2005 年]3 月から各村を隈なく歩き回り、現地の家族計画政策に従って違法な子供を宿す妊婦に人工中絶を強制し、既に最大割当数の子供を持つ者に対しては避妊手術を強制する、目標を実施した。」 [65f]

28.24 同じ情報筋が続けて述べたところによれば、：

「強制キャンペーンを調査するために先月 Linyi を訪れた Beijing の中国政治科学法科大学教授の Ten Biao によれば、避妊手術または人工中絶手術を拒否した女性の血縁者は拘留された上、『誤った考え』を認めることを義務付ける『学習講座』料を強制的に払わされた。地方の家族計画担当職員と話をした弁護士によれば、3 月から 7 月にかけて Yinan の Linyi 市だけで、少なくとも 7000 人が強制的に避妊手術を受けさせられた。弁護士が主張するところによれば、家族が避妊手術を逃れるのに手を貸した理由で拘留された間に撲殺された村民が数人いた。」 [65f]

28.25 CECC Report 2006 は、Linyi での行為について職員が処罰された真偽に疑問を投げかけた。[28a] (V. h) 2006 年 8 月 24 日の USSD Report 2006 の報告によると、「地方政府高官の家族計画政策における職権濫用を公表した、盲目の法律顧問 Chen Guangcheng は、取引の妨害および公共物破壊の教唆という疑わしい罪状で 4 年 3 カ月の禁固刑を宣告された。同報告の述べたところによれば、「Chen の告訴はその後再審理を求めて差し戻され、顧問弁護士に代弁させた。しかし裁判所は再審注およびその後の上告審判においても Chen の初審の有罪判決と求刑を認めた。」 [2e] (1d 項)

FUJIAN における家族計画

28.26 2005 年 8 月 25 日のカナダ移民難民委員会 (IRB) の報告によれば、Fijian で発生した強制的な人工中絶および避妊手術は、カナダ IRBA が助言を求めた情報筋では見つけることができなかった。IRB が接触した専門家の忠言によれば、これは強制措置が発生しなかったということではない。[3n] CECC Report 2006 が述べたところによれば、Fijian 州の政府職員は 2005 年に「女性に避妊手術を強制していた」。これは 2005 年 12 月の「西側メディア」の報告に基づくものである。[28a] (V. h)

28.27 Fujian 省家族計画条例 2002 (2002 年 9 月 1 日から有効) の第 2 条の条文によれば、「夫および妻はいずれも、家族計画を実践する義務があり、性と生殖に対する省民の合法的権利および利益は法により保護される。」 [5]

28.28 同第 11 条の条文によれば、

「帰国した華僑は、承認される場合は、以下の状況のいずれかにおいて、第 2 子出産することが許される。

- 定住する目的で帰国する時点で既に妊娠していた者、
- 夫および妻の双方が帰国後 6 カ月以上の華僑であり、子供が 1 人しかいない場合、
- 子供がすべて海外に居住し、帰国した夫婦の子供が中国内陸部に 1 人もいない場合

前節(3)は、帰国後、この省に居住する華僑の配偶者に適用される。

この条例は以下の状況に適用される。夫婦のいずれかがこの省の居住者であり、もう一方が特別行政区香港およびマカオの居住者である場合である。ただし、子供が婚姻後に夫婦の間に出生し、その子供が婚姻前に香港およびマカオで生を受け、中国内陸部に居住していなかった場合は、かかる子供はこの夫婦が出生した子供の数として計測されないものとする。

その夫婦のいずれかが台湾居住者の場合は、前節は身元照会と共に適用されるものとする。 [5]

GUANGDONG の家族計画条例

28.29 Guangdong 省人口家族計画 2002 (2002 年 9 月 1 日から有効) の第 25 条の条文によれば、

「避妊は家族計画の主要要素である。避妊および産児制限目的の手術は手術対象者の安全を確保する方法で実施されなければならない。不必要な妊娠を防ぎ、その数を減らすために、各政府階級の家族計画管理局はその前提条件を作成し、出産年齢にある夫婦に対し、避妊対策について十分な情報を得た上で選択する方法において助言を与えなければならない。子供を 1 人出産した出産年齢の女性に向けた第 1 の選択肢は子宮内避妊器具である。既に子供が 2 人ないし 3 人いる場合は、第 1 の選択肢は夫または妻のいずれかの結紮である。」 [5k]

28.30 第 49 条の条文によれば、

「上記の条例を遵守しない場合は、社会支援料[別名『社会的補償料』]が課金されるものとする。県または区を設けない地方都市は、市、人民郷または町地の人民政府、もしくは 1 級上の直轄下[原文のまま]にある隣里または林区に対し、上記徴収金の課金について意思決定を要請するものとする。具体的な作業は下部組織の家族計画運営機関が実施し、村民(居民)委員会および関連作業部局はこの作業の遂行を援助するものとする。

被疑当事者が社会支援料の一括払いに困難をきたす場合は、法律に従ってその料金の課金を決定した機関に対し、分割払い申請書を提出することが許される。ただし、分割が支払われる期間は3年を超えてはならないものとする。

季節労働者が上記の条例に反する状況で出産する場合は、社会支援料の徴収は国家法に従って行われるものとする。社会支援料の国庫への支払いおよび罰金の滞納はツートラック方式の収支管理システムの下に管理されるものとする。いかなる団体または個人も上記の資金を保持、流用、横領もしくは着服してはならない。」 [5k]

BEIJING および SHANGHAI の家族計画条例

28.31 2003年8月9日に公式報道機関、新華通信が報じたところによると、新条例（2003年9月1日より有効）に基づき、Beijingにおける9種類の世帯には第2子が許可される。 [13a]

28.32 同じ情報筋が続けて述べたところによると、

「第2子が許可される9の集団には、第1子が障害者である夫婦、両者がそれぞれの家族の1人っ子で、現在子供が1人である夫婦、および子供が1人だけの再婚夫婦が含まれる。改正前の自治地域人口・産児制限法の下では、上記の夫婦は第1子の出生から最低4年後で、母親が28歳以上である場合にのみ第2子を持つことができる。」 [13a]

28.33 2006年9月30日に人民日報紙が確認したところによると、Beijingは家族計画に関する規制を緩和し、高等教育資格を持つ人民が機械的に第2子をもつことを可能にしない意向を示している。 [12ac]

28.34 2004年6月25日に人民日報紙が報じたところによると、Shanghaiも両者が1人っ子である夫婦は第2子を持つことを許可する同様の措置を承認した。同省はまた、初婚の子供を持つ夫婦が両者の子供を持つこと、ならびに第1子が障害者である場合は都市部に居住する夫婦は第2子を持つことを許可する。 [13h]

28.35 2004年4月14日に *Guardian* 紙が報じたところによると、都市部の高齢者人口に関する懸念により、様々な変化がもたらされた。報告が付け加えたところによれば、同様の理由で先例に倣う都市がある一方で、政府高官は「1人っ子政策」は依然として予測可能な未来に向けた中国の家族計画の土台であると頑なな姿勢を崩さない。報告の結論によると、「中国の無償教育の終焉—過去25年におけるもう1つの大変化—はどの家族計画政策にも増して人口増大を抑制する有効な方法になる可能性がある。 [41e]

独身女性の家族計画

28.36 USSD Report 2006の報告によると、「出産年齢を上げるために、法律は婚姻最低年齢を女性は20歳、男性は22歳に定めている。独身女性が子供を持つことはどの省でも依然として違法であった。未婚の母親には社会的補償料が課された。」 [2e] (1f 項) 2006年8月7日にジャパントイムズが報じたところによれば、「アルマニャック 2001年版」の中国の健康に関する報告が報告するところ

ろによれば、中国では年間およそ 1,000 万件の人工中絶が行われているのうち 20 ないし 30%は未婚女性に行われた。中国憲法の下では、18 歳以下の少女に行われる人工中絶は 1 人の親または保護者が承認しなければならない。従って家族の反応を恐れる多くの少女は、命を危険にさらしかねない違法の中絶施設または偽医者のところに行くという。」 [17n]

- 28.37 Elina Hemminki、Zhuochun Wu、Guiying Cao および Kirsi Viisainen が 2005 年 8 月に定期刊行物、*性と生殖に関する健康*で発表した、中国における非合法的出産および人工中絶に関する報告書に寄稿し報告したところによると、「中国の家族計画条例には『違法な子供』（つまり『違法な妊娠』で出生した子供）の概念が掲載されていないため、法は婚外子に対する差別を禁止している。しかし、違法な妊娠で出生した子供は、その両親が処罰として課された罰金を支払うまでは平等に登録または扱われることが許されない。」 [15a] (違法な妊娠)

(第 27 項:子供—[黒人の子供 \(hei haizi\)](#) も参照のこと)

(第 31 項:[戸籍登録 – Hukou](#) も参照のこと)

- 28.38 2001 年 11 月 2 日付けのカナダ IRBA の報告によると、「人工中絶を望まず、出産を決意する未婚の妊婦は、地方政府高官または医師が『見て見ぬ振り』をして予定日まで妊娠を黙認する報酬を支払うこともできなくはない。」 [3f] またその報告が述べたところによれば、

「研究分野に中国の 1 人っ子政策が含まれるブラウン大学のある社会学教授によれば、中国の地方各地は産児割り当てを前提条件にしている(2001 年 10 月 31 日)。未婚女性は割り当てに不適合になる。教授の考えによれば、かかる女性が妊娠した場合は、恐らく人工中絶が勧められる可能性が高い。同教授はまた、多くの文化において、婚外妊娠には何らかの不名誉が伴うため、また 1 人で子供を育てる経済的困難により、女性の多くは選択の余地として人工中絶を求めることになる。」 [3f]

- 28.39 2005 年 8 月 25 日のカナダ IRB の報告によれば、この問題は省の家族計画条例では例外を見つけることができなかった。 [3h]

- 28.40 2005 年 10 月 27 日の *Epoc Times* (法輪功を支持する刊行物) の報告によると、学生の出生許可書申請を許可する可否については、当惑がある。「[2004 年]2 月、中国教育省は大学生の婚姻禁止を廃止する新たな規則を公表した。しかし、この規則は大学在学中の学生が子供を持つ可否について明確に述べていない。それ程ではないが、学生対象の関連政策や産児割り当てといったものはないため、大学および総合大学の産児制限部署は、学生に対する出生許可書の付与を認めないことを主張する。」 [40c]

[目次に戻る](#)

[出典リストに進む](#)

人身売買

29.01 2007年7月30日にメコン川流域の人身売買に関する国連機関合同プロジェクト(UNIAP)が 中国の国別ページについて報告したところによると、

「中国は巨大な領土を持つ人口大国である。その結果の1つが地域間に社会経済の不均衡な発展が存在することである。遠く離れた貧しい農村の住民は法律知識や自衛能力が乏しく、被害の対象になりやすい。特に脆弱なのは教育レベルの低い女性である。こうした女性は強制売春、強制婚姻等を目的とする拉致および人身売買の対象になりやすい。一部の農村地域では女性または児童を婚姻や養子縁組のために売買する現象が存在する。取引された女性には様々な状況が存在する。貧困地域では、取引された女性のほとんどが、高齢で病弱な不能独身男性に妻として売られる。富裕地域では、取引された女性のほとんどが娯楽ビジネスや美容院、マッサージ・パーラーまた公衆浴場に連れて行かれるか、もしくは売られて売春婦として働かされる。最近では、国際人身売買組織との協力の下に、国境を越えた人身売買の事例が増加している。その傾向としては、外国人女性の中国への不正売買、中国人女性の中国国外への密売が挙げられる。非合法的手段で出入国し、中国に売られる女性は、主にベトナム、ロシア、韓国およびミャンマーの出身である。中国南西部に住む女性の一部はタイおよびマレーシア等の国に密買される。国境を越えた人身売買の目的は、性的搾取や強制婚姻から違法な養子縁組、強制労働、物乞いまで様々である。」
[27a] (概観)

29.02 また UNIAP が述べたところによれば、

「過去10年間において、公安省(MPS)は女性および児童の人身売買を阻止する国内での攻防において重要な役割を果たしてきた。1991年から2000年にかけて、MPSは全国の特定期域において女性と子供の人身売買撲滅を目指す4つの運動を組織した。2001年から2003年にかけて、警察は2万360件の人身売買事件を摘発し、2万2018人の犯罪者を逮捕し、また4万2215人の女性と児童を救出した。地方検察院は女性および児童の人身売買の逮捕事例7185件を承認した上で、1万3995人の容疑者を逮捕し、さらに密売された女性の逮捕事件226件を承認して、416人の容疑者を逮捕した。女性および児童の人身売買事件8442件は、1万5005人の被告を伴う公訴により裁判所に持ち込まれた。不正取引された女性および児童の買取り177件は358人の被告を伴う公訴により裁判所に持ち込まれた。」 [27a] (司法的枠組み、逮捕と起訴)

29.03 2007年6月12日に公表されたUSSD 人身売買者 Report 2007の報告によると、

「PRC 政府は人身売買の撲滅に向けた最低基準を全面遵守していないが、それに向けて大いに努力している。中国は被害者の包括的保護サービス向上と、不本意な強制労働を目的とする人身売買への取組みに向けて努力を拡大した証拠を示さなかったとして、3年連続で Tier 2 Watch List (基準は満たさないが努力中)に記載されている。中国は人身売買防止法を執行する努力を持続し、また人身売買被害者に一時ケアを提供する保護施設の建設により、場所的に重要な地域での被害者防護において改善を示す方法で、一部の地域で向上を見せた。しかし、多くの場所で被害者に対する包括的援助の改善努力は不十分で、

北朝鮮の人身売買被害者を出嫁ぎ労働者として扱い、被害者を北朝鮮の恐ろしい環境に定期的に送還した。」 [2i] (中国)

29.04 同じ情報筋が述べたところによれば、

「中国は報告期間にわたって人身売買者に対する刑法執行の記録を持続した。ただし、政府のデータは検証が難しく、人身売買を密入国および違法な養子縁組と一括扱いにしている。P.R.C.憲法は 14 歳未満の強制売春、拉致および営利目的の性的搾取を刑法で処罰する。終身刑および死刑を含むこれらの規定に基づく罰則規定は、重犯を抑制するに十分厳格で、それに相応の処罰である。強制または詐欺を伴う中国は営利目的の性的搾取を禁止していない上、賦役等のあらゆる形態の人身売買も禁じていない。刑法第 244 条は使用者による強制労働を禁忌とする一方で、重犯はさらに厳しい処罰を与えるとするものの、3 年以内の禁固刑および/または厳格さに欠ける法定罰金という罰則規定を定めていた。報告期間中、中国は 3371 件の女性および児童の人身売買調査を報告した。しかしこの数字には、報告書の評価過程で人身売買事件とみなされない養子縁組目的の児童の拉致、あるいは密入国が含まれる可能性がある。国全体としては、省級政府は 371 人の被害者を救済し、415 人の人身売買容疑者を逮捕した。中国は全体の有罪判決記録のデータを提供しなかったが、少なくとも 6 人の人身売買業者は、2006 年 12 月に Anhui 省で有罪判決を受け、終身刑を宣告された。問題の程度は記録されなかったが、中国内外における中国人の不本意な強制労働は依然として存在した。政府はこの犯罪に関しては調査、逮捕、または告訴を全く記録していなかった。」 [2i] (中国)

29.05 1991 年 9 月 4 日、NPC 常務委員会は、女性または児童を拉致、人身売買または誘拐する犯罪者の厳罰について、以下の法令を採択した。この法令の第 1 条は以下の通りである。

「女性または児童を拉致および人身売買する者はいかなるものも、5 年以上 10 年以下の有期徒刑を宣告されるものとし、同時に 1 万元以下の罰金を科せられるものとする。以下の状況のいずれかに基づく場合は、その犯罪者は 10 年以下の禁固刑または終身刑、同時に 1 万元以下の罰金もしくは財産没収を宣告されるものとする。状況が特に重大である場合は、その犯罪者は財産没収の処罰と同時に、死刑を宣告されるものとする。

- 1 女性または児童の拉致および人身売買に従事したギャングの首謀者であること。
- 2 3 人以上の女性および/または児童の拉致および人身売買
- 3 Raping the woman who is abducted and trafficked in;
- 4 拉致および人身売買された女性に対する売春の誘導または強制、もしくはかかる女性を女性の強制売春に従事する他者または複数の他者に売ること。
- 5 拉致および人身売買された女性または児童、もしくはその血縁者に対し、重篤な身体的傷害または死もしくは他の重篤な結果を引き起こすこと。
- 6 中国領土外への女性または児童の売却。女性または児童の拉致および人身売買は、被害者の売買を目的とする、女性または児童の拉致、買取、不正取引、調達または売却、もしくは移送を意味する。」 [5e]

支援と協力

29.06 2007 年 7 月 30 日にアクセスした国ページで UNIAP が中国について述べたところによれば、

「中国政府は人身売買の被害者の支援および協力に対し、これまで以上の注意を払っている。Kunming (Yunnan 省)、 Xuzhou (Jiangsu 省) および Chengdu (Sichuan 省)では、人身売買の被害女性および児童対象の 3 つの移動、訓練および社会復帰センターが設立された。これらのセンターは 2000 人を超える人身売買女性を対象に様々なサービスを提供すると共に、物理面および精神面で被害女性に便宜を図り、社会復帰に導く。同センターは被害者が安全に自宅に戻れるよう助力する。2000 年に人身売買女性および児童を救済した人身売買防止運動期間中、MPS は児童が両親と確実に再会できるようにする目的で初めて DNA 鑑定を利用し、それによって 513 人の児童が実の親と再会した。中国におけるもう 1 つの被害者支援手段は、社会的権利保護機関を利用して法律扶助および業務を女性および児童に提供するという方法である。2003 年 5 月末の時点で、30 の省、自治区および直轄市全体で 330 の都市／県内に 8000 を超える法律扶助センターまたは法律相談センターが存在した。」[27a] (被害者に対する支援)

29.07 USSD 人身売買報告書 2007 で報告されたように、

「中国は報告期間中、被害の多い南方国境の各省を特に重視し、人身売買の被害者保護に向けて相応の進展を見た。公安省 (MPS) は 2006 年の秋に、ビルマおよびベトナム国境に沿って 2 箇所の国境連絡事務所 (BLO) を開設すると報告した。BLO は短期間の避難所を提供し医療を提供する。政府が出資および指導する全国規模の社会組織である中華全国婦女連合会 (ACWF) の協力を得て、被害者は本国送還を支援された。伝えられるところによれば、上記の BLO の MPS 職員は人身売買被害者をより正確に識別する訓練を受けたとのことである。また ACWF は Guangxi 省、Jiangsu 省、Yunnan 省および Sichuan 省に避難所を開設したと報告している。Guangxi 省当局も 2006 年 2 月に、30 人の被害者を対象に避難所、医療および短期のリハビリテーションを提供する国境人身売買救済センターを設置した。婦女連合および NGO は、女性が法的助言および扶助を受けられる国および地域レベルのホットラインを設置した。保護サービスは依然として暫定的で、被害者のニーズに対応するには不十分である。例えば Yunnan 省では、商業的性的搾取の被害者は精神的援助を提供されず、2、3 日で自宅に帰されるのが一般的である。」 [21] (中国)

(第 26 項:女性も参照のこと)

中国の季節労働者

29.08 Sussex 大学の Ronald Skeldon が 2004 年に中国の移民について投稿して報告したように、

「... 中国の総人口と華僑の人数間の単純な相関関係は信頼できない。これは華僑の大多数が中国のごく一部の地域に端を発するからである。Guangdong 省、Fujian 省および Zhejiang 省の南岸に位置する 3 つの省は移民の中心的存

在で、上記の省内では限られた地区や村落さえも中心であった。こうした地域は中国の辺境に当たり、資源基盤に関しては脆弱であった。しかし、最も重要なことは、これらの地域が海上輸送による欧州植民地保有国の拡大の影響を最も速い時期に最も集中的に受け、そのことが上記の地域を全世界的体制の拡大に結びつけたことである。また、華僑の人数を中国の基本人口と対比する際には、華僑の多くは両親や祖父母が選択した中国以外の土地で生まれているため、中国の民族性と中国人の移民を混同してはならない。」 [50a]

- 29.09 同じ報告書の記載したところによれば、「Fujian 省出身の移民および Guangdong 省出身の一部の移民に加え、Zhejiang 省出身の移民さらに北東部の省出身の移民は欧州への流出に顕著に貢献している。」 [50a]



米国国務省提供の地図

- 29.10 2004 年 6 月に受託された 1 週間の Fujian 省訪問の結果と共に提供された CEME (移民管理共同作業)の報告書によれば、Fujian 省の経済成長は外部からの移民流入を助長しているということである。」 [97]

- 29.11 CEME がまた述べたように、

「Fujian には 80 を超える県があるが、他国の不定期な移民の移住先はわずか 2 つか 3 つである。それぞれの県は 20 を超える町から構成され、町は 20 以下の行政村を管轄するが。その取り組み方は様々である。入県/出県の確実な数字を計測するのは難しい。政策および慣行は MPS の入出管理局および同省の国境警備軍間で分担される。3,000 キロメートルに及ぶ海岸線に数千隻の船舶が停泊する状態で、すべての出入港を監視および記録するのは困難である。」 [97] (p5)

- 29.12 2004 年 2 月 7 日付けの *Guardian* 紙で報じられたように、「Fujian 省の住民は長い間、海外で富を築くことを求めた。極端な事例では、全世帯の 80% が外国で生活する血縁者を持つ村落もある。」 [41c]

スネークヘッド(密入国斡旋業者)

29.13 2004年2月13日に Channel News Asia が報じたように、

「報告によると、中国 Fujian 省で活動するスネークヘッドまたは密入国斡旋者のネットワークは巨大で、中国の平均賃金の 10 倍の給料を欧州で稼ぐ可能性に魅力を感じた地元民の要求に応えている。チャイナ・デーリーによると、あるスネークヘッドとして 10 年間仕事をしているある男性は『スネークヘッドの多くは 1 つの集団に所属していて、皆仲間だ』と話した。そして、『互いに協力しながら様々な地域の密入出国を請負い、密航者から受け取る金を分けて金持ちになる』ということである。この問題は 2 週間前にイギリスの Morecambe 湾でザルガイ漁をしていた中国人と目される 19 人の溺死で世間の注目を浴びた。このうち 15 人は先祖が違法入国の長い歴史を持つ Fijian 省 Fuqing 市の出身であると思われる。」 [93b]

29.14 米国国立司法研究所は、中国の密入国斡旋業者の特徴と題した 2004 年 8 月の報告書(米国司法局が出版)の中で、密入出国業務におけるいくつかの特殊な役割を特定した。これを以下に紹介する。

「世話役は、何らかの経緯で密航者を知る自称移民の親戚または親しい友人であることが多い。世話役はそれ以上の密入国業務に関与する場合としない場合がある。

まとめ役は、手数料の対価として必要なサービスを獲得する人脈を持っているため、密入国斡旋業の中心人物である。

運び屋は移民が出入国する際に力を貸す。中国を拠点とする運び屋は移民を国境または密航船まで連れて行く。米国を拠点とする運び屋は密輸された移民を空港または港から安全な家に連れて行く。

書類提供者は人脈に精通しており、移民の輸送を円滑にする様々な書類を作成する能力を持つ。書類は公式または非公式ルートを通じて入手された本物である場合もあれば、偽造書類の場合もある。

悪徳公務員は中国の有力者や金をもらって中国人の不法移住者に手を貸す多くの経由国である。一部の悪徳公務員は紹介者の役割を果たすだけでなく、密入国斡旋組織の幹部またはパートナーでもある。大規模な密入国斡旋集団の元所属員が指摘したとことによれば、現地の地方政府職員がその集団を取り仕切っていた。

案内役は不法移住者の経由地点から、米国に入国する別の移住者または協力移住者までの移動を担当する。スネークヘッドは密航船を調達または運航するために船員を雇い入れる。

実行役は密航船上で労働するために雇用される不法移住者自身である。

取り立て屋は米国を拠点とし、密入国料が支払われるまで、不法移住者を安全な家で拘束する役割を担う。他の取り立て屋は中国を拠点とする。」 [94] (p9)

- 29.15 2004 年 3 月 9 日発行の *中国のグローバル化と欧州への移住* と題された Dr Frank N. Pieke の論文によれば、

「中国人密航者に関するアメリカ人の研究(Chin 1999; Zhang and Chin 2000) は、スネークヘッドが組織指導力の抹殺を目的とした従来の法執行方法に対抗し得る秘密結社さながらの犯罪組織であることを明らかにした。それによると、スネークヘッドはどちらかと言えば、無規律な人脈網に潜りこんだ、極めて専門分野に精通した独立起業家である。従って、スネークヘッドに対抗するには、危険性と活動費用を共に引き上げ、斡旋業務の需要をなくす方法で、その市場を破綻させることに集中するべきである。重要な問題は、かなりの数のスネークヘッドに危険性が低く、儲けの大きい他の仕事を求めて今の取引を放棄させるには、国側が移住計画の下で何人の Fijian 省民を受け入れるかということである。」 [50e] (p13-14)

- 29.16 2007 年 3 月 6 日に公表された米国国務省(USSD) Report2006 が報告したように、「密入国者は逮捕および告訴された場合、10 年の禁固刑と 6,000 米ドル (RMB48,000) 以下の罰金を受けた。極めて重大な事例では、裁判所は終身刑または死刑を宣告した。」 [2e] (Section 5) 2004 年 6 月に受託された 1 週間にわたる訪問調査の結果をまとめた CEME (移民管理協力活動) の報告によると、「密入国または人身売買を組織した罪で起訴された者は、有罪判決を受けると 2 年、5 年または 10 年の禁固刑もしくは終身刑を言い渡された。」ということである。 [97] (p7)

2003 年 11 月の FUJIAN へ事実調査任務

- 29.17 2003 年 11 月 14 日、ロンドン警視庁チャイナタウン局は Fijian 省を訪問した。訪問の目的は Fujian から英国への移住理由に関しさらなる理解を得ると共に、同省の生活様式および諸状況について身をもつての知識と経験を得ることであった。 [98]
- 29.18 局員は Fuzhou 市、Fuqing 市および Changle 市の警察幹部ならびに上級公務員と面会した。Fuqing 市は人口 200 万人で、国外居住者は主として米国およびカナダに 70 万人いるとされる。同局員は在 London 中国ギャング団の大多数の出所である Longtian 村と Jiangjing 村も訪問した。この 2 つの村は車でわずか 20 分の距離にあり、それがイギリスでの双方間の競争意識を説明する要因だということである。 [98]
- 29.19 Fujian 省の非熟練労働者は 400 元(32 ポンド)程度の月給しか獲得できない。イギリスの極めて低賃金労働でも週給 100 ポンドの賃金を支払っている。こうした移民の多くは、中国で立派な家建て、将来に向けて自身とその家族が独立する資金を稼ぐために、イギリスで 2、3 年間働くことを目標にしている。 [98]
- 29.20 省民は外国へ行って「成功する」という大きな重圧を抱えている。これは最低限の期間で可能な限りの高収入を獲得するという意味で、移民は 1 日 12 時間労働で、6 ないし 7 日間働く事例が多い。収入を獲得する必要は、数年前に Morecambe 湾の惨事で証明された、職種を問わず雇用を獲得しようとする余裕のなさを生み出す。 [98]

29.21 華僑の多くは一財産を築くまでは中国に帰還できないと感じており、これは華僑とその家族の双方に甚だしい面子の喪失をもたらし得る。 [98]

29.22 政府高官によれば Fujian が経済的に豊かな繁栄した省であった。都市および農村郊外には、販売価格が 7 万ないし 13 万ポンドの数百に及ぶ新築 5 階建ての住宅が建設されていた。こうした住宅は海外の華人から送られる送金で建てられたものである。特に顕著であったのは、これらの住宅の多くが無人で、農村は放置されていたことである。わずかに見られた住人は高齢者または子供であった。 [98]

29.23 Fujian への訪省には刑務所や拘置施設への訪問は含まれなかった。 [98]

[目次に戻る](#)

[出典リストに進む](#)

医療問題

治療および薬の有用性についての概観

30.01 世界保健機関（西太平洋局）が 2007 年 1 月 27 日にアクセスした、中国の国別保健情報概要の中で報告したように、

「全体的に、中国の人々は長寿で健康的な生活をしている。疾病の状況は先進国に類似している。死亡の 85%ないし 90% は非伝染性疾病および 負傷によるものである。しかし、全国平均では、地域による著しいばらつきや差異が隠されている。例えば、5 歳未満の死亡率は、工業化された東部の省よりも貧窮化した西部の省の方が 2～3 倍高い。類似した地域の不平等は、大半の基本的な健康バロメータに関しても見ることができる。保健や教育など奨励金付きの社会サービスに接していない貧しい都市部の移住者もまた、偏って過小評価されたり影響されたりしている。」 「[53a]

30.02 同じ情報がさらに述べたところによると、

「2005 年、中国の保健分野では、郊外および都市部のサービス配信システム、違法治療行為の規制、地域保健サービスに付与される重要性および国際協力推進の点において相当な変化があった。しかし、上記分野の進歩にも関わらず、中国の保健制度は依然、大きないくつかの課題に直面している。問題は次のように分類される。

第一に、病気予防管理システムおよび緊急対応システムを、特に郊外でさらに改善する必要がある。HIV、エイズのような大病の蔓延傾向は効果的に抑制されておらず、病気の監視、報告のためのネットワークは依然としてさらに改善を要する。監視実施チームの能力は不十分であり、この分野の要件は充足されていない。

第二に、新しく表面化してきた病気や人間と動物の両方に伝染する病気（鳥インフルエンザのような）が中国で脅威を増しているが、現存する伝染病や伝染性の病気が国の多くの地域でずっと深刻な問題となっている。同時に、慢性の非伝染性疾病や負傷が死亡や身体障害の主因となっている。

第三に、大半の資金が大都市、大病院に配分されている。保健分野関連の資金を増やし、郊外の住民にとって不可欠な保健サービスへのアクセスを増すために、限定された利用可能資金を効果的に使用できるよう保証し、かつ、より効果的な地域保健サービスを支援するため、一層の努力がなされる必要がある。

第四に、厚生施設への融資やサービスのシステムを改善する必要がある。厚生施設の提供者はますます、利用者の料金により費用を賄う必要性のみが動機付けとなっているようである。」 [53a]

30.03 2007 年 1 月 19 日にアクセスしたヨーロッパワールドが言及したように、保健費の GDP に占める割合は、2003 年において 5.6%であった。これは、1 人当たりでは 278 米ドル に等しい。同じ情報筋が言及したように、1,000 人当たりで病院用ベッドは 2.31 床、内科医は 1.64 人であった。5 歳未満の死亡率（生児 1,000 人出生につき）は 2004 年には 31 人で、同年、国のランクは国連人間開発指数 0.768 のスコアにより 81 位であった。[1a] (保健福祉)

30.04 エコノミスト・インテリジェンス・ユニット (以下 EIU という) が同誌の 2007 年中国に関する国別概要において報告したように、

「1949 年以降の平均余命の伸びは、一部は保健医療制度が著しく改善した結果である。1975 年までは、被保険率および人民公社により運営されている協同医療制度 (以下 CMS という) の適用率は、人口のほぼ 90%に達した。基本的な保健医療施設はほぼ誰もが無料かわずかな費用で利用できた。しかし、大都市の利用可能な施設と貧しい郊外地域で提供される物との間に大きな差異が存在した。この違いは以来ずっと広がっている。人民公社がなくなった後、元の CMS が多くの郊外地域で機能停止し、郊外の人々は独力でどうにかせざるを得なくなった。より最近では、政府は地方に新しい CMS を創設しようと試みている。郊外の住民 3 億 9,600 万人(全体の 44.7%)が現在対象にされていると 2006 年 9 月に公表されたが、そのスキームは、最大で加入者が負担する医療費 65%のみを対象としている。政府によれば、2010 年末までに中国の全行政区が新しい郊外の協同医療制度の対象になるとのことである。都市の人々は、保健医療制度により一掃する市場要因に対してより良く保護されている。そうではあっても、都市の人々の半分は、国営企業 (以下 SOEs という) が小型化するにつれて拡張されている健康保険制度の対象となっている。(SOEs は、労働単位に基づいた保健医療規定に関する中国の以前のシステムにおける大きな柱であった)。実際のところ、医療は営利化されつつある。」 [4a]

30.05 2003 年に実施された全国調査により、また国営新華社通信が 2004 年 11 月 22 日に報告したところによると、「都市の中国人患者の 36% および地方のその 39%が、治療に対する金銭的余裕がないことを理由に医者に診て貰わなかった。」「同じ情報筋で、「医者は患者に高額処方を行う。なぜなら中国の病院はサービスではなくて薬による収入にあまりに多く依存しているからである。」「 [13p]

HIV/エイズ

30.06 EIU が同誌において 2007 年の中国の国別概要において報告したように、「政府の HIV およびエイズに関する統計は大きく変わることが多いが、衛生部は 2006 年半ばにおいて 65 万の中国人が HIV またはエイズにかかったと発表した。国は中国は 2010 年までに 1000 万人以上の HIV またはエイズ患者を抱えるものと予測

している。薬物乱用や売春の広がりがこの問題を助長している。」 [4a] (Health)

30.07 2007 年 1 月 27 日にアクセスした、国連エイズ計画のウェブサイトが言及したように、

「2006 年、中国政府はエイズ対応を強化し続け、HIV の予防、治療、ケアおよび支援に努力を重ねた。ますます多くの国際組織、財団、市民社会グループもまた企業と共に、中国でのエイズ対応に積極的に貢献しつつある。HIV またはエイズに関する拡大国連テーマグループおよびそのワーキンググループが、中国における HIV 対応を国際的に協調するための主要プラットフォームとして残っている。中国の HIV の伝染率は概して低いものの 1 つではあるが、特定少数者やいくつかの地方において一部伝染率が高い。現在、複数の伝染病が集中している状況にある。現在 HIV にさらされる危険のある人々は、3000～5000 万人と見積もられている。売春をする女性で注射による薬物常習者—そしてその売春の相手—が特に危険度が高い。中国政府は、国際社会からの支援を受け、増加した多部門の参加も交えた政府主導の HIV 対応に関する財団を創設した。HIV に関する新しい規制および 2006 年から 2010 年の国家行動計画において、その対応に関する全体の枠組みが与えられている。認識を高めエイズに関連する汚名を減らすため、さまざまな活動が始められている。広く情報、教育およびコミュニケーションに関する資料が配布されている。コンドーム奨励の拡大、母から子への伝染の予防や危害の削減—メタドン維持療法や注射器、注射針の交換に関して注射による薬物常習者を対象とする—などがある。エイズについて診察を受ける人々に対し治療やケアがますます行われるようになりつつある。国の政策に合わせて、エイズにより孤児になった子供に対する自由教育や一連の他のケアや支援策が拡大されてきている。しかし、その対応の中でなされた進歩は、まだその伝染病の規模や広まりに合っていない。予防、治療およびケアにおける主要課題は、以下の通りである。

- ・省およびそれ以下のレベルでの国のエイズ政策実施を保証する必要性
- ・汚名と差別を減らす努力
- ・認識を高める努力
- ・介入対象範囲の拡大、若者や移民など弱者に関して注視すると共に、女性、少数民族の個々のニーズにより注意をはらうこと、および、
- ・抗レトロウイルス薬に対するより良いアクセスのニーズ—特に、1 回に服用する薬の決まった組合せや第二次薬、およびエイズ孤児や影響を受けた子供に関するサービスに対して」 [54a]

抗レトロウイルス薬による治療

30.08 2003 年 11 月 11 日に HRW が報告したように、中国政府は、郊外の住民全ておよび自身の治療費が支払えない都市の住民に、抗レトロウイルス薬を無料で利用できるようにし始めた。 [7g] 中華日報が 2004 年 4 月 14 日に報告したように、自由治療の資格を得るためには、患者は、郊外の住民であるか、または経済的に困難でかついかなる基本医療保険の対象でもない都市の住民でなければならない。 [14j]

30.09 2004 年 4 月 15 日、中華日報は、政府が全国民に対し無料のエイズ検査および相談を開始する旨発表したと報告した。報道によると 「規制に従い、中央政府はエイズに襲われた地域での検査代を支払い、一方で他の地域の地方政府は自らが支払う」とのことであった。 [12q]

- 30.10 国営新華社通信が 2004 年 12 月 1 日に報告したように、「今年 10,000 人以上のエイズ患者が抗ウイルスの 1 種である抗レトロウイルス薬治療を無料で受けている。HIV またはエイズに関する中央政府の総投資額は、2003 年においておよそ 3 億 9000 万元 (4700 万米ドル) に達した。2004 年予算は 8 億 1000 万元 (9800 万米ドル) であったが、2004 年の国際支援予算は 4 億 2100 万元 (5100 万米ドル) に達した。」 [13b] 国営人民日報が 2005 年 4 月 18 日に報告したように、フランスの NGO 国境なき医師団 (以下 MSF という) は、広西チワン族自治区の 160 人の患者に対する抗レトロウイルス薬治療など、2003 年後半以来中国の 260 人のエイズ患者および HIV 感染者に無料の医療扶助を行っている。」 [12ab]
- 30.11 カイザーネットワークの 2006 年 8 月 17 日の報告によると、「HIV 陽性患者の中には第一次抗レトロウイルス薬に抵抗をきたす人もあるが、ロイターによれば、第二次薬は、第一次薬に比べ 7 倍から 28 倍高い。加えて、テノフォビルやアボット・ラボラトリーズのカレトラなど、一般に使用されている第二次抗レトロウイルス薬は中国では使用できない。アボットと中国はカレトラの価格設定の取り決めについて交渉中であるが、ロイターによると合意はすぐには見込めないようである。」 [95c]

HIV またはエイズ患者に対する差別

- 30.12 2003 年 9 月、HRW は *Locked Doors* というタイトルの報告を発表した。中国で HIV またはエイズと共に生きている人々の人権についてであり、中国で HIV 陽性と診察された際に人々が直面した多くの障害物について詳述した。本報告では、特に郊外地域においてこの病気に関しての無知ぶりが高水準であったことと、中央政府の発議を完全に実施することに対し、地方の役人の無関心さが続いていたことの両方が強調された。 [7f] 2005 年 1 月、HRW は中国のエイズ活動家に関する制限というタイトルの報告を発表した。本報告は、「NGO の活動が一般に増えているにしても、活動家や NGO スタッフは常時の国の監視、お役所的障害物に関するウェブ、および日々の仕事を行う過程でのあからさまな嫌がらせを報告し続ける。」と述べた。 [7c] (Summary)
- 30.13 Global Health Council の 2004 年 8 月 28 日の報告によると、「中国の常務委員会が、エイズの広がりを予防するための血液売買の禁止や、伝染病の被害者に対する違法な差別を禁止する法律を土曜日に通過させた、と国のメディアは伝えた。」 [56a] 2006 年 2 月 13 日、国営新華社通信は、HIV またはエイズの広がりを抑制するために設定された新しい規制が 2006 年 3 月 1 日より発効すると発表した。「その規制によれば、いかなる労働単位や個人も、HIV またはエイズ、エイズ患者やその親戚と共に生活する人々を差別できない。結婚、雇用、医療および教育の権利は法律により保護される。」 [13j]

精神の健康

- 30.14 南華早報 が 2005 年 1 月 15 日に報告したように、「衛生部統計によると、中国は 16,055 人の精神科医—87,500 人ごとに 1 人—がいる。本統計は、有資格の精神科医のケアが存在しない郊外地域の格差は反映していない。「同じ情報筋によると、多くの病院には真の精神科医がいない。その代わり、短期間再教育を受けた神経科医などの医者がいて、その際処方箋を書く前に、座って患者の話を聞く。 [17j] 国営人民日報が 2005 年 3 月 21 日に報じたように、中国には心理学的業務に従事する者は 3,000 人に満たないのに対し、最先進諸国では 1,000 人ごとに 1 人の心理学関係従事者がいる。 [12n]

30.15 WHO メンタル・ヘルス・アトラス 2005 (精神衛生および薬物乱用部門のプロジェクト、WHO、ジュネーブ)が中国の国別概要において言及したように、「中国の全都市の中で上海が最も進んだ精神科の組織を有している。...3つのレベル—市、地域および草の根レベル各々においてのサービスが利用できる。」 [53b]

30.16 Radio Free Asia (RFA) の 2006 年 9 月 15 日の報告によると、
ように、「現在、中国での 1 時間の心理療法の料金は、200 ないし 500 元 (25~62 米ドル) の範囲であり、女性の自殺率が驚くほど高い 9 億人いる郊外の住民の誰にも全く手が届かない。」 [73g]

(第 12 項: [精神科的保護 – アンカンの制度](#)も参照のこと)

30.17 2007 年 3 月 6 日に発表した 2006 年米国国務省報告が言及したように、「女性
性の高い自殺率はずっと深刻な問題であった。...女性や女兒に対する暴力、教育や雇用における差別、伝統的な男児優先、国の産児制限政策などの社会的要因が、特に高い女性の自殺率の原因であると多くの専門家は考えた。女性の自殺率が男性に比べて 3~4 倍高い郊外地域の女性が、特に被害を受けやすかった。」 [2e] (5 項)

(第 26 項: [女性](#)も参照のこと)

[目次に戻る](#)

[出典リストに進む](#)

移動の自由

戸籍 (HUKOU)

31.01 アムネスティインターナショナルが 2007 年 3 月 1 日付報告の中で述べたところによれば、

「hukou 制度では、中国人 1 人 1 人が地元の公安省に登録することを求められている。戸籍登録冊子は、家族全員の名前、生年月日、職業、婚姻状態などの情報を含み、家族 (家族として数えられる 1 人住まいの個人を含む) に関し地元の公安省により保管される。中国の人民は、永久の hukou 登録のある場所を 1 箇所のみ有している。1985 年に発布された都市戸籍管理暫定条例によると、外国籍であるなど 3 年以上 hukou 地帯の外で滞在または生活する者は、地元の警察署にある地元の hukou 当局で登録し、かつ宿泊客としてまたは一時的に hukou 登録を得なければならない。そのようにできない者は罰金を科され、永久登録のある自身の場所へ退去させられることとなる。訪問者の世話をする家主、ホテルなどの家族は、地域によっては上記の規制が緩い場合もあるが、客に確実に警察署で登録させることに責任を負っている。hukou 地帯の外の地域に 3 年以上滞在している者はさらに、居住の法的基礎および法的根拠の主要基礎が与えられる一時居住許可 (zanzhuzheng) を申し込まなければならない。多くの場合、働くため、家を借りるため、銀行口座を開設するため、公的な建物 (図書館のような) に入館するため、登録された郵便を受け取るため、そして、他に本人確認目的用としてこの許可が必要とされる。」 [6n]

31.02 また同報告書によれば、

「一時居住許可を得ることは、必要となる手数料や書類は地域間でかなり変わるものの、時間がかかり金のかかる手続きである。... (しかし)、北京で居住許可を得ることはずっと難しいままである。警察が簡単に許可を交付しない北京内の移民労働者によれば、人脈と言う意味の *guanxi* を持っていなければならないということである。しかし、一時居住許可を得ようと求める人は、追加費用を抱えることとなる。いくつかの地域の報告書では、市内の移民労働者は一時許可を得るためには地元の役人や警察官を買収する必要性を指摘する。... 労働契約、またはローカルホストか地元の家主からの書類が一般には必要とされるけれども、一時居住許可を得るために必要な書類には地域間で差異がある。... 市内への移民者流入を制限しようとする地域では、より厳格な要件の書類を求めるようになる。一時居住許可の有効期限は一般に 6 カ月から 12 カ月、そして個人の身分により地域間で変わる。許可は、各々の有効期限の終期に適切な書類の提出により更新されなければならない、手数料が更新ごとに徴収される。一時的な *hukou* による身分は、どれだけ長くその個人が地域に住んでいようと自動的に永久居住の身分に移行するものではない。一時居住許可の保有者は地域の居住者とは考えられず、自身の *hukou* 地帯の外の地域で一時的に居住することに対し法的許可が与えられたに過ぎないのである。」 [6n]

31.03 2007 年 7 月 30 日にアクセスした、在中米国大使館のウェブサイトが言及したところによると、

「中国社会の歴史的分岐点を都市、郊外の階層に至るまで是正するため、中国の戸籍 (*hukou*) 制度の改革が始まっている。改革が実施されれば、安定した仕事と定まった住居のある郊外の移民者は、都市の住民として登録が可能になり、かつ主に子供の教育など社会的サービスも得ることができる。*hukou* 制度の変革は、政府の都市戦略に沿って町と小都市に集中しているが、いくつかの大都市も含まれている。しかし、山東省の済南のように、関係する大都市のほとんど全てにおいて、改革の対象が都市管理のすぐ周辺内の指定地域へと拘束されてしまっている。ある意味では、改革は単に最近何十年かの郊外移民者の都市への流入を受け入れているのである。より深い意味では、*hukou* 制度の自由化により、労働の移動がたやすくなり、'内国民待遇'に関する施策が郊外の住民に一致することとなろう。」 [99b]

31.04 アムネスティインターナショナルが 2007 年 3 月 1 日付の報告の中で述べたところによれば、

「以上の部分的改革が行われることをどのように歓迎したとしても、*hukou* 制度は差別を容易にし助長する社会的起源に基づいて、法的範疇の基礎を与え続けている。*hukou* の指定は、一組の両親からの出生時に引き継がれた先祖代々の身分を残している。改革後の *hukou* 制度の下においてさえも、元々が農村出身の中国人の両親から北京で生まれた中国人の子は、両親の故郷にある *hukou* 戸籍の範疇を引き継ぐことになる。このことにより、その子は永久に北京に居住できなくなり、そして、無料で義務である教育を受ける子供の権利や、健康を管理する権利、および働き始める年齢まで北京にいることになる場合の職場での保護について条件付けされることとなろう。この制度は、'郊外' 対 '都市' の *hukou* の範疇についての専門用語を廃止したが、都市における'一時の' 対 '永久の' 住民になるという指定は、古い指定と同様に効果的な幅広い範囲の権利を享受することに条件が付く働きをする。そして、大半の地域での現在の適格性の基準によると、非常に多数の内国移民者は永久の都市の *hukou* を得ることはできない。」 [6n]

31.05 2002 年 4 月 19 日のカナダ IRB の報告によると、

「hukou というのは失効しないので更新される必要性はない。例えば、移動する人がいる場合、家族が増える場合、結婚する人がいる場合などに改正を要したことがある。得られている情報と言え、hukou の改正は、hukou の発布および順守に責任を負う地方警察署にある地方政府が行うということである。」 [3m] (2002 年 4 月 11 日、カナダの中国大使館関係者より提供された情報に基づく)

[目次に戻る](#)

[出典リストに進む](#)

進む

国内移民者

32.01 2007 年 3 月 6 日に公表された米国国務省 (USSD) Report2006 の報告によると、

「都市での在留資格のない、流動的な 1 億ないし 1 億 5000 万人の出稼ぎ労働者が残っていた。」 [2e] (2 項)

32.02 アムネスティインターナショナルが 2007 年 3 月 1 日付の報告の中で述べたところによれば、

「何千万人もの [国内の] 移民者が適切な健康管理と住宅に対する権利を否定され、永久の都市の住民が利用できる国からの多数の給付金の対象から除外されている。彼らは職場で差別を受けており、決まって最も搾取的な条件の労働のいくつかに当てがわれている。国内移住者の不安な法的身分、社会的孤立、文化的劣等感、および相対的な権利に関する知識の欠如により彼らは弱い立場に置かれ、雇用者は罰せられずに彼らの権利を否定できる。国内移民者の子供は無料で義務である教育を平等に受けず、多くは地方に取り残されなくてはならなくなる。」 [6n]

32.03 報告はさらに続き、

「ほとんどが締め出されていた毛沢東主義時代とは異なり、現在、郊外地域からの国内移民者は都市で働くことはできるが、大多数の者は、全てを成し遂げるのは困難または不可能と思う過程であるそこでは、一時的住民として登録することが必要とされる。このように多くの移民労働者は適切に登録されることに関する必要書類全てを調えることができず、その結果、国家当局の観点からすれば彼らは違法に都市にいるということになる。こうして、彼らは永久の都市住民からと同様に、警察官、家主、雇用者、地方の役人からの搾取に対し弱くなるのである。中国の '文書化されていない' 国内移住者はずっと、逮捕され、故郷へ強制退去させられるリスクを負い続けている。従って、報酬を受ける、あるいは少なくとも進んで家を離れる一家族や愛する者を置いてくる一ことを示した個々人の権利を尊重するというよりも、どこにいたのであれ労働市場のギャップを埋めるため、最も困難で非常に骨の折れる条件で苦しませるため、中国政権は継続して彼らに対する差別に根拠を与える管理規制制度を維持している。中央政府は国内移民労働者の極端に苦しい状況をより真剣に受け止めていて、彼らの労働および生活条件を改善することを求めて規制策を議案として通過させてはきたが、アムネスティは、それによる変革は遅く実施は不適切であると考えている。」 [6n]

[目次に戻る](#)

出典リストに進む

外国からの難民

33.01 米国国務省 Report2006 の報告によると、

「1951 年に国連難民条約、そして 1967 年にその議定書の調印が行われたが、難民または亡命者の受け入れに備えられていない。政府は、ハン族系中国人やベトナムおよびラオス出身の少数民族の国内再定住について処理を行う際、国連難民高等弁務官(以下 UNHCR という)事務所と大いに協力した。ここ 1 年間、政府と UNHCR はこれらの住民に対する市民権の承認に関し継続中の協議を続けた。」 [2e] (2 項)

33.02 同情報筋の報告によると、

「1951 年の国連難民条約および 1967 年のその議定書は香港まで及んでおらず、SAR はその一時保護政策を排除した。出入国管理事務所の所長には場当たりの難民や亡命者を受け入れる裁量があるが、例外的な人道主義的または温情をかける必要性のある場合のみである。入国管理条例は、亡命者の主張を認めて貰う権利を何ら外国人に与えていない。政府の慣例は、難民や亡命の要求者を弁護士または UNHCR へ持ち込むことであった。」 [2e] (香港)

北朝鮮人の難民

33.03 米国国務省 Report2006 の報告によると、

「(しかし、)政府は、北朝鮮と接する北部国境沿いに運用するという UNHCR の許可を否定し続けており、国境を横断する北朝鮮人は違法な出稼ぎ労働者であり、難民ではないと主張する。この 1 年間、報じられているように数千人の北朝鮮人が抑留され、強制的に北朝鮮に帰還させられた。多くは迫害を受け、中には帰還時に処刑された者もいたかもしれない。数百人の北朝鮮人は、国内の外交収容所やインターナショナルスクールに入った後、第三国へ旅行することが許可された。国内での嫌がらせや監禁に関する信じるに足る報告は無数にあった。政府はまた、北朝鮮人に食物、避難所、交通などの援助を与えていくらかの市民をそうしたように、外国人ジャーナリスト、宣教師および活動家も逮捕、抑留した。政府は、東南部で数人の外国人を、うち何人かは外国人による密輸の罪で抑留したが、多くは北朝鮮人が入国する手助けをするためであった。吉林省の公安ウェブサイトでは、2004 年に推定 2000 人の外国人を本国送還したと報告しているが、その大半は北朝鮮人であると思われていた。NGO によれば、この 1 年間北朝鮮人の代理人は、北朝鮮人民を強制的に本国送還するために国内で機能した。」 [2e] (2 項)

33.04 2004 年 7 月 28 日にガーディアン紙が報じたところによれば、

「1990 年代後半以降、おそらく何十万人もの北朝鮮人が、女性的、経済的困難および政治弾圧から逃れ、中国と国境を接するトゥーメンおよびヤールー川を渡ったと救援隊員は思っている。北京は彼らを政治的難民と認めることを拒否している。捕まった者は北朝鮮に送還され、そこで彼らのランクおよび国家安全保障に損害を与えたと考えられる程度によって、数日の再教育収容所行きから死刑に至るまで処罰を受ける。多くは国境近くに滞在し、密に森林に覆われた山中に秘密の収容所を組み立てる。絶望的で脆弱

となった、男の多くは強盗となり、無数の女は花嫁か売春婦として売られてしまう。」
[41n]

33.05 2006 年 4 月 23 日付タイム アジアが報告したように、「北朝鮮と中国の 1,400km の国境を横断するための最も共通した方法は、朝鮮側にいる警備員を買収することであると難民たちは言っている。ある北朝鮮人女性、Park Myong Ja は 2004 年にソウルに着いたが、中国に渡るのに‘100 [中国の] 元’つまり 12.50 ドルしかかからなかったとタイムに語った。しかし、Kim [Myong Suk]の場合、国境近くに住んでいた友人を頼り、その友人は、警備員が巡回していた経路を毎晩見張っていた。‘警備員がどこへ行くのか – そしてどこへ行かないのか、またそれがいつなのかもわかっていた。Kim は言う。‘友人が私を導いてくれた。’ [65h]

33.06 2005 年 1 月に公表された、ライトネット (UNHCR を代表して書いている) が北朝鮮の状況に関する論説の中で報告したところによると、

「大半の移民者は中国と国境線を接する北朝鮮の省から出発し、ヤールー川やトゥーメン川に可能な限り近づくまで交通機関を使い陸路で中国へ進み、それから行程の残りは徒歩で行く。上流へ向かえば、冬は冬独自の危険をもたらすけれども、水が凍結する時は特に川を横断するのはたやすい。下流に向かうと川幅は広くなり、岸は現在ではよく防護されていて、北側には中国の前哨部隊、南側には隠れた北朝鮮軍がいる。最近では、国境の警備はさらに強化され、報じられているように、北朝鮮軍が中国へ逃げ込んでくのを防止するため、2004 年秋に中国軍が強化された。」 [32d] (p8)

33.07 同じ報告は続けて、

「今もなお、中国は北朝鮮人が中国に亡命を求めて来ることを許可しないし、彼らを難民として認識することさえしない。まさしく、緩やかな時代には、中国は国境を人が往来するのを見て見ぬふりをした。登録 (hukou) の要件は緩められ、中国人と北朝鮮人の結婚も許される。他方、上流階級の難民が外国大使館や領事館に侵入した後のような、緊張した時代においては、中国人は幅広く断固たる処置を取った。そのような時、北朝鮮人 (延辺においてさえもそのように認識されるが、そうならないようどんなことでもすることが多い化粧をして、地元住民のような装いをするなど) は、中国人の警察か北朝鮮人の代理人に見つけられる最も大きな危険状態にある。それゆえ、隠れ家と疑わしき場所が急襲されることがあり、大量追放がある。」 [32d] (p14)

33.08 また同報告書の述べたところによれば、「中国当局に捕まった際、北朝鮮人の逃亡者は、2,000 ないし 5,000 人民元 (250 ないし 600 米ドル) の罰金を支払って免れることもある。それどころか、国境の反対側へ帰ることを未決のまま、拘留されるだろう。中国で閉じ込められている間、虐待されるのはよくあることだが、状況は本国送還よりははまだましである。」と述べた。 [32d] (p14)

33.09 また同報告書の述べたところによれば、

「北朝鮮の刑法は、‘不法’国境往来者に関して上限 3 年の労働再教育収容所での懲役を規定している。このような者が‘母国と人民を裏切る’か、‘スパイ行為や国家への反逆のような不誠実な行為’を行った場合、その期間は最低で 7 年、そして重大な場合には死刑も認められている。実際、国家安全保障局は普通、最初は帰還者を 10 日～2 カ月抑留する。その際単に警告のみで放免された者もあり、重大でなければ違反者と考えられたものでさえ数カ月刑務所にいた後故郷へ送還される (再投獄されることもあるが)...

というのは、再犯者であるものは宗教との接触があり、あるいは単に 1 年以上海外にいて、結果はより厳しい。...しかし、動機が何らか政治的であると見られる場合は、刑罰は一般に悲惨である。処刑になることもあり、終身刑以下はめったになく、その条件は潜在的に生死に関わるものである。」 [32d] (p27-28)

33.10 2006 年 10 月 26 日に公表された『危険な旅:中国内外における 北朝鮮の窮状』(アジアレポート No.122) と題した報告書の中で、国際危機グループが報告したところによると、

「国境往来者が多数となったことで、北朝鮮政府は刑罰を科し刑法を変えることとなる。1999 年版では、'非合法の国境往来'と'共和国転覆の意思による'往来を区別した。2004 年改正ではさらに、'往来'と'頻繁な往来'とを区別した。後者の改正によれば、許可を得ない'頻繁な国境往来'は、労働収容所で上限 2 年(1999 年 版では 3 年)まで刑法で処罰できる。国家への反逆行為... は 5 年～10 年の厳しい労働、または、より重大な場合には 10 年～終身刑により処罰できる」 [8a] (p18)

33.11 2007 年 5 月に公表された、アムネスティインターナショナルが中国に関する報告 2007 の中で報告したように、

「報告によるとおよそ 10 万人の北朝鮮人が中国に隠れていた。当局は、今まで国連難民機関である UNHCR に説明することなく、毎週推定 150～300 人を逮捕し本国送還した。当局はまた、北朝鮮人を警察へ引き渡したら報酬を得、援助したら重い罰金を科されるという制度を実施した。[2006 年]9 月、新しい取締りが、中国に違法に居住する北朝鮮人に関して報告された。中国にいる北朝鮮人女性への虐待は、組織的レイプや売春など広く報告された。報じられるところでは、北朝鮮人女性は中国人男性に 880～1,890 米ドルで花嫁として売られた。中には結婚として売られていることは知っていたが、中国での条件がどんなにひどいか知らない女性もいた。また、商売人のように見せかける結婚ブローカーに国境の反対側まで誘い出された女性もいた。」 [6g] (p3-4)

[目次に戻る](#)

[出典リストに進む](#)

市民権と国籍

34.01 憲法は言う、「中華人民共和国の国籍を有する全ての者は、中華人民共和国の国民である。中華人民共和国の全ての国民は、法の前に平等である。どの国民も権利を享受すると同時に、憲法および法の規定する義務を遂行しなければならない。国家は人権を尊重し保護するものとする。」 [5a] (憲法本文より)

34.02 カナダ移民難民委員会 (以下 IRB という) が 2002 年 11 月 15 日に報告したように、二重国籍は中国法の下では認められない。 [3p]

34.03 また同情報筋の述べたところによれば、

「失ってから中国国籍を回復することは可能である。中国国籍を回復するため、保有している他の国籍をまず放棄し、例えば、他の国籍放棄の証明や中国国籍回復の要請について中国当局に報告する。中国国籍の取得、喪失または回復は、中国の外では中国領事館または大使館を通して、あるいは中国内では公安部を通して要請し手続きをすること

が可能である。別の国の国籍を保有していること以外では、元々中国国籍を保有していた者が、その回復を否定される理由は何もない。しかし、各々の場合で異なり、当局によりその特定の環境や利点について評価されなければならない。」 [3p] (カナダのオタワにある中国大使館に対する電話インタビューに基づく)

34.04 カナダ IRB が 2002 年 3 月 3 日に報告したように、中国籍を有して外国で生まれた子が自動的に中国において居住権を有するか否かに関して、明確な回答はない。[3] 2007 年 7 月 30 日にアクセスした、香港政府のウェブサイトが報じたように、「中国国籍法（以下 CNL という）第 4 条では、両親もしくはいずれかの親が中国籍を有していて、中国で生まれた者は何人も中国籍を有すると規定している。」 [86a] 米国人事管理調査局は、その「世界の国籍法」というタイトルの論文(2001 年 3 月発表)で、少なくとも片方の親が中国籍でありその子が別の国の国籍を取得していない限り、その子は中国の国民と考えられる、と述べた。 [23a] (p 51)

(第 35 項 [「帰還者の扱い」](#) - [「外国で生まれた子供の扱い」](#) も参照のこと)

[目次に戻る](#)

[出典リストに進む](#)

退去/入国手続き

35.01 2007 年 3 月に公表された、米国国務省 Report2006 が言及したように、

「政府は大半の国民に関して合法的な移民および外国旅行を許可した。大半の国民はパスポートを入手することができたが、宗教の代表者、政治的な反体制者など政府が脅威と見なす者や、少数派の民族はパスポート入手にはずっと困難が伴った。その年の細心の注意を払うべき記念日、特に天安門広場の大量殺害に関する 6 月 4 日の記念日近辺には、旅行を制限された学者がいたという報告があった。また、明らかな政治的基盤に関し、当局がパスポートまたはビザの発行を拒否した事例もあった。」 [2e] (2 項)

35.02 同じ情報筋が言及したように、「既成宗教団体以外の教会のメンバーである、法輪功のメンバーなど政治的に注意を要する者の中には、パスポートなど必要な旅行関係の書類を拒否されたことがあった。」 [2e] (2 項)

35.03 カナダ IRB が 2005 年 11 月 25 日に報告したように、「国境防衛査察局 (以下 FDIB という) が査察の壁の役割を行っており、FDIB の職員が中国人旅行者のパスポートや移民出国記録カードを調べる。職員は「コンピュータ記録システム」によりその者が本人か否か照合する。中国人旅行者は、査察の間は自身の居住確認カードを提示する必要はない。」 (北京のカナダ大使館の代表者より提供された情報に基づく。) [3q]

(第 39 項: [香港](#) も参照のこと)

35.04 刑法第 322 条は違法移民に関する罰則を規定している。本条で「何人も国境を秘密裏に横断することを抑制する法や規則に違反し、そして状況が重大な場合は、最高で 1 年の法定による懲役、拘置または規制の刑に処すものとする」としている。 [5i]

35.05 第 52 条および第 53 条では帰還者に関する経済的罰則を規定している。それらは、

「第 52 条 罰金を科す際において、罰金の金額については罪の状況に鑑みて決定されるものとする。

第 53 条 罰金は一括払いまたは分割払いで [原文のまま] 判決の定める期間内に支払われるものとする [原文のまま]。

当該期間終了の際、支払いが済んでいない者は強制的に支払いをさせられるものとする。懲役に服している者が罰金を全額支払えない場合、人民裁判所は、当人が執行可能な財産を保有しているとわかる際いつでも、これを徴収することができる。

抵抗しがたい災難に苦しんでいるため真に支払いが困難である場合は、状況に応じ、当人に減額または免除を認める配慮がなされることがある。」 [5i]

帰還者の扱い

35.06 ニューヨークタイムズが 2006 年 6 月 11 日に報告したように、

「中国に送還された者に何が起きているのかということに関していくらか議論がある。一つには、こればかりしかないということであるが...。国土安全保障省のスポークスマンは私に、‘私たちは中国へ送還された者が迫害されているという報告は何も受けていない。’と語った。けれども他の者はそれほど楽観的ではない。2 年前、第 7 巡回裁判区の米国上訴審において、Richard Posner 判事は中国人の若者に対する国外追放命令を無効にした。なぜなら移民裁判官は証拠— 無数の米国および英国組織両方からの人権についての報告書— 亡命希望者が中国へ送還された場合、刑務所や労働収容所へ送られてしまうだろうという—を考慮しなかったからである。Posner は、‘政府による送還された中国人の扱いはかなりの程度のもステリーである’とも認めたが、その中国人の若者は戻った際、拷問にあうのではと心配した。実際、私が話をした 1 人の中国人法学者、Daniel Yu は、国を違法に離れた場合、短期の懲役刑を求める法律はあるが、おそらく、どんな刑罰があるにしても、地域の役人の裁量次第であろうと言った。」 [17h]

35.07

USSD 報告書 2006 が報告したように、「MPS の役人は、不法取引によって送還される被害者はもはや、戻った際に罰金を支払わされるなどの刑罰を受けたことはない、と述べた。しかし、当局は、警察の中にある腐敗、適切な書類を持たずに旅行する者に関し罰金を科すことを可能にしている規定、および被害者を確認することの困難さを理由に、失敗もあったことを認めた。」 [2e] (5 項) カナダ IRB が 2000 年 8 月 9 日に報告したように、「出国許可証やパスポートを持たずに中国を離れることは、中国では刑法違反で刑罰の対象となり [原文のまま]、最高 1 年の懲役である。再犯者のみが最高に近い懲役刑になるであろう。大半の初犯者は、それぞれの事例の状況により短期の懲役刑となろうが、たいていは 3 カ月の懲役になるであろう。」 [3b] (2000 年 5 月、カナダ市民権移民省—CIC およびカナダから福州への 90 人の中国人違法移民についての本国送還に関し、プログラムアナリストにより提供を受けた情報に基づく)

35.08 2007 年 3 月 6 日に公表された、人権 (台湾) 2005 に関する米国国務省報告書 (USSD 報告書・台湾 2006) が報告したところによると、「当局は、政治的迫害に苦しむ者たちに本土を返還することを渋っていたが、経済的理由であると推定されること

で違法にこの島に入ってきた本土人たちを定期的を送還した。」 [2k] (2 項)

福州抑留センター (福建省)

35.09 2004 年 6 月に行われた福建省への 1 週間にわたる訪問に関する発見をまとめた、CEME (移民管理に対する協調的取組み)による報告によると、

「チームは福州のすぐ外側にあるメインとなる福建省抑留センターを訪ねた。そこは最大で 300 人まで一違法に入国しようとして捕まった外国人と、外国で違法な移民活動を行って戻された中国人の両方が宿泊可能である。センターは国境防衛軍によって運営されており、送還させられた者と政府による調査結果を待っている者を最大で 15 日間まで抑留するためのものである。そこでは、情報の提供、新聞、テレビおよび議論を通じた啓蒙、レクリエーション、医療に加えて個人的な「イデオロギー教育」が行われる。チームは、抑留者たちが毎日 1～3 時間の「自由行動」が許されていること、そして食事に関する必要性が配慮されていることについて聞いた。センターは、何度もオーストラリア、カナダおよび米国出身の移民役人（大臣など）に対しモデルとして示されてきている。そこは清潔で、よく維持管理されているように見えた。しかし、CEME の訪問時には空いていた（実際、その年はおよそ 200 人収容していただけたようであった）。他の国々からの際立った訪問などその歴史に関し見事に陳列物が示されており、その目的、歴史および運営に関する奮起を促すようなドキュメンタリーのビデオもある。チームは、このセンターは、不規則な形の移民と戦うことに投資をすることがいかに重いことであるかということを、政府が世界に示すための人目に付くデモンストレーションであると思った。しかし、センターが空いていたことから、どれだけ実際にその目的で使用されているのか、そしてどの程度不服が出ているのか、チームは憶測した。」 [97] (p9)

35.10 カナダの IRB の 2000 年 8 月 9 日の報告によると、

「抑留センター [福州にある] は、長方形で、大きな中庭で囲まれた 4 階建ての建物である。最大で 100 人の抑留者が宿泊できる。小部屋は建物の中至るところにあり、中庭の卓球台などのレクリエーション施設が付いている。1 階には疑わしげな送還者用に数部屋ある。それらの部屋はかなり小さく、送還者と面接者を分けるプレキシガラスの仕切り板が付いている。前日、送還者の 1 人が質問されているのを、そばを歩いている際に見た。どの小部屋も 10～12 人まで宿泊できる。小部屋は大きく長方形の部屋で、各々の側に高架式の床が付いており、夜はマットレスが敷かれ日中は巻き上げられる。各々の部屋に部屋自身の寝室、テレビ、窓がある。見たところでは、被収容者の大半が眠っていたり、テレビを見ていたり、トランプをしていたりしていた。大部屋は、食堂および「再教育」部屋として使用されている。抑留センター全体はとても清潔で生活環境は特に厳しいようには思われず、カナダの同じ物にほぼ匹敵している。」 [3b] (2000 年 5 月、カナダ市民権移民省—CIC およびカナダから福州への 90 人の中国人違法移民についての本国送還に関し、プログラムアナリストにより提供を受けた情報に基づく)

チベット人の扱い

35.11 2003 年 12 月 23 付で ICT による、またウェブ上でチベットの新聞 *Phayul* をコピーした報告書によると、伝えられるところによればインドまたはネパールから戻る際に捕まったチベット人難民は、チベットを離れようとする際に捕まった彼らよりはるかにひどい扱いをされる。[43a] 2004 年 1 月 24 日付 ICT の別の報告書によると、チベットに再入国しようとする（違法に）者への標準的

な刑罰は、1,700 ～5,000 元 (212～625 米ドル)の罰金に加え、3～5 カ月である。本報告書もまた、ウェブサイト上で *Phayul* によりコピーされたものである。 [43b]

35.12 USSDReport2006 の報告によると、

「チベット人は、宗教などの目的でインドへ旅行する際に大きな困難や障害物に直面し続けた。政府は注意を要する記念日や行事の間チベット人の移動を制限し、これらの時期の国境地域に関し管理を強化した。1月にインドの Kolachakara の祝典からチベットへ戻ろうとしていた者が、ター川の当局で登録することを求められたとの報告があった。専断的な抑留が、特にネパールから戻る際の僧侶に関してあるとの報告があった。抑留は大半の場合、何ら起訴はされないが一般に数カ月続いた。6月、伝えられるところによると、ティンリー近くの国境警察が、ネパールに向かって国境を渡ろうと計画していた13人のチベット人を逮捕した。」 [2e] (チベット)

35.13 ガーディアンが2007年2月1日に報じたところによると、「チベット人の生存者によると、中国人の国境警備員が火をつけ数人の非武装グループを殺害した際、機能しなくなった故郷からヒマラヤ山脈の向こう側に逃げようと試みた後、30人以上のチベット人が拷問にあい、労働収容所へ送られた。... 毎年4,000人以上のチベット人が、エベレストなど地球上最も高いいくつかの山々を横断する国境を渡ってネパールへ逃げている。」 [41h]

35.14 USSD 報告書 2006 の報告によると、

「9月30日、人民軍警察はナンパラにおいて、ネパールまで横断しようとしていたおよそ70人のチベット人グループを撃ち、17歳の尼僧 Kelsang Namtso を殺害、他は負傷させた。役人は、警察が自己防衛で撃ったものであると主張したが、ヨーロッパ人の撮影隊が撮った映像など目撃者の話により、兵士が挑発され遠くからチベット人を撃ったことを示された。... ニュース報道によると、ナンパラで兵士に撃たれた70人のチベット人のうち30人が捕まり、投獄され、労働収容所で拷問にあった。」 [2e] (チベット)

ウィグル人の扱い

35.15 USSD 報告書 2006 の報告によると、「2003年、ウィグル人の Shaheer Ali はテロに関して有罪を宣告された後処刑された。」 (2e) (2項) ワシントンポストが2006年5月10日報じたように、グアンタナモ湾でテロリストの容疑者として拘束されていた5人のウィグル人が、中国へ送還され場合に拷問にあい殺されることを恐れ、米国政府によってアルバニアに再定住した。 [59c]

35.16 2006年6月27日付の報告では、AIが、カザフスタンから中国に強制送還された2人のウィグル人、Yusuf Kadir Tohti と Abdukadir Sidik の安全に関し重大な懸念を示した。本レポートでは、「最近数年間、アムネスティインターナショナルは、カザフスタンのような中央アジアの国々など隣国の何カ国かからの、ますます増えつつあるウィグル人の中国への強制送還を監視してきている。最近のいくつかの事例では、送還者が、拷問、不公正な裁判そしておまけに処刑など、重大な人権侵害をされたと報告されている、と述べた。」 [6m]

外国で出生した子供の扱い

35.17 2004 年 1 月 21 日に米国市民権移民局が報告したように、「国外で生まれた子供と共に中国に帰る郊外の中国人女性の扱いに関して、時間の制約の中で資源情報センター（以下 RIC という）に比較的情報が入って来ない。この理由に関して、子供が米国民であるという事実がどうしてもいいことなのか否かはっきりしない。」 [84d]

35.18 また同報告によれば、

「米国国務省の中国専門家が RIC に、外国滞在中に子供を持って戻って来る中国人の扱いに関して、現在自分の職場にほとんど情報はないと語った。専門家はまた、現実として中国の人口抑制政策の実施は国中で相当に変化しており、南部の福建省や広東省では、外国で子供を持った後戻って来る際に何の問題もなかったと報告する人もいると加えた(米国国務省/DRL 2004 年 1 月 20 日)。」 [84d]

35.19 同じ情報筋が 2002 年 6 月 12 日付の以前の報告書では、以下のように述べた。

「RIC に接触した情報筋によると、中国当局は、2 人以上の子供を持って中国に戻って来る国民、特に学生や専門家に関して比較的寛大に扱っているようである。仮にも家族計画政策違反で罰せられる場合、一般にはより厳しい措置というよりも、その額は法外に高くなる可能性があるが罰金によることになる。RIC に相談を受けた専門家は、この寛大さが労働者や農業従事者にまで広がるかどうかに関してはほとんど情報がなかった。」 [84b]

35.20 また同報告書が述べたところによれば、

「中国の家族計画事業の専門家で、この件に関して 2001 RIC 報告の共同著者であるカリフォルニア大学（アーバイン校）の人類学者は、外国滞在中に産児制限政策に違反し戻って来る労働者や農業従事者が、学生や専門家と同様の寛大な扱いを受けられるのか否かについてはほとんど情報がない、と言った。彼女は、一般に、外国滞在中に'割当て以上'の子供を持った中国人は、中国国内で割当て違反をする者より寛大な扱いをされると記していた (専門家、2002 年 1 月 11,12 日)。」 [84b]

35.21 外国在住の中国人の帰国する権利は、1991 年 1 月 1 日付発効の'外国在住の中国人とその家族の帰国に関する権利と利益の保護法'により保護されている。 [5d]

35.22 本法律第 3 条では以下のように規定している。

「帰国した外国在住の中国人および外国在住のその家族は、憲法および法律の定める国民の権利を享受するものとし、同時に憲法および法律の定める国民の義務を実行するものとする。どんな組織も個人も彼らを差別してはならない。国は、帰国した外国在住の中国人および外国在住のその家族の現在の環境と特徴に合わせて、彼らを適切に優遇して扱い、それに関して国務院または国務院の下にある関連中核部門により特別な措置が考案されるものとする。」 [5d]

(第 34 項：[市民権と国籍](#)も参照のこと)

[目次に戻る](#)

[出典リストに進む](#)

公式文書

ID カード

36.01 国営新華社通信が 2004 年 4 月 7 日に報告したように、中国はその同じ日に、北京の住民に対し新しいコンピュータ化した（第二世代の）ID カードを発行し始めた。「... 以前とは異なり、16 歳未満の若者も保護者の代理人を通じて第二世代の ID カードを申し込む資格がある。」^[13d] 新華社通信が 2006 年 3 月 8 日に報告したように、中国はすでに 1 億枚を超える新しい ID カードを発行しており、2006 年にはその枚数の 2 倍の枚数を発行することを計画中であった。新華社通信によると、8 億人の中国人成人向けに ID カードの機能を高めるプロジェクトは、2008 年の終わりまでには完結する予定となっている。」 ^[13f]

36.02 報告書では、「新しく発行したプラスチックチップの ID カードには、有効期限、承認機関および国章のデザインなどの情報が記載されている。万里の長城の装飾模様が表紙に印刷されている。カード所有者の氏名、性別、民族性、生年月日、住所、ID 番号および写真が裏表紙に記載されている。」と述べている。 ^[13f]

36.03 カナダ IRB の 2002 年 3 月 13 日の報告によると、「新しいカードは、個人の氏名、写真、生年月日および ID カード番号が記載され、比較的偽造しやすいとうわさされている現在の紙をラミネート加工した ID カードに取って代わることになる。」同じ情報筋が言及したように、第一世代の ID カードをチェックするための実行可能な全国的コンピュータシステムが存在するか否かについて、意見は分かれている。 ^[3i]

36.04 カナダ IRB が 2004 年 4 月 20 日付の別の報告書の中で述べたところによれば、「多くの紛失された ID カードと交換する手続きに関して、北京のカナダ入国管理局の代表者は、中国民が ID カードを紛失した場合、戸籍台帳（‘hukou’）および ID カード発行に関して責任を負う、地元の駐在所に行く。駐在所は、一時的住民も含め、管轄下で住んでいる全住民（外国人も）の登録に関し責任を負っている。引越しをする場合は、住所変更を登録することが必要になる。結果的に、中国民が ID カードを紛失した場合、わずかばかりの取扱い手数料を支払い、再発行のために写真を 2 枚持って行かねばならない（その国民の hukou と以前の ID 申込書全てがそこに保管されている）。自身が写真を携えていく必要はなく、親類のものが代わって行くことも可能である。新しい ID カードには、新しい発行日に、その発行日からの新しい有効期限が記載されることになる。」 ^[3e]

不公正文書の使用

36.05 カナダ IRB の 2005 年 9 月 8 日の報告によると、「中国人の密入国斡旋について書いている、ラトガーズ大学の刑事裁判が専門の教授は、自身の意見として、本人確認書類、出生証明書、大学の卒業証書、病院の関係書類など、『中国であらゆる種類の偽造文書』を入手するのは非常にたやすい。」と調査委員長に語った。オーストラリア犯罪学研究所による 2002 年の報告を引用して、IRB は以下のように伝えた。「... 墮落した役人は、金の見返りに、あるいは... 外国にいる自身の家族を密入国させるという移民密輸業者の約束の見返りに、本物の書類と偽物の書類の両方を渡す。」 ^[3g]

^{13d} Country of Origin Information Report contains the most up-to-date publicly available information as at 17 August 2007. Older source material has been included where it contains relevant information not available in more recent documents.

[目次に戻る](#)[出典リストに進む](#)

雇用の権利

37.01 2007 年 3 月 6 日に公表された、USSD 報告書 2006 が言及したように、

「法は結社の自由を規定しているが、実際、労働者は自由に組合を組織したり、自身で選んだ組合に加入したりできなかった。中国全国総工会（以下 ACFTU という）、それは CCP によって管理され政治局員が議長を務めるのであるが、唯一の合法的な労働者組織であった。労働組合法は、企業レベルの組合など全ての組合組織およびその活動に関して ACFTU を管理し、ACFTU が‘共産党の指導力を支持’するよう求めている。独立した組合は違法である。いくつかの事例においては、ACFTU とその構成組合は労働者を代表して政府の政策に影響を与え実行した。しかし、CCP は、労働者とコミュニケーションを取り、労働者を管理するために ACFTU を使ったのである。」 [2e] (6 項 a)

37.02 同じ情報筋ではまた、法は団体交渉を行う権利は規定しているがストライキを行う権利は規定していないことを報じた。政府は、後者は起こっていないこと、そして ACFTU にはこのような議論を収拾する役割があることを認識した。しかし、ACFTU が非民主的な性格であるため、それが構成員の関心を適切に表現することは困難であった。 [2e] (6 項 a および b)

37.03 2004 年 4 月に公表された、政府白書、『中国の雇用状況および政策（Ⅱ部）』が報告したように、「中国の法律は、労働者は、民族としての独自性、人種、性別または宗教的信念を理由に、雇用に関して差別されてはならないと規定している。中国の法律は 16 歳未満の雇用を厳に禁止している。国は厳しく、児童の労働を違法に用いることおよび児童の労働を推奨することについて調査し、対処する。」 [5n] (II 部の p7)

(第 27 項：[児童労働](#)も参照のこと)

37.04 EIU が同誌の 2007 年の中国に関する国別概要において報告したように、「国営企業(以下 SOEs という)が労働力を削減し、郊外地域での収入が沈滞し、かつ腐敗が蔓延しているように、中国での社会不安は拡大している。2002 年の遼陽や大慶という東北の都市で起こった何万人もの失業した労働者による抗議活動は、1989 年の全国に及ぶ大きなデモ以来の最大のものであったと思われる。」 [4a] (政治: 中国における安全保障リスク)

[目次に戻る](#)[出典リストに進む](#)

争点となっている地域

台湾

38.01 2007 年 1 月 25 日付で、FCO が中国—台湾に関しその国別概要で言及したように、中華民国(以下 ROC という)は、より一般的には台湾と呼ばれるが、2,277 万人の人口(2005 年)を擁している。 [31b] [18c] (地図)

38.02 2004 年 8 月 19 日にアジアタイムズが報じたところによると、

「今日、多くは中国の台湾に対する主張—中国の 1 つの省—を受け入れている。CCP は神代の昔から主張している一疑いもなく。しかし、CCP が存在した最初の 20 年間 (1921-42)において、台湾は、CCP および前の ROC 政府双方にとって単なる一時的関心事でしかなかった。台湾は、視覚的にも修辭的にも両方でハン族中国人の世界の空白を超えるものとして定義される地域である。文書、スピーチ、地図および郵便切手においてでさえも、台湾と台湾人は地域として、そして、省ではなく地域の国の少数派として特徴付けられた。台湾は唯一—そうするのが政治的に好都合であるという際に、中国の不可分の一部と宣言された。」 [64a]

38.03

BBC が 2007 年 3 月 3 日付の台湾に関する国別概要で言及したように、「蒋介石総統率いる中国国家主義的政府 [KMT—国民 (国家主義) 党] は 1949 年、毛沢東の下での共産党進出より先んじて台湾 [島] へ逃れた。亡命政権はその首都として台北を置き、何十年もの間、本土に対し支配復活を望んだ。1990 年代前半、台湾は独裁主義の一党独裁国から民主主義へと移行した。」 [9c] 2007 年 1 月 25 日付の中国—台湾に関する国別概要において、FCO は台湾を「直接選ばれた総統による多党民主主義」と説明した。 [31b]

38.04 同じ情報筋が言及したように、「立法院(議会)の議員は現在、4 年の任期で選ばれる。総統選挙で敗れたのにも関わらず、野党 KMT/PFP [親民党]は 2004 年 12 月 11 日に行われた立法院選挙を受けて圧倒的過半数の議席を保持した。議会が行き詰まり、陳政権が計画した改革の多くが実行できないこともしばしば起きる。」 [31b]

38.05 また FCO によれば、

「中国は、その独立主義的傾向ゆえに陳水扁と前任の李登輝に対し極めて批判的である。台湾が交渉の前提条件として'1 つの中国'方式を承認するまで、直接的な台湾との政治的接触を再開することを拒否している。台湾の政党は、どのように本土との交渉に近づくかに関してさまざまな立場を取っているが、すべてが、'中華民国'は PRC 政府と別個の政治的統一体であると主張している。中国は交渉により再統一を求めてきたが、台湾に対し軍事行動で威嚇することも放棄はしていない。中国は、台湾の独立を'反対し調査する'目的で 2005 年 3 月 14 日に反国家分裂法を制定した。反国家分裂法は、'1 つの中国'を改めて表明し、確かな措置を立案して、台湾海峡の平和と安定を維持し兩岸関係を推進するものである。しかし、それは、平和的再統一に失敗した場合は'反平和的'手段の使用も是認している。政治的膠着にも関わらず、経済および、人と人との直接の関係はめざましく発展し続けている。上海地域だけでおよそ 45 万人の台湾のビジネスマンが住んでいると言われる。」 [31b] [13e] (反国家分裂法本文より)

38.06 また FCO が述べたところによれば、

「最近台湾の野党が何度か本土を訪問したことで、政党間での兩岸交渉に新しい発展の兆しが見られた。前 KMT 党首連戦が 2005 年 4 月本土に重要な訪問を行い、胡錦濤主席と面会した。協議に続いて共同公式声明で 5 つの合意点を発表した。それらは、'1992 年合意'に基づく兩岸交渉の再開、'軍事的相互信頼メカニズム'の確立、兩岸共通市場の確立、台湾の国際的活動に関する協議の推進、および定期的な政党間などの接触、交流

の確立である。5月5日、親民党主席、宋楚瑜が同様の協議のため中国に到着した。」
[31b]

38.07 USSD 報告書 2006 が報告したように、「当局は一般に国民の人権を尊重した。しかし、以下の分野で報告された問題がずっとあった。それらは、役人の堕落、女性に対する暴力や差別、人身売買、および外国人労働者への虐待である。」 [2k]

[目次に戻る](#)

[出典リストに進む](#)

特別行政区 (SARs)

香港(SAR)

39.01 FCO が 2006 年 12 月 12 日付の香港に関する国別概要で言及したように、香港は中国の特別行政区で、中国南沖に 1,098km² の総土地面積を占めている。香港島、九龍半島および新開地区、そして 235 程度の中心から離れた島々がある。人口は 680 万人である。 [31c] [18d] (map)

39.02 同じ情報筋が言及したように、香港は 1997 年 7 月 1 日に英国から中国に返還され、「一国家、二制度」として知られる政策の下、高水準の自治権が許されている。FCO はまた、香港は部分的には、60 人の議員が所属する選挙による立法議会 (以下 LegCo という)によって統治されているとも記した。政府の長は曾蔭権(行政長官)で 国の長は胡錦濤(中国国家主席)である。曾蔭権は、香港の行政長官を選ぶ選挙委員会からの必要最低数の指名を受ける唯一の候補者であった。正式には 2005 年 6 月 21 日、北京の中央人民政府によりその地位に指名された。」 [31c]

39.03 同じ情報筋は、「香港には 360 万人ほどの英国のパスポート保有者がいて、うち 344 万人は(在外)英国国民 (以下 BN(O)という)である。BN(O)のパスポート保有者は第三国で英国領事の保護を享受でき (そして、中国人以外の BN(O)パスポート保有者に関しては、香港と中国本土においても)、また、6 カ月未満の訪問に関しては、ビザ不要で英国へのアクセスが可能である。」と述べた。 [31c]

39.04 2007 年 7 月 30 日にアクセスした、香港政府のウェブサイトで言及したように、「中国国籍法 (以下 CNL という)第 4 条は、両親が中国人または、両親のいずれかが中国人であり中国で生まれた者は、中国国籍を有している、と規定している。「同じ情報筋が記したように、「香港身分証明書(以下 C of I という)は、1997 年 6 月以降は発行されない。手元にある香港 C of I がまだ有効である場合、有効期限まではそれで旅行を続けることができるし、または、HKSAR パスポートを申請することもできる。」 [86a]

(第 34 項: [市民権と国籍](#)も参照のこと)

39.05 USSD 報告書 2006 の報告によると、「[香港] 政府は、核心問題は残っているものの、一般に国民の人権を尊重する。住民は自身の政権を変える能力に制限があり、そして、議会は政策に影響を与える権力において制限があった。女性に対する暴力や差別がそうであったように、自己検閲は問題を残した。労働者は、組織を作ったり団体交渉をしたりすることを制限された。」 [2e] (香港) 2006 年 8 月 6 日、香港議会は、秘密の監視および電話の盗聴の使用を可能にする新しい法案を可決した。 [9k] (BBC, 2006 年 8 月 6 日)

39.06 BBC が 2006 年 7 月 1 日に報告したように、「何万人もの人々が地域での完全な民主主義を要求して、香港での集会に参加した。2003 年と 2004 年は、最大 50 万人に及ぶ群衆が、完全な民主主義を要求するため香港の通りに向かった。しかし、景気が好調で新指導者が高い支持を集めるに従い、その数は減っている、と特派員は言う。」 [9aa]

マカオ (SAR)

39.07 FCO が 2006 年 12 月 8 日付のマカオに関する国別概要で言及したように、マカオは中国の特別行政区で、中国の東南沖にわずか 28.2km² の総土地面積を有している。広東省の隣接地は香港から 60km で、マカオ半島や、タイパとコロアネの 2 つの島から成り立っており、コタイとして知られている長さが 2.2km の一片の埋立地とつながっている。人口は 48 万 8,100 人(2005 年)である。 [31d] [18e] (地図)

39.08 同じ情報筋が言及したように、マカオは、1999 年 12 月 20 日英国から中国へ返還された。「一国家、二制度」として知られる政策の下、外交政策や防衛以外の分野において高水準の自治権が許された。マカオは部分的には、29 人の議員が所属する選挙による立法議会によって統治されている。政府の長はエドモンド・ホー(行政長官)で国の長は胡錦濤(中国国家主席)である。 [31d]

39.09 USSD Report 2006 の報告によると、「[マカオ] 政府は一般に国民の人権を尊重する。しかし、残っている問題があり、大半は明白に、自身の政権を変える国民の能力を制限するものである。」 [2e] (マカオ)

[目次に戻る](#)

[出典リストに進む](#)

付属書 A1: 主な出来事に関する年譜 – チャイナポスト-1949

2007 年 7 月 13 日付の BBC タイムラインおよび、[9a] 2007 年 7 月 19 日にアクセスした、ヨーロッパワールド、国別概要：中華人民共和国に基づく [1a] (現代史)

1949 10 月 1 日：中国共産党 (CCP) 指導者毛沢東が、中華人民共和国(PRC)建国を宣言

1950 土地改革開始

1954 最初の憲法採択

1959 「大躍進政策」開始 – 中国は農業生産を犠牲にして急速な工業化を図った。
この期間中、飢えでおよそ 3,000 万人が死亡

- 1961** 「大躍進政策」 廃止
- 1966** 文化大革命の開始。毛沢東に熱狂的に忠誠であった紅衛兵に、自由に「4つの古いもの」(古い考え、古い慣習、古い文化、古い習慣)を破壊する権限を与えた-これが社会崩壊を招き、毛沢東は軍隊(PLA)への治安回復命令を余儀なくされた
- 1975** 新憲法採択
- 1976** 1月8日：周恩来首相死去
- 9月9日：毛沢東死去、文化大革命の終焉
- 10月：華国鋒が毛沢東の後任となり、首相の職と共に周恩来より以前に引き継いでいたCCP総書記(主席の職は廃止)に就任
- 1978** 新(3つ目)憲法採択、「民主の壁」運動開始、経済改革開始
- 1979** 3～12月：「民主の壁」運動鎮圧
- 1980** 趙紫陽が華国鋒に代わり首相に就任、鄧小平が最高指導者として浮上
- 1982** 胡耀邦が華国鋒に代わりCCP総書記に就任、新(4つ目)憲法採択、CCP主席の職が廃止され、残余の毛沢東主義者を党から追放
- 1986** 1950年代の「百花齊放運動」復活が鎮圧
- 1987** 胡耀邦CCP総書記、学生デモを鎮圧できず辞任に追い込まれる
- 1989** 4月15日：胡耀邦死去、彼の死が天安門広場(以下TSという)の学生や労働者の怒りの抗議を刺激、死後の名誉回復要求がたちまち、さらなる民主主義、役人腐敗の断ち切り、そしてついには共産党打倒要求にまでエスカレートした。抗議が中国の他の地域にまで拡大するのにつれ、北京が戒厳令下におかれた。
- 5月19日：趙紫陽CCP総書記、デモ参加者に解散するよう説得
- 5月30日：学生たちがTSに「民主の女神」像建立
- 6月3～4日：鄧小平など党長老がTS一掃を命令、そして軍(PLA)と人民武装警官(PAP)が共同でタンクや装甲車を用いて抗議者を攻撃した。軍隊は制止できなくなり、大半は広場周辺の脇道にいた非武装の抗議者たち目がけて襲撃し、数百人の人々が死亡。当局の死亡者数は200人と見積もられた。国際的な怒りが制裁の発動をもたらすこととなった。
- 11月：鄧小平、最後の政府の職から去る
- 1992** 江沢民、主席に就任
- 1997** 鄧小平死去

7月1日: 香港が中国に返還される

1998 中国が国有企業 (以下 SOEs という)の合理化を開始。このことにより何千万人もの失業を招くこととなる

1999 NATO がユーゴスラビアのベオグラードにある中国大使館を誤爆

7月: 法輪功 「カルト」 禁止される

12月20日: マカオが中国に返還される

2001 4月: 米国スパイ機が撃ち落され、乗務員が拘束される

11月: 中国の世界貿易機関 (以下 WTO という)加入認可

2002 11月: 胡錦濤が江沢民に代わり CCP 総書記に就任

2003 3月15日: 胡錦濤が主席に選ばれ、温家宝が首相に選ばれる

3~4月: SARS (重症急性呼吸器症候群)の発生

6月: SARS 制圧

7月1日: 新しい国家安全法案 (以下第 23 条という)提起の動きに対し、香港で大規模デモ発生

9月: 第 23 条が、香港政府により無期限延期に

2003 10月1日: 中国初の有人宇宙船打ち上げ、飛行士楊利偉氏、一夜にして国民的英雄になる

2004 4月: NPC が 2007 年の香港の指導者 (行政長官) 直接選挙を否定

9月: 胡錦濤が江沢民に代わり軍事委員会主席となる

2005 1月17日: 追放された中国指導者趙紫陽死去.

3月: 台湾が本土からの独立を宣言した場合に備え、軍事力の使用を求める新しい法律の制定

4月: 反日抗議が中国主要都市の多くで報道。台湾の野党指導者連戦が本土を訪問、1949 年以来初の国共両党の会談

2005 10月: 2 回目の有人宇宙船打ち上げ、今回は 2 人の飛行士が搭乗

2006 7月: 新しい中国、チベット間の鉄道敷設、世界最速の鉄道路線が営業開始

8月: 国営通信社が、50 年ぶりのひどい干ばつで 1,800 万人に影響が出ると伝える

11 月: アフリカ諸国の代表が北京での中国、アフリカサミットに集まる。20 億ドル相当の取引について合意、中国はローンとクレジットで数十億ドルを約束

汚染により、中国の環境は深刻な水準にまで悪化しており、健康および社会の安定を脅かすと政府が伝える

2007 1 月: 中国が宇宙でミサイル実験を行い、天気衛星を撃ち落したとの報道がされる。米国、日本など中国の軍事力増強に懸念を表明

2 月: 胡錦濤主席が、二国間貿易およびアフリカへの投資拡大のためアフリカ諸国 8 カ国を視察。西欧の人権グループが、中国を、墮落的、虐待的社会体制で無条件に取引を行っているとは批判

4 月: 温家宝首相は、画期的訪問の間、日本の国会で演説を行った初の中国首相となった。双方とも、共有する歴史に関する相違について解決に努めることに合意

6 月: 政府は、何百人もの男性や少年が違法なレンガ造りの工場で奴隷として働いていたというスキャンダルを受け、労働者の権利拡大を保証することを目指す、新しい労働に関する法律を採決

[目次に戻る](#)

[出典リストに進む](#)

付属書 A2: 主な出来事に関する年譜 – チベット ポスト-1910

2007 年 6 月 4 日付の BBC、タイムラインに基づく [9]

1911 チベットは、管理を確立しようとの試みを英国および中国に拒否された数十年の後、独立共和国であると宣言

1935 後にダライ・ラマ 14 世となる男性が東北の小さな村の農家に誕生。2 年後、仏教関係者は、彼が前 13 人のダライ・ラマの生まれ変わりと宣言

1949 毛沢東が、中華人民共和国の建国を宣言し、「解放運動」に関しチベットを脅迫。

1950 中国がチベット東部侵略。当時 15 歳のダライ・ラマは正式に国の代表になる

1950 チベット指導者は中国により協定の調印を余儀なくされる。「チベットの解放協定」として知られる本協定は、チベットの自治権を保証し、仏教地域に敬意を払うことを明言しているが、ラサにおいての中国の市民および軍事本部を設立することも認めている。

1950 年代央 中国の統治に怒りが高まり、武装しての抵抗につながる

1954 ダライ・ラマが毛沢東との協議のため北京を訪問したが、中国は依然チベットの解放命令を支持せず

1959 3月: 全面的な反乱がラサで勃発。反乱鎮圧の中、数千人が死亡したと言われる。ダライ・ラマと弟子の僧侶の大半はインド北部へ逃れ、およそ 8 万人の他のチベット人が後に続いた

1963 チベットからの外国人来訪が禁止される

1965 中国政府がチベット自治区 (以下 TAR という)を創る

1966 文化大革命がチベットにおよび、多くの修道院や芸術品が破壊される

1971 外国人来訪者の入国が再び許可される

1970 年代後半 大規模な漢民族のチベットへの移住は続くが、文化大革命終焉により、抑圧がいくらか緩和される

1980s 中国が改革「開放」政策を取り入れ、チベットの自治拡大への抵抗中の投資を増加へ

1987 中国の中での真のチベット自治達成を目的として、ダライ・ラマが平和地帯としてのチベットの確立を要求し、中国との対話を求め続ける

1988 暴動が起こり、中国が戒厳令を発布

1989 ダライ・ラマがノーベル平和賞受賞

1993 中国とダライ・ラマの協議が決裂

1995 ダライ・ラマは 6 歳の少年である Gedhun Choekyi Nyima を、チベット仏教の 2 番目に重要な人物である、パンチェン・ラマの真の生まれ変わりとして指名する。中国当局は、その少年を軟禁状態にして、別の 6 歳の少年、Gyancain Norbu を正式に認められたパンチェン・ラマとして指名する。

2002 ダライ・ラマと北京の接触が再開

2006 ラサと格爾木という中国の都市を結ぶ新しい鉄道が開通する。中国人はそれを技術の偉業だと歓迎するが、漢民族のチベットへの往来を増やし、伝統的なチベット文化の弱体化を助長する、と評論家は言う。

[目次へ戻る](#)

出典リスト

に進む

附属書 B：政治団体

全中国労働組合連合 (ACFTU)

政府が後援する労働組合 [2e] (第 6a 節)

全中国女性連盟 (ACWF)

政府が後援する女性団体 [2e] (第 5 節)

カトリック愛国協会

政府が後援するカトリック団体 [2a] (第 I 節 宗教人口学)

中国共産党の国家統一工作小組 (UFWD)

宗教活動に関する「指導および監督」 [2a] (第 II 節 信教の自由、法政策／法的枠組みの状況)

中国障害者連合会 (CDPF)

Deng Pufang が主席を務める政府が後援する障害者団体 [12s]

中国イスラム教協会

政府が後援するイスラム教団体 [2a] (第 II 節 信教の自由、法政策／法的枠組みの状況)

中国キリスト教協会 (CCC)

政府が後援するプロテスタント団体 [2a] (第 I 節 宗教人口学)

中国共産党 (CCP)

与党：党員は 7,080 万人 [11a]

民主建港協進聯盟 (DAB)

香港の親中国主要政党：2005 年に民主協進聯盟（1992 年結成、香港の母国復帰と基本法実施を支持）が香港協進聯盟（1994 年に結成、商工業界が支持）を吸収合併

主席（党首）：Ma Lik

副主席：Kan Chi-ho [1a] (香港 – 政治団体)

民主党

香港における民主派の中核政党：香港民主同盟 (UDHK – 1990 年に正式な政党として宣言)と匯點 (Meeting Point – 自由主義者団体、民主主義を謳う) が 1994 に合併して成立。

党主席：Lee Wing-tat

副主席：Cheung Yin-tung [1a] (香港 – 政治団体)

法輪功 (Falun Gong)

禁止されているカルト。法輪大法としても知られている。Li Hongzhi（創始者）の項も参照のこと。

[2a] (第 I 節 宗教人口学)

全国人民代表大会 (NPC)

中国の国会 [1a] (全国人民代表大会)

中国国家人口・計画生育委員会 (NPFPC)

以前は国家家族計画委員会として知られていた人口抑制政策を監視する政府の一部門 [3] (子供)

人民武装警察 (PAP)

警察の民兵組織 [52a]

人民解放軍 (PLA)

中国の軍隊 [1a] (防衛)

国家宗教事務局 (SARA)

宗教活動に関する「指導および監督」 [2a] (第II節 信教の自由、法政策／法的枠組みの状況)

国家請願・陳情局

国民の不満を調査する政府の一部門 [9m]

道教協会

政府が後援する道教団体 [2a] (第I節 宗教人口学)

三自愛国運動 (TSPM)

政府が後援するプロテスタント団体 [2a] (第I節 宗教人口学)

新疆生産建設公司 (XPCC)

新疆の漢族労働者を数百万人雇用している農工民兵組織 [59a]

[目次に戻る](#)

[出典リストに進む](#)

附属書 C：過去および現在の著名人

Chen Shui-bian

台湾総統。2000 年 3 月に選出され、2004 年 3 月 20 日に再選 [31b]

Chiang Kai-shek

内戦に敗れた国民党 (KMT) 党首。1949 年台湾に逃亡。1975 年死去 [31b]

Dalai Lama

チベット人から最も尊敬されている精神的・政治的指導者。Dharamsala（インド北部）を基盤にチベット亡命政府を統率。1959 年チベットを出国 [1a] (近代史)

Deng Xiaoping

1980 年代および 1990 年代初頭の最高指導者。経済改革の立役者。天安門広場へ軍隊の出動命令。1997 年死去 [1a] (近代史)

Edmund Ho Hau Wah

マカオ特別行政区長官 [31d]

Hu Jintao

2003 年 3 月から中国の国家主席。CCP 総書記兼中央軍事委員会主席 [31a] (2-3)

Hu Yaobang

その死亡が天安門事件へと発展した民主派指導者。1989 年死去 [1a] (近代史)

Li Hongzhi

禁止された「カルト」、法輪功の創始者 [50c] (p3-8)

Jiang Zemin

中核的な指導者として Deng Xiaoping を後継。国家主席および党総書記の職をすでに Hu Jintao に移譲していたが、2004 年 9 月に中央軍事委員会主席を辞任。 [1a] (近代史)

Mao Zedong

1949 年 10 月 1 日中華人民共和国を建国。悲慘な「大躍進政策」を主宰し、文化大革命を煽動。1976 年死去 [1a] (近代史)

Panchen Lama

Dalai Lama（上記参照）に次ぐチベット仏教の高僧。Panchen Lamas は二人いる。Dalai Lama が第 11 世 Panchen Lama に認定した Gendun Choekyi Nyima と中国政府が認定した Gyalsten Norbu (Bainqen Erdini Qoigyijabu として知られている)である。 [2a] (チベット、第 II 節 信教の自由、法政策／法的枠組みの状況)

Donald Tsang

香港特別行政区長官 [31c]

Wei Jingsheng

「民主の壁」運動 (1978/79) を起こした亡命中の指導者 [9d]

Wen Jiabao

2003 年から中国の首相 [31a] (2-3)

Wu Bangguo

2003 年から NPC 常務委員会委員長 [31a] (2-3)

[目次に戻る](#)

[出典リストに進む](#)

附属書 D：略語表

AI	アムネスティインターナショナル
CEDAW	女子差別撤廃委員会
CPJ	ジャーナリスト保護委員会
EU	欧州連合
EBRD	欧州復興開発銀行
FCO	外務英連邦省（英国）
FH	フリーダムハウス（米国の非営利団体）
GDP	国内総生産
HIV/AIDS	ヒト免疫不全／後天性免疫不全症候群
HRW	ヒューマンライツウォッチ
IAG	非合法武装組織
ICG	国際危機グループ
ICRC	赤十字国際委員会
IDP	国内避難民
IFRC	国際赤十字・赤新月社連盟
IMF	国際通貨基金
IOM	国際移住機構
MSF	国境なき医師団
NA	北部同盟（反タリバン勢力）
NATO	北大西洋条約機構
NGO	民間公益団体
OCHA	国連人道問題調整事務所
ODIHR	民主制度人権事務所
ODPR	避難民・難民事務所
OECD	経済協力開発機構
OHCHR	国連人権高等弁務官事務所
RSF	国境なき記者団
STD	性感染症
STC	セーブ・ザ・チルドレン
TB	結核
TI	トランスペアレンシー・インターナショナル
UN	国際連合
UNAIDS	国連共同エイズ計画
UNESCO	国連教育科学文化機関
UNHCHR	国連人権高等弁務官
UNHCR	国連難民高等弁務官
UNICEF	国連児童基金
UNODC	国連薬物犯罪事務局
USAID	米国国際開発庁
USSD	米国国務省
WFP	世界食糧計画
WHO	世界保健機関

[目次に戻る](#)

[出典リストに進む](#)

附属書 E：有名な反体制派

このリストは、すべての反体制派が網羅されている訳ではない。

中国民主党 (CDP)

1998年に設立されたが、後に非合法の宣告を受ける。CDPの活動は禁じられたままで、政府は現在および以前の CDP 党員を監視、拘束、投獄し続けている。同党が中国でまだ活動しているかは定かでない。[2e] (第 2b 節および第 3 節)

中国進歩同盟 (CPA)

1989年の民主主義運動を支持する者たちが 1991年中頃に設立した。党員は 2001年5月に会合を開き、独裁政権との戦いのほか、CCPの進歩的要素について話し合うことなど、11項目のマニフェストを承認した。[6c] (p3)

中国自由労働組合 (FLUC)

1991年末に設立された。1992年1月に自主労働組合設立を呼びかけるリーフレットを配布した。1992年6月に党員の一部が秘密裏に逮捕されたので、同党は Geneva にある国際労働機関 (ILO) に嘆願書を送付した。[6c] (p4)

中国自由民主党 (LDPC)

1991年11月に表面化し、北京大学で中国における人権違反を批判する声明を出した。1992年3月にも同様の声明を出している。[6c] (p3)

中国社会民主党 (SDPC)

1991年、甘粛省 Lanzhou で設立された。「学生、労働者、有識者、政府幹部など 100人以上の党員がいると主張した。大半の党員は 1989年の民主主義運動に参加している。」1992年にマニフェストを発表し、民主主義を高めるために他の団体も加わるよう呼びかけた。1992年5月までに、50人の党員が逮捕された。[6c] (p4)

中国大陸民主戦線

Ren Zhiyuan はインターネットに「人民には暴力的手段で専制政治を覆す権利がある」という記事を掲載したことから、2006年3月17日に懲役10年の刑が言い渡された。Ren は、中国大陸民主戦線という反体制派を組織したとする容疑もかけられた。[2e] (第 2a 節)

中国国民人民党

甘粛省の二人の中年農民、Li Wenshan と Chen Shiqing が 1990年代中頃に設立した。同党は民主主義、人権、繁栄を謳い、1999年初期までに 1,000名の党員を擁した。Li と Chen は 10-12人の党員と共に 2000年8月30日に裁判にかけられ、Li と Chen はそれぞれ懲役13年と8年の判決を受けた。その他の8名は、再教育のために強制労働収容所に送られた。[59b]

中国プラム国民党

50歳の農民 Fen Zhengming が 1980年代末期に設立した。1990年代初頭までに 17省で活動。Fen は 1992年4月に拘束され、懲役15年の判決を受けた。[59b]

[目次に戻る](#)

[出典リストに進む](#)

附属書 F：民主的党派

PRC 建国 (1949 年) 以前から存在する政治組織だが、これらの組織は CCP の思いのままになっている。[11a]

- 中国民主促進会
- 中国民主同盟
- 中国民主建国会
- 中国致公党
- 中国农工民主党
- 九三学社
- 中国国民党革命委員会
- 台湾民主自治同盟 [1a] (その他の政党組織)

[目次に戻る](#)

[出典リストに進む](#)

附属書 G：中国語の用語解説

danwei	作業単位
Fei Ch'ien	「フライング・マネー」、地下銀行システム
getihu	家族が経営する事業
Guanxi	社会的なコネ、有利になるために利用する
guojia	全国的な宗教団体、国が後援
hei haizi	「黒人児童」、「一人っ子政策」に反して生まれた子供
huafeng	「中国的やり方」
Huayi	「華僑の扶養家族」
Huaqiao	「海外在住の人々」＝華僑
hukou	戸籍管理制度書類
hutong	北京の「裏通り」または「表通り」
jiefang	「自由にする」または「解放する」
renyuan	北京からの請願者を排除するために雇った「人員」
Lai see	お年玉
laodong jiaoyang	「労働を通して行なう再教育」(RTL)、行政拘留の主要形態
Laogai	強制労働収容所
mingong	中国農民の季節労働者
Mianzi	「面子」、名声または尊敬
Nongzhuan fei	hukou 変換、すなわち田舎から都会への住居移転
qigong	エネルギーの生成／緩和技術に関する考え方および信念の近代的混合主義
renshe	スネークヘッド（密入出国請負業者）の「顧客」
Shuang gui	自宅軟禁に似ているが、党規律違反に関して CCP（訳者注：CCP の間違い？）党員を罰するために使用される
shourong shencha	「監禁および取調べ」、現在は廃止された行政拘留
shourong qiansong	「監禁および本国送還」、現在は廃止された別形式の行政拘留
Tiananmen	「天安門」
Tian-ming	「天命」
tongxianghui	生誕地が同じ人たちの協会
wai shi	中国の外国人を管理するために使用するシステム
Xinfang	陳情制度
xiangang	国の「基地外」余剰労働者
Xinjiang	「新開地」、XUAR も参照のこと
Xiaokang	比較的裕福な
xiejiao	「邪悪なカルト」
Xizang	チベットの中国名
Zanzhu Zheng	寄留者の認可
Gongheguo	中華人民共和国、中国の正式名称
Zhongnanhai	北京の CCP 本部

[目次に戻る](#)

[出典リストに進む](#)

附属書 H：英語の用語解説

基本法	香港の憲法
裸の枝	恋人のいない男を言うときに使う表現
CCP	中国共産党
行政会議	香港の最高意思決定機関
HK	香港
IMAR	内モンゴル自治区
LegCo	香港およびマカオ立法会
MPS	中国公安警察
「ミキシング・サンド」	新疆の漢族移住者につけられた名称
NHAR	寧夏回族自治区
検察院	刑事事件を調査・起訴する責任を有する
PRC	中華人民共和国
PSB	公安局、地方の警察部隊
ROC	中華民国、台湾の正式名称
SAR	特別行政区、香港およびマカオ
SARG	特別行政区政府
スネークヘッド	密入出国請負業者
TAR	チベット自治区
3つの代表	江沢民前国家主席の理解しにくい個人哲学
XUAR	新疆維吾爾自治区

[目次に戻る](#)

[出典リストに進む](#)

附属書 I：チベット語の用語解説

民主主義管理委員会

(DMC)

Geshe

Lamas

Lamaseries

Lhasa

Potala Palace

Rinpoche

Tibet

チベットの仏教寺院運営を監視する委員会

最高の修道研究を極めた僧侶またはラマ僧

最も崇拝されているチベットの「最高位僧」、仏陀の再生
僧院

チベットの首都

Lhasa における Dalai Lama の公邸

僧侶に与えられる敬称

「世界の屋根」

[目次に戻る](#)

[出典リストに進む](#)

附属書 J：チベット語名称の手引き

名称	発音	意味
Chodak	CHO-dak	ダルマ・スプレッダー
Choden	CHO-den	信心深い者
Choegyal	CHO-gyal	ダルマ・キング
Chophel	CHO-pel	ダルマの身振り
Dhargey	DAR-gye	進展、発展、展開
Dorje	DOR-je	不滅を意味するバジュラ
Gyaltsen	GYEL-tsen	勝利のバナー
Jampa	JAM-pah	親愛
Jamyang	JAM-yang	優しい声
Kalsang	KAL-sang	幸運
Karma	KAR-ma	行動、行為
Kunchen	KUN-chen	全知の
Lhundup	LUN-d(r)oop	自然に成就した
Lobsang	LOB-sang	高潔な
Ngawang	NAR-wang	力強い演説
Ngodup	NOD-ooop	達成、成就
Norbu	NOR-bo	大切な物
Palden	PAL-den	輝かしい
Pema	PEM-a	ハス
Phuntsok	Poon-tsok	卓越
Rabten	RAB-ten	不動
Rinchen	RIN-chen	貴重な、高価な
Samdup	SAM-d(r)oop	成就（人間の願望の）
Sangye	SANG-gye	仏陀
Sonam	SON-am	メリット
Tenzin	TEN-zin	教育資格保有者
Thekchen	TEK-chen	大乘仏教
Thokmay	TOK-me	遮るもののない、妨害されていない
Thubten	TOOB-ten	仏陀の教え
Tinley	T(R)IN-ley	賢明な活動
Tsering	TSER-ing	長寿
Tseten	TSET-en	安定した生活
Tsewang	TSE-wang	寿命余力
Wangchuk	WANG-chook	神
Wangdue	WANG-doo	征服者
Yonten	YON-ten	優れた資質

[31h]

目次に戻る

出典リストに進む

附属書 K：参考資料

内務省は、外部ウェブサイトの内容に関しては責任を有しない。

資料の付番は、本文書の更新過程で古い資料を削除するので、必ずしも連続しているとは限らない。

[1] Europa Publications

- a Europa World, Country Profile: The People's Republic of China [accessed 19 July 2007] <http://www.europaworld.com/entry/cn>

[2] US State Department <http://www.state.gov/>

- a International Religious Freedom Report: China, 15 September 2006 [accessed 20 July 2007] <http://www.state.gov/g/drl/rls/irf/2006/71338.htm>
- b Intercountry Adoption - China, February 2006 [accessed 17 May 2007] http://travel.state.gov/family/adoption/country/country_365.html#
- c Message on the Eighteenth Anniversary of Tiananmen Square, Press Statement, 1 June 2007 [accessed 24 July 2007] <http://www.state.gov/r/pa/prs/ps/2007/jun/85935.htm>
- d China's Human Rights Record and Falun Gong, Gretchen Birkle, Acting Principal Deputy Assistant Secretary for Democracy, Human Rights, and Labor, Testimony before the House Committee on International Relations, Subcommittee on Africa, Global Human Rights and International Operations, 21 July 2005 [accessed 20 July 2007] <http://www.state.gov/g/drl/rls/rm/2005/50110.htm>
- e Country Report on Human Rights Practices 2006: China, 6 March 2007 [accessed 22 March 2007] <http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2006/78771.htm>
- f China: Reports of Concentration Camp in Northeast China, 14 April 2006 [accessed 20 July 2007] <http://www.state.gov/r/pa/prs/ps/2006/64589.htm>
- g Background Note: China, January 2007 [accessed 18 April 2007] <http://www.state.gov/r/pa/ei/bgn/18902.htm>
- h China's 「One-Child」 Policy Coercive, State's Dewey Says, Arthur E. Dewey, Assistant Secretary, Bureau of Population, Refugees and Migration, Testimony before US House of Representatives on 14 December 2004 [accessed 20 July 2007] <http://usinfo.state.gov/gi/Archive/2004/Dec/15-524020.html>
- i Major Challenges Facing the Chinese Leadership, James R. Keith, Senior Advisor, East Asian and Pacific Affairs, Statement to the US-China Economic and Security Review Commission, 2 February 2006 [accessed 30 April 2007] <http://www.state.gov/p/eap/rls/rm/60277.htm>
- j Country Report on Human Rights Practices 2004: China, 28 February 2005 [accessed 20 July 2007] <http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2004/41640.htm>
- k Country Report on Human Rights Practices 2006: Taiwan, 6 March 2007 [accessed 29 March 2007] <http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2006/78770.htm>
- l Trafficking in Persons Report 2007, 12 June 2007 [accessed 16 July 2007] <http://www.state.gov/g/tip/rls/tiprpt/2007/82805.htm>

[3] Canadian Immigration and Refugee Board

http://www.cisr-irb.gc.ca/en/INDEX_E.htm

- a CHN4217.E China: Structure of the police force; whether witness protection programmes exist, or other forms of police or state protection for individuals who fear members of organized crime groups (2000–03), 26 January 2004 [accessed 15 April 2005]
- b CHN34770.E China: Update to CHN32869.EX of 22 September 1999 regarding treatment of illegal emigrants repatriated to China; particularly information regarding treatment of those repatriated from Canada in May 2000, 9 August 2000 [accessed 15 April 2005]
- c CHN100726.X. China: The situation of Falun Gong practitioners and their treatment by state authorities (2001 – 2005) 31 October 2005 [accessed 28 November 2005]
<http://www.cisr-irb.gc.ca/en/research/ndp/ref/?action=view&doc=chn100726ex>
- d CHN101061.E China: Whether the Public Security Bureau (PSB) has set up a national computer network for information sharing; nature and extent of communication between PSB offices across the country; whether a link to a police computer network is available at international airports in China (2003 - 2006), 27 April 2006
- e CHN42321.E China: The format, appearance and manufacture of Chinese resident identity cards; procedure for replacing a lost or stolen identity card; the new law on citizen's identification cards (this Response replaces CHN28290.E of 8 January 1998) 20 April 2004 [accessed 12 April 2005]
- f CHN38004.E China: The treatment of pregnant, unmarried women by state authorities and society in Guangdong; laws pertaining to pregnant, unmarried women (2001), 2 November 2001 [accessed 17 May 2007]
<http://www.cisr-irb.gc.ca/en/research/rir/?action=record.viewrec&gotorec=416515>
- g CHN100510.E. China: The manufacture, procurement, distribution and use of fraudulent documents, including passports, hukou, resident identity cards and summonses; the situation in Guangdong and Fujian particularly (2001 – 2005) 8 September 2005 [accessed 1 March 2006]
<http://www.cisr-irb.gc.ca/en/research/ndp/ref/?action=view&doc=chn100510e>
- h CHN100511.E. China: Treatment of pregnant, unmarried women by state authorities, particularly in Guangdong and Fujian; whether unmarried women are obliged to undergo pregnancy tests by family planning officials (2002 – 2005) 6 September 2005 [accessed 1 March 2006]
<http://www.cisr-irb.gc.ca/en/research/ndp/ref/?action=view&doc=chn100511e>
- i CHN100385.E. China: Penalties faced by couples returning from overseas who are in violation of family planning regulations (2001 – 2005)
<http://www.cisr-irb.gc.ca/en/research/ndp/ref/?action=view&doc=chn100385e>
- j CHN38833.E China: Update to CHN19301.E 16 January 1995 on whether a child born in a foreign country to Chinese nationals domiciled in a foreign country (Peru) has the right to Chinese citizenship; whether it is automatic; where the child has the automatic right to reside in China' whether the child's rights differ from those of Chinese nationals 2002/05/00e, 3 May 2002 (Courtesy of the IRB)
- k CHN101062.E China: Organized crime or black society activity, particularly in Guangdong and Fujian, including links with government officials, repercussions associated with failing to meet demands of criminal gangs, and government efforts at tackling organized crime (2005 - 2006), 5 May 2006

- <http://www.cisr-irb.gc.ca/en/research/rir/?action=record.viewrec&gotorec=450166>
- l CHN38011.E China: Whether the Public Security Bureau (PSB) has a national computer network that records all resident identification cards and alerts police stations nationally, upon inquiry, whether or not an individual has an outstanding police summons or arrest warrant, 13 March 2002 [accessed 13 April 2005]
 - m CHN37380.E China: Whether a person can have his or her hukou renewed even if he or she is outside of China, 19 April 2002 (Courtesy of the IRB)
 - n CHN43165.E. China: Any Reports of forced abortions and forced sterilization within the regions of Guangzhou (Guangdong Province) and Fuzhou (Fujian Province) covered by the urban hukou; any Reports of an easing or a tightening of family planning regulations since 2002 (2002 – 2005) 21 February 2005 [accessed 1 March 2006]
<http://www.cisr-irb.gc.ca/en/research/ndp/ref/?action=view&doc=chn43165e>
 - o CHN42650.E China: Whether underground Catholic Churches issue baptism certificates; if so, in what language, 8 June 2004 [accessed 12 April 2005]
 - p CHN40106.E China: Whether it is possible to recover lost Chinese nationality; procedure to follow and discretion exercised for reinstatement of Chinese nationality, 15 November 2002 [accessed 23 June 2004]
 - q CHN100513.E: Exit controls for citizens travelling overseas, including documents and police checks, and whether a person wanted by authorities could leave China using a passport in his or her name; exit procedures at Beijing airport (2003 – 2005), 25 October 2005 [accessed 15 March 2006]
<http://www.irb-cisr.gc.ca/en/research/ndp/ref/?action=view&doc=chn100513e>
 - r CHN42444.E China: Circumstances and authorities responsible for issuing summonses/subpoenas; procedural law; whether summonses are given to individuals or households; format and appearance; whether legality can be challenged; punishment for failure to comply with a summons (1998-2004), 1 June 2004 [accessed 15 April 2005]
 - s CHN40628.E China: Information on the human rights situation of the Chaoxian ethnic group (2000–02), 12 February 2003 (Courtesy of the IRB)
 - t CHN41289.E China: Whether patriotic churches in China can display Christian crosses, crucifixes and portraits of Jesus Christ; whether it is illegal for individuals in any or all regions of China to possess Christian crosses, crucifixes and portraits of Jesus Christ, 28 February 2003 [accessed 12 April 2005]
 - u CHN42768.E China: Whether affiliation with or membership in foreign churches, while abroad, is a violation of government policy; (i.e., in Canada) could be accused of violating government policy in China and would therefore be subject to repercussions upon return to China (2004), 17 August 2004 [accessed 15 April 2005]
 - v CHN36734.E China: Whether the Chinese government retried individuals for crimes committed outside China and for which sentences had already been served (March 2001)2001/03/00e (Courtesy of the IRB)
 - w CHN41862 China: Whether the translated text of the Bible used in Patriotic churches differs in content from the English version (July 2002–November 2003), 28 November 2003 (Courtesy of the IRB)

- x CHN42462.E China: Further to CHN29937.E of 20 August 1998 on whether the Public Security Bureau (PSB) authorities and/or police officers from one province would have jurisdiction in another province; whether a Chinese citizen would have recourse against personal vendettas by law enforcement officials from outside his or her home province, 26 March 2004 [accessed 20 July 2005]
- y CHN00018.E China: Reports from sources other than Falun Gong and The Epoch Times, claiming over 1 million members of the Communist Party of China have withdrawn since publication of the Nine Commentaries, November 2004-June 2005 (Courtesy of the IRB)
- z CHN102496.E China: Treatment of 「illegal, 「 or 「black, 「 children born outside the one-child family planning policy; whether unregistered children are denied access to education, health care and other social services (2003 - 2007), 26 June 2007 [accessed 23 July 2007]
http://www.cisr-irb.gc.ca/en/research/rir/index_e.htm?action=record.viewrec&gotorec=451354

[4] Economist Intelligence Unit (EIU)

- a Country Profile 2007: China [accessed 3 April 2007]
<http://www.eiu.com/>

[5] Laws, Regulations and White Papers

- a Constitution of the People's Republic of China, Adopted 4 December 1982 and amended 14 March 2004, International Constitutional Law (ICL) [accessed 18 April 2007] <http://www.oefre.unibe.ch/law/icl/index.html>
http://www.oefre.unibe.ch/law/icl/ch00000_.html
- b Law of the People's Republic of China on Assemblies, Processions and Demonstrations, Adopted 31 October 1989, UNHRC Country of Origin and Legal Information: China [accessed 8 July 2005]
<http://www.unhcr.ch/cgi-bin/texis/vtx/home>
<http://www.unhcr.ch/cgi-bin/texis/vtx/rsd/rsddocview.htm?tbl=RSDLEGAL&id=3ae6b592e>
- c Regulations for the Implementation of the Law of Assembly, Procession and Demonstration of the People's Republic of China, Promulgated June 1992, UNHRC Country of Origin and Legal Information: China [accessed 8 July 2005]
<http://www.unhcr.ch/cgi-bin/texis/vtx/rsd/rsddocview.htm?tbl=RSDLEGAL&id=3ae6b59010>
- d Law of the People's Republic of China on the Protection of the Rights and Interests of Returned Overseas Chinese and the Family Members of Overseas Chinese, effective as of 1 January 1991, UNHRC Country of Origin and Legal Information: China [accessed 8 July 2005]
<http://www.unhcr.ch/cgi-bin/texis/vtx/rsd/rsddocview.htm?tbl=RSDLEGAL&id=3ae6b4dc0>
- e Decision of the Standing Committee of the National People's Congress regarding the Severe Punishment of Criminals who Abduct and Traffic in or Kidnap Women or Children, effective as of 4 September 1991, UNHRC Country of Origin and Legal Information: China [accessed 8 July 2005]
<http://www.unhcr.ch/cgi-bin/texis/vtx/rsd/rsddocview.htm?tbl=RSDLEGAL&id=3ae6b4dd10>
- f Law on protection for women's rights and interests, effective as of 1 October 1992, UNHRC Country of Origin and Legal Information: China [accessed 8 July 2005]
<http://www.unhcr.ch/cgi-bin/texis/vtx/rsd/rsddocview.htm?tbl=RSDLEGAL&id=3ae6b4d843>

- g State Security Law of the People's Republic of China, effective as of 22 February 1993, UNHRC Country of Origin and Legal Information: China [accessed 8 July 2005] <http://www.unhcr.ch/cgi-bin/texis/vtx/rsd/rsddocview.htm?tbl=RSDLEGAL&id=3ae6b4dd0>
- h Criminal Procedure Law of the People's Republic of China, Adopted 1 July 1997 amended on 17 March 1996, UNHRC Country of Origin and Legal Information: China [accessed 7 July 2005] <http://www.unhcr.ch/cgi-bin/texis/vtx/rsd?search=c&ISO=CHN&CATEGORY=RSDLEGAL&next=0>
- i Criminal Law of the People's Republic of China, effective as of 1 October 1997, UNHRC Country of Origin and Legal Information: China [accessed 8 July 2005] <http://www.unhcr.ch/cgi-bin/texis/vtx/rsd/rsddocview.htm?tbl=RSDLEGAL&id=3ae6b5cd2>
- j Population and Family Planning Law of the People's Republic of China, adopted on 29 December 2001, UNHRC Country of Origin and Legal Information: China [accessed 7 July 2005] <http://www.unhcr.ch/cgi-bin/texis/vtx/rsd/rsddocview.htm?tbl=RSDLEGAL&id=42417cb54>
- k Population and Family Planning Regulations of Guangdong Province, adopted by the Standing Committee of the People's Congress of Guangdong on 25 July 2002, effective from 1 September 2002 (Courtesy of the IRB)
- l Population and Family Planning Regulation of Fujian Province, adopted 26 July 2002, UNHRC Country of Origin and Legal Information: China [accessed 7 July 2005] <http://www.unhcr.ch/cgi-bin/texis/vtx/rsd?search=c&ISO=CHN&CATEGORY=RSDLEGAL&next=0>
- m Military Law of the People's Republic of China, People's Daily [accessed 7 July 2005] <http://english.peopledaily.com.cn/data/laws/laws.php> <http://english1.peopledaily.com.cn/data/laws/detail.php?id=41>
- n China's Employment Situation and Policies, Information Office of the State Council of the People's Republic of China, April 2004, Beijing (china.org) [accessed 23 July 2007] <http://www.china.org.cn/e-white/index.htm> <http://www.china.org.cn/e-white/20040426/index.htm>
- o Regional Ethnic Autonomy in Tibet, Information Office of the State Council of the People's Republic of China, May 2004, Beijing (china.org) [accessed 23 July 2007] <http://www.china.org.cn/e-white/20040524/index.htm>
- p Law of the People's Republic of China on Administrative Penalty, effective from 1 October 1996, Congressional-Executive Commission on China (CECC) [accessed 23 July 2007] <http://www.cecc.gov/pages/newLaws/adminPunishmentENG.php>
- q China's Progress in Human Rights in 2004, April 2005 [accessed 23 July 2007] <http://www1.china.org.cn/e-white/20050418/index.htm>
- r National Population and Family Planning Commission, Decision of the Central Committee of the Communist Party of China and the State Council on Fully Enhancing Population and Family Planning Programme and Comprehensively Addressing Population Issues (unofficial translation), 22 January 2007 [accessed 13 July 2007] <http://www.npfpc.gov.cn/en/en2007-01/news20070124.htm>

- s Interim Regulations of the People's Republic of China on Punishment of Servicemen Who Commit Crimes Contrary to Their Duties, effective from 1 January 1982 [accessed 21 June 2006] <http://english.peopledaily.com.cn/data/laws/detail.php?id=316>
- t Constitution of the Communist Party of China, amended and adopted by the Sixteenth National Congress of the Communist Party of China held on 14 November 2002 [accessed 17 May 2007] <http://www.learnworld.com/COURSES/P141/CCP-Constitution-Nov-2002.html>
- u China Questions and Answers, Q: Many people in the international community accuse China's family planning policy of violating human rights. Why does China carry out this policy? Are there differences in its implementation when it comes to urban and rural areas, and ethnic minority areas? [accessed 30 March 2006]
- v Government White Paper, China's National Defense in 2004 (china.org) [accessed 21 June 2006] <http://www.china.org.cn/e-white/20041227/index.htm>

[6] **Amnesty International (AI)** <http://www.amnesty.org/>

- a ASA 17/09/90, China: The Massacre of June 1989 and its aftermath, 1990 (printed in landscape) [accessed 23 July 2007] <http://www.amnestyusa.org/countries/china/document.do?id=1233EEEEBBA5F4B802569A6005FFADA>
- b ASA: 17/011/2000, People's Republic of China: The crackdown on Falun Gong and other so-called 「heretical organizations」, 23 March 2000 [accessed 23 July 2007] <http://web.amnesty.org/library/Index/engASA170112000>
- c ASA 17/05/94, China: Dissidents detained since 1992: Political Trials and Administrative Sentences, published 1994 (Courtesy of Amnesty International UK)
- d ASA 17/026/2003, China, Going Shengliang(m). aged 48, 11 June 2003 [accessed 23 July 2007] <http://web.amnesty.org/library/Index/ENGASA170262003?open&of=ENG-CHN>
- e ASA 17/004/2005, Hada (m), aged 49, political activist, 28 January 2005 [accessed 23 July 2007] <http://www2.amnesty.se/uaonnet.nsf/Senaste+veckan/EA5C5D36AB0983B6C1256F9A00308071?opendocument>
- f Amnesty September/October 2003 Issue 121, pages 4-7
- g China Report 2007 [accessed 23 July 2007] <http://theReport.amnesty.org/eng/Regions/Asia-Pacific/China>
- h ASA 17/015/2007, People's Republic of China: The Olympics countdown: Repression of activists overshadows death penalty and media reforms, 30 April 2007 [accessed 23 July 2007] <http://web.amnesty.org/library/Index/ENGASA170152007?open&of=ENG-CHN>
- i China Report 2005 (covering events from January–December 2004) [accessed 23 July 2007] <http://web.amnesty.org/Report2005/chn-summary-eng>
- j ASA 17/033/2007, China: Tiananmen anniversary – looking forward means facing up to the past, 1 June 2007 [accessed 24 July 2007] <http://web.amnesty.org/library/Index/ENGASA170332007?open&of=ENG-CHN>

- k AST 50/007/2004, The death penalty worldwide: developments in 2003, 6 April 2004 [accessed 23 July 2007]
<http://web.amnesty.org/library/Index/ENGACT500072004?open&of=ENG-C HN>
- l -
- m EUR 57/002/2006, Kazakstan: Further information on Forcible return/torture/death penalty, 27 June 2006 [accessed 23 July 2007]
<http://web.amnesty.org/library/Index/ENGEUR570022006?open&of=ENG- CHN>
- n ASA 17/008/2007, China: Internal migrants: Discrimination and abuse: The human cost of an economic 'miracle', 1 March 2007 [accessed 13 April 2007]
<http://web.amnesty.org/library/Index/ENGASA170082007?open&of=ENG-2 AS>
- o ASA 17/016/2006, People's Republic of China Abolishing 「Re-education through Labour」 and other forms of punitive administrative detention: An opportunity to bring the law into line with the International Covenant on Civil and Political Rights, 12 May 2006 [accessed 23 July 2007]
<http://web.amnesty.org/library/Index/ENGASA170162006?open&of=ENG-C HN>

[7] **Human Rights Watch (HRW)** <http://www.hrw.org/>

- a Devastating Blows: Religious Repression of Uighurs in Xinjiang, April 2005 [accessed 19 April 2007] <http://hrw.org/Reports/2005/china0405/>
- b 「We Could Disappear At Any Time」 Retaliation and Abuses Against Chinese Petitioners, 8 December 2005 [accessed 24 July 2007]
<http://hrw.org/Reports/2005/china1205/>
- c Restrictions on AIDS Activists in China, June 2005 [accessed 24 July 2007]
<http://hrw.org/Reports/2005/china0605/>
- d China: Political Prisoner Exposes Brutality in Police-Run Mental Hospital, Eyewitness Testimonies from Notorious Ankang Asylum, 1 November 2005 [accessed 17 May 2007]
<http://hrw.org/english/docs/2005/11/01/china11957.htm>
- e China: No Medical Reason to Hold Dissident, 17 March 2006 [accessed 17 May 2007] <http://hrw.org/english/docs/2006/03/17/china13010.htm>
- f Locked Doors: The Human Rights of People living with HIV/AIDS in China, September 2003 [accessed 17 May 2007]
<http://www.hrw.org/Reports/2003/china0803/>
- g China: AIDS Treatment Plan Welcome But Must Protect Rights, 11 November 2003 [accessed 17 May 2007]
<http://www.hrw.org/press/2003/11/china111103.htm>
- h China: Fewer Tibetans on Lhasa's Key Ruling Body, 7 November 2006 [accessed 3 April 2007]
<http://hrw.org/english/docs/2006/11/07/china14522.htm>
- i World Report 2007: China, January 2007 [accessed 12 April 2007]
<http://hrw.org/englishwr2k7/docs/2007/01/11/china14867.htm>
- j -
- k China: Tiananmen Legacy Defies Olympic Gloss, 1 June 2007 [accessed 24 July 2007] <http://hrw.org/english/docs/2007/06/01/china16043.htm>
- l China: Repression spikes as People's Congress closes, 14 March 2007 [accessed 13 April 2007]
<http://hrw.org/englishwr2k7/docs/2007/01/11/china14867.htm>
- m China: Beijing Closes Schools for Migrant Children in Pre-Olympic Clean-Up, 25 September 2006 [accessed 24 July 2007]
<http://hrw.org/english/docs/2006/09/26/china14263.htm>

- [8] **International Crisis Group** <http://www.crisisgroup.org>
 a Perilous Journeys: The Plight of North Koreans in China and Beyond, Asia Report No.122, 26 October 2006 [accessed 24 July 2007]
<http://www.crisisgroup.org/home/index.cfm?id=4469&l=1>
- [9] **BBC News** <http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/default.stm>
 a Timeline: China, 13 July 2007 [accessed 24 July 2007]
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/asia-pacific/country_profiles/1288392.stm
 b Nepal arrests Tibetan immigrants, 27 June 2003 [accessed 24 July 2007]
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/3025784.stm
 c Country profile: Taiwan, 3 March 2007 [accessed 19 April 2007]
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/asia-pacific/country_profiles/1285915.stm
 d Democracy Wall [accessed 19 April 2007]
http://news.bbc.co.uk/1/shared/spl/hi/asia_pac/02/china_party_congress/china_ruling_party/key_people_events/html/democracy_wall.stm
 e China death penalty verdicts drop, 8 June 2007 [accessed 24 July 2007]
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/asia-pacific/6733279.stm>
 f Timeline: Tibet, 4 June 2007 [accessed 24 July 2007]
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/asia-pacific/country_profiles/6299565.stm
 g China issues 'terrorist' list, 15 December 2003 [accessed 24 July 2007]
<http://news.bbc.co.uk/2/hi/asia-pacific/3319575.stm>
 h Chinese angry at Japan's UN bid, 4 April 2005 [accessed 24 July 2007]
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/asia-pacific/4408627.stm>
 i Out of the closet in China, 13 January 2004 [accessed 24 July 2007]
<http://news.bbc.co.uk/2/hi/asia-pacific/3389767.stm>
 j China rally prompts Japan protest, 10 April 2005 [accessed 24 July 2007]
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/asia-pacific/4429509.stm>
 k HK legislators pass 'spying law', 6 August 2006 [accessed 24 July 2007]
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/asia-pacific/5249708.stm>
 l Pope rallies split Chinese flock, 30 June 2007 [accessed 31 July 2007]
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/asia-pacific/6256234.stm>
 m China's victims pick a brave fight, 27 July 2004 [accessed 24 July 2007]
<http://news.bbc.co.uk/2/hi/asia-pacific/3926759.stm>
 n -
 o 'Ethnic violence' hits China region, 1 November 2004 [accessed 24 July 2007]
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/asia-pacific/3970611.stm>
 p China's Christians suffer for their faith, 9 November 2004 [accessed 24 July 2007]
<http://news.bbc.co.uk/2/hi/asia-pacific/3993857.stm>
 q New count halves China divorces, 26 January 2007 [accessed 30 April 2007]
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/asia-pacific/6302357.stm>
 r China rules on religion relaxed, 19 December 2004 [accessed 24 July 2007]
<http://news.bbc.co.uk/2/hi/world/asia-pacific/4109051.stm>
 s China's modern power house, 1 October 2005 [accessed 12 July 2007]
http://news.bbc.co.uk/1/hi/programmes/from_our_own_correspondent/4298284.stm
 t China's western border 'defenders', 17 November 2005 [accessed 24 July 2007]
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/asia-pacific/4445736.stm>
 u -
 v -
 w -
 x -
 y -
 z -

- aa Thousands demand Hong Kong rights, 1 July 2006 [accessed 24 July 2007]
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/asia-pacific/5136532.stm>
 - ab -
 - ac -
 - ad China official admits to torture, BBC, 20 November 2006 [accessed 11 April 2007]
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/asia-pacific/6164408.stm>
 - ae China ban on new internet cafes, 6 March 2007 [accessed 16 April 2007]
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/asia-pacific/6422555.stm>
 - af -
 - ag China economy records huge growth, 25 January 2007 [accessed 24 April 2007]
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/business/6297083.stm>
 - ah HK's draw for pregnant Chinese, 31 January 2007 [accessed 26 April 2007]
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/asia-pacific/6317127.stm>
- [10] **CNN News** <http://edition.cnn.com/ASIA/>
- a China executes official for spying, 9 August 2006 [accessed 9 August 2006]
<http://edition.cnn.com/2006/WORLD/asiapcf/08/08/china.taiwan.spying.ap/index.html>
 - b China sticking to one-child policy, 23 January 2007 [accessed 16 April 2007]
<http://edition.cnn.com/2007/WORLD/asiapcf/01/23/china.population.ap/index.html>
 - c -
- [11] **US Library of Congress**
- a Country Profile: China, August 2006 [accessed 26 July 2007]
<http://lcweb2.loc.gov/frd/cs/profiles.html>
- [12] **People's Daily** <http://english.peopledaily.com.cn/>
- a -
 - b -
 - c -
 - d China's Supreme Court Explains Marriage Laws, 28 April 2003 [accessed 17 March 2005]
 - e Two Chinese sentenced for Plotting Overthrow of State Power, 10 May 2003 [accessed 17 March 2005]
 - f -
 - g China Simplifies Procedures for Marriage, Divorce, 19 August 2003 [accessed 17 March 2005]
 - h -
 - i China Won't Register in Same-sex Marriages: Official, 20 August 2003 [accessed 17 March 2005]
 - j -
 - k -
 - l -
 - m China discipline nearly 300 prosecutors for misconduct, 7 February 2007 [accessed 17 April 2007]
http://english.people.com.cn/200702/07/eng20070207_348291.html
 - n China issues first certificate for profession psychologists, 21 March 2005 [accessed same date]
 - o -
 - p People increasingly concerned with frequent assaults on policemen, 8 October 2005 [accessed 25 July 2007]
http://english.people.com.cn/200510/08/eng20051008_213282.html
 - q Govt to pay for AIDS tests, consultations, 15 April 2004 [accessed 17 March 2005]

- r -
- s Roundup: China's disabled group enter new stage of development, 10 June 2006 [accessed 12 June 2006]
- t China moves against local meddling in court cases, 21 June 2006 [accessed 25 July 2007]
http://english.people.com.cn/200606/21/eng20060621_276052.html
- u China details new laws of official abuse and torture, 27 July 2006 [accessed 25 July 2007]
http://english.people.com.cn/200607/27/eng20060727_287032.html
- v -
- w -
- x -
- y China sacks 34 police officials for misconduct, 19 August 2006 [accessed 25 July 2007]
http://english.peopledaily.com.cn/200608/19/eng20060819_294618.html
- z Official says Falun Gong's claim 'absurd' 30 March 2006 [accessed 25 July 2007]
http://english.people.com.cn/200603/30/eng20060330_254605.html
- aa Beijing police smash capital's first organized crime ring, 16 October 2006 [accessed 25 July 2007]
http://english.peopledaily.com.cn/200610/16/eng20061016_312228.html
- ab Free medical care for AIDS patients, HIV carriers in south China, 18 April 2005 [20 April 2005]
- ac One-child policy 'will not change', 30 September 2006 [accessed 25 July 2007]
http://english.people.com.cn/200609/30/eng20060930_307781.html
- ad China punishes 67,505 crooked officials in less than 4 years, 24 October 2006 [accessed 25 July 2007]
http://english.people.com.cn/200610/24/eng20061024_314445.html
- ae China's anti-corruption campaign troubled by rising probation rate, 14 August 2006 [accessed 25 July 2007]
http://english.people.com.cn/200608/14/eng20060814_292915.html
- af -
- ag Chinese police chiefs ordered to meet petitioners in person, 11 June 2005 [accessed 13 June 2005]
- ah China's religious believers thrice official estimate, 7 February 2007 [accessed 17 April 2007]
http://english.people.com.cn/200702/07/eng20070207_348212.html

[13] **Xinhua news agency** <http://www.xinhuanet.com/english/index.htm>

- a Beijing Eases Birth Control Policy, 9 August 2003 [accessed 2 August 2004]
- b HIV cases rising, true figure unknown, 1 December 2004 [accessed 25 July 2007]
http://news.xinhuanet.com/english/2004-12/01/content_2279991.htm
- c 794 school heads sacked for unreasonable fee charges in China, 28 February 2006 [accessed 25 July 2007]
http://news.xinhuanet.com/english/2006-02/28/content_4239416.htm
- d Beijing launches second-generation ID cards, 7 April 2004 [accessed 17 March 2005]
- e Full text of Anti-Secession Law, 14 March 2005 [accessed same date]
- f China to renew 200 min ID cards in 2006, 8 March 2006 [accessed 25 July 2007]
<http://www.chinanews.cn/news/2005/2006-03-08/19879.html>
- g -
- h New policy eases one-child policy, 25 June 2004 [accessed 17 March 2005]
- i China vow on sex-based abortion, 2 August 2006 [accessed 25 July 2007]
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/asia-pacific/5237980.stm>

- j Statute shows greater resolve in AIDS control, 13 February 2006
[accessed 25 July 2007]
http://news.xinhuanet.com/english/2006-02/13/content_4171114.htm
- k -
- l -
- m Orphanage director jailed over baby selling scam, 27 February 2006
[accessed 25 July 2007]
http://news.xinhuanet.com/english/2006-02/27/content_4233358.htm
- n More Chinese studying abroad return, 6 January 2006
[accessed 2 March 2006]
- o Int'l Buddhist forum to open in Hangzhou, 14 April 2006
[accessed 25 July 2007]
http://news.xinhuanet.com/english/2006-04/12/content_4418798.htm
- p High costs keep people put of hospitals, 22 November 2004
[accessed 23 November 2004]

[14] **China Daily** <http://www.chinadaily.com.cn/english/home/index.html>

- a Religious affairs rules promulgated, 18 December 2004
[accessed 22 March 2005]
- b China: Drug bid to skirt family planning, 14 February 2006
[accessed 25 July 2007]
http://www2.chinadaily.com.cn/english/doc/2006-02/14/content_520018.htm
- c Henan police deal 'most wanted' cards, 16 November 2005
[accessed 25 July 2007]
http://www.chinadaily.com.cn/english/doc/2005-11/16/content_494978.htm
- d Court gets back power of death reviews, 14 March 2005
[accessed same date]
- e Women look for ways to defeat domestic violence, 26 November 2003
[accessed 17 March 2005]
- f New hotline to offer help to gay people, 11 May 2006
[accessed 25 July 2007]
http://www.chinadaily.com.cn/china/2006-05/11/content_586770.htm
- g Rural women still face inequalities, 1 February 2002 [accessed 25 July 2007]
<http://www.china.org.cn/english/2002/Feb/26285.htm>
- h Domestic violence rises over holidays, 4 February 2004
[accessed 17 March 2005]
- i 22 mln 「leftover children」, 6 July 2006 [accessed 25 July 2007]
http://www.chinadaily.com.cn/bizchina/2006-07/06/content_634681.htm
- j HIV/AIDS sufferers can receive free therapy, 14 April 2004
[accessed 17 March 2005]
- k 'Police should only shoot as last resort', 12 April 2006
[accessed 25 July 2007]
http://www.chinadaily.com.cn/china/2006-04/12/content_565656.htm
- l Courts to hear appeals of death sentences in open court, 26 September 2006 [accessed 25 July 2007]
http://www.chinadaily.com.cn/china/2006-09/26/content_696609.htm
- m Gov't-backed gay forum makes cautious debut, 15 August 2006 [accessed 25 July 2007]
http://www.chinadaily.com.cn/china/2006-08/15/content_664777.htm
- n -
- o -

[15] **Reproductive Health Journal**
<http://www.reproductive-health-journal.com>

- a Illegal births and legal abortions – the case of China, 11 August 2005, by Elina Hemminki, Zhuochun Wu, Guiying Cao, Kirsi Viisainen [accessed 25 July 2007] <http://www.reproductive-health-journal.com/content/2/1/5>

[16] China Democracy Party UK Branch

<http://www.ukcdp.co.uk/ukcdp/cdpukrecru.htm>

- a UK Branch of China Democracy Party [accessed 25 July 2007] <http://www.ukcdp.co.uk/ukcdp/ukcdp.htm>

[17] Lexis-Nexis

<https://web.lexis-nexis.com/professional/?ut=1122904521526>

- a Rights-China: Religious Sect Now the 「Evil Enemy」, 4 November 1999, ISP-Inter Press Service/Global Information Network [accessed 12 November 2004]
- b Chinese official vows Falun Gong will 'vanish', 5 November 1999, Chicago Sun-Times [accessed 12 November 2004]
- c Text of a Report by the Chinese provincial newspaper 'Sichuan Ribao', Sichuan cracks down upon Guo Gong sect, 29 October 1999, BBC Summary of World Broadcasts dated 30 October 1999 [accessed 12 November 2004]
- d Son of sect founder convicted of fraud, 8 July 2003, the South China Morning Post [accessed 12 November 2004]
- e Trial starts in China of underground church leader accused in killings, Associated Press Worldstream, 27 February 2006 [accessed 27 February 2006]
- f Trial of China's 'Sopranos' revives Triad fears, The Independent, 15 July 2005 [accessed 24 July 2006]
- g Chinese orphanages help orphans find foster homes, 22 April 2004, Xinhua news agency [accessed 11 August 2004]
- h The Smugglers' Due, 11 June 2005, The New York Times [accessed 16 June 2006]
- i Protest monastery returns to work, The Times, 21 April 2006 [accessed 7 August 2006]
- j Economic and social upheaval on the mainland is blamed for a surge in mental illness. Benjamin Robertson Reports on moves to stem the tide, 15 January 2005, South China Morning Post [accessed 16 February 2005]
- k -
- l Inside China: Chinese takeaways; the American child adoption factory, The Daily Mirror, 9 August 2005 [accessed 5 October 2005]
- m -
- n Abortions up in China as taboos weaken, The Japan Times, 7 August 2006 [accessed 14 September 2006]

[18] Maps

- a Map of China [accessed 18 May 2007] <http://www.reliefweb.int/rw/RWB.NSF/db900LargeMaps/SKAR-64GCM9?OpenDocument>
- b Map of Tibet, Lonely Planet [accessed 18 May 2007] http://www.lonelyplanet.com/mapshells/north_east_asia/tibet/tibet.htm
- c Map of Taiwan, Lonely Planet [accessed 18 May 2007] http://www.lonelyplanet.com/mapshells/north_east_asia/taiwan/taiwan.htm
- d Map of Hong Kong, Lonely Planet [accessed 18 May 2007] http://www.lonelyplanet.com/mapshells/north_east_asia/hong_kong/hong_kong.htm
- e Map of Macao, Lonely Planet [accessed 18 May 2007] http://www.lonelyplanet.com/mapshells/north_east_asia/macau/macau.htm

- f Map of Xinjiang, Encarta [accessed 18 May 2007]
http://encarta.msn.com/map_701517738/Xinjiang_Uyqur.html
 - g Nepal: Selected Ethnic Groups, posted 18 January 2006
[accessed 18 May 2007]
<http://www.reliefweb.int/rw/rwb.nsf/doc404?OpenForm&rc=3&emid=EVIU-6AKEJJ>
 - h Chinese Linguistic Groups [accessed 18 May 2007]
http://www.lib.utexas.edu/maps/middle_east_and_asia/china_ling_90.jpg
- [19] **The Languages of the World, published 2005**
- [20] **China Democracy Party**
a Messages from the Chairman, 2 November 2006 [accessed 30 July 2007]
<http://www.cdpweb.org/english/index.htm>
- [21] -
- [22] **Aid to the Church in Need**
<http://www.acn.org.uk>
a Cardinal Zen: 「Chinese Catholics winning a victory」 30 September 2006
[accessed 10 October 2006] <http://www.acn.org.uk/shop/frameset.asp>
- [23] **United States Office of Personnel Management Investigations Service**
<http://www.opm.gov/guidance/index.htm>
a Citizenship Laws of the World, March 2001
- [24] **International Organization for Migration (IOM)**
a Julia Meredith Hess, Statelessness and the State: Tibetans, Citizenship, and Nationalist Activism in a Transnational World. International Migration Vol. 44 (1) 2006
- [25] **China Support Network**
<http://www.chinasupport.net/site.php?section=news>
a Amid rising tensions and activism, Chinese dissidents focus on their humanitarian crisis, 29 August 2002 [accessed 18 May 2007]
<http://www.chinasupport.net/site.php?page=news21>
- [26] **Freedom House** <http://www.freedomhouse.org>
a The Worst of the Worst: The World's Most Repressive Societies 2005, 6 September 2006, China [accessed 25 July 2007]
<http://www.freedomhouse.org/template.cfm?page=138&Report=40>
- [27] **United Nations Inter-Agency Project (UNIAP) on Human Trafficking in the Greater Mekong Sub-Region** <http://www.no-trafficking.org/>
a China [accessed 30 July 2007]
http://www.no-trafficking.org/content/Country_Pages_China/overview_china.htm
- [28] **Congressional-Executive Commission on China** <http://www.cecc.gov>
a Annual Report 2006, 20 September 2006 [accessed 26 September 2006]
<http://www.cecc.gov/pages/annualRpt/annualRpt06/index.php?PHPSESSID=29be5b1310ccd69a77fe8a491c7937ab>

- [29] **UNICEF** <http://www.unicef.org>
 a Info by Country: China [accessed 9 August 2006]
<http://www.unicef.org/infobycountry/china.html>
- [30] **CIA World Factbook**
<https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/index.html>
 a China, 19 July 2007 [accessed 25 July 2007]
<https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/ch.html>
- [31] **Foreign and Commonwealth Office (FCO)**
 a Country Profiles: China, 13 March 2007 [accessed 19 April 2007]
<http://www.fco.gov.uk/servlet/Front?pagename=OpenMarket/Xcelerate/ShowPage&c=Page&cid=1007029394365&a=KCountryProfile&aid=1018965313021>
 b Country Profiles: Taiwan, 25 January 2007 [accessed 17 July 2007]
<http://www.fco.gov.uk/servlet/Front?pagename=OpenMarket/Xcelerate/ShowPage&c=Page&cid=1007029394365&a=KCountryProfile&aid=1019041599961>
 c Hong Kong (Special Administrative Region of China), 12 December 2006 [accessed 17 July 2007]
<http://www.fco.gov.uk/servlet/Front?pagename=OpenMarket/Xcelerate/ShowPage&c=Page&cid=1007029394365&a=KCountryProfile&aid=1018965321201>
 d Macao (Special Administrative Region of China), 8 December 2006 [accessed 17 July 2007]
<http://www.fco.gov.uk/servlet/Front?pagename=OpenMarket/Xcelerate/ShowPage&c=Page&cid=1007029394365&a=KCountryProfile&aid=1095424214576>
 e -
 f Email from the FCO, dated 25 May 2005
 g Letter from the FCO dated 15 July 2005
 h Tibet – naming conventions, courtesy of the FCO
 i Human Rights Annual Report 2006, 12 October 2006 [accessed 26 July 2007]
<http://www.fco.gov.uk/servlet/Front?pagename=OpenMarket/Xcelerate/ShowPage&c=Page&cid=1159199103169>
 j -
 k Information on the use of wanted posters in China, 10 April 2006
- [32] **United Nations Publications**
 a Special Rapporteur on Torture Highlights Challenges at End of Visit to China, 2 December 2005 [accessed 6 December 2005]
<http://www.unhcr.ch/hurricane/hurricane.nsf/NewsRoom?OpenFrameSet>
 b Report of the Special Rapporteur on torture and other cruel, inhuman or degrading treatment or punishment, Manfred Nowak; Mission to China [E/CN.4/2006/6/Add.6, 10 March 2006 [accessed 23 March 2006]
 c UNHCR position paper on Falun Gong, 1 January 2005
 d WRITENET China: Background paper on the situation of North Koreans in China, January 2005 [accessed 23 August 2005]
<http://www.unhcr.ch/cgi-bin/texis/vtx/rsd?search=coi&source=writenet>
 e WRITENET People's Republic of China: Background Paper on the situation of the Tibetan Population, February 2005 [accessed 13 April 2007]
<http://www.unhcr.org/country/chn.html>

- f UNHCR, The State of The World's Refugees 2000: Fifty Years of Humanitarian Action (2000), Ruptures in South Asia. Page 63 [accessed 27 July 2007]
<http://www.reliefweb.int/library/documents/unhcr2000.htm>
- g China and UN Rights Office Agree on Cooperation to Help Country Implement, Ratify Rights Covenants, 31 August 2005 [accessed 27 July 2007]
<http://www.unhchr.ch/huricane/hurricane.nsf/view01/488FA37E3D6E5A26C125706E0034F59F?opendocument> UNHRC via
<http://www.ohchr.org/english/>
- [33] **Transparency International (TI)** <http://www.transparency.org>
a Corruption Perception Index 2006 [accessed 27 July 2007]
http://www.transparency.org/policy_research/surveys_indices/cpi/2006
- [34] **Catholic Online** <http://www.catholic.org>
a Vatican-China rapprochement may significantly affect universal church, 13 February 2006 [accessed 27 July 2007]
http://www.catholic.org/international/international_story.php?id=18685
- [35] **Laogai Research Foundation** <http://www.laogai.org>
a Hundreds of women in Shandong Province forced to have abortions, 13 April 2005 [accessed 27 July 2007]
<http://www.laogai.org/news/newsdetail.php?id=2319>
b Laogai Research Foundation Summer Report 2004 (Vol. 12 No. 2) [accessed 18 May 2007] <http://www.laogai.org/news/newsdetail.php?id=2156>
- [36] **The Dui Hua Foundation**
<http://www.duihua.org/>
http://www.duihua.org/our_work/publications/newsletter/newsletter.htm
a Dialogue newsletter, Issue 13/Fall 2003 [accessed 26 July 2005]
b Press Release: Last Known Female Political Prisoner in TAR Released Early, 28 June 2006 [accessed 27 July 2007]
<http://www.duihua.org/2006/06/press-release-last-known-female.html>
c Dialogue newsletter Issue 17/Fall 2004 [accessed 24 February 2005]
d Tony Shidong to be Released on March 9, Dui Hua Told, 7 March 2006 [accessed 27 July 2007]
http://www.duihua.org/press/statements/statement_on_tongshidong_release.htm
- [37] **War Resister's International (WRI)**
a Refusing to Bear Arms: A worldwide survey of conscription and conscientious objection to military service: China, 15 March 1998 [accessed 27 July 2007] <http://www.wri-irg.org/co/rtba/china.htm>
- [38] **Center for Reproductive Rights** <http://www.reproductiverights.org>
a Women of the World: Laws and Policies Affecting their Reproductive Lives, East and Southeast Asia, 2005 [accessed 27 July 2007]
http://www.reproductiverights.org/pub_bo_seasia.html
- [39] **Human Rights in China (HRIC)** <http://iso.hrichina.org/public/index>
a Officials Conclude Self-Inflicted Injury in Fu Xiancai Case, 26 July 2006 [accessed 27 July 2007]
<http://iso.hrichina.org/public/contents/press?revision%5fid=29613&item%5fid=29609>

- b China: Minority Exclusion, Marginalization and Rising Tensions, 25 April 2007 [accessed 31 July 2007]
<http://hrichina.org/public/contents/article?revision%5fid=36063&item%5fid=36055>
- [40] **Epoch Times** <http://english.epochtimes.com/123,92,,1.html>
- a Lawyer Mo Shaoping Analyzes the Difficulties of Being a Criminal Lawyer in China, 19 October 2005 [accessed 27 July 2007]
<http://english.epochtimes.com/news/5-10-19/33495.html>
- b Worse Than Any Nightmare – Journalist Quits China to Expose Concentration Camp Horrors and Bird Flu Coverup, 10 March 2006 [accessed 27 July 2007]
<http://www.theepochtimes.com/news/6-3-10/39111.html>
- c Birth Permits Not Granted to Students, 27 October 2005 [accessed 27 July 2007] <http://english.epochtimes.com/news/5-10-27/33848.html>
- d Deportation Results in a Three Year Labor Camp Sentence, Germans rally to gain deportee's freedom; officials are remorseful, 4 June 2005 [accessed 27 July 2007] <http://english.epochtimes.com/news/5-5-4/28445.html>
- e 20 Million Brave Souls Quit the CCP, 23 March 2007 [accessed 27 July 2007]
<http://en.epochtimes.com/news/7-3-23/53263.html>
- [41] **Guardian** <http://www.guardian.co.uk/china/>
- a China's irrational disaster – Persecution of Falun Gong has backfired on Beijing, 26 April 2000 [accessed 20 July 2005]
- b China protester 'paralysed by beating', 13 June 2006 [accessed 27 July 2007]
<http://www.guardian.co.uk/china/story/0,,1796616,00.html>
- c Victims of sands and the snakeheads, 7 February 2004 [accessed 20 July 2005]
- d China stops anti-Japan protests, 5 May 2005 [accessed same date]
- e Shanghai eases China's one-child policy rule, 14 April 2004 [accessed 20 July 2005]
- f Flight from North Korea gains pace, 28 July 2004 [accessed 20 July 2005]
- g Thanks to Mao, Zhang Yin's a billionaire, 15 October 2006 [accessed 27 July 2007]
<http://www.guardian.co.uk/china/story/0,,1922820,00.html>
- h Tibetans tortured by Chinese after failed escape attempt, says survivor, 1 February 2007 [accessed 16 April 2007]
<http://www.guardian.co.uk/china/story/0,,2003204,00.html>
- i China's leaders launch smokeless war against internet and media dissent, 26 September 2005 [accessed 27 July 2007]
<http://www.guardian.co.uk/china/story/0,7369,1578189,00.html>
- j Land seizures threaten social stability, warns China's leader, 21 January 2006 [accessed 16 July 2007]
http://www.guardian.co.uk/china/story/0,,1691804,00.html#article_continue
- [42] **Tibetan Information Network (TIN)** <http://www.tibetinfo.net/>
- a 17-Point Agreement [accessed 7 April 2005]
<http://www.tibetinfo.net/publications/docs/spa.htm>
- b New Punishment Block at Drapchi Prison, 16 August 2002, Tibetan Information Network [accessed 26 July 2005]
<http://www.tibetinfo.net/news-updates/2002/1608.htm>
- c Current Trends in Tibetan Political Imprisonment. Increase in Sichuan; decline in Qinghai and Gansu, 6 February 2004 [accessed 26 July 2005]
<http://www.tibetinfo.net/news-updates/2004/0602.htm>

- d New Details on Cases of Tibetan Political Imprisonment, 8 July 2004
[accessed 26 July 2005] <http://www.tibetinfo.net/news-updates/2004/0807.htm>
- e Border shootings and travel restrictions, 4 February 2007 [accessed 24 April 2007] <http://www.tibetinfo.net/content/update/58>
- [43] **Phayul** <http://www.phayul.com/Index.aspx>
 - a Seven of the 18 Tibetans Repatriated from Nepal Still Imprisoned, New Prison in Shigatse Designated for Tibetan Refugees, 23 December 2003, Phayul, International Campaign for Tibet (ICT) [accessed 27 July 2007]
<http://www.phayul.com/news/article.aspx?id=5712>
 - b Brutal Treatment Reportedly Awaits Repatriated Tibetans, 24 January 2004, ICT [accessed 27 July 2007]
<http://www.phayul.com/news/article.aspx?id=5923&t=1>
- [44] **Australia Tibet Council** <http://www.atc.org.au/>
 - a Nepal Adopts New Policy on Tibetan Refugees, 27 August 2003
[accessed 23 August 2005]
http://www.atc.org.au/news/news/20030827_refugeespolicy.html
 - b Three Tibetans Jailed for Suspected Separatism, 23 September 2004
[accessed 23 August 2005]
http://www.atc.org.au/news/news/20040923_rfa_3jailed.html
 - c Tibetans Detained After Wave of Burning of Animal Skins Throughout Tibet, February 2006 [accessed 13 April 2007]
http://www.atc.org.au/index.php?option=com_content&task=view&id=54&Itemid=28
- [45] **Tibetan Centre for Human Rights and Democracy (TCHRD)**
<http://www.tchrd.org/>
 - a Annual Report 2006: Human Rights Situation in Tibet [accessed 27 July 2007]
http://www.tchrd.org/publications/annual_reports/
- [46] **China Information Centre (cicus.org)** <http://www.cicus.org/news/index.php>
 - a Statement of Harry Wu, 8 June 2006 [accessed 19 July 2006]
<http://www.cicus.org/news/newsdetail.php?id=6492>
 - b My viewpoint of the alleged 「Sujiatun Camp」 and how it is formed, 18 July 2006 [accessed 19 July 2006]
<http://www.cicus.org/news/newsdetail.php?id=6491>
 - c Zhang Hongbao killed in car accident, 31 August 2006 [accessed 7 September 2006] <http://www.cicus.org/news/newsdetail.php?id=6641>
- [47] **KuraKani.Tk** <http://www.kurakani.tk/index.php>
 - a A case study of Tibetan in Nepal, 20 January 2004
[accessed 27 July 2007] <http://www.kurakani.tk/Article112.phtml>
- [48] -
- [49] **Spartacus: International Gay Guide (34th Edition), 2005/2006**
 - a China (PRC), page 161
- [50] **Academic Sources**
 - a China: From Exceptional Case to Global Participant, April 2004, Ronald Skeldon of the University of Sussex [accessed 27 July 2007]
<http://www.migrationinformation.org/Profiles/display.cfm?ID=219>

- b Crime, Punishment and Policing in China, edited by Borge Bakken, 2005. Chapter 7, Towards a Government of the Contract: Policing in the Era of Reform, Michael Dutton
 - c Maria Hsia Chang, The End of Days: Falun Gong, 2004
 - d Letter from Dr. John Powers of the Centre for Asian Societies and Histories at the Australian National University (ANU), Monastic Life in Tibet, 25 November 2005
 - e Chinese Globalization and Migration to Europe, Dr Frank N. Pieke, 9 March 2004, Center for Comparative Immigration Studies (CCIS) [accessed 21 July 2005] <http://www.ccis-ucsd.org/www.ccis-ucsd.org/PUBLICATIONS/wrkg94.pdf>
 - f Wild Grass, Ian Johnson, 2004
- [51] **Association for Asian Research (AFAR)** – dates refer to date article was uploaded at the site, not the original date of publication unless otherwise stated <http://www.asianresearch.org/>
- a The dark side of China, 19 June 2005 [accessed 27 July 2007] <http://www.asianresearch.org/articles/2573.html>
 - b A Strange Chinese Export, 26 December 2005 [accessed 27 July 2007] <http://www.asianresearch.org/articles/2791.html>
- [52] **Federation of American Scientists** <http://www.fas.org/main/home.jsp>
- a Chinese Intelligence Agencies: People's Armed Police [accessed 27 July 2007] <http://www.fas.org/irp/world/china/mps/pap.htm>
- [53] **World Health Organization (WHO)** <http://www.wpro.who.int/>
- a Regional Office for the Western Pacific, Country Health Information Profile: China [accessed 27 July 2007] <http://www.wpro.who.int/countries/chn/>
 - b Mental Health Atlas 2005 (a project of the Department of Mental Health and Substance Abuse, WHO, Geneva) Country Profile: China [accessed 27 July 2007] <http://www.cvdinfobase.ca/mh-atlas/>
- [54] **UNAIDS** <http://www.unaids.org/en/>
- a China [accessed 27 July 2007] <http://www.unaids.org/en/Regions/Countries/Countries/china.asp>
- [55] **Report into allegations of organ harvesting of Falun Gong practitioners in China, by David Matas and David Kilgour, 7 July 2006, revised 31 January 2007** [accessed 27 July 2007] <http://investigation.go.saveinter.net>
- [56] **Global Health Council**
- a China Bans Blood Trade to Stop AIDS, 28 August 2004 [accessed 27 July 2007] <http://www.globalhealth.org/news/article/5010>
- [57] -
- [58] **AsiaNews** <http://www.asianews.it/main.php?l=en>
- a -
 - b A new wave of persecution against Hebei Catholics, 27 September 2005 [accessed 27 July 2007] <http://www.asianews.it/view.php?l=en&art=4205>
 - c Hebei priest tortured and bishop arrested to stop pilgrimage, 11 August 2006 [accessed 27 July 2007]

<http://www.asianews.it/view.php?l=en&art=6934>

[59] **Washington Post**

- a Go West Young Han, 15 September 2000 [accessed 30 July 2007]
<http://www.hartford-hwp.com/archives/55/470.html>
- b China's Hidden Heroes, 4 July 2003 [accessed 30 July 2007]
http://www.duihua.org/outreach/test_speech_article/Articles/washintonpost20030704.htm
- c China Demands That Albania Return Ex-U.S. Detainees, 10 May 2006 [accessed 30 July 2007]
<http://www.washingtonpost.com/wp-dyn/content/article/2006/05/09/AR2006050900478.html>

[60] **The Nine Commentaries on the Communist Party (published by the Epoch Times)** [accessed 30 July 2007] <http://ninecommentaries.com/>

[61] **The Economist**

- a When opium can be benign, 1 February 2007 [accessed 24 April 2007]
<http://taiwansecurity.org/News/2007/Economist-010207.htm>

[62] **Committee to Protect Journalists (CPJ)** <http://www.cpj.org/>

- a Attacks on Press 2006: China [accessed 30 July 2007]
<http://www.cpj.org/attacks06/asia06/chi06.html>
- b Two Inner Mongolian websites closed because of 「separatist」 content, 3 October 2005 [accessed 30 July 2007]
http://www.rsf.org/article.php3?id_article=15189

[63] **Reporters Without Borders** <http://www.rsf.org/>

- a World Press Freedom Index 2006 [accessed 26 April 2007]
http://www.rsf.org/rubrique.php3?id_rubrique=639
- b 2007 Annual Report: China [accessed 30 July 2007]
http://www.rsf.org/article.php3?id_article=20779
- c The 11 commandments of the internet in China, 26 September 2005 [accessed 30 July 2007] http://www.rsf.org/article.php3?id_article=15141
- d -
- e -
- f Xinhua: The World's Biggest Propaganda Agency, October 2005 [accessed 30 July 2007] http://www.rsf.org/article.php3?id_article=15172
- g -

[64] **Asia Times Online** http://www.atimes.com/atimes/Front_Page.html

- a China puts Korean spat on map, 19 August 2004 [accessed 30 July 2007]
<http://atimes.com/atimes/Korea/FH19Dq01.html>
- b Scrapping safety-valve petition could backfire, 11 November 2004 [accessed 30 July 2007] <http://www.atimes.com/atimes/China/FK11Ad03.html>
- c China: Another dammed gorge, 3 June 2006 [accessed 30 July 2007]
<http://www.atimes.com/atimes/China/HF03Ad01.html>
- d Asia's Overscheduled Kids, 20 March 2006 [accessed 30 July 2007]
<http://www.time.com/time/asia/covers/501060327/story.html>
- e China's choice: Baby boom or bust, 21 March 2006 [accessed 30 July 2007] <http://www.atimes.com/atimes/China/HC21Ad01.html>
- f Anti-Japan protests may signal power struggle, 3 May 2005 [accessed 30 July 2007] <http://www.atimes.com/atimes/China/GE03Ad01.html>

- g China's revolution for everyone and no one, 21 October 2005 [accessed 30 July 2007] http://www.atimes.com/atimes/China_Business/GJ21Cb01.html
- h Wages of neo-liberalism Part 4: Development financing and urbanization, 22 July 2006 [accessed 30 July 2007] <http://www.atimes.com/atimes/China/HG22Ad01.html>
- i China's mobile death fleet, 21 June 2006 [accessed 30 July 2007] <http://www.atimes.com/atimes/China/HG21Ad01.html>
- j Islam with Chinese characteristics, 6 September 2006 [accessed 30 July 2007] <http://www.atimes.com/atimes/China/HI06Ad01.html>

[65] **TIME Magazine (Asia)** <http://www.time.com/time/asia/>

- a -
- b Jesus Is Back, and She's Chinese, 29 October 2001 [accessed 30 July 2007] <http://www.time.com/time/asia/news/magazine/0,9754,181681,00.html>
- c Renewed Faith, 24 April 2006 [accessed 30 July 2007] <http://www.time.com/time/asia/magazine/printout/0,13675,501060501-1186613,00.html>
- d A Conversation with the Dalai Lama, 18 October 2004 [accessed 30 July 2007] <http://www.time.com/time/asia/magazine/article/0,13673,501041025-725176,00.html>
- e Henan's Ethnic Tensions, 4 November 2004 [accessed 30 July 2007] <http://www.time.com/time/asia/magazine/article/0,13673,501041115-750858,00.html>
- f Enemies Of the State? How local officials in China launched a brutal campaign of forced abortions and sterilizations, 12 September 2005 [accessed 30 July 2007] <http://www.time.com/time/magazine/article/0,9171,1103579,00.html>
- g A Tale of Two Churches, 18 April 2005, TIME Asia [accessed 12 April 2005]
- h Long walk to freedom, 23 April 2006 [accessed 30 July 2007] <http://www.time.com/time/asia/covers/501060501/story.html>
- i Breaking Up Is Easy To Do, 30 October 2006 [accessed 30 July 2007] <http://www.time.com/time/magazine/article/0,9171,1552060,00.html>

[66] **Forum 18** <http://www.forum18.org/index.php>

- a China: How believers resist state religious policy, 18 January 2005 [accessed 30 July 2007] http://www.forum18.org/Archive.php?article_id=491&printer=Y
- b Xinjiang: Religious freedom survey September 2004, 20 September 2004 [accessed 30 July 2007] http://www.forum18.org/Archive.php?article_id=414
- c China: What can you do in a mosque, 28 September 2004 [accessed 30 July 2007] http://www.forum18.org/Archive.php?article_id=421
- d China: Despite new Regulations, religious policy still under strain, 8 March 2006 [accessed 30 July 2007] http://www.forum18.org/Archive.php?article_id=740&printer=Y
- e XINJIANG: Strict control of China's Uighur Muslims continues, 15 August 2006 [accessed 30 July 2007] http://www.forum18.org/Archive.php?article_id=829

[67] **The Independent** <http://news.independent.co.uk>

- a It's a woman's world, 8 March 2006 [accessed 30 July 2007] <http://news.independent.co.uk/world/politics/article350006.ece>

- [68] **Cardinal Kung Foundation** <http://www.cardinalkungfoundation.org/>
 a An Underground Catholic Bishop released after more than 10 years in prison, 25 August 2006 [accessed 30 July 2007]
<http://www.cardinalkungfoundation.org/press/060825.htm>
- [69] **Orthodoxy in China** <http://www.orthodox.cn/>
 a Orthodox Church Asks Official Recognition To Enhance Activities, 24 June 2004 [accessed 30 July 2007]
http://www.orthodox.cn/news/040624askrecog_en.htm
- [70] **United States Commission on International Religious Freedom (USCIRF)** <http://www.uscifr.gov/>
 a Annual Report, May 2007 [accessed 30 July 2007]
<http://www.uscifr.gov/countries/publications/currentReport/index.html>
- [71] **Belief.net** <http://www.beliefnet.com/>
 a Chinese Crackdown Goes Beyond Falun Gong – Seeing them as a threat, Beijing has also sought to eradicate a variety of similar groups based on traditional qi gong practices, 24 April 2000 [accessed 30 July 2007]
http://www.beliefnet.com/story/21/story_2153_1.html
 b China Jails Member of ‘Evil Cult’ for Importing Bibles for thousand, 9 January 2002 [accessed 30 July 2007]
http://www.beliefnet.com/story/97/story_9739_1.html
- [72] **Local Church Information Site** <http://www.lcinfo.org/>
 a Introduction to the 「Local Church」 movement, 4 October 2003 [accessed 30 July 2007] <http://www.lcinfo.org/?page=intro>
- [73] **Radio Free Asia (RFA)** <http://www.rfa.org/english/>
 a Hundreds of Tibetans Gather in Rare Protest, 21 March 2007 [Date accessed 18 April 2007]
http://www.rfa.org/english/tibetan/2007/03/21/tibet_protest/
 b Guangxi Officials Carry Out Mass Forced Abortions, 22 April 2007 [accessed 31 July 2007]
http://www.rfa.org/english/china/2007/04/22/china_abortions/
 c Chinese Authorities Detain Five Tibetans for Alleged Leafleting, 16 June 2006 [accessed 30 July 2007]
http://www.rfa.org/english/news/2006/06/16/tibet_karze/
 d China Detains Teenage Girl for Writing Pro-Independence Leaflets, Radio Free Asia (RFA), 18 August 2006 [accessed 30 July 2007]
http://www.rfa.org/english/news/2006/08/18/tibet_arrest/
 e China Detains Tibetan Abbot in Sichuan, Radio Free Asia, 7 September 2006 [accessed 30 July 2007]
http://www.rfa.org/english/news/2006/09/07/tibet_abbot/
 f China Detains Top Guangdong Rights Lawyer, Radio Free Asia, 19 September 2006 [accessed 30 July 2007]
http://www.rfa.org/english/news/2006/09/15/china_quofeixiong/
 g China on the Couch: Psychologists Struggle To Meet Demand, 15 September 2006 [accessed 30 July 2007]
http://www.rfa.org/english/china/2006/09/14/china_couch/
 h Tibetan Jailed for Three Years, 9 March 2007 [accessed 30 July 2007]
http://www.rfa.org/english/news/politics/2007/03/09/tibet_jail/
 i -
 j Uyghur Activist Executed in China, 8 February 2007 [accessed 30 July 2007]

http://www.rfa.org/english/news/breaking_news/2007/02/08/uyghur_executive/

- [74] **Christian Solidarity Worldwide (CSW)** <http://www.csw.org.uk/index.asp>
- a Two founders of South China Church on death row for church activities, 17 January 2002 [accessed 30 July 2007] <http://www.csw.org.uk/latestnews/article.php?id=76>
 - b Death Penalty Feared for Chinese Religious Leader, 10 March 2006 [accessed 30 July 2007] <http://www.csw.org.uk/latestnews/article.php?id=486>
 - c CSW dismayed over secret execution of Chinese religious leaders, 29 November 2006 <http://www.csw.org.uk/latestnews/article.php?id=577> [accessed 30 July 2007]
- [75] **Christian Science Monitor** <http://www.csmonitor.co>
- a Women in China finally making a great leap forward, 17 December 2004 [accessed 30 July 2007] <http://www.csmonitor.com/2004/1217/p01s04-woap.html>
- [76] **The Encyclopedia of the World's Minorities, published 2005**
- [77] **China Review**
- a At Death's Door, by Roger Hood An International Survey of the reduction in capital punishment worldwide, Summer 2005
- [78] **Restorative Justice** <http://www.restorativejustice.org/>
- a October 2005 Edition, A Restorative Justice Audit of the Chinese Criminal Justice System, by Xinzhou Zhang [accessed 30 July 2007] <http://www.restorativejustice.org/editions/2005/oct05>
- [79] **In These Times** <http://www.inthesetimes.com>
- a Ethnic Tensions Smoulder in China, 28 December 2004 [accessed 30 July 2007] <http://www.inthesetimes.com/site/main/article/1789/>
- [80] **Compassion, a Journal for Falun Dafa around the World, Issue 5 of 2004**
- [81] **Information from Falun Gong Association UK**
- a Healthy Body, Peaceful Heart: Falun Gong - A Path to Your Original, True Self, sent to COIS on 16 August 2005 by Falun Gong Association UK
 - b Answers to questions from the Country of Origin Information Service of the United Kingdom Home Office, 25 August 2006
- [82] **Clear Harmony: Falun Gong in Europe** <http://www.clearharmony.net/index.html>
- a List and Case Description of the 3073 Falun Gong Practitioners Who Have Been Killed In the Persecution, updated 29 July 2007 [accessed 30 July 2007] http://www.clearwisdom.net/emh/special_column/death_cases/death_list.html
 - b Re-constructions of the Tortures that Hubei Dafa Practitioner Liao Yuanhua Received in Fanjiatai Prison (Photos), 14 September 2004 [accessed 30 July 2007] <http://www.clearharmony.net/articles/200409/21919.html>

- [83] **Falun Gong Information Centre** <http://faluninfo.net/>
 a Torture Methods [accessed 30 July 2007] <http://faluninfo.net/torturemethods2/>
- [84] **US Citizenship and Immigration Services** <http://uscis.gov/graphics/index.htm>
<http://uscis.gov/graphics/services/asylum/ric/documentation/>
 a China: Information on Treatment of Homosexuals, 1 March 2001 [accessed 17 August 2005]
<http://uscis.gov/graphics/services/asylum/ric/documentation/CHN01001.htm>
 b China: Information on Treatment of Returning Peasants and Workers Who Violated the One-child Family Planning Policy While Abroad, 12 June 2002 [accessed 17 August 2005]
<http://uscis.gov/graphics/services/asylum/ric/documentation/CHN02002.htm>
 c India: Information on Tibetan Refugees and Settlements, 30 May 2003 [accessed 17 August 2005]
<http://uscis.gov/graphics/services/asylum/ric/documentation/IND03002.htm>
 d China: Information on Return to China After Having Children Abroad, 21 January 2004 [accessed 17 August 2005]
<http://uscis.gov/graphics/services/asylum/ric/documentation/CHN02002.htm>
 e China: Information on Treatment of Family and Relatives of Falun Gong Adherents, 25 February 2004 [accessed 18 March 2005]
<http://uscis.gov/graphics/services/asylum/ric/documentation/CHN04002.htm>
- [85] **China Scope** <http://www.chinascope.org/en/>
 a Issue in China: Many in Jails Without Trial, New York Times, 5 September 2005 [accessed 9 November 2005]
<http://www.chinascope.org/en/index.php?page=detail&id=1992>
- [86] **Hong Kong Government** <http://www.immd.gov.hk/>
 a Topical Issues: A General Guide to HKSAR Passport [accessed 30 July 2007]
http://www.immd.gov.hk/ehtml/topical_2.htm
- [87] **SOS Children's Villages** <http://www.sos-childrensvillages.org/>
 a Two decades of SOS Children's villages in China, 16 June 2005 [accessed 30 July 2007]
http://www.sos-childrensvillages.org/cgi-bin/sos/jsp/retrieve.do?BV_SessionID=@@@@1046019745.1125565242@@@@&BV_EngineID=ccccaddfhmidfficfngcfkmdhkhdfj.0&lang=en&site=ZZ&nav=5.1&cat=/514_news_archives&quart=472729&l1=556453
- [88] **Prima News** <http://www.prima-news.ru/eng>
 a Repression against Zhong Gong followers in China, 19 September 2001 PRIMA News [accessed 30 July 2007]
<http://prima-news.ru/eng/news/news/2001/9/19/18427.html>
- [89] **Worldwide Religious News (WWRN)** <http://www.wwrn.org/index.php>
 a 「China group asks IOC to press for leaders release」, 19 February 2001 [accessed 30 July 2007]
<http://www.wwrn.org/article.php?idd=12317&sec=50&cont=4> (Script error on page: Report will not print)

- [90] **The Times** <http://www.timesonline.co.uk/section/0,,3,00.html#>
- a Empowered Beijing ponders its religious might, 20 May 2006 [accessed 30 July 2007]
<http://www.timesonline.co.uk/article/0,,3933-2188404,00.html>
 - b China curbs courts killing too many innocent people, 27 October 2005 [accessed 30 July 2007]
<http://www.timesonline.co.uk/article/0,,3-1846366,00.html>
 - c China provokes Pope by naming bishop without Vatican blessing, 15 May 2006 [accessed 30 July 2007]
<http://www.timesonline.co.uk/article/0,,25689-2180675,00.html>
 - d Beijing pledges 'a fight to the death' with Dalai Lama, 14 August 2006 [accessed 30 July 2007]
<http://www.timesonline.co.uk/article/0,,25689-2312796,00.html>
 - e Cry for help from writer jailed for a book that no one saw, 3 August 2006 [accessed 30 July 2007]
<http://www.timesonline.co.uk/article/0,,25689-2296558,00.html>
 - f Police call halt to China's first gay cultural festival, 17 December 2005 [accessed 30 July 2007]
<http://www.timesonline.co.uk/article/0,,25689-1936654,00.html>
- [91] **Coalition to Stop the Use of Child Soldiers** <http://www.child-soldiers.org>
- a Global Report 2004: China [accessed 30 July 2007]
<http://www.child-soldiers.org/regions/country.html?id=44>
- [92] **International Constitutional Law (ICL)**
<http://www.oefre.unibe.ch/law/icl/index.html>
- a Constitution of Nepal, adopted 9 November 1990 [accessed 30 July 2007]
http://www.oefre.unibe.ch/law/icl/np00t_.html
- [93] **Channel News Asia**
<http://www.channelnewsasia.com/cna/asiapacific.htm>
- a -
 - b Snakehead network in east China 「huge」 as locals seek big money in Europe, 13 February 2004, Channel News Asia [accessed 30 July 2007]
http://www.channelnewsasia.com/stories/afp_asiapacific/view/70972/1/.html
- [94] **National Institute of Justice, Characteristics of Chinese Human Smugglers, US Department of Justice, August 2004**
[accessed 30 July 2007] www.ncjrs.org/pdffiles1/nij/204989.pdf
- [95] **The Kaiser Network** <http://www.kaisernetwork.org/>
- a Public Health & Education: Chinese Government Blocks Popular Web Site Containing Information About HIV/AIDS for Men Who Have Sex With Men, 19 May 2005 [accessed 30 July 2007]
http://www.kaisernetwork.org/daily_Reports/rep_index.cfm?hint=1&DR_ID=30176
 - b Chinese Province Closes 201 Medical Facilities for Performing Sex-Selective Abortions, 2 June 2006 [accessed 30 July 2007]
http://www.kaisernetwork.org/daily_Reports/rep_index.cfm?hint=2&DR_ID=37653
 - c China Is 'Strongly Committed' To Fighting HIV/AIDS, Official Says, 17 August 2006 [accessed 30 July 2007]

http://www.kaisernetwork.org/daily_Reports/rep_index.cfm?hint=1&DR_ID=39236

- [96] **Asian Sex Gazette** <http://www.asiansexgazette.com/>
- a China encourages couples to have girls in new program, 21 June 2005
[accessed 30 July 2007]
<http://www.asiansexgazette.com/asg/china/china04news49.htm>
 - b China reveals data on HIV and gay men, 3 December 2004
[accessed 30 July 2007]
<http://www.asiansexgazette.com/asg/china/china02news38.htm>
 - c -
- [97] **Cooperative Efforts to Manage Emigration (CEME), Visit to China (Fujian)**
20-25 June 2004
- [98] **Fujian Visit November 2003, Metropolitan Police Chinatown Unit**
- [99] **US Embassy in China** <http://www.usembassy-china.org.cn/>
- a Getting married in China [accessed 30 July 2007]
<http://www.usembassy-china.org.cn/shenyang/cons/marriage.html>
 - b Economic Section: Hukou Reform Targets Urban-Rural Divide
[accessed 30 July 2007] <http://www.usembassy-china.org.cn/econ/hukou.html>

— 目次に戻る